

# 関税行政



## 解 説

### 1. 関税政策

平成元年度（1989年度）から平成12年度（2000年度）にかけての時期は、昭和50年代以降年々拡大する対外不均衡に起因する貿易摩擦の解消を対外経済政策上の最優先課題の一つとして、我が国市場アクセスの改善に取り組んでいた時期である。当該時期の貿易動向、関税負担率等の推移等は、資料11-100～資料11-103「最近の関税をめぐる諸問題」、資料11-104「最近の税関行政をめぐる諸問題」及び資料11-105「関税改正と関税負担率等の推移」のとおりである。

関税面においては、平成元年度（1989年度）において、牛肉・オレンジ等農産物自由化に係る日米、日豪交渉の合意内容を踏まえた牛肉等農産物自由化関連50品目の関税改正、ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉の合意を踏まえたバナナ等熱帯産品に係る123品目の関税の撤廃、引下げが行われ、更に、平成2年度（1990年度）においては機械類を中心に1008品目の工業製品について関税の撤廃、引下げが行われた。（資料11-106「平成元年度関税率改正案」、資料11-107「平成2年度関税率改正案」）

さらに、大規模な関税率改正として、平成7年（1995年）1月に発効したウルグアイ・ラウンド合意に基づき、従来輸入数量制限等が行われてきた品目の関税化及び関税率の引下げが行われた。（資料11-108「ウルグアイ・ラウンド合意による関税率改正案」）

ウルグアイ・ラウンド合意による関税改正に併せ、関税率体系の整理合理化を行った。これは、本来短期的観点から設けられた関税暫定措置法に定められている税率（暫定税率）が長期にわたり実行税率化し、我が国の関税率水準として定着するなど、関税定率法に定められた税率（基本税率）と暫定税率の区分が不明確になりつつあったことから、その整理を図ったものである。

そのほか、平成5年（1993年）2月から、中国産フェロシリコマンガンに対し不当廉売関税が課されることとなった。これは、我が

国初の特種関税適用事例であった。更に、平成7年（1995年）8月からはパキスタン産綿糸に対し不当廉売関税が課された。（資料11-109、資料11-110「不当廉売関税の課税について」）

### 2. 関税行政

#### (1) 通関手続

税関手続等の税関行政については、平成元年（1989年）9月に開催された日米構造問題協議（SII：Structural Impediments Initiative）において、米国側から日本の通関手続は時間とコストがかかるという問題提起がなされ、「通関手続」及び「税関以外の輸入手続」について日米の専門家による検討が行われた。（資料11-111「日米構造協議最終報告（抄）」）

平成2年（1990年）6月の日米構造問題協議最終報告において通関手続の迅速化に関し改善措置を講じることとされた。これを受け、輸入通関における「予備審査制」の導入、通関手続の電子化の拡大、通関手続と他法令手続との並行処理などの改善措置がとられた。（資料11-112「予備審査制について（大蔵省関税局長通達）」）

例えば、平成8年度（1996年度）早期から、本邦に迅速に引き取る必要がある航空貨物であって、予備申告が行われた貨物のうち、税関による審査の結果、取締り上、支障がないものとして検査が不要とされた貨物については、保税地域に搬入することなく、貨物の到着が確認され次第、正規の輸入申告を行えば直ちに輸入を許可する制度（到着即時輸入許可制度）を導入する迅速化など、輸入通関手続の簡易化措置等がとられた。（資料11-113「我が国の税関手続の簡素化措置等」）

更には、我が国の税関手続の簡素化・重点化を一層進めるとともに、輸入者の選択の幅を拡大してその便宜を図るため、特例として、輸入（引取）申告と納税申告とを分離して納税申告前の貨物の引取りを可能とする「簡易申告制度」が平成12年度（2000年度）関税改正において導入された。貨物を輸入しようとする者であらかじめいずれかの税関長の承認を受けた者（特例輸入者）は、当該承認の日の属する月の翌月以降、税関長が指定した貨

物（指定貨物）で申告納税方式が適用されるものについては輸入の許可後に納税申告を行うことができることとされた。具体的には、特例輸入者は、輸入の許可を受けた指定貨物のうち従来通り輸入（引取）申告と納税申告とを併せて行ったものを除き、当該指定貨物に係る課税標準、税額等を記載した申告書（特例申告書）を当該許可ごとに作成し、これを当該許可の日の属する月の翌月末日までに、当該指定貨物の輸入地を所轄する税関長に提出することにより納税申告を行う。また、特例申告書の提出によって行う納税申告（特例申告）に係る指定貨物の輸入（引取）申告の際には、原則として仕入書の提出は不要とすることとした。（資料 11-114 「関税法特例申告（関税法改正後関連条文）（抄）」）

税関業務の量的拡大及び質的变化に対応するため、税関では航空貨物通関情報処理システムの導入をはじめとする各種税関業務の電算化、情報の活用による重点的な審査・検査体制の構築等、迅速かつ適正な業務処理体制の確立に努めてきた。以上のような情勢を踏まえ、税関業務をより一層効果的に実施できるようにするという観点から、機構面においても所要の整備をすることとなり、平成 4 年（1992 年）7 月に機構改革が実施された。（資料 11-115 「税関の組織・機構」）

#### (2) 税関取締

税関の取り締まり面の法的側面からの強化については、平成元年度（1989 年度）の「覚せい剤」、「大麻」、「覚せい剤原料」の輸入禁制品への追加、平成 7 年度（1995 年度）の「けん銃、けん銃部品、これらの銃砲弾等」、「向精神薬」等の輸入禁制品への追加が行われた。

平成 3 年（1991 年）10 月には、麻薬条約の批准に当たり、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」（以下、「麻薬特例法」という。平成 3 年法律第 94 号）及び「麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律」（平成 3 年法律第 93 号）が成立、公布された。麻薬特例法には関税法の特例が置かれ、規制薬物が隠匿されている場合につきコントロールド・デリバリー（CD）が認められている。（資料 11-

#### 116 「麻薬特例法（関税法の特例部分）（抄）」

また、平成 7 年（1995 年）1 月には、関税法及び関税暫定措置法に定める罰金額の多額を 10 倍程度に引き上げた。

関税の申告納税制度についても、内国税と同様に加算税を導入する必要が高まり、かつそれが適切であるという判断から、平成 9 年度（1997 年度）に関税法改正により、関税においても、過少申告加算税及び無申告加算税が導入された。（資料 11-117 「過少申告加算税及び無申告加算税の導入について」、資料 11-118 「加算税制度について」）

また、平成 9 年（1997 年）6 月、我が国は米国との間で、税関当局間の情報交換ルール等を定めた税関相互支援協定を締結した。（資料 11-119 「日米税関相互支援協定について」）

これを踏まえ、外国税関当局との情報交換に資する観点から、外国税関当局への情報提供を行う際の要件の明確化等のため、関税法の一部が改正され、平成 10 年（1998 年）4 月から施行された。（資料 11-120 「関税定率法等の一部を改正する法律」（平成 10 年法律第 26 号）（抄））

### 3. ウルグアイ・ラウンド

ウルグアイ・ラウンドは当初、4 年間で終了する計画であり、その中間点において今後の交渉をスムーズに進めるために行われたレビューの概要が、資料 11-121 「1988 年 12 月の中間レビュー会合における交渉成果の概要」である。同資料に示されているように、中間レビュー会合では、熱帯産品等の分野において一定の成果について合意されたほか、関税等の分野でも今後の交渉に一定の方向性を与える合意がなされたが、農業、知的財産権、繊維及びセーフガードの 4 分野については実質的な合意に達しなかったため、合意が達成された他の 11 分野についても、その成果が保留（put on hold）されることとなった。

中間レビュー以降も交渉が停滞する中、平成 3 年（1991 年）12 月 20 日にガットのアーサー・ダンケル事務局長が提示したのが資料 11-122 「ドラフト・ファイナル・アクト（“DRAFT FINAL ACT”）」（通称「ダンケル・

テキスト)である。同テキストは過去5年間の交渉結果の最大公約数的なものを一つの文書にまとめたもので、その後のウルグアイ・ラウンド交渉はこのダンケル・テキストを軸にして進められた(本書には目次のみ収録)。

資料11-123「ダンケル・テキストに対する主要国の反応」は、米国、欧州委員会(EC)及び我が国の前記テキストに対する反応を示したもので、概して、以後の交渉のベースとはなるが、一層の交渉が必要との反応であった。

その後も農業分野交渉における主要各国の対立等のため、ウルグアイ・ラウンドの進捗状況ははかばかしくなかったが、平成4年(1992年)11月に同分野において米国・EC間に成立した合意がいわゆる「ブレアハウス合意」と呼ばれているものであり、その内容は資料11-124「ブレアハウス合意の主な内容」に示したとおりである。

ブレアハウス合意後も米国とEC間の対立は続いたものの、ウルグアイ・ラウンドの平成5年(1993年)の年内終結への動きが強まる中で、資料11-125「東京サミット経済宣言(仮訳)(抄)(1993年7月9日)」に示されているように、当該サミットで市場アクセスについて具体的な進展を図ることが合意される等、実質合意に向けて大きく動き出した。

資料11-126「ブレアハウス合意とCAP(Collective Action Plan:共同行動計画)改革との整合性に関する問題として外相・農相合同理事会において検討され、それを基に再交渉によって米国・ECが合意した具体的な点(1993年12月)」は、ブレアハウス合意後もECと米国との間で対立が続き再交渉が行われたことなどを経て合意に至った内容で、最終合意文書テキスト案に盛り込まれた。

資料11-127「実質的妥結時の内閣総理大臣、大蔵大臣談話」は、1993年12月16日に、ウルグアイ・ラウンドが実質的に妥結したときに出された談話である。

1994年4月12～15日にマラケシュで行われた閣僚会議で、策定された諸協定、世界貿易機関(WTO:World Trade Organization)設立協定、ラウンド結果を取録する最終文書

とともに、閣僚レベルの交渉終了宣言である資料11-128「マラケシュ宣言」が採択された。

資料11-129「ウルグアイ・ラウンド各種協定の概要」は、前記閣僚会議で採択された各種協定の概要を示したものである。

## 4. WTO

資料11-130「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(抄)」は、1994年4月12～15日にマラケシュで行われた閣僚会議で採択され、平成6年12月28日に条約として公布された。第1条においてWTOの設立が謳われている。

資料11-131「第1回世界貿易機関(WTO)閣僚会議シンガポール閣僚宣言(仮訳)(抄)」は、平成8年(1996年)12月9～13日にシンガポールで開催された第1回閣僚会議で採択された閣僚宣言で、同会議では、貿易と投資、貿易と競争政策、政府調達作業部会及び税関手続の簡易化などを目指す貿易円滑化の4つの新たな作業部会が設置された。また、情報技術製品の貿易を促進することを狙いとした閣僚宣言(ITA:Information Technology Agreement)が採択され、医薬品の関税相互撤廃についても、約400品目の追加で基本合意がなされた。

資料11-132「第2回世界貿易機関(WTO)閣僚会議閣僚宣言(仮訳)」及び資料11-133「第2回世界貿易機関(WTO)閣僚会議グローバルな電子商取引に関する宣言(仮訳)」は、平成10年(1998年)5月18～20日にジュネーブで開催された第2回閣僚会議で採択された、将来の作業計画に関する勧告を含む閣僚宣言、及びグローバル電子商取引に関する宣言に関するものである。

資料11-134「第3回世界貿易機関(WTO)閣僚会議バーシェフスキーUSTR議長のリマークス」及び資料11-135「第3回世界貿易機関(WTO)閣僚会議河野外務大臣演説」は、平成11年(1999年)11月30～12月3日にシアトルで開催された閣僚会議における、バーシェフスキー米通商代表部(USTR:United States Trade Representative)議長のリマークス及び河野外務大臣の演説である。同会議ではNGO約5万人が集合してデモを

行うなどの中で、何も決まらず、閣僚宣言も取りまとめられないまま閉幕となった。

平成12年（2000年）7月21～23日に開催された沖縄サミットにおいて採択された資料11-136「沖縄サミット G8コミュニケ・沖縄2000（仮訳）（抄）」では、同年中に新ラウンドを立ち上げるべく努力するという首脳宣言が出された。さらに、同年11月にブルネイで開かれたアジア太平洋経済協力（APEC：Asia-Pacific Economic Cooperation）首脳会議では、資料11-137「APEC2000 首脳宣言（仮訳）（抄）」が採択され、平成13年（2001年）中の新ラウンドの立ち上げが謳われた。

## 5. CCC・WCO

平成3年（1991年）7月15～17日に開催されたロンドン・サミットのG8の経済宣言で、資料11-138「ロンドン・サミット経済宣言（仮訳）（抄）」に示されているように、関税協力理事会（CCC：Customs Co-operation Council）に民間から薬物取締り情報提供を求めるための了解覚書（MOU：Memorandum of Understanding）締結を進めるように要請があった。

資料11-139「WCO事務局機構図（抄）」（WCO：World Customs Organization：世界関税機構）は、平成8年（1996年）4月時点のものである。

## 6. APEC

資料11-140「APEC閣僚会議の概要」は、平成元年（1989年）の第1回から平成9年（1997年）の第9回までの閣僚会議の概要をまとめたものである。

資料11-141「APEC首脳会議等の概要」は、平成9年（1997年）から平成11年（1999年）までの首脳会議及び閣僚会議等の概要をまとめたものである。

資料11-142「APEC組織図」は、平成7年（1995年）時点のものである。

資料11-143「第4回APEC閣僚会議共同声明（仮訳）（バンコック）（抄）」は、平成4年（1992年）9月11日に発出されたもので、

関税率に関するデータベース及び税関手続きに関する作業に着手することなどが謳われた。

資料11-144「APEC非公式首脳会議『APEC首脳の経済展望に関する声明』（仮訳）（抄）（シアトル、1993年11月20日）」及び資料11-145「第5回APEC閣僚会議共同声明（仮訳）（抄）（シアトル、1993年11月19日）」に示されたこれらの声明が、ウルグアイ・ラウンドの最終段階における後押しとなり、これが一つの契機となってウルグアイ・ラウンドがまとまったという経緯がある。また、関税率データベースや税関手続きへの取り組みが、閣僚宣言で謳われている。

資料11-146「APEC非公式首脳会議『APEC経済首脳の共通の決意の宣言』（仮訳）（抄）（ボゴール、1994年11月15日）」は、貿易自由化について、先進国は平成22年（2010年）までに、開発途上国は平成32年（2020年）までに、それぞれ達成することを謳った宣言である。また資料11-147「第6回APEC閣僚会議共同声明（仮訳）（ジャカルタ）（抄）（1994年11月12日）」により、税関手続小委員会の設置が決定された。

資料11-148「APEC経済首脳の行動宣言（仮訳）（大阪）（抄）（1995年11月19日）」及び資料11-149「第7回APEC閣僚会議共同声明（仮訳）（大阪）（抄）（1995年11月17日）」では、資料11-150に示された行動指針を採択して実施することにつき合意、またそれに対する首脳レベルによる強い決意が表明された。

資料11-150「大阪行動指針（仮訳）（大阪）（抄）（1995年11月19日）」は、行動指針の具体的な内容を示したもので、自由化及び円滑化の一般原則、及び関税、税関手続などの個別分野の行動等からなっている。

資料11-151「APEC蔵相会合議長声明（抄）（セブ、1997年4月6日）」では、税関手続小委員会に対して共通行動計画を更に拡大するよう要請がなされた。これを受けて平成9年（1997年）年5月に「急送貨物」が新たに同計画に加えられた。

資料11-152「第9回APEC閣僚会議共同声明（バンクーバー、1997年11月22日）別添早期自主的分野別自由化（仮訳）」では、貿易・投資の自由化を一層促進させるという見

地から、15分野が早期自主的分野別自由化 (EVSL: Early Voluntary Sectorial Liberalization) の対象として特定され、そのうち9分野が優先分野とされた。

## 7. ASEM

資料 11-153 「ASEM 第 1 回首脳会合議長声明 (仮訳) (抄) (バンコク、1996年 3 月 2 日)」は、アジアと欧州の首脳が初めて対等な立場に立って建設的な対話を開始した第 1 回会合における声明である。

資料 11-154 「ASEM 第 2 回首脳会合議長声明 (仮訳) (抄) (ロンドン、1998年 4 月 4 日)」では、貿易円滑化行動計画 (TFAP: Trade Facilitation Action Plan) が採択され、優先的に TFAP を進める分野として、税関手続、基準・適合性、政府調達、検疫、知的財産権など 7 分野が指定された。

資料 11-155 「第 2 回 ASEM 蔵相会合議長声明 (仮訳) (抄) (フランクフルト、1999年 1 月 16 日)」では、税関の TFAP への取組みを歓迎する声明が出された。

資料 11-156 「ASEM の枠組み」では、首脳

会合を含む ASEM (Asia-Europe Meeting: アジア欧州会合) 全体の枠組みが、資料 11-157 「ASEM における税関協力の枠組み」では税関協力の枠組みが、それぞれ示されている。

資料 11-158 「ASEM と APEC」は、両機構の活動の概要について比較を行ったものである。

## 8. データモデル

資料 11-159 「リヨン・サミット経済コミュニケ (仮訳) (抄) (1996年 6 月 28 日)」において、税関手続の標準化・簡素化の作業の開始が謳われた。これが以後の作業の出発点である。

資料 11-160 「デンバー・サミット 7 カ国声明 (仮訳) (抄) (1997年 6 月 21 日)」では、前記作業を次の 1 年間で完了し報告するように求めている。

資料 11-161 「バーミンガム・サミット 7 カ国蔵相結論文書 (仮訳) (抄) (1998年 5 月 8 日)」では、前記作業を含め税関分野での作業の進展に歓迎の意が評された。

## 1 関税政策

## 11-100 最近の関税をめぐる諸問題

1988（昭和63）年度 関税率審議会提出資料

## 1. 世界経済の現状

OECD（Economic Outlook）による経済見通し（1988年6月）

	実質GNP成長率 <sup>(注2)</sup> (%)			失業率 (%)			GNPデフレーター 上昇率 (%)			経常収支 (億ドル)		
	1987年	1988年	1989年	1987年	1988年	1989年	1987年	1988年	1989年	1987年	1988年	1989年
日本	4.8	4.25	3.75	2.8	2.5	2.75	▲ 0.2	1.75	2.5	870	850	800
米国	2.9	2.75	2.5	6.2	5.5	5.5	3.0	3.25	4.0	▲ 1,607	▲ 1,500	▲ 1,320
西ドイツ	1.7	2.25	1.75	7.9	8.0	8.0	2.1	1.5	1.5	443	470	420
フランス	1.9	2.0	1.75	10.6	10.75	11.25	2.7	2.75	2.5	▲ 45	▲ 50	▲ 60
英国	4.5	3.5	2.25	10.4	9.5	9.75	4.4	4.75	4.5	▲ 27	▲ 100	▲ 140
カナダ	3.9	4.0	3.25	8.9	7.5	6.75	4.6	4.0	4.0	▲ 72	▲ 90	▲ 140
イタリア	3.1	2.5	2.25	11.0	11.5	12.0	5.6	4.75	4.25	▲ 7	▲ 10	▲ 10
7カ国計	3.1	3.0	2.5	7.0	6.5	6.5	2.7	3.0	3.5	▲ 446	▲ 440	▲ 430
OECD計	3.1	3.0	2.5	7.9	7.5	7.5	3.2	3.5	3.75	▲ 535	▲ 580	▲ 640

(注) 1. 1987年は実績、1988年は実績見込み、1989年は見通しである。

2. フランス、英国、カナダ、イタリアについては実質GDP成長率である。

## (参考1) 先進国、途上国の貿易動向

(単位：10億ドル、%)

地域 \ 暦年	1983	1984	1985	1986	1987
先進国	1,138.6 (▲ 1.5) 67.9	1,215.1 ( 6.7) 68.4	1,256.5 ( 3.4) 69.8	1,463.1 ( 16.4) 73.4	1,715.4 ( 17.2) 72.8
開発途上国	513.8 (▲ 4.6) 30.6	512.0 (3.5) 29.9	512.4 (▲ 3.7) 28.5	489.1 (▲ 4.5) 24.6	588.6 ( 20.3) 25.0
産油国	176.9 (▲ 20.7) 10.5	163.3 (▲ 7.7) 9.2	147.2 (▲ 9.9) 8.1	118.3 (▲ 19.6) 5.9	135.6 ( 14.6) 5.8
非産油国	336.9 (6.7) 20.1	368.7 (9.5) 20.7	365.2 (▲ 0.9) 20.3	370.8 ( 1.5) 18.6	453.0 ( 22.2) 19.2
全世界	1,677.5 (▲ 2.3)	1,777.5 ( 6.0)	1,799.7 ( 1.2)	1,922.0 ( 10.7)	2,357.8 ( 18.4)

(注) 数値は上段が輸出額、中段が輸出額の対前年伸率、下段が全世界輸出額に占めるシェアである。

(資料) IMF「IFS」

## (参考2) 主要債務国の債務残高

(単位: 億ドル、%)

国名	債務残高						デット・サービス・レシオ <sup>(注)</sup>		
	1984 年末 残高	1985 年末 残高	1986 年末 残高	うち			1984年	1985年	1986年
				中長期	公的 債務	民間 債務			
ブラジル	1,053	1,067	1,107	972	187	783	23.7	25.0	33.2
メキシコ	964	971	1,017	911	107	803	34.8	36.9	36.8
アルゼンチン	468	485	489	430	47	383	41.9	25.9	50.4
ベネズエラ	362	347	339	324	1	323	14.3	14.0	28.5
チリ	200	204	207	179	28	151	26.2	26.4	30.8
インドネシア	324	358	421	357	177	181	14.7	19.9	29.3
フィリピン	246	262	282	216	78	138	13.9	15.9	18.3
ユーゴスラビア	197	209	214	180	52	127	6.9	9.7	11.4
開発途上国計	8,768	9,490	10,210	8,710	3,430	5,280	16.3	19.2	21.3

(注) 年間元利返済額/年間の財サービス輸出額

(資料) 世界銀行「World Debt Tables」(1988年1月)

## 2. 我が国の貿易動向

## (1) 地域別動向

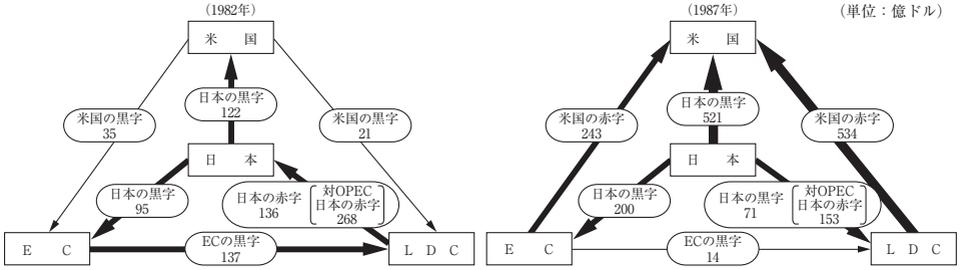
(単位: 百万ドル、%)

地域		1985年		1986年		1987年		1988年1-8月(P)	
		金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率
世界	輸出	175,638	3.2	209,151	19.1	229,221	9.6	169,438	16.1
	輸入	129,539	▲5.1	126,408	▲2.4	149,515	18.3	123,688	31.9
	バランス	46,099	—	82,743	—	79,706	—	45,751	—
先進国	輸出	102,468	6.3	131,149	28.0	142,883	8.9	103,842	14.0
	輸入	53,121	▲3.0	62,233	17.2	71,610	15.1	62,115	36.5
	バランス	49,347	—	68,916	—	71,273	—	41,726	—
米国	輸出	65,278	8.9	80,456	23.3	83,580	3.9	56,402	6.0
	輸入	25,793	▲4.0	29,054	12.6	31,490	8.4	27,728	38.0
	バランス	39,485	—	51,402	—	52,090	—	28,675	—
EC	輸出	20,016	3.2	30,675	53.3	37,693	22.9	30,994	27.2
	輸入	8,893	▲4.7	13,989	57.3	17,670	26.3	15,919	44.0
	バランス	11,123	—	16,686	—	20,023	—	15,075	—
LDC	輸出	56,978	▲9.7	63,934	12.2	74,402	16.4	56,884	20.3
	輸入	67,936	▲7.9	55,941	▲17.7	67,276	20.3	52,593	25.8
	バランス	▲10,958	—	7,993	—	7,126	—	4,291	—
OPEC	輸出	13,177	▲16.9	11,631	▲11.7	11,384	▲2.1	7,438	1.3
	輸入	36,312	▲12.4	23,656	▲34.9	26,685	12.8	18,756	11.3
	バランス	▲23,135	—	▲12,025	—	▲15,301	—	▲11,317	—
アジア 新興工業 国・地域	輸出	22,492	▲7.8	30,063	33.7	39,456	31.2	31,501	25.8
	輸入	9,838	▲2.0	12,519	27.3	18,812	50.3	15,819	42.4
	バランス	12,654	—	17,544	—	20,644	—	15,682	—
ASEAN	輸出	11,258	▲20.4	12,123	7.7	15,574	28.5	13,319	40.2
	輸入	20,205	▲8.3	16,517	▲18.3	19,579	18.5	15,280	25.8
	バランス	▲8,947	—	▲4,394	—	▲4,005	—	▲1,901	—
共産圏	輸出	16,190	52.7	14,064	▲13.1	11,924	▲15.2	8,700	15.7
	輸入	8,480	6.8	8,232	▲2.9	10,627	29.1	8,979	39.3
	バランス	7,710	—	5,832	—	1,297	—	▲278	—

- (注) 1. ASEANの1984年以降についてはブルネイを含む(1984年1月7日加盟)。  
 2. ECの1986年以降についてはスペイン、ポルトガルを含む(1986年1月1日加盟)。  
 3. アジア新興工業国・地域とは、韓国、台湾、香港、シンガポールをいう。  
 4. (P)は速報値。  
 5. 伸び率は対前年(同期)比。

(資料) 大蔵省貿易統計

(参考) 日本、米国、EC及びLDCの貿易収支 (図解)



(注) 1. 日・米、日・EC、日・LDC貿易は大蔵省貿易統計による。  
 2. 1以外の貿易はIMF「DOT」による。

(2) 主要商品動向

(単位: 百万ドル, %)

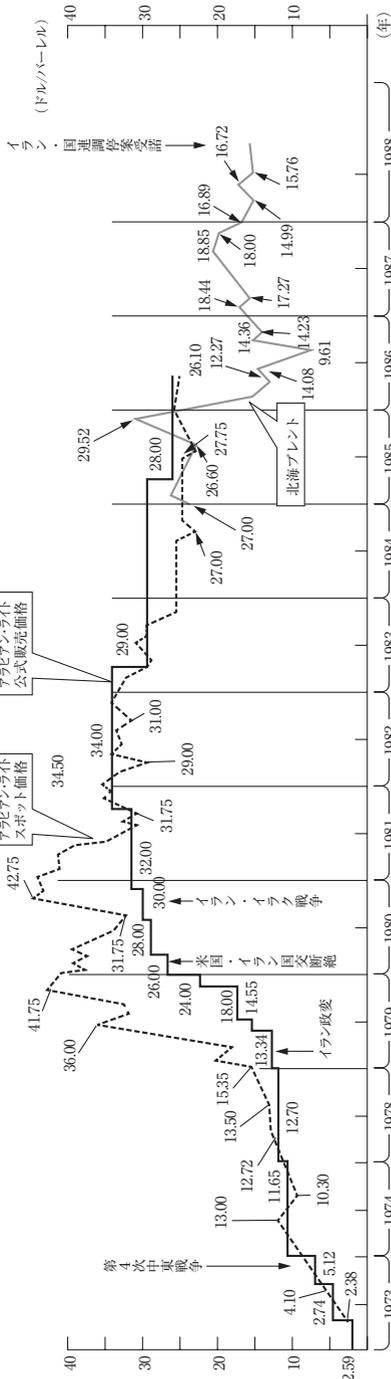
商品名	暦年	1985年			1986年			1987年			1988年1~8月(P)		
		金額	構成比	伸び率	金額	構成比	伸び率	金額	構成比	伸び率	金額	構成比	伸び率
総額		175,638	100.0	3.2	209,151	100.0	19.1	229,221	100.0	9.6	169,438	100.0	16.1
輸出													
うち													
自動車		34,377	19.6	15.3	42,676	20.4	24.1	44,942	19.6	5.3	31,301	18.5	7.1
事務用機器		7,785	4.4	3.1	11,305	5.4	45.2	14,392	6.3	27.3	11,649	6.9	34.2
鉄鋼		13,566	7.7	▲2.1	12,706	6.1	▲6.3	12,610	5.5	▲0.8	9,652	5.7	20.5
自動車の部品		5,228	3.0	15.8	8,253	3.9	57.9	10,714	4.7	29.8	6,039	3.6	▲11.0
科学光学機器		6,831	3.9	10.9	8,509	4.1	24.6	9,448	4.1	11.0	6,920	4.1	17.5
半導体等電子部品		4,753	2.7	▲18.3	6,342	3.0	33.4	8,312	3.6	31.1	7,680	4.5	48.5
原動機		3,789	2.2	▲1.2	4,940	2.4	30.4	5,904	2.6	19.5	4,197	2.5	12.0
VTR		6,622	3.8	▲2.9	7,416	3.5	12.0	5,900	2.6	▲20.4	3,780	2.2	3.0
通信機		2,983	1.7	8.0	3,724	1.8	24.9	5,000	2.2	34.3	4,274	2.5	39.8
船舶		5,929	3.4	▲19.4	4,879	2.3	▲17.7	4,360	1.9	▲10.6	2,359	1.4	▲17.2
輸入													
総額		129,539	100.0	▲5.1	126,408	100.0	▲2.4	149,515	100.0	18.3	123,688	100.0	31.9
うち													
原油及び粗油		34,599	26.7	▲12.1	19,481	15.4	▲43.7	20,663	13.8	▲6.1	13,657	11.0	3.2
魚介類		4,610	3.6	▲12.5	6,426	5.1	39.4	7,992	5.3	24.4	6,794	5.5	36.9
繊維製品		3,886	3.0	0.3	5,027	4.0	29.3	7,624	5.1	51.7	6,462	5.2	43.7
石油製品		5,975	4.6	▲2.2	4,636	3.7	▲22.4	6,782	4.5	46.3	4,942	4.0	17.4
木材		3,700	2.9	▲5.4	4,029	3.2	8.9	6,227	4.2	54.6	4,826	3.9	36.4
非鉄金属		4,041	3.1	▲14.0	3,655	2.9	▲9.6	5,644	3.8	54.4	6,177	5.0	85.1
液化天然ガス		7,200	5.6	9.2	5,751	4.5	▲20.1	5,052	3.4	▲12.2	3,773	3.1	13.2
液炭		5,196	4.0	2.2	4,926	3.9	▲5.2	4,633	3.1	▲5.9	3,476	2.8	14.3
非貨幣用炭		2,027	1.6	▲9.8	6,984	5.5	244.6	4,149	2.8	▲36.3	2,631	2.1	6.8
有機化合物		2,411	1.9	▲0.5	2,849	2.3	18.2	3,494	2.3	22.6	2,945	2.4	30.0

(注) 1. (P)は速報値。  
 2. 伸び率は対前年(同期)比。

(資料) 大蔵省貿易統計

(参考) 原油の輸入動向

① 原油価格の推移



(注) アラビアン・ライトは主としてネットバック契約で取引されているため、スポットでの取引が成立しておらず、1/27以降相場がたっていない。

② 我が国の原油輸入の推移

区分	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988
原粗油輸入金額 (単位：百万ドル、○内は伸率)	23,373 (11.3)	23,433 (△0.6)	33,471 (42.8)	52,762 (57.6)	53,343 (1.1)	46,274 (△13.3)	40,063 (△13.4)	39,379 (△1.7)	34,599 (△12.1)	19,481 (△43.7)	20,663 (6.1)	
原油輸入量 (万kl) (下段は、中東地域からの輸入比率)	27,802 78.0	27,065 78.3	28,120 76.3	25,445 73.2	22,744 69.0	21,226 70.6	20,701 70.5	21,320 70.2	19,595 70.4	18,884 67.7	18,470 67.8	

○ 原油価格 (アラビアン・ライト) は、1973年後半に約4倍 (274ドル/バレル→1165) (第一次石油危機)、1979年後半から1980年いっぱいにかけて2倍強 (1334ドル/バレル→3400ドル/バレル) になり (第二次石油危機)、世界経済及び我が国経済に大きな影響を与えたが、1983年3月1日には、1バレル29ドル、1985年2月1日に1バレル28ドルへと値下げされた。

○ 我が国では、この10年に、原油価格の高騰に対応した省エネ、投入構造の変化が進み、成長率低下の影響と相まって、原油輸入量は大きく減少。また、原油輸入に占める中東地域のウエイトも多少低下した。

○ 2度にわたる石油危機以降、省エネの進展による石油需要の減退、代替エネルギー供給の増加、非OPEC産油国の増産などから国際石油情勢は大きく変化しOPECの市場支配力は低下した。このような状況を背景に、1985年12月のOPEC総会で、シェアの維持を最優先することで合意がなされたため、先安感もあり原油価格は急落。我が国の原油輸入価格は1986年8月には、1974年3月以来という低水準 (1024ドル/バレル) となった。その後1986年8月総会の減産合意や、年末の石油需要期にかけてOPEC減産体制が12月総会で強化を受けて市況は反発、また、1987年6月総会でも18ドル/バレル固定価格制が確認されるなど強含みに推移し、1987年7月には19ドル/バレル台に上昇した。その後OPEC諸国の増産等もあり、概ね18ドル台の推移であったが、12月に入りOPEC総会が不調であったこともあり、16ドル台まで下落してきている。(1988年4月)

## (3) 日本の製品輸入比率の推移

(単位：%)

輸入 相手国・地域	暦年	1985年	1986年	1987年	1988年		
					1-3月	4-6月	(P) 7-8月
世界		31.0	41.8	44.1	47.2	48.9	47.9
米 国		11.0 <55.2>	14.0 <60.7>	11.8 <56.1>	13.2 <58.1>	12.2 <55.2>	11.8 <52.3>
E C		5.8 <84.2>	9.5 <85.5>	10.1 <85.7>	10.9 <86.8>	11.1 <86.2>	11.6 <87.3>
東南アジア		5.9 <25.3>	7.9 <33.7>	10.4 <40.4>	10.6 <42.9>	12.3 <48.0>	12.1 <47.7>

(注) 1. 本表は(各地域からの製品輸入額)/(全世界からの総輸入額)を示したもの。

2. &lt; &gt;内は、(各地域からの製品輸入額)/(各地域からの総輸入額)を示したもの。

3. 東南アジアには以下の22カ国(地域)を含む。

大韓民国、台湾、香港、タイ、シンガポール、マレーシア、ブルネイ、フィリピン、インドネシア、カンボディア、ラオス、ビルマ、インド、パキスタン、スリランカ、モルディブ、バングラデシュ、東チモール、マカオ(ポルトガル領)、アフガニスタン、ネパール、ブータン

4. (P)は速報値。

(資料) 大蔵省貿易統計

## (参考) 各国・地域の製品輸入比率の推移

(単位：%)

国・地域	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987
日 本	22.8	24.3	24.9	27.2	29.8	31.0	41.8	44.1
米 国	56.8	57.4	62.6	66.3	71.0	76.6	80.7	79.6
E C	46.1	43.6	45.1	48.6	50.0	51.6	59.3	64.3

(注) 製品輸入比率はドルベース。

(資料) 大蔵省貿易統計、OECD「B統計」、「Highlights of US Export and Import Trade」、「Eurostat」

## (4) 価格・数量別輸出入動向

(単位：%)

	輸 出			輸 入		
	金額	価格	数量	金額	価格	数量
1985年	3.2	▲ 1.3	4.6	▲ 5.1	▲ 5.5	0.4
1986年	19.1	19.8	▲ 0.6	▲ 2.1	▲ 10.9	9.5
1987年	9.6	9.3	0.3	18.3	8.1	9.3
1988年 1～3月	17.2	16.1	0.9	39.2	14.4	21.7
4～6月	14.5	10.5	3.6	30.1	8.6	19.8
1988年 1月	16.2	16.4	▲ 0.1	34.4	19.9	12.2
2月	17.4	12.7	4.2	48.2	12.8	31.3
3月	17.6	14.1	3.2	35.5	11.2	21.8
4月	15.3	11.6	3.3	31.3	9.1	20.4
5月	10.9	11.5	▲ 0.6	26.9	7.7	17.9
6月	17.2	11.8	4.8	32.1	9.6	20.5
7月	16.4	9.9	5.9	23.5	6.7	15.6
8月(P)	18.2	10.6	6.8	27.3	9.0	16.7

(注) 1. 本表は指数の対前年(同期、同月)伸率を示したものの。

2. 金額、価格はドル・ベース。

3. (P)は速報値。

(資料) 大蔵省貿易統計

## 3. 国際収支の推移

(単位：億ドル、%)

項 目 \ 暦 年	1985年	1986年	1987年	1988年1-7月(P)
経 常 収 支	491.7	858.5	870.2	442.3
貿 易 収 支	559.9	928.3	963.9	522.6
輸 出	1,740.2	2,055.9	2,246.1	1,455.6
(対前年伸率)	(3.4)	(18.1)	(9.2)	(15.6)
輸 入	1,180.3	1,127.6	1,282.2	933.1
(対前年伸率)	(▲ 4.8)	(▲ 4.5)	(13.7)	(35.5)
貿易外・移転収支	▲ 68.2	▲ 69.8	▲ 93.7	▲ 80.2
貿易外収支	▲ 51.7	▲ 49.3	▲ 57.0	▲ 51.6
移 転 収 支	▲ 16.5	▲ 20.5	▲ 36.7	▲ 28.7
長 期 資 本 収 支	▲ 645.4	▲ 1,314.6	▲ 1,365.3	▲ 699.0
(資産)本邦資本	▲ 818.1	▲ 1,321.0	▲ 1,328.3	▲ 844.3
(負債)外国資本	172.7	6.3	▲ 37.0	145.2
基 礎 収 支	▲ 153.7	▲ 456.1	▲ 495.2	▲ 256.7
総 合 収 支	▲ 123.2	▲ 447.7	▲ 295.5	▲ 268.5

(注) (P)は速報値。

(資料) 国際収支統計

## 4. 最近の関税政策

## (1) 関税改正の推移

年度	品目数	概 要
昭和60年度	1,331	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 東京ラウンド合意の繰上げ実施措置</li> <li>② 関税率の改正（ワイン、紙製品等92品目の関税率の無税化または引下げ）</li> <li>③ 特惠関税制度の改正（鋳工業品に関するシーリング枠の拡大等）</li> <li>④ アルミニウムの塊の減税制度等減税・還付制度の改正</li> </ul>
アクション・プログラムに係る関税改正（昭和61年1月1日施行）	1,849	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 個別品目の関税率の無税化・引下げ（骨なし鶏肉、パーム油等69品目）</li> <li>② 関税率の原則20%引下げ（新聞用紙、ネクタイ等1,792品目）</li> <li>③ コンピューター本体等の関税の撤廃</li> </ul>
昭和61年度	223	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 皮革・革靴の輸入数量制限制度の廃止に伴う関税割当制度の新設等</li> <li>② 皮革・革靴の関税率の引上げの代償措置としての関税率の引下げ（シリコンウエハー、アラミド繊維等88品目）及びアクション・プログラムの復元規定の適用対象からの除外（酢酸、香水等116品目）</li> <li>③ その他の関税率等の改正（ワイン類4品目の関税率の20%引下げ、魚粉、マンガン鉱、はっか取卸油の関税割当制度の廃止、パティク綿織物の特惠関税の新設等）</li> <li>④ 各種減免税還付制度の適用期限の延長等</li> </ul>
昭和62年度	97	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 個別品目の関税率の無税化及び引下げ（紙巻たばこの関税率の無税化、ワイン、ウイスキー等アルコール飲料等18品目の関税率の原則30%引下げ、合板等木材製品10品目の関税率の引下げ、鋳工業品の低関税品目33品目の関税率の無税化等）</li> <li>② 鋳工業品に関する特惠関税制度の改正（シーリング枠の拡大等シーリング制度の改善、特惠関税例外品目の削減等）</li> <li>③ 各種減免税還付制度の適用期限の延長等</li> <li>④ HS移行に伴う関税率表の改正</li> </ul>
昭和63年度	121	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 個別品目の関税率の引下げ等（チョコレート菓子の関税率の引下げ及びココア調製品（無糖）への関税割当制度の導入、スペイン・ポルトガルのEC加盟に対応する72品目の関税率の無税化又は引下げ、原油、LPG等の関税率の引下げ等）</li> <li>② 鋳工業品に関する特惠関税制度の改正（シーリング枠の拡大）</li> <li>③ 加工再輸入減税制度の対象品目の拡充及び石油関係の減税還付制度の適用期限の延長等</li> </ul>

## (2) 市場アクセス改善対策の概要

項目	対外経済対策 (1985年4月9日)	市場アクセス改善のための アクション・プログラム (1985年7月30日)	緊急経済対策 (1987年5月29日)
1. 関税の撤廃・引下げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日米間で半導体関税の相互撤廃（昭和60年3月1日に実施済）の考え方をエレクトロニクス分野に拡大する方向で先進各国と協議</li> <li>・合板等の関税を引き下げるべく前向きに取り組む</li> <li>・個別品目の関税引下げに係る決定は昭和60年前半中（6月中）に行う</li> <li>・アクション・プログラムの策定（対象期間原則3年、骨格は昭和60年7月中に作成）・フォローアップ</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新ラウンドの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・工業製品の関税交渉目標の提示</li> <li>・ハイテク製品の関税撤廃交渉の推進等</li> </ul> </li> <li>2. 関税の撤廃・引下げ <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として昭和61年のできるだけ早い時期から1,800を超える品目の関税の撤廃・引下げ</li> <li>・合板等の関税引下げを昭和62年4月から実施</li> </ul> </li> <li>3. 特恵関税制度の改善 <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和62年4月実施をめざし特恵関税制度の抜本的改善</li> <li>・HS移行時を目標に国際原則の提唱</li> </ul> </li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯品免税金額枠の引上げ（10万円→20万円）</li> </ul>
2. 輸入制限の緩和	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・牛肉、かんきつその他の農産物について関係国間との約束に従い、適切に対応</li> <li>・皮革及び革靴については、ガットの場において適切に対処</li> </ul>	—
3. 基準・認証制度、輸入検査手続等の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機器及び体外診断薬のうち人種差に関係ないものについて外国臨床試験データを受け入れる</li> <li>・背高コンテナについて一定の条件下で通行を認める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己認証制度の導入と拡充</li> <li>・他省庁の行う手続にて輸入届出手続を不要とする範囲の拡大</li> <li>・外国検査データの受入れ</li> <li>・税関窓口への委任事務の範囲の拡大</li> <li>・基準の設定、改定の政策決定における透明性を確保</li> <li>・フォローアップ体制の充実</li> <li>・標準事務処理期間の設定</li> </ul>	—
4. 輸入促進対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インポート・フェア等の開催・支援</li> <li>・特定外国製品の販売拡大計画の推進</li> <li>・日本輸出入銀行の製品輸入金融の金利引下げ</li> <li>・輸入促進キャンペーンの実施</li> <li>・関係企業に対する製品輸入等努力要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間企業に輸入拡大努力を要請</li> <li>・日本輸出入銀行による製品輸入金融の拡充</li> <li>・特定外国製品輸入促進計画の拡充等の諸施策の強化</li> <li>・輸入品の流通実態調査の実施</li> <li>・流通産業に対する輸入品販売促進のための施策の実施</li> <li>・海外旅行の促進等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総額10億ドル規模の政府調達による外国製品輸入</li> <li>・製品輸入金融の拡充</li> <li>・政府調達への外国供給者のアクセス改善</li> <li>・製品輸入の拡大等</li> </ul>
5. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクション・プログラムの策定（対象期間原則3年、骨格は昭和60年7月中に作成）・フォローアップ</li> <li>・先端技術分野における市場アクセスの改善</li> <li>・金融・資本市場の自由化及び円の国際化の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府調達（契約手続の抜本的改善等）</li> <li>・金融・資本市場（金利の自由化促進の為の措置等）</li> <li>・サービス（外国弁護士、運輸業等の諸分野における改善措置等）</li> <li>・投資交流の促進（対日直接投資に関する情報提供等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総額5兆円の公共投資の拡充及び公共事業等の施行促進</li> <li>・1兆円を下らない減税</li> <li>・金融・資本市場の自由化・国際化</li> <li>・民間活力の活用（NTT株式売却収入の活用）</li> <li>・円高差益の還元</li> <li>・国際社会への貢献（ODA中期目標の2年繰上げ、債務国への200億ドル以上の資金還流）</li> <li>・その他（住宅投資の促進、地域活性化の推進、中小企業・雇用対策、機動的な金融対策の運営）</li> </ul>

## (3) 関税負担率の国際比較

(単位：%)

国名	年度					
	1981	1982	1983	1984	1985	1986
日本	2.5	2.6	2.5	2.5	2.6	3.3
米国	3.2	3.6	3.5	3.4	3.3	—
EC	2.5	2.7	2.7	2.8	2.7	—
カナダ	4.5	4.3	4.2	4.0	3.7	—
オーストラリア	9.6	9.3	9.7	11.1	9.5	—

(注) 1. 関税負担率とは、関税収入額/総輸入額である。

2. ECの負担率は域外からの輸入額に係るものであり、関税収入額には農産物に対する輸入課徴金を含む。

3. 1986年度の日本の関税負担率が3.3%に上昇したのは、原油価格の低下により、総輸入額が約30%減少したこと等のためである。

4. 諸外国の1986年度分については原資料が未公表である。

(資料) OECD「A統計」;「Revenue Statistics」; IMF「IFS」

(出所) 大蔵省関税率審議会総会(昭和63年9月26日)資料14-30ページ、資料6「最近の関税をめぐる諸問題」

## 11-101 最近の関税をめぐる諸問題

1991（平成3）年度 関税率審議会提出資料

## 1. 世界経済と貿易の動向

## (1) 世界経済の動向

	実質GNP成長率					失業率					物価上昇率					経常収支				
	1980年	1986年	1989年	1990年	1991年	1980年	1986年	1989年	1990年	1991年	1980年	1986年	1989年	1990年	1991年	1980年	1986年	1989年	1990年	1991年
日本	3.5	2.6	4.7	5.6	3.5	2.0	2.8	2.3	2.1	2.2	7.5	0.4	1.8	2.4	2.5	▲108	858	572	358	410
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	億ドル	億ドル	億ドル	億ドル	億ドル	
米国	▲0.2	2.7	2.5	0.9	▲0.2	7.2	7.0	5.3	5.5	6.7	10.8	2.4	4.5	5.0	4.3	▲11	▲1454	▲1100	▲993	▲90
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
ドイツ	1.0	2.2	3.8	4.5	2.8	2.5	6.4	5.6	5.1	5.0	5.8	▲0.5	3.0	2.5	3.3	▲138	395	572	479	0
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
フランス	1.6	2.5	3.9	2.8	1.4	6.3	10.4	9.4	9.0	9.4	13.3	2.7	3.4	3.0	3.1	▲42	18	▲46	▲78	▲100
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
英国	▲1.7	3.8	1.9	0.6	▲1.8	6.1	11.8	6.2	5.5	8.2	16.3	4.4	5.6	4.7	6.0	66	▲1	▲326	▲227	▲110
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
カナダ	1.1	3.3	3.0	0.9	▲1.0	7.5	9.5	7.5	8.1	10.1	10.0	3.8	4.7	4.2	5.8	▲10	▲73	▲141	▲137	▲100
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
イタリア	4.2	2.5	3.0	2.0	1.7	7.7	11.2	12.1	11.0	11.3	20.5	5.8	6.3	6.2	6.4	▲98	24	▲106	▲144	▲130
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
7カ国計	1.2	2.7	3.3	2.6	1.1	5.5	7.3	6.4	5.6	6.4	10.7	2.1	3.9	4.1	4.0	▲318	▲232	▲575	▲743	▲120
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
OECD計	1.3	2.7	3.3	2.6	1.1	5.9	7.9	5.7	6.2	7.1	11.4	2.6	4.4	4.6	4.5	▲680	▲271	▲783	▲935	▲260
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

- (注) 1. 出典：OECD “Economic Outlook” (1991年7月)  
 2. 1991年の値については見直し。  
 3. ドイツは、1990年7月以降の経常収支を除き、旧西ドイツの数値。  
 4. フランス、英国、カナダ、イタリアについては、GDPを使用。  
 5. 物価上昇率には、民間消費デフレーターを使用。  
 6. 経常収支欄の( )は、経常収支の対GNP (GDP) 比率(%)。

## (2) 世界貿易の動向

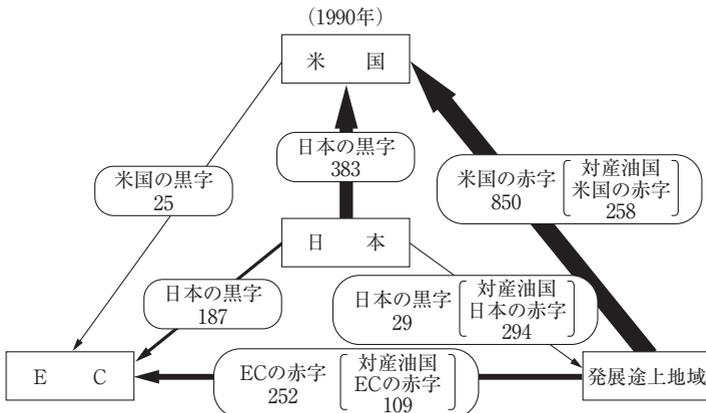
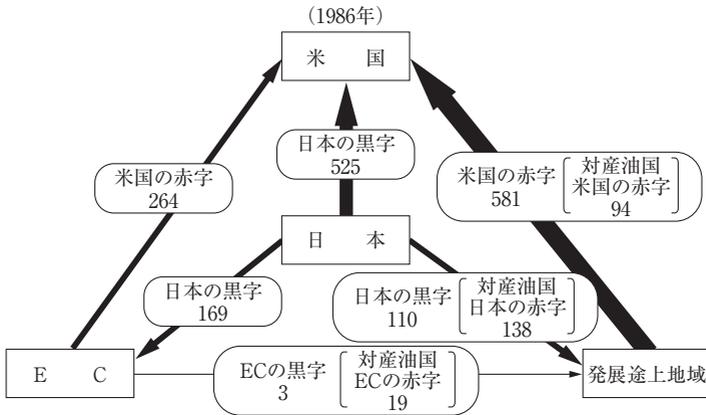
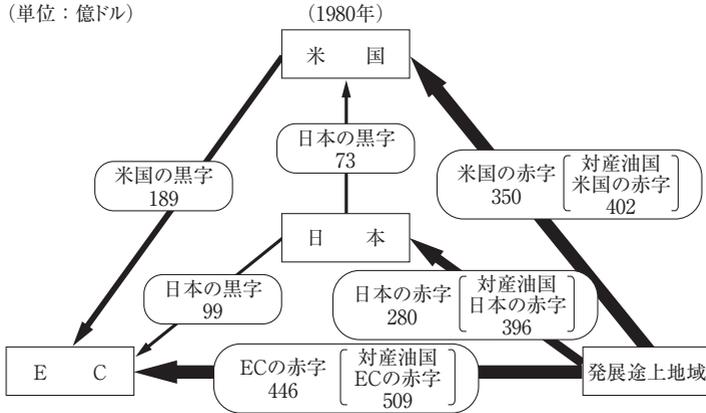
(単位：十億ドル、%)

	1980年	1986年	1987年	1988年	1989年	1990年
貿易額	3,838	4,070	4,774	5,462	5,911	6,759
貿易額 対前年伸率	22.4	9.8	17.3	14.4	8.2	14.3
貿易数量 対前年伸率	1.2	4.2	6.5	9.1	7.1	3.9
(参考) 経済成長率	2.1	3.1	3.4	4.5	3.3	2.1

(出典) 貿易額：IMF “International Financial Statistics”  
 貿易数量及び経済成長率：IMF “World Economic Outlook”

(参考) 日本、米国、EC及び発展途上地域の貿易収支 (図解)

(単位：億ドル)



(出典) IMF "Direction of Trade Statistics" による。

## 2. 我が国の貿易動向

## (1) 地域別動向

(単位：百万ドル、%)

相手地域		暦年		1980年		1986年		1989年		1990年		1991年1～6月	
		金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率		
世界	輸出	129,807	26.0	209,151	19.1	275,175	3.9	286,948	4.3	150,387	12.3		
	輸入	140,528	27.0	126,408	▲2.4	210,847	12.5	234,799	11.4	118,073	9.0		
	バランス	▲10,721	—	82,743	—	64,328	—	52,149	—	32,314	—		
先進地域	輸出	61,172	25.5	131,149	28.0	167,358	3.4	169,964	1.6	85,714	6.5		
	輸入	49,120	14.1	62,233	17.2	107,313	13.2	119,316	11.2	58,565	2.5		
	バランス	12,052	—	68,917	—	60,045	—	50,648	—	27,149	—		
米国	輸出	31,367	18.8	80,456	23.3	93,188	4.0	90,322	▲3.1	42,633	0.1		
	輸入	24,408	19.5	29,054	12.6	48,246	14.8	52,369	8.5	26,693	4.2		
	バランス	6,959	—	51,401	—	44,942	—	37,954	—	15,940	—		
EC	輸出	16,650	31.3	30,675	53.3	47,908	2.2	53,518	11.7	30,380	20.0		
	輸入	7,842	3.5	13,989	57.3	28,146	16.9	35,028	24.5	15,986	▲3.2		
	バランス	8,808	—	16,686	—	19,762	—	18,490	—	14,395	—		
発展途上地域	輸出	59,480	26.9	63,934	12.2	95,173	6.6	107,142	12.6	59,286	21.1		
	輸入	84,733	36.2	55,941	▲17.7	87,946	11.7	98,502	12.0	50,659	15.2		
	バランス	▲25,253	—	7,993	—	7,227	—	8,640	—	8,627	—		
OPEC	輸出	18,482	38.3	11,631	▲11.7	10,772	▲5.8	13,575	25.9	7,196	15.9		
	輸入	56,492	55.5	23,656	▲34.9	31,875	19.0	41,538	30.3	20,151	16.0		
	バランス	▲38,010	—	▲12,025	—	▲21,103	—	▲27,963	—	▲12,955	—		
アジア NIEs	輸出	19,186	13.0	30,063	33.7	52,747	5.9	56,667	7.4	32,079	23.6		
	輸入	7,366	▲7.6	12,519	27.2	27,145	8.6	25,947	▲4.4	13,206	8.5		
	バランス	11,820	—	17,544	—	25,602	—	30,719	—	18,873	—		
ASEAN	輸出	13,118	34.9	12,123	7.7	25,966	21.4	32,975	27.0	18,496	27.6		
	輸入	24,461	34.6	16,517	▲18.3	25,809	14.9	29,261	13.4	16,091	22.2		
	バランス	▲11,343	—	▲4,394	—	157	—	3,714	—	2,405	—		
共産圏	輸出	9,155	24.0	14,064	▲13.1	12,643	▲8.5	9,842	▲22.2	5,388	18.5		
	輸入	6,669	23.7	8,232	2.9	15,584	12.4	16,977	8.9	8,847	22.3		
	バランス	2,487	—	5,832	—	▲2,940	—	▲7,135	—	▲3,459	—		
中国	輸出	5,078	37.3	9,856	▲21.0	8,516	▲10.1	6,130	▲28.0	3,725	37.3		
	輸入	4,323	46.3	5,652	▲12.8	11,146	13.1	12,054	8.1	6,407	26.0		
	バランス	755	—	4,204	—	▲2,630	—	▲5,924	—	▲2,682	—		
ソ連・東欧	輸出	3,585	9.7	3,832	15.6	3,755	▲3.9	3,308	▲11.9	1,458	▲10.6		
	輸入	2,116	▲5.4	2,317	32.7	3,755	8.6	4,011	6.8	1,987	11.6		
	バランス	1,470	—	1,515	—	0	—	▲703	—	▲529	—		

(注) 伸び率は、対前年比。

(資料) 大蔵省貿易統計

## (2) 主要商品動向

(単位：億ドル、%)

主要品目		1980年		1986年		1989年		1990年		1991年1～6月	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
輸 出	総額	1,298	100.0	2,092	100.0	2,752	100.0	2,869	100.0	1,504	100.0
	うち										
	自動車	233	17.9	427	20.4	485	17.6	510	17.8	262	17.4
	事務用機器	23	1.8	113	5.4	193	7.0	206	7.2	105	7.0
	半導体等電子部品	23	1.8	63	3.0	141	5.1	133	4.7	71	4.7
	映像機器	40	3.1	114	5.5	116	4.2	131	4.6	67	4.5
	鉄鋼	155	11.9	127	6.1	148	5.4	125	4.4	66	4.4
	科学光学機器	45	3.5	85	4.1	112	4.1	116	4.0	62	4.1
	自動車の部品	20	1.6	83	3.9	99	3.6	109	3.8	54	3.6
	原動機	25	2.0	49	2.4	75	2.7	77	2.7	39	2.6
	音響機器	58	4.5	66	3.1	62	2.3	65	2.3	33	2.2
	通信機	11	0.9	58	2.8	64	2.3	60	2.1	31	2.1
輸 入	総額	1,405	100.0	1,264	100.0	2,108	100.0	2,348	100.0	1,181	100.0
	うち										
	原油及び粗油	528	37.5	195	15.4	215	10.2	316	13.5	154	13.1
	繊維製品	32	2.3	50	4.0	133	6.3	128	5.5	59	5.0
	魚介類	30	2.2	64	5.1	100	4.8	105	4.5	55	4.6
	非鉄金属	45	3.2	37	2.9	99	4.7	99	4.2	52	4.4
	石油製品	51	3.6	46	3.7	83	3.9	97	4.1	41	3.4
	石木材	69	4.9	40	3.2	82	3.9	75	3.2	36	3.1
	液化天然ガス	45	3.2	58	4.5	55	2.6	67	2.8	42	3.6
	自動車	5	0.3	11	0.9	42	2.0	63	2.7	29	2.4
石炭	45	3.2	49	3.9	59	2.8	63	2.7	32	2.7	
肉類	15	1.1	26	2.0	49	2.3	50	2.1	26	2.2	

(注) 主要品目は、1990年の輸出・輸入順の上位10品目とした。

(資料) 大蔵省貿易統計

## (3) 我が国の製品輸入比率の推移

(単位：%)

輸入相手地域		暦年						
		1980年	1986年	1987年	1988年	1989年	1990年	1991年1月 ～6月
世	界	22.8	41.8	44.1	49.0	50.3	50.3	50.0
	米 国	44.1 〔7.7〕	60.7 〔14.0〕	56.1 〔11.8〕	56.0 〔12.6〕	58.3 〔13.3〕	62.0 〔13.8〕	61.8 〔14.0〕
	E C	86.4 〔4.8〕	85.5 〔9.5〕	85.7 〔10.1〕	86.3 〔11.1〕	86.1 〔11.5〕	88.1 〔13.1〕	87.2 〔11.8〕
	ア ジ ア N I E s	58.0 〔3.0〕	62.3 〔6.2〕	66.2 〔8.3〕	72.9 〔9.7〕	75.5 〔9.7〕	73.4 〔8.1〕	73.1 〔8.2〕
	A S E A N	6.1 〔1.1〕	12.6 〔1.7〕	15.7 〔2.1〕	20.4 〔2.5〕	25.8 〔3.2〕	26.1 〔3.3〕	28.3 〔3.9〕
	O P E C	0.8 〔0.3〕	4.7 〔0.9〕	6.9 〔1.2〕	9.6 〔1.4〕	11.3 〔1.7〕	8.0 〔1.4〕	8.4 〔1.4〕

- (注) 1. 本表は (各地域からの製品輸入額)/(各地域からの総輸入額) を示したものの。  
 2. [ ] 内は、(各地域からの製品輸入額)/(全世界からの総輸入額) を示したものの。  
 3. 1. 及び 2. における「製品」とは、標準国際貿易分類 (SITC) の 5～9 類を指し、具体的には、化学工業生産品、原料別製品 (鉄鋼等)、機械類及び輸送機器、雑製品 (家具、衣類、精密機器等)、特殊取扱品が含まれる。  
 4. アジアNIEsには以下の4カ国 (地域) を含む。  
 大韓民国、台湾、香港、シンガポール  
 5. ASEANには以下の6カ国を含む。  
 タイ、インドネシア、フィリピン、マレーシア、シンガポール、ブルネイ  
 6. OPECには以下の13カ国を含む。  
 アルジェリア、エクアドル、ガボン、インドネシア、イラン、イラク、クウェイト、リビア、ナイジェリア、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、ベネズエラ

(資料) 大蔵省貿易統計

## (参考) 各国の製品輸入比率の推移

(単位：%)

地域		暦年					
		1980年	1986年	1987年	1988年	1989年	1990年
	日本	22.8	41.8	44.1	49	50.3	50.3
	米国	56.8	80.7	79.6	81.4	80.3	78.8
	EC	55 (46.1)	67.3 (59.3)	69.7 (64.3)	72 (62.1)	72.9 (63.4)	75.7 (68.9)

(注) ( ) 内は域内貿易を除いた場合。

(資料) 大蔵省貿易統計、「Highlights of US Export and Import Trade」(1980～1988年)、「Commerce News」(1989年)、「Eurostat」

## (参考) 国際収支の推移 (ドルベース)

(単位: 百万ドル、%)

	1980年	1986年	1988年	1989年	1990年	1991年		
						増減額	1～6月 増減額	
経常収支	▲10,746	85,845	79,631	57,157	35,761	▲21,396	28,931	8,734
貿易収支	2,125	92,827	95,012	76,917	63,528	▲13,389	43,723	15,716
輸出	126,736	205,591	259,765	269,570	280,374	10,804	146,921	15,951
(前年同期比)	(25.2)	(18.1)	(15.7)	(3.8)	(4.0)	—	(12.2)	—
輸入	124,611	112,764	164,753	192,653	216,846	24,193	103,198	235
(前年同期比)	(25.4)	(▲4.5)	(28.5)	(16.9)	(12.6)	—	(0.2)	—
貿易外収支	▲11,343	▲4,932	▲11,263	▲15,526	▲22,292	▲6,766	▲4,628	1,352
移転収支	▲1,528	▲2,050	▲4,118	▲4,234	▲5,475	▲1,241	▲10,164	▲8,334
長期資本収支	2,324	▲131,461	▲130,930	▲89,246	▲43,586	45,660	3,776	38,847
本邦資本	▲10,817	▲132,095	▲149,883	▲192,118	▲120,766	71,352	▲68,629	▲6,450
外国資本	13,141	634	18,953	102,872	77,180	▲25,692	72,405	45,297
基礎収支	▲8,422	▲45,616	▲51,299	▲32,089	▲7,825	24,264	32,707	47,581
短期資本収支	3,141	▲1,609	19,521	20,811	21,468	657	▲21,086	32,379
誤差脱漏	▲3,115	2,458	2,796	▲22,008	▲20,877	1,131	▲4,177	245
総合収支	▲8,396	▲44,767	▲28,982	▲33,286	▲7,234	26,052	7,444	15,447
金融勘定	▲8,396	▲44,767	▲28,982	▲33,286	▲7,234	26,052	7,444	15,447
為銀部門	▲13,144	▲58,506	▲44,460	▲8,592	13,633	22,225	22,889	12,450
公的部門	4,748	13,739	15,478	▲24,694	▲20,867	3,827	▲15,445	2,997
外貨準備増減	4,905	15,729	16,183	▲12,767	▲7,842	4,925	▲9,161	2,085
外貨準備高	25,232	42,239	97,662	84,895	77,053	▲7,842	67,892	▲5,757
為替相場 (円/ドル)	226.74	168.52	128.15	137.96	144.79	—	136.08	—

(注) 為替相場は、IMF “International Financial Statistics” による。

(出典) 国際収支統計

## 3. 最近の関税政策

## (1) 関税改正の推移

年 度	品目数	概 要
アクション・プログラムに係る関税改正 (昭和61年1月1日施行)	1,849	① 個別品目の関税率の無税化・引下げ(骨なし鶏肉、パーム油等69品目) ② 関税率の原則20%引下げ(新聞用紙、ネクタイ等1,792品目) ③ コンピューター本体等の関税の撤廃
昭和61年度	223	① 皮革・革靴の輸入数量制限制度の廃止に伴う関税割当制度の新設等 ② 皮革・革靴の関税率の引上げの代償措置としての関税率の引下げ(シリコンウエハー、アラミド繊維等88品目)及びアクション・プログラムの復元規定の適用対象からの除外(酢酸、香水等116品目) ③ その他の関税率等の改正(ワイン類4品目の関税率の20%引下げ、魚粉、マンガン鉱、はっか取卸油の関税割当制度の廃止、バティク綿織物の特惠関税の新設等) ④ 各種減免税還付制度の適用期限の延長等
昭和62年度	97	① 個別品目の関税率の無税化及び引下げ(紙巻たばこの関税率の無税化、ワイン、ウイスキー等アルコール飲料等18品目の関税率の原則30%引下げ、合板等木材製品10品目の関税率の引下げ、鉱工業品の低関税品目33品目の関税率の無税化等) ② 鉱工業品に関する特惠関税制度の改正(シーリング枠の拡大等シーリング制度の改善、特惠関税例外品目の削減等) ③ 各種減免税還付制度の適用期限の延長等 ④ HS移行に伴う関税率表の改正
昭和63年度	121	① 個別品目の関税率の引下げ等(チョコレート菓子の関税引下げ及びココア調製品(無糖)への関税割当制度の導入、スペイン・ポルトガルのEC加盟に対応する72品目の関税率の引下げ又は無税化、LPG等の関税引下げ等) ② 鉱工業品に関する特惠関税制度の改正(シーリング枠の拡大) ③ 加工再輸入減税制度の対象品目の拡充及び石油関係の減税還付制度の適用期限の延長等 ④ 原油関税の引下げ
平成元年度	206	① 個別品目の関税率の引下げ等(農産物自由化関連の関税率の引上げ等、熱帯産品に係る関税率の引下げ等、石油関係の関税改正等) ② 加工再輸入減税制度の対象品目の拡充及び石油関係の免税還付制度の適用期限の延長等 ③ 税関行政に係る関税改正(輸入禁制品についての覚せい剤・大麻等の追加指定及び旅客等の携帯品に適用されている関税率の別送品への適用等) ④ 消費税導入に伴う措置(関税の納期限の延長等)
平成2年度	1,028	① 機械類を中心とした工業製品関税の撤廃・引下げ(1,008品目) ② 農産物の輸入自由化に関連した関税率の引上げ等 ③ 輸入時と同一状態で再輸出される貨物に係る戻税制度の新設 ④ 各種減免税還付制度の適用期限の延長等
平成3年度	5	① 特惠関税制度の改正(適用期限の10年延長、基準年次の改訂等) ② 鉱物油添加剤等5品目の関税撤廃 ③ ガス製造用揮発油に係る関税の還付制度の廃止及びその他の石油関係の免税・還付制度の適用期限の延長 ④ HS条約改正に伴う関税率の改正

## (2) 関税負担率の国際比較

(単位：%)

国名 \ 年度	1980	1985	1986	1987	1988	1989	1990
日本	2.5	2.6	3.3	3.4	3.4	2.9	2.7
米国	3.1	3.6	3.7	3.9	3.8	—	—
EC	2.8	2.7	3.6	3.9	3.9	—	—
カナダ	4.5	3.7	3.7	3.6	3.5	—	—
オーストラリア	9.5	9.5	8.7	8.9	7.9	—	—

(注) 1. ECの負担率は域外からの輸入額に係るものであり、関税収入には農産物に対する輸入課徴金を含む。

2. 諸外国の1989年度分および1990年度分については、原資料がまだ未公表である。

## 4. 原油等関税について

## (1) 石炭政策について

## ① 石炭政策の歴史

昭和30年代以降のエネルギー革命の中で構造不況に陥った石炭鉱業に対し、昭和38年度以降、8次にわたる石炭政策を実施。

## ② 現行の石炭政策

昭和62年度より、第8次石炭政策を実施。①需要動向を勘案して、生産規模を縮小し、最終的には概ね1,000万トン規模とする、②過剰貯炭の円滑な縮減を図ること等を基本的な枠組みとしている。本対策は、平成3年度末をもって終了。

## ③ 今後の石炭政策

平成4年度以降の石炭政策の在り方について、昨年9月から石炭鉱業審議会で検討が行われ、本年6月に答申が出された。

答申のポイントとしては、①1990年代を国内石炭鉱業の構造調整の最終段階として位置づけたこと、②石炭鉱業の構造調整については、企業の自主的判断に委ねること、③地域振興策、雇用対策等の早期実施等が挙げられる。

## (2) 原油等関税の沿革と今後の在り方について

## ① 原重油関税の特定財源化

石炭産業の不況の深刻化にかんがみ、昭和35年度より原重油関税収入を石炭対策の特定財源化。

## ② 特別会計の設置

昭和42年度に「石炭対策特別会計」が設置され、原重油関税収入の10/12を同会計に繰入。以後、昭和47年度に同会計に石油勘定を新設し、「石炭及び石油対策特別会計」(石々特会)に改組。

## ③ 平成元年度関税改正における見直し

平成元年度関税改正において、消費税導入に伴う石油の税負担軽減等の石油をめぐる諸情勢を考慮し原油関税率の引下げ(1/3カット)等の見直しを実施。これに伴う石炭対策財源の減少を補うため、石油製品関税の石々特会直入及び重油の関税割当制度の改正を実施。

## ④ 今後の石炭対策財源について

今までの石炭政策においては、石油関税により石炭対策財源を賄ってきたが、今後の石炭政策の実施に当たり、その財源をどうするかにつき今後検討していく必要がある。

## (参考1) 原油関税率の推移

適用期間	原油関税率
昭和36.6～37.3	320円/kℓ
昭和37.4～38.3	530円/kℓ
昭和38.4～52.3	640円/kℓ
昭和52.4～53.5	750円/kℓ
昭和53.6～63.7	640円/kℓ
昭和63.8～平成3	530円/kℓ
平成4～	350円/kℓ

(税率は全て実行税率)

## (参考2) 石炭鉱業審議会答申

「今後の石炭政策の在り方について」

(平成3年6月7日)

～抜粋～

ロ. また、今後の石炭政策を推進するためには、所要の財源の確保が必要である。

現行石炭政策については、原油等関税を財源として「石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計」により実施しているが、エネルギー源たる原油については関税は基本的には無税であることが望ましいとの指摘がある等諸々の問題点をはらんでいる。しかし、石炭政策も今回の施策が戦後の長い政策の締めくくりとして最終段階にきていること及び直ちに一般会計からの繰入れ等の代替案の採用が困難な現状にあることを考えれば、歳出の合理化を図りつつ、当分の間、現行石炭勘定を継続することもやむを得ないという考え方もあり得る。

今後の財源確保の在り方については、政府において上記の状況を踏まえつつ、適切に対応する必要がある。

(出所) 大蔵省関税率審議会総会(平成3年9月20日)資料6「最近の関税をめぐる諸問題」1-12ページ

## 11-102 最近の関税をめぐる諸問題

1994(平成6)年度 関税率審議会提出資料

## 1. 世界経済と貿易の動向

## (1) 世界経済の動向

(単位:億ドル、%)

項目	GDP	実質GDP成長率					失業率					物価上昇率				
		1982	1987	1992	1993	1994	1982	1987	1992	1993	1994	1982	1987	1992	1993	1994
暦年	1991	1982	1987	1992	1993	1994	1982	1987	1992	1993	1994	1982	1987	1992	1993	1994
日本	33,501	3.2	4.1	1.1	0.1	0.8	2.3	2.9	2.2	2.5	2.9	2.7	0.2	2.1	1.0	0.3
米国	57,229	▲2.2	3.1	2.6	3.0	4.0	9.7	6.2	7.4	6.8	6.3	5.8	4.2	3.3	2.7	2.1
EU	62,474	0.8	2.9	1.0	▲0.4	1.9	9.4	10.9	10.3	11.3	12.0	10.7	3.5	4.5	3.8	3.1
アジアNIES	5,709	7.3	12.4	5.5	5.7	6.5	—	—	—	—	—	6.6	2.4	5.9	5.0	5.1
東南アジア	3,132	6.6	6.2	6.1	6.4	7.1	—	—	—	—	—	8.4	5.0	7.0	6.1	6.0
中国	4,249	4.5	10.9	13.2	13.4	10.0	—	—	—	—	—	2.0	8.8	8.6	14.5	11.0
G7諸国	146,136	0.5	3.2	1.7	1.4	2.5	7.7	6.9	7.3	7.3	7.4	7.0	2.9	3.1	2.8	2.4
先進国	(55.7)	▲0.3	3.2	1.6	1.2	2.4	8.0	7.4	7.8	8.2	8.3	7.5	3.2	3.3	2.9	2.5
発展途上国	(33.9)	2.1	5.7	5.9	6.1	5.5	—	—	—	—	—	25.3	35.2	38.8	45.9	40.9
移行中の諸国	(10.9)	*3.6	2.6	▲15.5	▲8.8	▲6.1	—	—	—	—	—	*4.7	7.5	766.9	687.2	290.2

(単位：億ドル、%)

項目	貿易収支					経常収支				
	1982	1987	1992	1993	1994	1982	1987	1992	1993	1994
日本	181	964	1,323	1,414	1,350	69 (0.7)	870 (3.6)	1,176 (3.2)	1,314 (3.1)	1,288 (3.0)
米国	▲365	▲1,596	▲961	▲1,325	▲1,535	▲114 (▲0.2)	▲1,673 (▲3.7)	▲664 (▲1.1)	▲1,092 (▲1.7)	▲1,406 (▲2.1)
EU	▲137	295	▲108	608	934	▲162 (▲0.6)	328 (0.8)	▲596 (▲0.9)	84 (0.1)	297 (0.5)
アジアNIES	▲83	255	17	29	▲29	▲25	277	63	81	90
東南アジア	▲23	75	▲3	6	23	▲132	▲9	▲131	▲121	▲118
中国	42	▲17	51	▲91	▲116	58 (2.2)	3 (0.1)	64 (1.5)	▲96 (▲1.9)	▲85 (▲1.6)
G7諸国	▲302	▲122	565	833	814	▲28	▲609	▲397	▲142	▲173
先進国	▲302	▲334	419	898	863	▲278	▲670	▲432	▲121	78
発展途上国	210	390	▲158	▲366	▲371	▲771	▲47	▲671	▲1,046	▲1,062
移行中の諸国	—	—	—	—	—	—	125	▲66	▲65	▲207

(注) 1. 出典：日本、米国、EUについてはOECD "Economic Outlook" (1994年5月) 及びIMF "International Financial Statistics" (1994年8月、1993年)

アジアNIES、東南アジア、中国についてはADB "Asian Development Outlook" (1994年、1993年、1990年)

先進国、発展途上国、移行中の諸国についてはIMF "World Economic Outlook" (1994年5月)

2. GDPの欄の( )は、世界全体に占めるシェア。

3. 1994年の値については見直し。\*は1976~85年の平均値。

4. 物価上昇率には、民間消費デフレーターを使用。

5. アジアNIES：香港、韓国、シンガポール、台湾

東南アジア：インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、タイ、ヴェトナム

先進国：日本、米国、EU諸国、カナダ、オーストラリア等 23カ国 (トルコを除くOECD諸国)

移行中の諸国：旧ソ連、東欧諸国及びモンゴル 24カ国

発展途上国：中国、韓国等 130カ国

6. 経常収支の欄の( )は、経常収支の対GDP比率。

(参考) 日本の経常収支、貿易収支の動向  
・経常収支の推移 (単位：兆円、億ドル、%)

	1990年	1991年	1992年	1993年
円ベース (対前年同期比)	5.2 (▲33.8)	9.8 (87.7)	14.9 (52.6)	14.6 (▲1.9)
ドル・ベース (対前年同期比)	358 (▲37.4)	729 (103.9)	1,176 (61.2)	1,314 (11.8)

	1993年 第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	1994年 第1四半期
円ベース (対前年同期比)	4.3 (19.9)	3.5 (▲8.1)	3.4 (▲3.7)	3.5 (▲14.1)	3.7 (▲14.2)
ドル・ベース (対前年同期比)	359 (30.3)	314 (8.9)	320 (13.4)	321 (▲2.4)	345 (▲3.9)

・円ベースの経常収支黒字の対前年同期比伸び率（単位：％）

1992年上期	1992年下期	1993年上期	1993年下期	1994年上期
85.8	30.0	5.6	▲9.3	▲6.7

・ドル・ベースの経常収支黒字の対前年同期比伸び率（単位：％）

1992年上期	1992年下期	1993年上期	1993年下期	1994年上期
94.9	39.1	19.4	4.9	2.2

・我が国の対世界貿易動向（円ベース）

（単位：億円）

暦年	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年1月～6月
輸出	414,569	423,599	430,123	402,024	198,271
伸び率	9.6%	2.2%	1.5%	▲6.5%	▲2.6%
輸入	338,552	319,002	295,274	268,264	134,626
伸び率	16.8%	▲5.8%	▲7.4%	▲9.1%	▲1.0%
バランス	76,017	104,597	134,849	133,761	63,644
増減額	▲12,422	28,580	30,251	▲1,088	▲2,768

（出所）大蔵省貿易統計

・我が国の対世界貿易動向（ドル・ベース）

（単位：億ドル）

暦年	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年1月～6月
輸出	2,860	3,146	3,397	3,609	1,869
伸び率	4.3%	9.6%	8.0%	▲6.3%	6.8%
輸入	2,348	2,367	2,330	2,407	1,208
伸び率	11.4%	0.8%	▲1.6%	3.3%	7.7%
バランス	521	778	1,066	1,202	600
増減額	▲122	256	288	136	29

（出所）大蔵省貿易統計

## (2) 世界貿易の動向

(単位：10億ドル、%)

項目	暦年		1987年	1989年	1990年	1991年	1992年	1993年
	1982年	1987年						
貿易額	3,566	4,785	5,995	6,857	7,086	7,536	7,452	
貿易額 対前年伸率	▲7.2	17.2	9.6	14.4	3.3	6.3	▲1.1	
貿易数量 対前年伸率	▲1.6	6.1	6.4	4.6	2.4	4.5	2.4	
(参考) 経済成長率	0.5	3.9	3.4	2.2	0.7	1.8	2.3	

(出典) 貿易額：IMF “International Financial Statistics” (1994年8月、1993年)

貿易数量及び経済成長率：IMF “World Economic Outlook” (1994年5月、1990年5月)

## 2. 我が国の貿易動向

## (1) 地域別動向

(単位：百万ドル、%)

相手地域		暦年		1987年		1992年		1993年		1994年1～6月	
		金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率
世 界	輸 出	138,382	▲8.7	229,221	9.6	339,650	8.0	360,911	6.3	186,857	6.8
	輸 入	131,931	▲7.9	149,515	18.3	233,021	▲1.6	240,670	3.3	126,826	7.7
	バランス	6,900	—	79,706	—	106,628	—	120,241	—	60,031	—
米 国	輸 出	36,330	▲5.9	83,580	3.9	95,793	4.6	105,405	10.0	55,369	11.8
	輸 入	24,179	▲4.4	31,490	8.4	52,230	▲2.0	55,236	5.8	30,798	10.1
	バランス	12,151	—	52,089	—	43,563	—	50,169	—	24,570	—
E U	輸 出	17,064	▲9.7	37,693	22.9	62,474	5.6	56,412	▲9.7	27,472	▲7.0
	輸 入	7,560	▲11.6	17,670	26.3	31,280	▲1.6	30,149	▲3.6	15,721	6.8
	バランス	9,504	—	20,024	—	31,194	—	26,263	—	11,750	—
東 ア ジ ア	輸 出	32,357	▲11.9	57,272	20.6	112,359	11.3	130,628	16.3	71,217	14.9
	輸 入	33,764	▲5.6	43,744	31.6	71,575	2.4	77,922	8.9	41,354	14.8
	バランス	▲1,410	—	13,528	—	40,783	—	52,706	—	29,863	—
ア ジ ア NIEs	輸 出	18,228	▲12.5	39,456	31.2	72,638	8.7	80,483	10.8	43,651	12.5
	輸 入	8,145	▲4.4	18,812	50.3	26,168	▲4.2	26,947	3.0	14,214	10.5
	バランス	10,082	—	20,644	—	46,470	—	53,536	—	29,437	—
A S E A N	輸 出	14,991	▲1.9	15,574	28.5	40,706	8.0	49,474	21.5	27,666	19.6
	輸 入	22,093	▲7.5	19,579	18.5	31,551	▲0.7	34,012	7.8	17,731	6.9
	バランス	▲7,103	—	▲4,005	—	9,155	—	15,461	—	9,935	—
中 国	輸 出	3,511	▲31.1	8,250	▲16.3	11,949	39.1	17,273	44.6	9,088	14.0
	輸 入	5,352	1.1	7,401	30.9	16,953	19.3	20,565	21.3	11,599	32.2
	バランス	▲1,842	—	▲848	—	▲5,004	—	▲3,292	—	▲2,512	—
中 近 東	輸 出	16,946	▲4.4	9,177	▲6.3	15,206	23.5	13,256	▲12.8	5,805	20.6
	輸 入	37,764	▲11.5	20,197	9.6	29,246	▲0.3	27,234	▲6.9	12,832	▲8.4
	バランス	▲20,818	—	▲11,020	—	▲14,040	—	▲13,978	—	▲7,027	—
旧ソ連・東欧	輸 出	4,483	11.6	3,280	▲14.4	1,917	▲33.0	2,294	19.7	999	▲13.2
	輸 入	1,882	▲16.4	2,828	22.1	3,083	▲21.6	3,463	12.3	1,773	6.2
	バランス	2,601	—	452	—	▲1,166	—	▲1,169	—	▲774	—

(注) 伸び率は、対前年同期比。

1992年、1993年及び1994年は、旧ソ連・東欧にはバルト3国を含む。1982年は共産圏。

ASEAN：タイ、インドネシア、フィリピン、マレーシア、シンガポール、ブルネイ。

東アジア：アジアNIEs、ASEAN、中国の合計からシンガポールを引いたものである。

(資料) 大蔵省貿易統計

## (2) 主要商品動向

(単位：億ドル、%)

商品名		1982年		1987年		1992年		1993年		1994年1～6月	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
輸 出	総額	1,388	100.0	2,292	100.0	3,397	100.0	3,609	100.0	1,869	100.0
	うち										
	自動車	246	17.7	449	19.6	605	17.8	584	16.2	276	14.8
	事務用機器	31	2.3	144	6.3	254	7.5	276	7.7	132	7.1
	半導体等電子部品	27	1.9	83	3.6	175	5.1	220	6.1	133	7.1
	自動車の部分品	26	1.9	107	4.7	125	3.7	149	4.1	85	4.5
	鉄鋼	156	11.3	126	5.5	133	3.9	145	4.0	72	3.9
	科学光学機器	48	3.5	94	4.1	135	4.0	143	4.0	74	4.0
	原動機	28	2.0	59	2.6	97	2.9	114	3.2	64	3.4
	映像機器	64	4.6	102	4.5	122	3.6	107	3.0	51	2.8
	船舶	69	4.9	44	1.9	79	2.3	102	2.8	66	3.5
	通信機	18	1.3	50	2.2	75	2.2	81	2.2	42	2.2
	輸 入	総額	1,319	100.0	1,495	100.0	2,330	100.0	2,407	100.0	1,268
うち											
原油及び粗油		463	35.1	207	13.8	301	12.9	280	11.6	122	9.6
繊維製品		34	2.6	76	5.1	153	6.6	166	6.9	83	6.6
魚介類		39	3.0	80	5.3	126	5.4	140	5.8	71	5.6
木材		45	3.4	62	4.2	76	3.3	102	4.2	48	3.8
液化天然ガス		52	3.9	51	3.4	73	3.1	71	3.0	32	2.6
事務用機器		10	0.8	22	1.5	60	2.6	68	2.8	43	3.4
肉		17	1.3	33	2.2	65	2.8	68	2.8	35	2.8
非鉄金属		39	2.9	56	3.8	70	3.0	67	2.8	34	2.7
石炭		58	4.4	46	3.1	61	2.6	59	2.5	28	2.2
半導体等電子部品	7	0.5	15	1.0	40	1.7	53	2.2	33	2.6	

(注) 主要品目は、1993年の輸出(入)額上位10品目とした。

(資料) 大蔵省貿易統計

## (3) 我が国の製品輸入比率の推移

(単位：%)

輸入 相手地域		暦年				
		1982年	1987年	1992年	1993年	1994年 1～6月
世	界	24.9	44.1	50.2	52.0	54.6
米	国	47.4 [8.7]	56.1 [11.8]	61.3 [13.7]	61.8 [14.2]	64.3 [15.6]
E	U	86.1 [4.9]	85.7 [10.1]	85.4 [11.5]	85.1 [10.7]	86.1 [10.7]
東	ア ジ ア	20.5 [5.2]	40.3 [11.8]	53.9 [16.6]	57.6 [18.7]	60.5 [19.7]
	アジアNIEs	56.5 [3.5]	66.2 [8.3]	73.3 [8.2]	74.2 [8.3]	77.3 [8.7]
	A S E A N	6.1 [1.0]	15.7 [2.1]	33.6 [4.5]	39.0 [5.5]	44.7 [6.3]
	中 国	23.6 [1.0]	39.7 [2.0]	63.7 [4.6]	69.1 [5.9]	67.8 [6.2]
中	近 東	1.2 [0.3]	5.8 [0.8]	4.6 [0.6]	5.7 [0.6]	6.8 [0.7]
旧	ソ連・東欧	44.2 [0.6]	54.2 [1.0]	43.1 [0.6]	42.9 [0.6]	46.1 [0.6]

- (注) 1. 本表は(各地域からの製品輸入額)／(各地域からの総輸入額)を示したものの。  
 2. [ ]内は、(各地域からの製品輸入額)／(全世界からの総輸入額)を示したものの。  
 3. 本表において、「製品」とは、標準国際貿易分類(SITC)の5～9類を指し、具体的には、化学工業生産品、原料別製品(鉄鋼等)、機械類及び輸送機器、雑製品(家具、衣類、精密機器等)、特殊取扱品が含まれる。

(資料) 大蔵省貿易統計

## (参考) 国際収支の推移 (ドルベース)

(単位: 百万ドル、%)

項目	暦年					増減額	1994年 1～7月p	
	1982年	1987年	1991年	1992年	1993年		増減額	増減額
経常収支	6,850	87,015	72,901	117,551	131,448	13,897	80,551	1,598
貿易収支	18,079	96,386	103,044	132,348	141,514	9,166	86,240	4,063
輸出 (前年同期比)	137,663 (▲7.9)	224,605 (▲9.2)	306,557 (9.3)	330,850 (7.9)	351,292 (6.2)	20,442 —	215,263 (6.5)	13,165 —
輸入 (前年同期比)	119,584 (7.7)	128,219 (13.7)	203,513 (▲6.1)	198,502 (▲2.5)	209,778 (5.7)	11,276 —	129,023 (7.6)	9,102 —
貿易外収支	▲9,848	▲5,702	▲17,660	▲10,112	▲3,949	6,163	▲1,724	▲1,883
移転収支	▲1,381	▲3,669	▲12,483	▲4,685	▲6,117	▲1,432	▲4,005	▲582
長期資本収支	▲14,969	▲136,532	37,057	▲28,459	▲78,336	▲49,877	▲7,946	23,998
本邦資本	▲27,418	▲132,830	▲121,446	▲57,962	▲73,608	▲15,646	▲49,236	▲26,221
外国資本	12,449	▲3,702	158,503	29,503	▲4,728	▲34,231	41,290	50,219
基礎収支	▲8,119	▲49,517	109,958	89,092	53,112	▲35,980	72,565	25,596
短期資本収支	▲1,579	23,865	▲25,758	▲7,039	▲14,426	▲7,387	▲10,484	308
誤差脱漏	4,727	▲3,893	▲7,831	▲10,451	▲260	10,191	▲11,943	▲19,663
総合収支	▲4,971	▲29,545	76,369	71,602	38,426	▲33,176	50,138	6,241
金融勘定	▲4,971	▲29,545	76,369	71,602	38,426	▲33,176	50,138	6,241
為銀部門	▲4,936	42,256	93,454	72,998	14,974	▲58,024	51,069	22,654
公的部門	▲35	▲71,801	▲17,085	▲1,396	23,452	24,848	▲931	▲16,413
外貨準備増減	▲5,141	39,240	▲8,073	▲295	26,904	27,199	18,126	252
外貨準備高	23,262	81,479	68,980	68,685	95,589	26,904	113,715	27,156
為替相場(円/ドル)	249.08	144.64	134.71	126.65	111.20	—	105.48	—

(注) 為替相場は、IMF “International Financial Statistics” による。pは速報値。  
(出典) 国際収支統計



## (2) 関税収入比率及び関税負担率等の国際比較

(単位：百万ドル、%)

国名 (会計年度)	租税収入合計 (A)	関税収入 (B)	関税収入比率 (B/A)	輸入額 (C)	関税負担率 (B/C)	1人当たり GNP
日 本 (1992)	457,809	8,023	1.8	233,107	3.4	27,196
スウェーデン (1990)	89,447	1,403	1.6	53,784	2.6	25,909
ア メ リ カ (1991)	1,027,000	16,035	1.6	490,547	3.3	22,537
カ ナ ダ (1991)	98,043 ('89)	4,107	4.0 ('89)	120,466	3.0	21,085
E U (1991)	—	20,139	—	616,783	3.3	14,900
オーストラリア (1991)	71,242	2,537	3.6	39,247	6.5	16,351
シンガポール (1991)	7,775	254	3.3	64,929	0.4	14,781
韓 国 (1992e)	48,232	4,487	9.3	81,777	5.5	6,513
ハンガリー (1990)	14,779	829	5.6	8,621	9.6	3,176
メキシコ (1990p)	31,631	1,530	4.8	31,308	1.7	2,719
パ ナ マ (1991)	1,143	158	13.8	1,695	9.3	2,129
モ ロ ッ コ (1990)	5,908	1,197	20.3	6,918	17.3	1,117
イ ン ド (1992e)	28,976	9,401	32.4	19,516	45.7	312
ザ イ ール (1991)	402	120	29.9	0.711	169	233
バングラデシュ (1989)	1,789	639	35.7	3,650	17.5	185

(注) 1. “p”は速報値、“e”は見込値を示す。

2. 1人当たりGNPは1991年のデータ(メキシコ、モロッコ、スウェーデン、EUは1990年)。ただし、EU、ハンガリー、ザイール、バングラデシュについてはGDP。

3. インドの関税負担率は1991年のデータ。

(資料) OECD諸国の関税収入及び輸入額については、OECD統計(ただし、日本については国の決算及び貿易統計)、その他については、IMF-Government Finance Statistics、International Financial Statisticsを基に試算。

## (3) 最近の関税改正

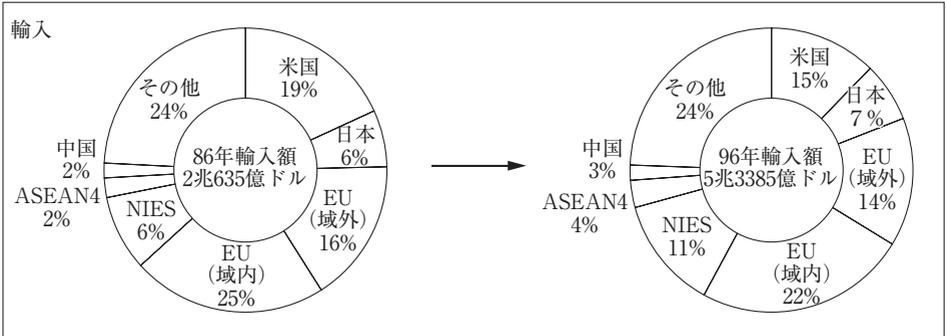
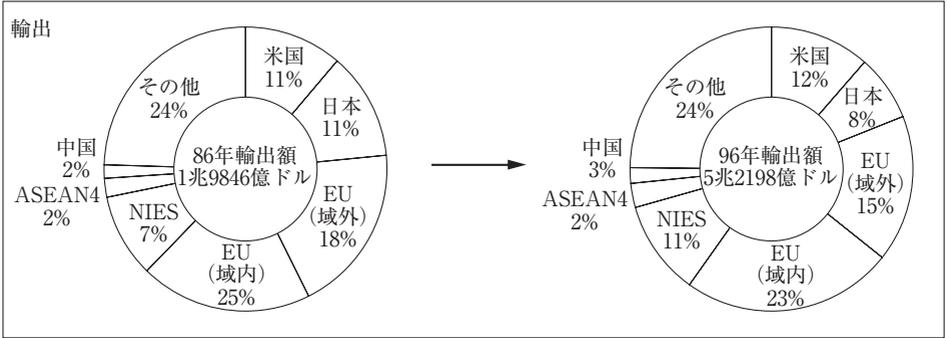
	品目数	概 要
昭和63年度	121	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 個別品目の関税率の引下げ等（チョコレート菓子の関税引下げ及びココア調整品（無糖）への関税割当制度の導入、スペイン・ポルトガルのEC加盟に対応する72品目の関税率の引下げ又は無税化、LPG等の関税引下げ等）</li> <li>② 鉱工業品に関する特惠関税制度の改正（シーリング枠の拡大）</li> <li>③ 加工再輸入減税制度の対象品目の拡充及び石油関係の減税還付制度の適用期限の延長等</li> <li>④ 原油関税の引下げ</li> </ul>
平成元年度	206	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 個別品目の関税率の引下げ等（農産物自由化関連の関税率の引上げ等、熱帯産品に係る関税率の引下げ等、石油関係の関税改正等）</li> <li>② 加工再輸入減税制度の対象品目の拡充及び石油関係の免税還付制度の適用期限の延長等</li> <li>③ 税関行政に係る関税改正（輸入禁制品についての覚せい剤・大麻等の追加指定及び旅客等の携帯品に適用されている関税率の別送品への適用等）</li> <li>④ 消費税導入に伴う措置（関税の納期限の延長等）</li> </ul>
平成2年度	1,028	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 機械類を中心とした工業製品関税の撤廃・引下げ（1,008品目）</li> <li>② 農産物の輸入自由化に関連した関税率の引上げ等</li> <li>③ 輸入時と同一状態で再輸出される貨物に係る戻税制度の新設</li> <li>④ 各種減免税還付制度の適用期限の延長等</li> </ul>
平成3年度	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 特惠関税制度の改正（適用期限の10年延長、基準年次の改訂等）</li> <li>② 鉱油油添加剤等5品目の関税撤廃</li> <li>③ ガス製造用揮発油に係る関税の還付制度の廃止及びその他の石油関係の免税・還付制度の適用期限の延長</li> <li>④ HS条約改正に伴う関税率表の改正</li> </ul>
平成4年度	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 原油・石油製品の関税率の引下げ及び石油関係の免税・還付制度の適用期限の延長等</li> <li>② 保税地域制度の改正（総合保税地域制度の創設、貨物の自主管理・包括保税運送の法制化、利子税制度の廃止等）</li> </ul>
平成5年度	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 少額輸入貨物に対する簡易税率制度の創設</li> <li>② コーンフレーク製造用コーングリッツ及びポテトフレークの関税率の引下げ</li> <li>③ 重油の関税割当制度の廃止</li> <li>④ 原子力研究用物品等の免税制度の廃止及びその他の各種減免税還付制度の適用期限の延長</li> </ul>
平成6年度	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 粗糖及び一部の自動車部品等の関税率の撤廃・引下げ</li> <li>② 牛肉の関税緊急調整措置の延長</li> <li>③ 保税地域制度の改正（保税上屋及び保税倉庫を統合して保税蔵置場を創設）</li> <li>④ 加工再輸入減税制度の対象品目の拡大等及び石油関係の免税還付制度の適用期限の延長等</li> </ul>

（出所）大蔵省関税率審議会総会（平成6年9月22日）資料48-57ページ、資料6「最近の関税をめぐる諸問題」

11-103 最近の関税をめぐる諸問題

1997（平成9）年度 関税率審議会提出資料

(1) 世界貿易の動向



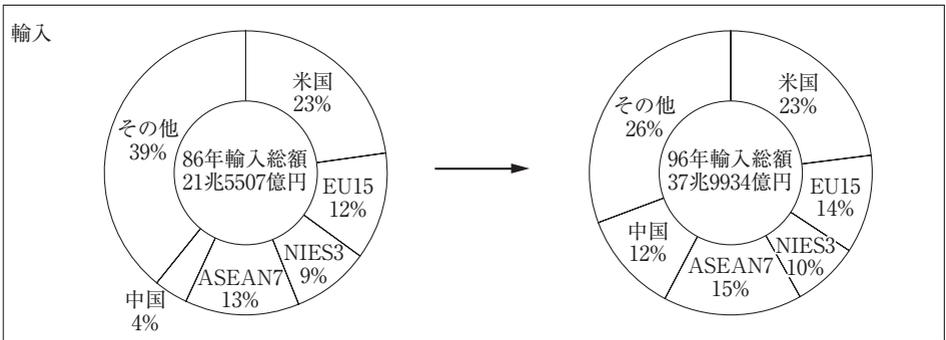
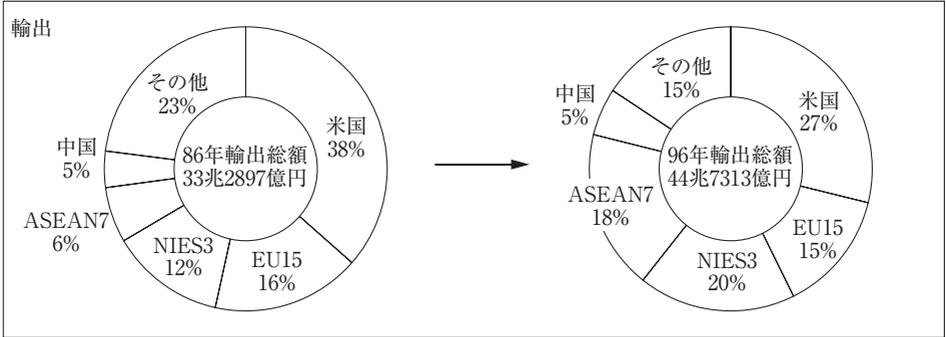
(注) NIES：韓国、シンガポール、台湾、香港

ASEAN4：インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシア

(出典) IMF 「Direction of Trade Statistics」

ただし、台湾については経済企画庁調査局「アジア経済1997」

(2) 我が国の地域別貿易のシェアの変化



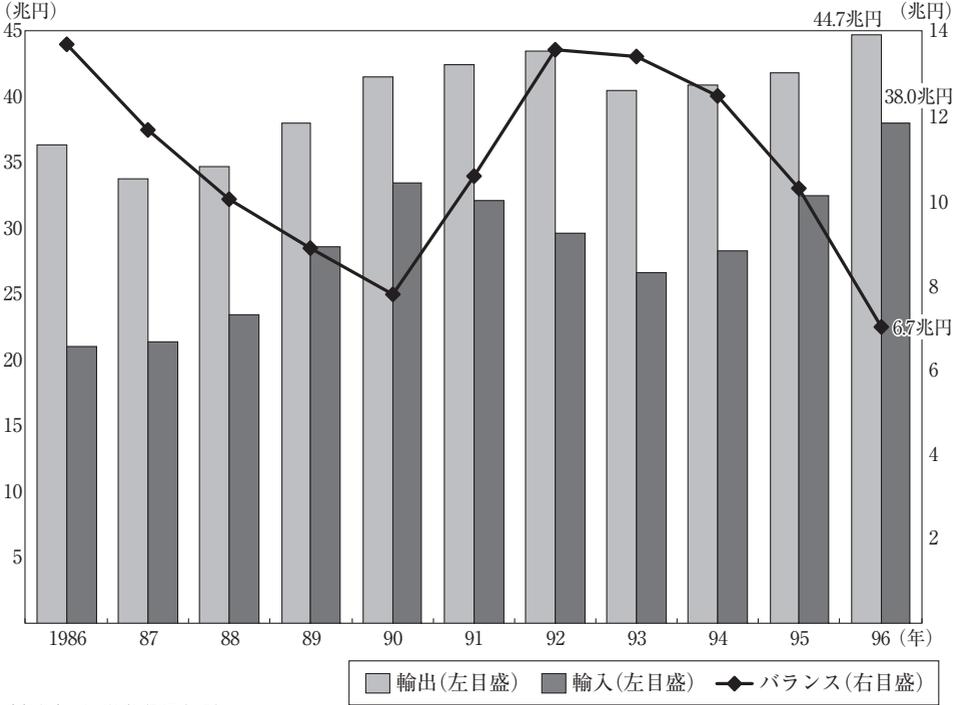
(注) ・NIES3：韓国、台湾、香港

・ASEAN7：インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア

・86年のEU15については、EC12カ国にオーストラリア、フィンランド、スウェーデンのデータを加算したもの

(資料) 大蔵省貿易統計

(3) 我が国の世界貿易バランスの推移



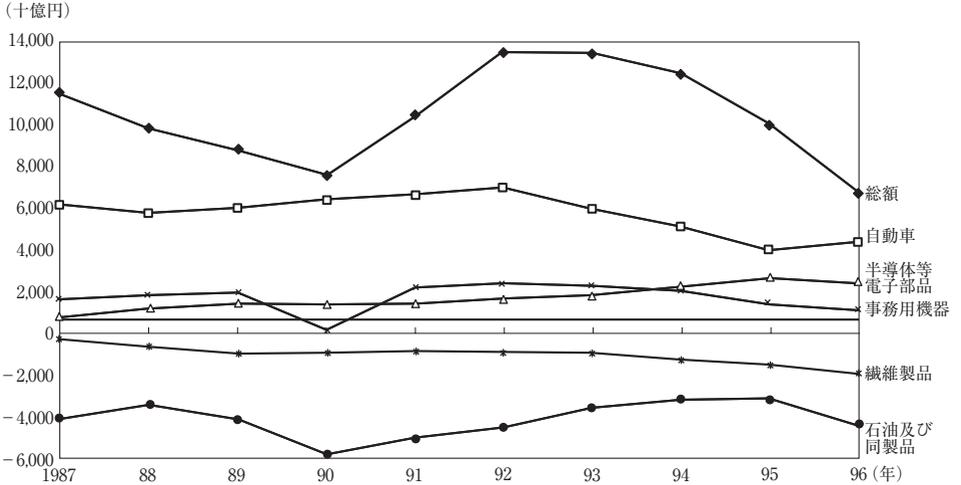
(資料) 大蔵省貿易統計

## (4) 我が国の貿易額の推移

							貿易指数伸率%			
	輸出額 (億円)	対前年 伸率%	輸入額 (億円)	対前年 伸率%	バランス額 (億円)	対前年 伸率%	輸出		輸入	
							数量	価格	数量	価格
1992年	430,123	1.5	295,274	-7.4	134,849	28.9	1.5	0.0	-0.4	-7.1
93	402,024	-6.5	268,264	-9.1	133,761	-0.8	-1.7	-4.9	4.2	-12.8
94	404,976	0.7	281,043	4.8	123,932	-7.3	1.7	-0.9	13.5	-7.7
95	415,309	2.6	315,488	12.3	99,821	-19.5	3.8	-1.2	12.5	-0.2
96	447,313	7.7	379,934	20.4	67,379	-32.5	-0.7	8.5	2.3	17.7
95年下半年	214,440	3.7	166,583	14.0	47,857	-21.0	1.3	2.4	10.0	3.6
96年上	214,763	6.9	183,748	23.4	31,015	-40.3	-2.9	10.1	3.5	19.2
下	232,550	8.4	196,186	17.8	36,364	-24.0	2.4	5.9	1.2	16.3
97年上	247,292	15.1	207,498	12.9	39,794	28.3	10.6	4.1	3.3	9.3
96年第1四半期	107,627	5.3	89,373	18.6	18,254	-32.2	-1.6	6.9	5.4	12.6
第2四半期	107,136	8.6	94,376	28.3	12,761	-49.1	-3.9	13.0	3.1	24.4
第3四半期	111,549	8.6	95,297	22.0	16,252	-34.0	1.0	7.6	3.5	17.9
第4四半期	121,002	8.3	100,889	14.0	20,112	-13.5	5.6	2.6	-0.3	14.4
97年第1四半期	120,812	12.3	105,780	18.4	15,032	-17.7	8.6	3.4	5.3	12.4
第2四半期	126,480	18.1	101,717	7.8	24,763	94.1	12.6	4.8	1.4	6.3
96年8月	34,543	8.1	31,068	16.8	3,474	-35.1	0.1	8.0	-0.6	17.5
9	38,745	1.5	30,973	14.7	7,773	-30.5	-1.7	3.2	3.0	11.4
10	39,624	11.3	35,002	15.9	4,621	-14.5	8.8	2.3	4.2	11.2
11	39,685	10.1	32,984	12.5	6,702	-0.5	7.6	2.3	-2.1	15.0
12	41,692	4.0	32,903	13.5	8,789	-20.8	2.0	2.0	-2.2	16.0
97年1	35,496	17.2	35,491	19.7	4	-99.3	13.0	3.8	7.8	11.1
2	39,911	10.1	33,011	10.8	6,900	7.0	7.7	2.2	-2.7	13.9
3	45,405	10.5	37,278	24.6	8,127	-27.3	5.9	4.3	11.0	12.2
4	44,273	21.5	36,152	8.6	8,121	157.6	14.8	5.8	-0.7	9.4
5	41,015	20.4	33,691	6.1	7,324	219.7	13.1	6.5	-2.1	8.3
6	41,192	12.5	31,875	8.7	9,317	27.3	10.0	2.2	7.5	1.2
7	42,811	11.9	34,434	3.5	8,377	67.4	10.6	1.2	4.1	-0.5
8 (P)	39,533	14.4	32,113	3.4	7,421	113.6	9.2	4.8	1.1	2.2

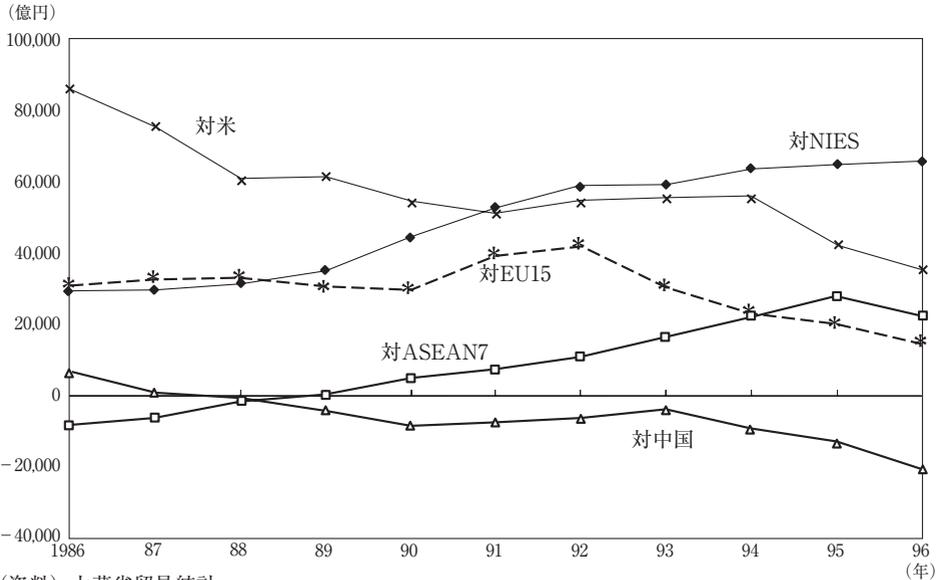
(注) (P)は速報値。

(5) 我が国の品目別貿易バランスの推移



(資料) 大蔵省貿易統計

(6) 我が国の地域別貿易バランスの推移



(資料) 大蔵省貿易統計

(出所) 大蔵省関税率審議会総会 (平成9年9月24日) 資料6-1「最近の関税をめぐる問題」1-7ページ

## 11-104 最近の税関行政をめぐる諸問題

## 1. 税関収納税額の推移

(単位：億円)

年度	関税	とん税・特別とん税	消費税	その他内国税					合計	国税全体に占める割合 (%)
				酒税	たばこ税	石油税等	その他			
平成 2 (1990)	9,281	201	10,596	7,668	928	1,626	5,115	1	27,745	4.4
平成 3 (1991)	10,205	205	9,893	9,958	924	1,708	7,326	0	30,261	4.8
平成 4 (1992)	10,058	200	9,218	8,246	850	1,781	5,616	0	27,722	4.8
平成 5 (1993)	9,629	194	8,422	7,998	879	1,865	5,254	0	26,244	4.6
平成 6 (1994)	9,943	196	9,023	9,052	1,351	2,081	5,619	0	28,215	5.2
平成 7 (1995)	10,321	196	10,245	8,920	1,150	2,248	5,522	0	29,682	5.4
平成 8 (1996)	11,093	198	12,126	9,098	1,015	2,412	5,671	0	32,514	5.9

- (注) 1. 「消費税」、「その他内国税」は、税関徴収分である。  
 2. 「石油税等」は、石油税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税、石油臨時特別税の合計である。  
 3. 「その他」は、砂糖消費税、物品税、トランプ類税の合計である。

## 2. 関税負担率の国際比較

(単位：%)

国名	年度								(参考) 関税収入額 1994年度
	1990 (平成 2)	1991 (平成 3)	1992 (平成 4)	1993 (平成 5)	1994 (平成 6)	1995 (平成 7)	1996 (平成 8)		
日本	2.7	3.3	3.4	3.6	3.4	3.1	2.8	(100)億ドル	
米国	3.5	3.3	3.1	3.3	3.2	—	—	203億ドル	
EU	3.3	3.3	3.1	3.2	3.3	—	—	180億ドル	
カナダ	3.0	3.0	2.6	2.1	1.8	—	—	26億ドル	
オーストラリア	6.7	6.5	5.6	4.9	4.6	—	—	25億ドル	

- (注) 1. 年度は各国の会計年度 (但しEUは暦年)。  
 2. 関税負担率 = 関税収入額 / 総輸入額 (CIF)  
 3. EUの負担率は域外からの輸入額に係るものであり、関税収入には農産物に対する輸入課徴金を含む。  
 4. 諸外国の1995年度、1996年度については、原資料が未公表である。  
 5. 1994年度の日本の関税収入額については、インターバンク米ドル直物中心相場の平均値 (99.33円/ドル) を用いて、ドル換算したものである。

(出所) 大蔵省関税率審議会総会 (平成 9 年 9 月 24 日) 配付資料 7 「最近の税関行政をめぐる諸問題について」  
 1-2ページ



11-106 平成元年度関税率改正案  
「平成元年度の関税改正に関する調査部会長報告」  
(昭和63年度関税率審議会総会宛提出資料)

1989(平成元)年1月18日

I. 調査部会は、昨年9月以降、平成元年度の関税改正について審議を行ってきた。審議結果の概要は、以下のとおりである。

1. 農産物自由化関連の関税改正

(1) 牛肉・かんきつ関係

牛肉及び特定牛肉調製品については、昨年6月の日米・日豪合意に基づき、それぞれ平成3年度、平成2年度に輸入自由化されるが、その影響を緩和するため、以下のとおり関税率を引き上げるとともに、牛肉について、輸入急増時の対策である緊急調整措置の一環として、平成3年度より5年度までの間、一定の要件を充足した場合、改正後の適用税率に25%の関税率を加算することができる措置を講ずる改正を行うことが適当である。

また、これらの品目については、その関税収入を肉用子牛等対策の財源とする旨規定した「肉用子牛生産安定等特別措置法」が先の臨時国会で成立していること等から、自由化後の関税措置を平成元年度改正に盛り込むことが適当である。

(現行税率)(改正後)

・牛肉:

25%	70%	(平成3年度)
	60%	(平成4年度)
	50%	(平成5年度)

・特定牛肉調製品:

25%	70%	(平成2~3年度)
	60%	(平成4年度)
	50%	(平成5年度)

(2) 農産物12品目関係

農産物12品目のうち、プロセスチーズ及びトマトジュース・トマトケチャップについては、昨年7月の日米合意に基づき、平成元年度(トマトジュース・トマトケチャップは平成元

年7月)に輸入自由化されるが、その影響を緩和するため、以下のとおり関税率を引き上げる改正を行うことが適当である。

(現行税率)(改正後)

・プロセスチーズ:

35%	60%	(平成元年度)
	50%	(平成2年度)
	40%	(平成3年度)

・トマトジュース(加糖):

25%	35%	(平成元年7月)
	(無糖):	
20%	25%	(平成元年7月)

・トマトケチャップ:

20%	25%	(平成元年7月)
-----	-----	----------

(3) その他の措置

① 農産物自由化交渉に係る合意に併せて盛り込まれたとうもろこし、ソーセージ等34品目について、関税率の引下げ等の改正を行うことが適当である。

② 国内生産者の生産コスト低減等を目的として、単体飼料用とうもろこし及びトマトケチャップ・トマトソース製造用のトマトピューレー・トマトペーストに関税割当制度を導入する改正を行うことが適当である。

(4) 平成2年度に自由化される品目(除特定牛肉調製品)に係る措置

牛肉缶詰、パイナップル缶詰、りんごジュース等19品目については、牛肉・かんきつに係る昨年6月の日米・日豪合意及び農産物12品目に係る昨年7月の日米合意に基づき、平成2年度に輸入自由化されるが、その影響を緩和するため、別紙1の(1)の表のとおり関税率を引き上げる改正を行うこととし、自由化に併せ平成2年度改正に盛り込むことが適当である。

2. 熱帯産品に係る関税改正

昨年12月のガット・ウルグアイ・ラウンド中間レビューにおける熱帯産品に係る交渉の経緯にかんがみ、早期実施(アーリー・ハーベスト)の趣旨等に配慮して、バナナ、熱帯性植物油脂(やし

油、パーム核油等)、ジュート製品、とう製品等131品目について関税率の引下げ等の改正を行うことが適当である。

### 3. 石油関係の関税改正

(1) 石油に係る関税体系について、石油製品輸入の本格化、石油業界の規制緩和の進展、消費税の導入に伴う石油の税負担の軽減問題等最近における石油をめぐる諸情勢を考慮して、概要以下のとおり、原油の関税率を引き下げ、併せて、タリフ・エスカレーション是正の観点から、石油製品の関税率を原油関税引下げ見合い分引き下げるとともに、重油の関税割当制度について、関税割当数量の拡大を前提に、1次関税率を引き上げる一方で2次関税率を原油関税引下げ見合い分引き下げの改正を行うことが適当である。

(現行税率) (改正後)

・原油： 530円/kℓ 350円/kℓ

・重油（1次税率）

A重油：

1,640円/kℓ 2,790円/kℓ

B重油：

1,260円/kℓ 2,600円/kℓ

C重油：

1,140円/kℓ 2,540円/kℓ

・重油（2次税率）：

3,930円/kℓ 3,780円/kℓ

・ナフサ： 46円/kℓ 32円/kℓ

・ガソリン：

1,720円/kℓ 1,480円/kℓ

・灯油： 808円/kℓ 630円/kℓ

・軽油： 1,512円/kℓ 1,330円/kℓ

(2) 平成元年3月31日に適用期限の到来する石油関係の免税・還付制度の適用期限を一年間延長し、さらにそのうち、中間留分石油製品等の増産に係る関税の還付制度について、その還付率を原油関税引下げ見合い分を引き下げの改正を行うことが適当である。

### 4. 個別品目に係る関税改正

骨なし鶏肉、農業機械等18品目につき、各品目の個別事情を参酌しつつ関税率を引き下げの改正を行うことが適当である。

### 5. その他の制度関係の改正

(1) 最近における海外旅行者の著しい増加に伴い、別送品の通関を迅速に行う見地から、旅客等の携帯品に適用されている簡易税率を、原則として別送品に対しても適用する改正を行うことが適当である。

(2) 加工再輸入減税制度（我が国から原材料を輸出し、外国で加工又は組立ての上、我が国に製品として輸入される場合、その製品に係る関税のうち、当該原材料の関税を軽減する制度）について、国際的水平分業の推進等の観点から同制度を拡充することとし、布帛2次製品（関税定率法別表第62類：ワイシャツ、ズボン等）を新たに対象品目とする改正を行うことが適当である。

(3) 海洋開発用物品の免税制度及び公害防止用機械類等の免税制度について、対象物品の無税化等免税制度としての実効性が乏しくなっていることを考慮して廃止する改正を行うことが適当である。

### 6. 暫定税率の適用期限の延長等

上記以外で、平成元年3月31日に適用期限の到来する5,768品目の暫定税率について、適用期限を一年間延長する等所要の改正を行うことが適当である。

7. 上記改正については、平成元年4月1日から施行することが適当である。ただし、輸入自由化時期に併せて、1の(2)のトマトジュース及びトマトケチャップに係る改正並びに1の(3)の②のトマトピューレー・トマトペーストに係る改正については、平成元年7月1日から、1の(1)の牛肉の緊急調整措置に係る改正については、平成3年4月1日から施行し、また、平成2年度改正に盛り込む1の(4)の措置に係る改正については、平成2年4月1日から施行することが適当である。

II. 上記の審議結果を踏まえ、調査部会としては、別紙のとおり平成元年度における関税率等の改正を行うことが適当であると考える。

(別紙)

## 1. 農産物自由化関連の関税改正

## (1) 牛肉・かんきつ関係

## ① 関税率の引上げ(9品目)

税番	品名	現行税率	改正後		
0201.10	牛の枝肉及び半丸枝肉(生鮮及び冷蔵)	(基本) 25%	(基本) 〔平成元年度〕 50%		
0201.20	その他の牛の骨付き肉(生鮮及び冷蔵)				
0201.30	骨付きでない牛の肉(生鮮及び冷蔵)				
0202.10	牛の枝肉及び半丸枝肉(冷凍)		(基本) 25%	(暫定) 〔平成元年度 ～2年度〕 25%	
0202.20	その他の牛の骨付き肉(冷凍)				
0202.30	骨付きでない牛の肉(冷凍)				
0206.10ex	食用の牛のくず肉(生鮮及び冷蔵)のうち、ほほ肉及び頭肉				〔3年度〕 70%
0206.29ex	食用の牛のくず肉(冷凍)のうち、ほほ肉及び頭肉				〔4年度〕 60%
				〔5年度〕 廃止	
1602.50-2ex	その他の調整をし又は保存に適する処理をした牛の肉及びくず肉のうち、牛の臓器及び舌のもの以外のもので、牛の肉及びくず肉(臓器及び舌を除く。)の含有量の合計が30%以上のもののうち、単に水煮した後に乾燥したもの、調味した後に乾燥したもの、コンビーフ、気密容器入りのもの(野菜を含むものに限る。)及び気密容器入りのもの(冷蔵及び冷凍のいずれもしてないものに限る。)以外のもの(特定牛肉調整品)	(基本) 25%	(基本) 〔平成元年度〕 50%		
			(暫定) 〔平成元年度〕 25%		
			〔2～3年度〕 70%		
			〔4年度〕 60%		
			〔5年度〕 廃止		

## ② 牛肉については、上記①の関税率の改正と併せ以下の改正を行う。

平成3年度から5年度の間輸入される牛肉について、輸入急増時の緊急調整措置の一環として、各年度において、牛肉の輸入数量が輸入基準数量(前年度の輸入基準数量(初年度にお

いては、前年度の輸入枠)又は輸入実績の大きい方の2割増の数量)を超える等一定の要件を満たす場合、上記1の(1)の改正後の関税率に25%を加えた率を関税率として適用することができる措置を講ずる。

## (2) 農産物12品目関係 (5品目)

税番	品名	現行税率	改正後
0406.20-1	プロセスチーズ（おろしチーズ及び粉チーズのもの）	35%	〔平成元年度〕 60% 〔2年度〕 50% 〔3年度〕 40%
0406.30			
2009.50-1	トマトジュース（加糖）	（暫定）25%	〔平成元年7月〕 （基本）35%
2009.50-2	トマトジュース（無糖）	（暫定）20%	〔平成元年7月〕 （基本）25%
2103.20ex	トマトケチャップ	（暫定）20%	〔平成元年7月〕 （基本）25%

（注）現行税率及び改正後の税率で特記のないものは、すべて暫定税率である（以下同じ）。

## (3) その他の措置

## ① 農産物自由化交渉関連品目に係る措置 (34品目)

税番	品名	現行税率	改正後
0802.31	くるみ（殻付き）（生鮮、乾燥）	16%	10%
0802.32	くるみ（殻なし）（生鮮、乾燥）	16%	10%
0802.50	ピスタチオナット（生鮮、乾燥）	9%	無税
0802.90-2	マカダミアナット（生鮮、乾燥）	{ (暫定) 9% (特惠) 6%	{ (暫定) 5% (特惠) 3%
0802.90-3	ペカン（生鮮、乾燥）	9%	5%
0805.30	レモン及びライム（生鮮、乾燥）	5%	無税
0805.40	グレープフルーツ（生鮮、乾燥）		〔平成元年度〕〔2年度〕
-[1]	6～11月に輸入されるもの	（協定）12%	10% } 10%
-[2]	12～5月に輸入されるもの	（協定）25%	15% }
0811.90-1ex	冷凍桃、なし（加糖）	20%	10%
0811.90-2ex	冷凍桃、なし（無糖）	（基本）20%	10%
1005.90ex	ポップコーン製造用とうもろこし（爆裂種のもの）	TQ 1次 無税 2次 15円/kg	無税
1005.90ex	その他のとうもろこし（TQ2次税率が適用されるもの）	15円/kg	〔平成元年度〕 70%又は14円/kgのうちいずれか高い税率 〔2年度〕 60%又は13円/kgのうちいずれか高い税率

税番	品名	現行税率	改正後
			[3年度] 50%又は12円/kgのうちいずれか高い税率
1601.00	ソーセージ類	(基本) 25%	10%
1602.50-2ex	その他の調整をし又は保存に適する処理をした牛の肉及びくず肉のうち、調味した後に乾燥したもの	(基本) 25%	10%
1702.50	果糖(科学的に純粋なものに限る。)	12.8%	9%
1806.20-1ex	ココア調整品(加糖)(チューインガムその他の砂糖菓子並びに塊状、板状及びペースト状のものを除く。)	(基本) 35%	28%
1904.10ex	朝食用穀物調整品(米、小麦、大麦、裸麦及びライ小麦を単に膨張させて又ははいて得たものを除く。)	19.2%	15.4%
2005.51-1ex	ささげ属又はいんげんまめ属の豆(さやを除いたもの)の調製品(加糖)のうち、気密容器入りのもの(豚の肉又はラードその他の豚脂及びトマトを含むもの)	28%	14%
2005.90-1ex	さやなし豆の混合調製品(加糖)のうち、気密容器入りのもの(豚の肉又はラードその他の豚脂及びトマトを含むもの)	28%	14%
2008.19-2[2] [i]ex	マカダミアナット(いったもの)	{ (暫定) 8% { (特恵) 6.4%	{ (暫定) 5% { (特恵) 3%
2008.19-2[2] [ii]	ベカン(いったもの)	10.2%	5%
2008.19-2[2] [iii]ex	その他のナット(除ぎんなん)(いったもの)	12.8%	6%
2008.99-2(1)ex	バナナ及びアボカドのバルブ(加糖)	(基本) 35%	30%
2008.99-2(2)ex	バナナ及びアボカドのバルブ(無糖)	(基本) 25%	20%
2008.99-2(2)ex	ブルーンのバルブ(無糖)	(基本) 25%	20%
2103.90-1[1]	マヨネーズ	16%	12.8%
2104.10-[1]	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品(気密容器入りの野菜のもの)	{ (暫定) 14% { (特恵) 10%	{ (暫定) 7% { (特恵) 7%
2104.10-[2]	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品(その他のもの)	{ (暫定) 16.8% { (特恵) 12%	{ (暫定) 8.4% { (特恵) 8.4%
2106.90-2	チューインガム	8%	5%
2309.10ex	小売用の犬用又は猫用の飼料(乳糖の含有量10%未満、除気密容器入り、粗たんぱく質の含有量35%未満、70円/kg超のもの)	(暫定) 12%	(基本) 無税

税番	品名	現行税率	改正後
2309.10ex	小売用の犬用又は猫用の飼料（乳糖の含有量10%未満、除気密容器入り、粗たんぱく質の含有量35%未満、70円/kg以下のもの）	（暫定）15%	（基本）無税
2309.90-2ex	その他の飼料（乳糖の含有量10%未満、小売用の容器入り（除気密容器入り）、粗たんぱく質の含有量35%未満、70円/kg超のもの）	（暫定）12%	（基本）無税
2309.90-2ex	その他の飼料（乳糖の含有量10%未満、除気密容器入り、粗たんぱく質の含有量35%未満のその他のもの）のうち、犬用のもの、猫用のものその他これらに類する動物用のもの	（暫定）15%	（基本）無税

## ② 関税割当制度の導入（2品目）

税番	品名	現行税率	改正後
1005.90ex	飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するとうもろこし	15円/kg	TQ 1次 無税 2次 〔平成元年度〕 70%又は14円/kgのうちいずれか高い税率 〔2年度〕 60%又は13円/kgのうちいずれか高い税率 〔3年度〕 50%又は12円/kgのうちいずれか高い税率 〔平成元年7月〕
2002.90-2ex	トマトピューレー及びトマトペーストのうち、トマトケチャップその他のトマトソース製造用のもの	20%	TQ 1次 無税 2次 20%

## (4) 平成2年度に自由化される品目（除特定牛肉調製品）に係る措置（19品目）

税番	品名	現行税率	改正後
0403.10ex	ヨーグルト（冷凍、無糖）	（暫定）25%	（基本）35%
1602.50-2ex	その他の調整をし又は保存に適する処理をした牛の肉及びびくず肉のうち、牛の臓器及び舌のもの以外のもので、牛の肉及びびくず肉（臓器及び舌を除く。）の含有量の合計が30%以上のもののうち、気密容器入りのもの（冷蔵及び冷凍のいずれもしていないものに限るものとし、単に水煮した後に乾燥したもの、調味した後に乾燥したもの、コンビーフ及び野菜を含むものを除く。）（牛肉缶詰）	（基本）25%	（基本）45%
1702.30-2	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量20%未満）（香料又は着色料を加えたものを除く。）		（基本） 〔平成2年度〕 50%又は25円/kgのうちいずれか高い税率
(1)	砂糖を加えたもの	（基本）35%	（暫定） 〔平成2年度〕 70%又は30円/kgのうちいずれか高い税率
(2)ex	その他のもの（精製したものを除く。）	（基本）25%	
1702.40-2	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量20%以上50%未満）（香料又は着色料を加えたものを除く。）		〔3年度〕 60%又は27.5円/kgのうちいずれか高い税率
(1)	砂糖を加えたもの	（基本）35%	〔4年度〕 廃止
(2)	その他のもの	（基本）25%	
1702.60-2	その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量50%超）（香料又は着色料を加えたものを除く。）		（基本） 35%又は27円/kgのうちいずれか高い税率
(1)	砂糖を加えたもの	（基本）35%	（基本） 〔平成2年度〕 50%又は25円/kgのうちいずれか高い税率
(2)	その他のもの	（基本）25%	
1702.90-2ex	砂糖水	（基本）35%	（基本） 〔平成2年度〕 50%又は25円/kgのうちいずれか高い税率
1702.90-2ex	人造はちみつ	（基本）35%	（暫定） 〔平成2年度〕 70%又は30円/kgのうちいずれか高い税率
1702.90-3	カラメル	（基本）35%	
1702.90-5(2)	その他の糖類及び糖水（香料又は着色料を加えたものを除く。）		（基本） 〔平成2年度〕 50%又は25円/kgのうちいずれか高い税率
A	砂糖を加えたもの	（基本）35%	（暫定） 〔平成2年度〕 70%又は30円/kgのうちいずれか高い税率
Bex	その他のもの（ソルボース及び麦芽糖を除く。）	（基本）25%	

税番	品名	現行税率	改正後
			[3年度] 60%又は27.5円/kgのうちいずれか高い税率 [4年度] ) 廃止
2008.20-1ex	その他の調整をし又は保存に適する処理をしたパイナップル(加糖)のうち、気密容器入りのもの(容器ともの1個の重量が10kg以下のもの)(パルプ状のもの、破碎したもの及び細片にしたものを除く。)	(協定) 30%	TQ 1次 無税 2次 30%
2008.20-2	その他の調整をし又は保存に適する処理をしたパイナップル(無糖)のうち、気密容器入りのもの(容器ともの1個の重量が10kg以下のもの)(パルプ状のもの、破碎したもの及び細片にしたものを除く。) その他のもの	55%	TQ 1次 無税 2次 30%
2009.70-1ex	りんごジュース(しょ糖の含有量10%超、加糖)	(基本) 55%	30%
2009.70-2ex	りんごジュース(しょ糖の含有量10%超、無糖)	(基本) 30%	40%又は27円/kgのうちいずれか高い税率
2106.90-4(1)ex	その他の調製食料品(加糖)(おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと及びビタミンをもととした栄養補助食品を除く。)のうち、しょ糖の含有量が50%以上で、小売容器入りにしたもの(容器ともの1個の重量が500g以下)	35% (基本) (協定)	35%
2106.90-4(1)ex	その他の調製食料品(加糖)(おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと及びビタミンをもととした栄養補助食品を除く。)のうち、しょ糖の含有量が85%以上のもの(小売容器入りにしたもの(容器ともの1個の重量が500g以下)、成分の再調製を行わず、小売容器入り(容器ともの1個の重量が500g以下)にすることが政令で定めるところにより証明されるもの及び課税価格が257円/kg超のものを除く。)	35% (基本) (協定)	90円/kg (暫定) (協定)

## 2. 熱帯産品に係る関税改正

## (1) 関税率の引下げ等 (124品目)

税番	品名	現行税率	改正後
0801.20	ブラジルナット	(協定) 6%	4%
* 0802.90-2	マカダミアナット (生鮮、乾燥)	{ (暫定) 9% (特惠) 6%	{ (暫定) 5% (特惠) 3%
* 0802.90-3	ペカン (生鮮、乾燥)	9%	5%
0803.00-1	生鮮バナナ		
[1]	4～9月に輸入されるもの	(特惠) 12.5%	(特惠) 10%
[2]	10～3月に輸入されるもの	(特惠) 25%	(特惠) 20%
0901.21	いったコーヒー (含カフェイン)	(特惠) 20%	(特惠) 10%
0901.22	いったコーヒー (除カフェイン)	(特惠) 20%	(特惠) 10%
0904.11-1	ペッパー (非破碎、非粉碎) (小売容器入り)	(協定) 6%	4.2%
0904.12-1	ペッパー (破碎、粉碎) (小売容器入り)	(協定) 6%	4.2%
0904.12-2	ペッパー (破碎、粉碎) (除小売容器入り)	(協定) 3.5%	無税
0904.20-1	とうがらし属又はピメンタ属の果実 (乾燥、破碎、粉碎) (小売容器入り)	(協定) 10%	7%
0904.20-2(2)	とうがらし属又はピメンタ属の果実 (破碎、粉碎) (除小売容器入り)	(協定) 3.5%	無税
0907.00-1	丁子 (果実、花及び花梗) (小売容器入り)	(協定) 6%	4.2%
0907.00-2(2)	丁子 (果実、花及び花梗) (破碎、粉碎) (除小売容器入り)	(協定) 3.5%	無税
0908.10-1	肉づく (小売容器入り)	(協定) 6%	4.2%
0908.10-2(2)	肉づく (破碎、粉碎) (除小売容器入り)	(協定) 3.5%	無税
0908.20-1	肉づく花 (小売容器入り)	(協定) 6%	4.2%
0908.20-2(2)	肉づく花 (破碎、粉碎) (除小売容器入り)	(協定) 3.5%	無税
0908.30-1	カルダモン類 (小売容器入り)	(協定) 6%	4.2%
0908.30-2(2)	カルダモン類 (破碎、粉碎) (除小売容器入り)	(協定) 3.5%	無税
0909.10-1	アニス又は大ういきょうの種 (小売容器入り)	(協定) 10%	7%
0909.10-2(2)	アニス又は大ういきょうの種 (破碎、粉碎) (除小売容器入り)	5%	3.5%
0909-20-1	コリアンダーの種 (小売容器入り)	(協定) 10%	7%
0909.20-2(2)	コリアンダーの種 (破碎、粉碎) (除小売容器入り)	5%	3.5%
0909.30-1	クミンの種 (小売容器入り)	(協定) 10%	7%
0909.30-2(2)	クミンの種 (破碎、粉碎) (除小売容器入り)	5%	3.5%
0909.40-1	カラウエイの種 (小売容器入り)	(協定) 10%	7%

税番	品名	現行税率	改正後
0909.40-2(2)	カラウエイの種（破碎、粉碎）（除小売容器入り）	5%	3.5%
0909.50-1	ういきょう又はジュニパーの種（小売容器入り）	（協定）10%	7%
0909.50-2(2)	ういきょう又はジュニパーの種（破碎、粉碎）（除小売容器入り）	5%	3.5%
0910.20-1	サフラン（小売容器入り）	（協定）6%	4.2%
0910.20-2(2)	サフラン（破碎、粉碎）（除小売容器入り）	（協定）3.5%	無税
0910.30-1	うこん（小売容器入り）	（協定）6%	4.2%
0910.30-2(2)	うこん（破碎、粉碎）（除小売容器入り）	（協定）3.5%	無税
0910.40-1	月けい樹の葉及びタイム（小売容器入り）	（協定）6%	4.2%
0910.40-2(2)	月けい樹の葉及びタイム（破碎、粉碎）（除小売容器入り）	（協定）3.5%	無税
0910.91-1	香辛料の混合物（小売容器入り）	（協定）6%	4.2%
0910.91-2	香辛料の混合物（除小売容器入り）	（協定）3.5%	無税
0910.99-1	その他の香辛料（小売容器入り）	（協定）6%	4.2%
0910.99-2(2)	その他の香辛料（破碎、粉碎）（除小売容器入り）	（協定）3.5%	無税
1211.90-7	除虫菊	（基本）20%	14%
1301.10-2	シードラック	10%	無税
1302.14-1	除虫菊エキス	10%	7%
1302.19-1(2)	植物性の原料を混合した飲料のもと	（協定）27.5%	25%
1401.90-2ex	くずのつる	（基本）5%	3%
1403.10	ほうきもろこし	（基本）2.5%	無税
1404.90-3	たぶの木又はへちまの植物性生産品	（基本）10%	7%
1404.90-4ex	さるとりいばらの葉	（基本）10%	（特惠）無税
1513.11	やし（コブラ）油の粗油	9%又は10円/kgのうちいずれか高い税率	7%又は7円/kgのうちいずれか高い税率
1513.19	その他のやし（コブラ）油及びやし（コブラ）油の分別物	9%又は10円/kgのうちいずれか高い税率	7%又は7円/kgのうちいずれか高い税率
1513.21-1	パーム核油の粗油	8%	7%
1513.29-1	その他のパーム核油及びパーム核油の分別物	8%	7%
1515.30	ひまし油及びその分別物	7.2%	7%
1515.90-4(1)	米油及びその分別物（酸価0.6超）	（特惠）10円/kg	（特惠）5円/kg
1519.11	ステアリン酸	{（暫定）4% （特惠）3.2%	{（暫定）2.5% （特惠）無税
1519.12	オレイン酸	{（暫定）4% （特惠）3.2%	{（暫定）2.5% （特惠）無税

税番	品名	現行税率	改正後
1519.19	その他の工業用の脂肪性モノカルボン酸	4%	2.5%
1519.20	アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの	4%	2.5%
1519.30	工業用の脂肪性アルコール	4%	2.5%
1520.10	グリセリン（粗のもの）、グリセリン水及びグリセリン廃液	6.4%	5%
1520.90	グリセリン（粗のものを除く。）	6.4%	5%
1521.10ex	カルナバろう	(協定) 5%	無税
1521.10ex	その他の植物性ろう	(協定) 7.5%	無税
1521.90ex	みつろう	(特惠) 7.5%	(特別特惠) 無税
1803.10	ココアペースト（脱脂してないもの）	(特惠) 5%	(特惠) 3.5%
1803.20	ココアペースト（完全に又は部分的に脱脂したもの）	(特惠) 10%	(特惠) 7%
1804.00	カカオ脂	2.5%	無税
1805.00	ココア粉（無糖）	(特惠) 15%	(特惠) 10.5%
* 2008.19-2[2] [i]ex	マカダミアナット（いったもの）	{ (暫定) 8% (特惠) 6.4%	{ (暫定) 5% (特惠) 3%
* 2008.19-2[2] [ii]	ペカン（いったもの）	10.2%	5%
* 2008.19-2[2] [iii]ex	その他のナット（除ぎんなん）（いったもの）	12.8%	6%
* 2008.20-2	その他の調整をし又は保存に適する処理をしたパイナップル（無糖）のうち、気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10kg以下のもの）（パルプ状のもの、破碎したもの及び細片にしたものを除く。）	(暫定) 55%	[平成2年度] (暫定) TQ1次 無税 2次 30%
2008.91	その他のもの	(暫定) 55%	[平成2年度] (暫定) 30%
2008.99-2(1)ex	バームハート	(基本) 25%	(特惠) 20%
* 2008.99-2(2)ex	バナナ及びアボカドーのパルプ（加糖）	(基本) 35%	30%
* 2008.99-2(2)ex	バナナ及びアボカドーのパルプ（無糖）	(基本) 25%	20%
2101.10-1(2)ex	インスタントコーヒー	14%	12.3%
3301.21	ゼラニウムの精油	3%	無税
3301.26	ベチベルの精油	1.9%	無税
3301.29-2[1]	パチュリ油	1.9%	無税
3301.29-2[2]	芳油	3%	2.5%
3301.30	レジノイド	3%	無税
3301.90	精油のコンセントレート、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディステレート及びアキュアスソリューション	3.8%	無税

税番	品名	現行税率	改正後
3802.10	活性炭	4.6%	2.9%
4009.10	加硫したゴム製の管及びホース（他の材料により補強してないもの及び他の材料と組み合わせてないもの）（継手なしのもの）	4.6%	2.3%
4010.99	加硫したゴム製のコンベア用又は伝動用のベルト及びベルチング（幅20cm以下）（横断面が台形のものを除く。）	3.9%	2.4%
4014.10	コンドーム	3.4%	無 税
4014.90	その他の加硫したゴム製の衛生用又は医療用の製品	3.4%	無 税
4015.11	加硫したゴム製の外科用手袋	3.4%	無 税
4015.19	その他の加硫したゴム製の手袋	3.4%	無 税
4016.99-[2]	セルラーラバー製以外の加硫したゴム製の製品（自動車に使用する種類の部分品及び付属品を除く。）	3.4%	無 税
4403.10-2(1)	桐の木材（粗のもの）（ペイント、クレオソートその他の保存剤により処理したもの）	（協定） 2.5%	無 税
4403.99-1ex	桐の木材（粗のもの）（ペイント、クレオソートその他の保存剤により処理したものを除く。）（粗く角にし又は太鼓落とししたもの）	（協定） 2.5%	無 税
4407.99-2	桐の製材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるもの）	2.5%	無 税
4409.20-3(2)	桐の加工材（さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁又は面に沿って連続的に施したもの）	2.5%	無 税
4414.00	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁	5.2%	3.2%
4420.10	木製の小像その他の装飾品	3.2%	無 税
4421.10	木製の衣類用ハンガー	（協定） 5.8%	4%
4601.10-[1]	ばっかんさなだ	3.2%	3%
4601.10-[2]	さなだその他これに類する組物材料の物品（ばっかんさなだを除く。）	4.6%	3%
4602.90-[1]	扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品（植物性材料製のものを除く。）	4.1%	2.5%
4602.90-[2]	その他のご細工物、枝条細工物及びその他の製品（植物性材料製のものを除く。）	4.6%	2.8%
5307.10	第53.03項のジュートその他の紡織用靱皮繊維の糸（単糸）	6.4%	5%

税番	品名	現行税率	改正後
5307.20	第53.03項のジュートその他の紡織用 靱皮繊維の糸（マルチプルヤーン及び ケーブルヤーン）	6.4%	5%
5308.10	コイヤヤーン	2.4%	無税
5607.10	第53.03項のジュートその他の紡織用 靱皮繊維製のひも、綱及びケーブル	6.4%	5%
5607.21	サイザルその他のアゲープ属の紡織用 繊維製の結束用又は包装用のひも	4.8%	3%
5702.10	ケレムラグ、シュマックラグ、カラマ ニラグその他これらに類する手織りの 敷物	9.6%	6%
5702.20	ココやし繊維（コイヤ）製の床用敷物	8.4%	5.2%
6305.10-2	第53.03項のジュートその他の紡織用 靱皮繊維製の包装に使用する種類の袋 （未使用のもの）	12.8%又は13.44円 /kgのうちいづ れか高い税率	無税
9401.50-[1]	とう製の腰掛け	4.6%	無税
9401.50-[2]	オーシア、竹その他これらに類する材 料製の腰掛け	3.8%	2.4%
9401.61-[1]	アップホルスターの腰掛け（木製フ レームのもの）（革張りのもの）	4.3%	無税
9401.61-[2]	アップホルスターの腰掛け（木製フ レームのもの）（革張りのものを除く。）	3.8%	無税
9401.69	その他の腰掛け（木製フレームのもの）	3.8%	無税
9401.90ex	腰掛けの部分品（革製のものを除く。）	3.8%	無税
9403.30	事務所において使用する種類の木製家 具	3.8%	2.4%
9403.40	台所において使用する種類の木製家具	3.8%	2.4%
9403.50	寝室において使用する種類の木製家具	3.8%	2.4%
9403.60-[1]	棚付きの木製家具（食器棚及び本箱を 除く。）（掛け若しくは壁に取り付けて 又は一方の上に他方を載せて使用する ように設計したもの）	3.2%	無税
9403.60-[2]	その他の木製家具	3.8%	2.4%
9403.80-1	とう製の家具	4.6%	無税
9403.80-2ex	その他の材料（オーシア、竹その他こ れらに類する材料を含む。）製の家具 （大理石製のものを除く。）	3.4%	2.1%
9403.90ex	その他の家具の部分品（金属製のもの を除く。）	3.8%	無税
9601.90-1	べっこう又はさんごの加工品及び製品	6.6%	4.1%

税番	品名	現行税率	改正後
9601.90-3	骨、角、枝角、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（真珠光沢を有する貝殻の加工品及び製品（ボタンの製造に適する形状にしたもの）を除く。）	4.1%	無税

(注) \*印の8品目は、農産物自由化関連の品目と重複するものである。

- (2) 現行関税暫定措置法別表第1(B)に定めている以下の7品目の関税率について、同法別表第1(A)に定め、その適用期限を平成2年3月31日とする。

税番	品名	現行税率
2101.10-1(2)ex	コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品（無糖）（インスタントコーヒーを除く。）	16%
3301.14	ライムの精油	3.2%
3301.22	ジャスミンの精油	3.2%
3301.29-2[3]	その他の精油（かんきつ類の果実のものを除く。）	3.2%
4419.00-[2]	木製の食卓用品及び台所用品（割ばしを除く。）	3.2%
4420.90ex	宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び第94類に属しない木製の家具	3.2%
4421.90-[2]ex	その他の木製品（かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの）	4.6%

### 3. 石油関係の関税改正

- (1) 関税率の引下げ等（15品目）

税番	品名	現行税率	改正後
2709.00	原油	530円/kl (基本)	350円/kl (基本)
2710.00-1(1)C	その他の揮発油		
(a)	航空機用のもの	3,370円/kl (基本)	3,130円/kl (基本)
	比重0.8017以下	2,426.4円/kl	2,180円/kl
	比重0.8017超	2,696円/kl	2,450円/kl
(b)	その他のもの	2,150円/kl (基本)	1,910円/kl (基本)
	石油化学製品、アンモニア又はガス製造用のもの	46円/kl	32円/kl
	燃料用のもの	860円/kl	780円/kl
	その他のもの	1,720円/kl	1,480円/kl
2710.00-1(2)B	その他の灯油	2,020円/kl (基本)	1,840円/kl (基本)
	ノルマルパラフィン以外のもの	808円/kl	630円/kl

税番	品名	現行税率	改正後
2710.00-1(3)	軽油	1,890円/kl (基本) 1,512円/kl (暫定)	1,710円/kl (基本) 1,330円/kl (暫定)
2700.00-1(4)A	A重油及び粗油  製油用のもの その他のもののうち農林漁業用以外のもの	820円/kl (基本)  530円/kl TQ 1次 1,640円/kl 2次 3,930円/kl	670円/kl (基本)  350円/kl TQ 1次 2,790円/kl 2次 3,780円/kl
2710.00-1(4)B	B重油及び粗油  製油用のもの その他のもの	630円/kl (基本)  530円/kl TQ 1次 1,260円/kl 2次 3,930円/kl	480円/kl (基本)  350円/kl TQ 1次 2,600円/kl 2次 3,780円/kl
2710.00-1(4)C	C重油及び粗油  製油用のもの その他のもの	570円/kl (基本)  530円/kl TQ 1次 1,140円/kl 2次 3,930円/kl	420円/kl (基本)  350円/kl TQ 1次 2,540円/kl 2次 3,780円/kl

## (2) 免税・還付制度の適用期限の延長等

制度名	根拠規定	現行適用期限	改正内容
アンモニア製造用揮発油等に係る関税の還付	関税暫定措置法第7条	平成元年3月31日	平成2年3月31日まで適用期限を延長する。
ガス製造用揮発油に係る関税の還付	同法第7条の2	平成元年3月31日	平成2年3月31日まで適用期限を延長する。
石油化学製品製造用原油の免税及び石油化学製品製造用揮発油等に係る関税の還付	同法第7条の3	平成元年3月31日	平成2年3月31日まで適用期限を延長する。
中間留分石油製品等の増産に係る関税の還付	同法第7条の4	平成元年3月31日	還付率につき、原油関税引下げ見合い分の引下げを行い、平成2年3月31日まで適用期限を延長する。

## 4. 個別品目に係る関税改正（18品目）

税番	品名	現行税率	改正後
0207.39-[1]ex	分割した鶏（除骨付きのもの）（生鮮、冷蔵）	14%	12%
0207.41ex	分割した鶏（除骨付きのもの）（冷凍）	14%	12%
1517.90ex	離型油	（基本）25%	4.8%
2008.99-2(2)ex	冷凍さといも	20%	10%
2106.90-4(2)Cex	植物性たんぱくを加水分解したもの	（基本）25%	12.5%
8430.31	コールカッター、削岩機及びトンネル掘削機（自走式のもの）	3.9%	無 税
8433.20	その他の草刈機	4.8%	無 税
8433.30	乾草製造用機械	4.8%	無 税
8433.51	コンバイン	4.8%	無 税
8433.52	その他の脱穀機	4.8%	無 税
8433.53	根菜類等の収穫機	4.8%	無 税
8433.59	その他の収穫機等	4.8%	無 税
8433.60	卵、果実等の清浄用、分類用等の機械	4.8%	無 税
8433.90	第84.33項の物品の部分品	4.8%	無 税
8434.20	酪農機械	3.4%	無 税
8436.10	飼料調製用機械	3.4%	無 税
8436.80	その他の農業用等の機械類	3.4%	無 税
8436.99	第8436.10号及び第8436.80号の物品の部分品	3.4%	無 税

## 5. その他の制度関係の改正

- (1) 我が国に入国する者が別送して輸入する物品について、原則として、簡易税率の適用対象とする（関税定率法第3条の2）。
- (2) 加工再輸入減税制度（我が国から原材料を輸出し、外国で加工又は組立ての上、我が国に製品として輸入される場合、その製品に係る関税のうち、当該原材料の関税を軽減する制度）（関税暫定措置法第8条）について、布帛2次製品（関税定率法別表第62類：ワイシャツ、ズボン等）を新たに対象品目に指定する。
- (3) 海洋開発用物品の免税制度（関税暫定措置法第6条の2）及び公害防止用機械類等の免税制度（関税暫定措置法第6条の3）を廃止する。

## 6. 暫定税率の適用期限の延長等

- (1) 上記に掲げる改正後の暫定税率（1の(4)の表に掲げるものを除く。）及びその

他平成元年3月31日に適用期限の到来する5,768品目の暫定税率の適用期限については、特記あるものを除き平成2年3月31日とし、1の(4)の表に掲げる改正後の暫定税率の適用期限については、特記あるものを除き平成3年3月31日とする。

また、これらの改正後の暫定税率については、すべて関税暫定措置法別表第1(A)に定めるものとする。

- (2) 平成元年度の皮革・革靴の関税割当数量を算定するに当たって基準とする数量は、牛馬革（染着色等したもの）457,000m<sup>2</sup>、牛馬革（その他のもの）84,300m<sup>2</sup>、羊革・やぎ革（染着色等したもの）447,000m<sup>2</sup>、革靴3,580,000足とする。
- (3) 後発開発途上国から輸入される黄麻糸（関税定率法別表第53.07項）について、特惠限度枠管理の対象外とする。

## 7. 施行期日

上記改正については、平成元年4月1日

から施行する。ただし、1の(2)の表のうちトマトジュース、トマトケチャップに係る改正及び1の(3)の②の表のうちトマトピューレー・トマトペーストに係る改正については、平成元年7月1日から、1の(1)の②の牛肉に係る改正については、平成3年4月1日から施行する。

なお、1の(4)の表に係る改正については、平成2年4月1日から施行する。

(出所) 大蔵省、昭和63年度関税率審議会総会宛提出資料(平成元年1月18日)

## 11-107 平成2年度関税率改正案

### 「平成2年度の関税改正に関する調査部会長報告」

(平成元年度関税率審議会総会宛提出資料)

1989(平成元)年12月20日

I. 調査部会における平成2年度の関税改正に関する審議の結果の概要は、以下のとおりである。

#### 1. 機械類を中心とした工業製品の関税率の引下げ

我が国をめぐる現下の国際経済情勢の中で、輸入拡大に資する対策の緊要性が高まっていること等に鑑み、一層の市場アクセス改善を図るとの観点から、機械類を中心に1,008品目の工業製品について関税の撤廃・引下げを行うことが適当である。

#### 2. その他個別品目に係る関税改正

かえで糖について、個別事情を参酌しつつ、関税率の改正を行うことが適当である。

#### 3. 制度関係の改正

##### (1) 再輸出貨物に係る戻税制度の創設

輸入品に対して我が国市場へのアクセスを一層容易にし、もって輸入拡大に資する見地から、委託販売契約や見込み輸入等によって輸入された貨物が、売れ残り等何らかの理由により国内使用されることなく一定の期間内に再輸出される場合には、輸入時に納付された関税の払い戻しを受けることができる制度を関税定率法に設けることが適

当である。

##### (2) 減免税・還付制度の延長等

減免税・還付制度については、次のように延長等を行うことが適当である。

##### イ. アンモニア製造用揮発油等に係る関税の還付制度の統合等

現在ではアンモニア製造が石油化学工業の一部として行われている状況に鑑み、本制度を石油化学製品製造用揮発油等に係る関税の還付制度に統合した上で、本制度の適用期限を1年間延長する。

##### ロ. ガス製造用揮発油に係る関税の還付制度の延長等

LPG等への原料転換の進展とともに本制度の実効性が薄れてきたこと等に鑑み、還付率をガス製造用揮発油の負担する原油関税の2分の1に相当する額とした上で、本制度の適用期限を1年間延長する。

##### ハ. 製造用原料品の減免税制度の延長等

本制度の対象品目に、 $\beta$ -ラクタム系抗生物質の中間物(ペニシリン系、セファマイシン系及びオキサセフェム系のもの)の製造用の砂糖を追加し、本制度の適用期限を3年間延長する。

##### ニ. その他の減免税・還付制度の適用期限の延長

平成2年3月31日に期限が到来する減免税・還付制度のうち、「給食用脱脂粉乳の免税制度」、「原子力研究用物品等の免税制度」、「航空機及びその部分品等の免税制度」、「宇宙開発用物品等の免税制度」並びに「加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税制度」について、適用期限をそれぞれ3年間延長し、また、「石油化学製品製造用原油の免税制度」、「石油化学製品製造用揮発油等に係る関税の還付制度」並びに「中間留分石油製品等の増産に係る関税の還付制度」について、適用期限をそれぞれ1年間延長する。

## 4. 暫定税率の適用期限の延長等

平成2年度改正で税率の改正を行う品目以外で、平成2年3月31日に適用期限の到来する暫定税率の適用期限を平成3年3月31日まで延長する等所要の改正を行うことが適当である。ただし、プラスチック製スキー靴については、暫定税率の適用期限を平成7年3月31日まで延長する改正を行うことが適当である。

## 5. 上記改正については、平成2年4月1

日から施行することが適当である。

II. 上記の審議結果を踏まえ、調査部会としては、別紙のとおり平成2年度改正における関税率等の改正を行うことが適当であると考える。

なお、別紙第1の1の参考に掲げられた品目の関税率等の改正については、平成元年1月18日付関税率審議会答申において、平成2年度改正に盛り込むべきものとされたものである。

(別紙)

## 第1. 関税率等の改正

## 1. 以下の品目の関税率について、次の改正を行うものとする。

税番	品名	現行税率	改正案
1702.20ex	かえで糖	(基本) 35%又は27円/kgのうちいずれか高い税率	(基本) 41.5円/kg
2707.50ex	高温コールドタルの蒸留物及びこれに類する物品(芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるその他の芳香族炭化水素混合物で、ASTM D 86の方法による温度250度における減失量加算留出容量が全容量の65%以上で、温度15度における比重が0.83以下のもの)	3%	無税
2707.99ex	高温コールドタルの蒸留物及びこれに類する物品(芳香族成分が非芳香族成分の重量を超えるその他のもので温度15度における比重が0.83以下のもの)	3%	無税
2801.20	よう素	3%	無税
2801.30	ふつ素及び臭素	3%	無税
2802.00	昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄	3%	無税
2804.21	アルゴン	3%	無税
2804.29-2	その他の希ガス	3%	無税
2804.61-1	けい素(けい素の含有量が全重量の99.99%以上のもので単結晶のもの)	2.9%	無税
2805.21	カルシウム	3%	無税
2805.22	ストロンチウム及びバリウム	3%	無税
2806.20	クロロ硫酸	3%	無税
2811.23	二酸化硫黄	3%	無税
2813.10	二硫化炭素	3%	無税
2824.90	その他の鉛の酸化物	3%	無税
2825.70	モリブデンの酸化物及び水酸化物	3%	無税

税 番	品 名	現行税率	改正案
2830.20	硫化亜鉛	3%	無 税
2830.30	硫化カドミウム	3%	無 税
2830.90-2[2]	その他の硫化物及び多硫化物	3%	無 税
2833.21	マグネシウムの硫酸塩	2%	無 税
2833.22	アルミニウムの硫酸塩	2%	無 税
2833.23	クロムの硫酸塩	2%	無 税
2833.29-[2]	その他の硫酸塩	2%	無 税
2833.30	みょうばん	2%	無 税
2833.40	ペルオキシ硫酸塩（過硫酸塩）	2%	無 税
2905.11	メタノール（メチルアルコール）	3.9%	無 税
2906.13	ステロール及びびイノシトール	3%	無 税
2922.19ex	アミノアルコール	2.3%	無 税
2925.20ex	クロルヘキシジン及びその塩	3%	無 税
2934.90-[1]	スルトン及びスルタム	2.3%	無 税
2941.10	ペニシリン及びその誘導体並びにこれらの塩	4.6%	3%
2941.20-[1]	ストレプトマイシン	4.6%	無 税
2941.20-[2]	ストレプトマイシンの誘導体等	3.4%	無 税
2941.30	テトラサイクリン及びその誘導体並びにこれらの塩	3.4%	無 税
2941.40	クロラムフェニコール及びその誘導体並びにこれらの塩	3.4%	無 税
2941.50	エリスロマイシン及びその誘導体並びにこれらの塩	3%	無 税
2941.90	その他の抗生物質	3.4%	無 税
3001.90-2	ヘパリン及びその塩	5.1%	3%
3002.10-4ex	その他の血液分画物（血液成分製剤及び血漿分画製剤を除く。）	3%	無 税
3003.10ex	ペニシリン又はその誘導体を含有する医薬品（二種以上の成分から成るもので、投与量にしてあるもの及び小売用のものを除く。）	4.6%	3%
3003.10ex	ストレプトマイシン又はその誘導体を含有する医薬品（二種以上の成分から成るもので、投与量にしてあるもの及び小売用のものを除く。）	4.6%	無 税
3003.20	その他の抗生物質を含有する医薬品（二種以上の成分から成るもので、投与量にしてあるもの及び小売用のものを除く。）	4.2%	無 税
3004.10ex	ペニシリン又はその誘導体を含有する医薬品（投与量にしたもの又は小売用にしたもの）	4.6%	3%

税 番	品 名	現行税率	改正案
3004.10ex	ストレプトマイシン又はその誘導体を含む有する医薬品（投与量にしたもの又は小売用にしたもの）	4.6%	無 税
3004.20	その他の抗生物質を含む有する医薬品（投与量にしたもの又は小売用にしたもの）	4.2%	無 税
3005.10	接着性を有する被覆材その他接着層を有する製品（医薬を染み込ませたもの若しくは塗布したもの又は小売用のもの）	3.2%	無 税
3005.90	その他の脱脂綿、ガーゼ、包帯その他これらに類する製品（医薬を染み込ませたもの若しくは塗布したもの又は小売用のもの）	3.2%	無 税
3006.10	外科用の縫合材、切開創縫合用の接着剤等及び外科用又は歯科用の吸収止血剤（殺菌したもの）	3.2%	無 税
3006.20	血液型判定用試薬	3.2%	無 税
3006.30-2	エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬（微生物から得た診断用試薬を除く。）	3.2%	無 税
3006.40ex	歯科用充てん材料	3.2%	無 税
3006.40ex	接骨用セメント	3.8%	無 税
3006.50	救急箱及び救急袋	3.2%	無 税
3006.60	避妊用化学調整品（ホルモン又は殺精子剤をもととしたもの）	3.8%	無 税
3306.10	歯磨き	3.9%	無 税
3701.10	エックス線用の写真用プレート及び平面状写真用フィルム	3.7%	無 税
3701.20-[1]ex	インスタントプリントフィルム（感光性のシートが紙製等以外のもので、平面状のカラー写真用のもの）	3.7%	無 税
3701.20-[1]ex	インスタントプリントフィルム（感光性のシートが紙製等以外のもので、平面状のモノクロ写真用のもの）	3.7%	無 税
3701.20-[2]	インスタントプリントフィルム（感光性のシートが紙製等のもので、平面状のもの）	4.8%	無 税
3701.30	その他のプレート及び平面状フィルム（いずれかの辺の長さか <sup>2</sup> 255mm超のもの）	3.7%	無 税
3701.91	その他のプレート及び平面状フィルム（カラー写真用のもの）	3.7%	無 税
3701.99	その他のプレート及び平面状フィルム（モノクロ写真用のもの）	3.7%	無 税
3702.20ex	ロール状インスタントプリントフィルム（シートが紙製等のもの）	3.9%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
3702.20ex	ロール状インスタントプリントフィルム (シートが紙製等のものを除く。)	3.7%	無 税
3702.31	ロール状カラー写真用フィルム (スプロ ケットホールがなく、幅が105mm以下 のもの)	3.7%	無 税
3702.32	ロール状モノクロ写真用フィルム (スプ ロケットホールがなく、幅が105mm以 下で、乳剤がハロゲン化銀のもの)	3.7%	無 税
3702.39	その他のロール状モノクロ写真用フィル ム (スプロケットホールがなく、幅が 105mm以下のもの)	3.7%	無 税
3702.41	ロール状カラー写真用フィルム (スプロ ケットホールがなく、幅が610mm超、 長さが200mm超のもの)	3.7%	無 税
3702.42	ロール状モノクロ写真用フィルム (スプ ロケットホールがなく、幅が610mm超、 長さが200mm超のもの)	3.7%	無 税
3702.43	ロール状写真用フィルム (スプロケット ホールがなく、幅が610mm超、長さが 200mm以下のもの)	3.7%	無 税
3702.44	ロール状写真用フィルム (スプロケット ホールがなく、幅が105mm超610mm以 下のもの)	3.7%	無 税
3702.51	ロール状カラー写真用フィルム (幅が 16mm以下、長さが14m以下のもの)	3.7%	無 税
3702.52	ロール状カラー写真用フィルム (幅が 16mm以下、長さが14m超のもの)	3.7%	無 税
3702.53	ロール状カラー写真用フィルム (スライ ド用で、幅が16mm超35mm以下、長さ が30m以下のもの)	3.7%	無 税
3702.54	ロール状カラー写真用フィルム (スライ ド用以外で、幅が16mm超35mm以下、 長さが30m以下のもの)	3.7%	無 税
3702.55	ロール状カラー写真用フィルム (幅が 16mm超35mm以下、長さが30m超の もの)	3.7%	無 税
3702.56	ロール状カラー写真用フィルム (幅が 35mm超のもの)	3.7%	無 税
3702.91	ロール状モノクロ写真用フィルム (幅が 16mm以下、長さが14m以下のもの)	3.7%	無 税
3702.92	ロール状モノクロ写真用フィルム (幅が 16mm以下、長さが14m超のもの)	3.7%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
3702.93	ロール状モノクロ写真用フィルム（幅が16mm超35mm以下、長さが30m以下のもの）	3.7%	無 税
3702.94-[2]	ロール状モノクロ写真用フィルム（幅が16mm超35mm以下、長さが30m超のもの）（幅が25.4mm以上の映画用フィルムを除く。）	3.7%	無 税
3702.95	ロール状モノクロ写真用フィルム（幅が35mm超のもの）	3.7%	無 税
3703.10ex	カラー印画紙（ロール状で幅が610mm超のもの）	3.7%	無 税
3703.20	その他のカラー印画紙	3.7%	無 税
3704.00-[1][i]	映画用フィルム（露光したもので、未現像のもの）（幅が35mm以上のもの）	7.20円/m	無 税
3704.00-[1][ii]	映画用フィルム（露光したもので、未現像のもの）（幅が35mm未満のもの）	6円/m	無 税
3704.00-[2]	写真用のプレート、フィルム、紙、板紙及び紡織用繊維（露光したもので、未現像のもの）（映画用フィルムを除く。）	5.3%	無 税
3705.10	オフセット用の写真用のプレート及びフィルム（露光し、現像したもの）	5.8%	無 税
3705.20	マイクロフィルム（露光し、現像したもの）	5.8%	無 税
3705.90	その他の写真用のプレート及びフィルム（露光し、現像したもの）	5.8%	無 税
3706.10-2	映画用フィルム（露光し、現像したもの）（幅が40mm超のもの）	24円/m	無 税
3706.90-1	映画用フィルム（露光し、現像したもの）（幅が10mm以下のもの）	1.20円/m	無 税
3706.90-2	映画用フィルム（露光し、現像したもの）（幅が10mm超35mm未満のもの）	6円/m	無 税
4011.30	航空機に使用するゴム製空気タイヤ	3.4%	無 税
4011.40ex	モーターサイクルに使用するゴム製空気タイヤ（公称の幅が101.6mm以下のもの）	3.4%	無 税
4011.50	自転車に使用するゴム製空気タイヤ	3.4%	無 税
4011.91ex	その他のゴム製空気タイヤ（杉綾模様その他これに類するトレッドを有するもので、自動車用のものを除く。）	3.4%	無 税
4011.99ex	その他のゴム製空気タイヤ（自動車用のものを除く。）	3.4%	無 税
4012.10	ゴム製の更生タイヤ	3.4%	無 税
4012.20-[1]	中古のゴム製空気タイヤ（自動車用のもの）	3.2%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
4012.20-[2]	中古のゴム製空気タイヤ（自動車用のものを除く。）	3.4%	無 税
4012.90-[1]	ゴム製のソリッドタイヤ及びクッションタイヤ（自動車用のもの）並びにタイヤフラップ（自動車用のタイヤに使用するもの）	3.2%	無 税
4012.90-[2]	その他のゴム製のソリッドタイヤ及びクッションタイヤ並びに交換性タイヤトレッド	3.4%	無 税
4013.10	ゴム製のインナーチューブ（乗用自動車、バス又は貨物自動車に使用されるもの）	3.2%	無 税
4013.20	ゴム製のインナーチューブ（自転車用のもの）	3.4%	無 税
4013.90	その他のゴム製のインナーチューブ	3.4%	無 税
4015.90	その他の衣類及び衣類附属品（加硫したゴム製のもの）	3.4%	無 税
4016.91-[2]	床用敷物及びマット（加硫したゴム製（セルラーラバー製のものを除く。）のもの）（自動車用のものを除く。）	3.4%	無 税
4016.92	消しゴム	3.4%	無 税
4016.93	ガasket、ワッシャーその他のシール（加硫したゴム製（セルラーラバー製のものを除く。）のもの）	3.4%	無 税
4016.94	防舷材（加硫したゴム製（セルラーラバー製のものを除く。）のもの）	3.4%	無 税
4016.95	その他の加硫したゴム製品（膨らますことができるもので、セルラーラバー製のものを除く。）	3.4%	無 税
4017.00	硬質ゴム及びその製品	3.4%	無 税
4801.00ex	新聞用紙（幅が80cmを超えるロール状のもの）	3.1%	無 税
4801.00ex	新聞用紙（その他のもの）	4.6%	無 税
4810.12	筆記用、印刷用等のカオリン等を塗布した紙及び板紙（機械パルプの含有量が10%以下で1m <sup>2</sup> あたり150g超のもの）	4.1%	無 税
4814.10	イングレインペーパー	2.5%	無 税
4814.20	壁紙等の壁面被覆材（プラスチックを塗布した紙から成るもので、表面に装飾を施したもの）	3.4%	無 税
4814.30	壁紙等の壁面被覆材（組物材料で表を覆った紙から成るもの）	4.6%	無 税
4814.90	その他の壁面被覆材及びグラスペーパー	2.5%	無 税
4908.10	デカルコマニア（ガラス化することができるもの）	3.4%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
4908.90	その他のデカルコマニア	3.4%	無 税
4909.00	印刷した葉書及びカード	3.4%	無 税
4910.00ex	カレンダー（印刷したもので、紙製及び板紙製のもの）	3.4%	無 税
6703.00-2	羊毛、獣毛等の紡織用繊維（かつら等の製造用に調製したもの）	2.6%	無 税
6704.11	合成繊維製のかつら	3.8%	無 税
6704.19	合成繊維製の付けひげ、付け眉毛等	3.8%	無 税
6704.20	人髪製のかつら、付けひげ、付け眉毛等	3.8%	無 税
6704.90	その他の材料製のかつら、付けひげ、付け眉毛等	3.8%	無 税
6802.10	天然石製のタイル、キューブ等並びに人工的に着色した天然石の粒、細片及び粉	（協定）無税 （暫定）2%	無 税
6802.21	石碑用又は建築用の大理石、トラバーチン及びアラバスター（単に切り又はのこぎりでひいたもので、表面が平らなもの）	（協定）無税 （暫定）2%	無 税
6802.22	その他の石灰質の石碑用又は建築用の石（単に切り又はのこぎりでひいたもので、表面が平らなもの）	（協定）無税 （暫定）2%	無 税
6802.23	石碑用又は建築用の花こう岩（単に切り又はのこぎりでひいたもので、表面が平らなもの）	（協定）無税 （暫定）2%	無 税
6802.29	その他の石碑用又は建築用の石（単に切り又はのこぎりでひいたもので、表面が平らなもの）	（協定）無税 （暫定）2%	無 税
6802.91	その他の石碑用又は建築用の大理石、トラバーチン及びアラバスターの石及び製品	（協定）無税 （暫定）2%	無 税
6802.92	その他の石灰質の石碑用又は建築用の石及び製品	（協定）無税 （暫定）2%	無 税
6802.93	その他の石碑用又は建築用の花こう岩及び製品	（協定）無税 （暫定）2%	無 税
6802.99	その他の石碑用又は建築用の石及び製品	（協定）無税 （暫定）2%	無 税
6806.10	スラグウール、ロックウール等の鉱物性ウール	3.4%	無 税
6806.20	はく離させたバーミキュライト等の膨張させた鉱物性材料	3.4%	無 税
6806.90	断熱用、防音用等の鉱物性材料の混合物及び製品	3.4%	無 税
6807.10	アスファルト等の製品（ロール状のもの）	1.7%	無 税
6807.90	その他のアスファルト等の製品	1.7%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
6808.00	パネル、ボード、タイル等（わら等をセメント等の鉱物性結合材により凝結させたもの）	3.4%	無 税
6809.11	プラスター製のパネル、ボード、タイル等（紙又は板紙のみを張つたもの等で、装飾していないもの）	3.9%	無 税
6809.19	その他のプラスター製のパネル、ボード、タイル等	3.9%	無 税
6809.90	その他のプラスター製の製品	3.9%	無 税
6810.11	建築用のブロック及びれんが（セメント製、コンクリート製又は人造石製のもの）	3.9%	無 税
6810.19	タイル、敷石等（セメント製、コンクリート製又は人造石製のもの）	3.9%	無 税
6810.20	セメント製、コンクリート製等の管	3.9%	無 税
6810.91	建築用又は土木建築用のプレハブ式の構築材（セメント製、コンクリート製又は人造石製のもの）	3.9%	無 税
6810.99	その他のセメント製、コンクリート製又は人造石製の製品	3.9%	無 税
6815.10	黒鉛その他の炭素の製品（電気用品を除く。）	2.4%	無 税
6815.20	泥炭製品	4.8%	無 税
6815.91	マグネサイト、ドロマイト又はクロマイトを含有する製品	4.8%	無 税
6815.99	その他の鉱物性材料の製品	4.8%	無 税
6901.00	れんが、ブロック、タイルその他の陶磁製品（けい酸質の土から製造したもの）	2.6%	無 税
6904.10	陶磁製の建築用れんが	2.6%	無 税
6904.90	陶磁製の床用ブロック、サポートタイル等	2.6%	無 税
6906.00	陶磁製の管、導管、とい及び管用継手	2.6%	無 税
6909.11-[2]	磁器製の理化学用等の用途に供する物品（触媒担体を除く。）	1.7%	無 税
6909.19-[2]	陶器製の理化学用等の用途に供する物品（触媒担体を除く。）	1.7%	無 税
6909.90	その他の陶磁製の容器等	3.4%	無 税
6910.10	磁器製の台所用流し、洗面台、浴槽等	3.4%	無 税
6910.90	陶器製の台所用流し、洗面台、浴槽等	3.4%	無 税
6914.10	その他の磁器製品	3.4%	無 税
6914.90	その他の陶器製品	3.4%	無 税
7001.00	ガラスのくず及び塊	1.3%	無 税
7002.20-[1]	石英ガラスの棒	3.2%	無 税
7002.31	石英ガラスの管	3.2%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
7003.11	板ガラス（鑄込み法又はロール法により製造されたもので、色つき、不透明等のもの（金属の線又は網を入れたものを除く。））	3.4%	無 税
7003.19	その他の板ガラス（鑄込み法又はロール法により製造されたもので、金属の線又は網を入れたものを除く。）	3.8%	無 税
7003.20	板ガラス（鑄込み法又はロール法により製造されたもので、金属の線又は網を入れたもの）	3.4%	無 税
7003.30	溝型ガラス	3.4%	無 税
7004.10	板ガラス（引上げ法又は吹上げ法により製造されたもので、色つき、不透明等のもの）	3.4%	無 税
7004.90-[1]	その他の板ガラス（引上げ法又は吹上げ法により製造されたもので、厚さが4mm以下のもの）	2.6%	無 税
7004.90-[2]	その他の板ガラス（引上げ法又は吹上げ法により製造されたもので、厚さが4mm超のもの）	3.8%	無 税
7006.00	板ガラスを曲げ、縁加工等の加工をしたもの（枠付きのもの及び他の材料を取り付けたものを除く。）	1.9%	無 税
7007.11ex	自動車用、航空機用又は宇宙飛行体用に適する寸法及び形状の強化ガラス	5.3%	無 税
7008.00	断熱用複層ガラス	1.9%	無 税
7009.91	ガラス鏡（枠付きでないもの）	3.8%	無 税
7009.92	ガラス鏡（枠付きのもの）	3.8%	無 税
7010.10	ガラス製のアンブル	3.4%	無 税
7010.90	その他のガラス製の瓶、フラスコ、つぼ等	3.9%	無 税
7011.10	電灯用のバルブ、チューブ等（封じていないもの）及びその部分品（取付具を有しないもの）	3.9%	無 税
7011.20	陰極線管用のバルブ、チューブ等（封じていないもの）及びその部分品（取付具を有しないもの）	3.9%	無 税
7011.90	その他のバルブ、チューブ等（封じていないもの）及びその部分品（取付具を有しないもの）	3.9%	無 税
7012.00	魔法瓶その他の真空容器用のガラス製の瓶	3.4%	無 税
7014.00	ガラス製の信号用品及び光学用品	3.6%	無 税
7015.10	視力矯正眼鏡用のガラス	2.9%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
7015.90	時計用ガラス及び眼鏡用ガラス並びにこれらの製造に使用する中空の球面ガラス及びそのセグメント（視力矯正眼鏡用のガラスを除く。）	2.9%	無 税
7016.10	ガラス製のキューブその他の細貨	3.4%	無 税
7016.90ex	スタンドグラス等	1.9%	無 税
7017.10	石英ガラス製の理化学用又は衛生用の製品	3.9%	無 税
7017.20	その他の理化学用又は衛生用のガラス製品（線膨張係数が温度0度から300度までの範囲において1ケルビンにつき100万分の5以下のもの）	2.9%	無 税
7017.90	その他の理化学用又は衛生用のガラス製品	2.9%	無 税
7018.90ex	ガラス製の装飾品等（貴金属を使用したものを除く。）	3.4%	無 税
7019.10	ガラス繊維のスライバー、ロービング、糸及びチョップドストランド	4.6%	無 税
7019.20	ガラス繊維の織物	4.1%	無 税
7019.31	ガラス繊維のマット（織つてないもの）	4.6%	無 税
7019.32	ガラス繊維の薄いシート（ボイル）（織つてないもの）	4.6%	無 税
7019.39	その他のガラス繊維の製品（織つてないもの）	4.6%	無 税
7019.90	その他のガラス繊維及びその製品	4.6%	無 税
7020.00	その他のガラス製品	1.7%	無 税
7102.29	加工した工業用ダイヤモンド	(協定) 無税 (暫定) 4%	無 税
7106.91	銀（加工してないもの）	1.9%	無 税
7106.92-1	銀の棒、形材、板、シート及びストリップ	1.9%	無 税
7106.92-2	その他の銀の一次製品	4.6%	無 税
7107.00	銀を張つた卑金属（一次製品を含む。）	4.6%	無 税
7109.00	金を張つた卑金属及び銀（一次製品を含む。）	3.8%	無 税
7110.19-2	白金の一次製品（棒、形材、板、シート及びストリップを除く。）	3.2%	無 税
7110.29-2	パラジウムの一次製品（棒、形材、板、シート及びストリップを除く。）	3.2%	無 税
7110.39-2	ロジウムの一次製品（棒、形材、板、シート及びストリップを除く。）	3.2%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
7110.49-2	イリジウム、オスミウム又はルテニウムの一次製品（棒、型材、板、シート及びストリップを除く。）	3%	無 税
7111.00	白金を張つた卑金属、銀及び金（一次製品を含む。）	4.6%	無 税
7115.10	白金をワイヤクロス状又はワイヤグリル状にした触媒	3%	無 税
7115.90	その他の貴金属製又は貴金属を張つた金属製の製品	3%	無 税
7201.10	非合金鉄鉄（りんの含有率が0.5%以下のもの）	3%	無 税
7201.20	非合金鉄鉄（りんの含有率が0.5%超のもの）	3%	無 税
7201.30	合金鉄鉄	3%	無 税
7201.40	スピーゲル	3%	無 税
7202.21	フェロシリコン（けい素の含有量が55%超のもの）	3%	無 税
7203.10	鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼	3%	無 税
7203.90	海綿状の鉄鋼及び重量比による純度が99.94%以上の鉄（ランプ、ベレット等の形状のもの）	3%	無 税
7205.10	鉄鉄、スピーゲル又は鉄鋼の粒	3%	無 税
7205.21ex	合金鋼の粉（ニッケルの含有量が1%以上5%未満のものを除く。）	3%	無 税
7205.29	鉄鉄、スピーゲル又は鉄鋼の粉（合金鋼を除く。）	3%	無 税
7206.10-[1]	鉄又は非合金鋼のインゴット（炭素の含有量が0.6%未満のもの）	3.4%	無 税
7206.90-[1]	その他の一次形状の鉄及び非合金鋼（炭素の含有量が0.6%未満のもの）	3.4%	無 税
7207.11ex	鉄又は非合金鋼の半製品（炭素の含有量が0.25%未満のもの）（横断面が長方形のもので、幅が厚さの2倍未満のもの）（ピレットを除く。）	3.4%	無 税
7207.12ex	鉄又は非合金鋼の半製品（炭素の含有量が0.25%未満のもの）（横断面が長方形のもので、幅が厚さの2倍以上のもの）（ピレット及びスラブを除く。）	3.4%	無 税
7207.19	その他の鉄又は非合金鋼の半製品（炭素の含有量が0.25%未満のもの）	3.4%	無 税
7207.20-[1]ex	鉄又は非合金鋼の半製品（炭素の含有量が0.25%以上0.6%未満のもの）（ピレット及びスラブを除く。）	3.4%	無 税
7307.11	非可鍛鉄鉄製の鋳造した管用継手	4.6%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
7307.19	鉄鋼製の鋳造した管用継手（非可鍛鋳鉄製のものを除く。）	4.6%	無 税
7307.21	ステンレス鋼製のフランジ	3.9%	無 税
7307.22	ステンレス鋼製のエルボー、バンド及びスリーブ（ねじ式のもの）	3.9%	無 税
7307.23	ステンレス鋼製の管用継手（突合せ溶接式のもの）	3.9%	無 税
7307.29	ステンレス鋼製のその他の管用継手	3.9%	無 税
7307.91	その他の鉄鋼製のフランジ	3.9%	無 税
7307.92	その他の鉄鋼製のエルボー、バンド及びスリーブ（ねじ式のもの）	3.9%	無 税
7307.93	その他の鉄鋼製の管用継手（突合せ溶接式のもの）	3.9%	無 税
7307.99	その他の鉄鋼製の管用継手	3.9%	無 税
7308.10	鉄鋼製の橋及び橋げた	3.9%	無 税
7308.20	鉄鋼製の塔及び格子柱	3.9%	無 税
7308.30	鉄鋼製の戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸敷居	3.9%	無 税
7308.40	鉄鋼製の足場用、枠組み用又は坑道用の支柱等	3.9%	無 税
7308.90	その他の鉄鋼製の構造物及びその部分品並びに構造物用に加工した板等	3.9%	無 税
7315.11	鉄鋼製のローラーチェーン	3.9%	無 税
7315.12	その他の鉄鋼製の接続リンクチェーン	3.9%	無 税
7315.19	鉄鋼製の接続リンクチェーンの部分品	3.9%	無 税
7315.20	鉄鋼製のスキッドチェーン	3.9%	無 税
7315.81	鉄鋼製のスタッド付きチェーン	3.9%	無 税
7315.82	その他の鉄鋼製の鎖（溶接リンクのもの）	3.9%	無 税
7315.89	その他の鉄鋼製の鎖	3.9%	無 税
7315.90	その他の鉄鋼製の鎖の部分品	3.9%	無 税
7319.10	鉄鋼製の縫針、かがり針及びししゅう針	3%	無 税
7319.20	鉄鋼製の安全ピン	3%	無 税
7319.30	その他の鉄鋼製のピン	3%	無 税
7319.90	その他の鉄鋼製の手編針、ボドキン等	3%	無 税
7321.11	鉄鋼製の調理用加熱器具及び皿温め器（気体燃料用のもの並びに気体燃料及びその他の燃料共用のもの）	3.9%	無 税
7321.12	鉄鋼製の調理用加熱器具及び皿温め器（液体燃料用のもの）	3.9%	無 税
7321.13	鉄鋼製の調理用加熱器具及び皿温め器（固体燃料用のもの）	3.9%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
7321.81	鉄鋼製のストーブ、レンジ、炉、火鉢等 (気体燃料用のもの並びに気体燃料及び その他の燃料共用のもの)	3.9%	無 税
7321.82	鉄鋼製のストーブ、レンジ、炉、火鉢等 (液体燃料用のもの)	3.9%	無 税
7321.83	鉄鋼製のストーブ、レンジ、炉、火鉢等 (固体燃料用のもの)	3.9%	無 税
7321.90	鉄鋼製の調理用加熱器具、ストーブ、レ ンジ、炉、火鉢等の部分品	3.9%	無 税
7322.11	鋳鉄製のセントラルヒーティング用のラ ジエーター及びその部分品	3.9%	無 税
7322.19	その他の鉄鋼製のセントラルヒーティ ング用のラジエーター及びその部分品	3.9%	無 税
7322.90	動力駆動式の送風機を有するエアヒー ター、温風分配器等及びこれらの部分品 (鉄鋼製のもの)	3.9%	無 税
7323.10	鉄鋼のウール及び鉄鋼製の瓶洗い、ポ リッシングパッド等	4.6%	無 税
7323.91	鋳鉄製の家庭用品及びその部分品 (ほう ろう引きのものを除く。)	3.9%	無 税
7323.92	鋳鉄製の家庭用品及びその部分品 (ほう ろう引きのもの)	3.9%	無 税
7323.93	ステンレス鋼製の家庭用品及びその部分 品	3.9%	無 税
7323.94	その他の鉄鋼製の家庭用品及びその部分 品 (ほうろう引きのもの)	3.9%	無 税
7323.99	その他の鉄鋼製の家庭用品及びその部分 品	3.9%	無 税
7324.10	ステンレス鋼製の台所用流し及び洗面台	3.9%	無 税
7324.21	鋳鉄製の浴槽	3.9%	無 税
7324.29	その他の鉄鋼製の浴槽	3.9%	無 税
7324.90	その他の鉄鋼製の衛生用品 (部分品を含 む。)	3.9%	無 税
7325.10	非可鍛鋳鉄製のその他の鋳造製品	4.6%	無 税
7325.91	粉砕機用の鉄鋼製の鋳造したグライ ンディングボール等 (非可鍛鋳鉄製のもの を除く。)	4.6%	無 税
7325.99	その他の鉄鋼製の鋳造製品	4.6%	無 税
7326.11	粉砕機用のグラインディングボール等 (鉄鋼製で鍛造又は型打ちをしたもの)	4.6%	無 税
7326.19	その他の鉄鋼製品 (鍛造又は型打ちをし たもの)	4.6%	無 税
7326.20	鉄鋼の線から製造したその他の鉄鋼製品	4.6%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
7326.90-[1]	鉄鋼製のエンドレスコンベヤベルト	3.9%	無 税
7326.90-[2]	その他の鉄鋼製品	4.6%	無 税
7412.10	精製銅製の管用継手	4.6%	無 税
7412.20	銅合金製の管用継手	4.6%	無 税
7414.10	銅製の機械用ワイヤエンドレスバンド	3.9%	無 税
7414.90	銅製のワイヤクロス、ワイヤグリル、網及びエキスパンデッドメタル	4.6%	無 税
7415.10	銅製のくぎ、びょう、画びょう、またくぎ等	4.6%	無 税
7415.21	銅製の座金（ねじを切つたものを除く。）	4.6%	無 税
7415.29	銅製のねじ、ボルト、ナット、リベット等（ねじを切つたものを除く。）	4.6%	無 税
7415.31	銅製の木ねじ（ねじを切つたもの）	4.6%	無 税
7415.32	銅製のその他のねじ、ボルト及びナット（ねじを切つたもの）	4.6%	無 税
7415.39	銅製のリベット、スクリューフック、コッター等（ねじを切つたもの）	4.6%	無 税
7416.00	銅製のばね	4.6%	無 税
7417.00	銅製の加熱器具及びその部分品	4.6%	無 税
7418.10	銅製の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド等	4.1%	無 税
7418.20	銅製の衛生用品及びその部分品	4.1%	無 税
7419.10	銅製の鎖及びその部分品	4.6%	無 税
7419.91	その他の銅製品（鑄造、型打ち又は鍛造をしたもの）	4.6%	無 税
7419.99	その他の銅製品	4.6%	無 税
7610.10	アルミニウム製の戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸敷居	4.1%	無 税
7615.10	アルミニウム製の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド等	4.1%	無 税
7615.20	アルミニウム製の衛生用品及びその部分品	4.1%	無 税
8101.10	タングステンの粉	3%	無 税
8101.91	タングステンの塊及びくず	3%	無 税
8101.92	タングステンの棒、形材、板、シート、ストリップ及びはく	4.6%	無 税
8101.93	タングステンの線	4.6%	無 税
8101.99	その他のタングステンの製品	4.6%	無 税
8102.10	モリブデンの粉	3%	無 税
8102.91	モリブデンの塊及びくず	3%	無 税
8102.92	モリブデンの棒、形材、板、シート、ストリップ及びはく	3.9%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
8102.93	モリブデンの線	3.9%	無 税
8102.99	その他のモリブデンの製品	3.9%	無 税
8105.90	その他のコバルトの製品	4.9%	無 税
8109.10	ジルコニウムの塊、くず及び粉	3.8%	無 税
8109.90	その他のジルコニウムの製品	5.2%	無 税
8112.30-2	ゲルマニウム及びその製品（くずを除く。）	3.8%	無 税
8201.10	スベード及びショベル	2.9%	無 税
8201.20	フォーク	2.9%	無 税
8201.30	つるはし、くわ及びレーキ	2.9%	無 税
8201.40	なた、なたがまその他のおの類	2.9%	無 税
8201.50	片手剪定ばさみ	4.4%	無 税
8201.60	刈込みばさみ、両手剪定ばさみ等の両手ばさみ	2.9%	無 税
8201.90	その他の農業、園芸又は林業に使用する種類の手道具	2.9%	無 税
8202.10	手のこぎり	3.4%	無 税
8202.91ex	金属加工用のハックスブレード（厚さが0.68mm以上のもの）	2.9%	無 税
8202.91ex	その他の金属加工用のストレートソーのブレード	3.4%	無 税
8202.99ex	その他ののこぎりのブレード	2.9%	無 税
8203.10	やすり等の手工具	2.9%	無 税
8203.20	プライヤー、やつとこ、ツイーザー等の手工具	2.9%	無 税
8203.30	金属切断用ばさみ等の手工具	2.9%	無 税
8203.40	パイプカッター、ボルトクリッパー、せん孔ポンチ等の手工具	2.9%	無 税
8204.11	手回し式のスパナ及びレンチ（調節式のものを除く。）	2.9%	無 税
8204.12	手回し式のスパナ及びレンチ（調節式のもの）	2.9%	無 税
8204.20	互換性スパナソケット	2.9%	無 税
8205.10	穴あけ用、ねじ切り用又はねじ立て用の工具	2.9%	無 税
8205.20	ハンマー	2.9%	無 税
8205.30	かんな、のみ、丸のみ等の刃工具（木工用のもの）	2.9%	無 税
8205.40	ねじ回し	2.9%	無 税
8205.51	その他の手道具及び手工具（家庭用のもの）	2.9%	無 税
8205.59	その他の手道具及び手工具	2.9%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
8205.60	トーチランプ	2.9%	無 税
8205.70	万力、クランプ等	2.9%	無 税
8205.80	金敷き、可搬式かじ炉及び手回し式又は足踏み式のフレーム付きグラインディングホイール	2.9%	無 税
8205.90	手道具又は手工具のセット（82.05項の二以上の号の製品をセットにしたもの）	2.9%	無 税
8206.00	手道具又は手工具のセット（82.02項から82.05項までの二以上の項の製品を小売用のセットにしたもの）	2.9%	無 税
8209.00	工具用の板、棒、チップ等（焼結した金属炭化物又はサーメットのもので、取り付けてないもの）	4.6%	無 税
8210.00	手動式器具（飲食物の調製に使用するもので、重量が10kg以下のもの）	3.4%	無 税
8212.10	かみそり	1.9%	無 税
8212.20-1	安全かみそりの刃（ストリップ状のもの）	3.8%	無 税
8212.20-2	安全かみそりの刃（ストリップ状のものを除く。）	0.50円/枚	無 税
8212.90	かみそりのその他の部分品	4.6%	無 税
8301.20	卑金属製の自動車用の錠	4.1%	無 税
8303.00	卑金属製の金庫、金庫室の扉及び貴重品保管ロッカー並びに卑金属製のキャッシュボックス等	3.8%	無 税
8305.10	卑金属製の書類とじ込み用具	3.8%	無 税
8305.20	卑金属製のストリップ状ステーブル	3.8%	無 税
8305.90	卑金属製のレターコーナー、インデックスタグ等の事務用品及びこれらの部分品	3.8%	無 税
8306.10	卑金属製のバル、ゴング等	3.8%	無 税
8307.10	鉄鋼製のフレキシブルチューブ	2.9%	無 税
8307.90	その他の卑金属製のフレキシブルチューブ	3.4%	無 税
8308.10	卑金属製のフック、アイ及びアイレット	4.6%	無 税
8308.20	卑金属製の管リベット及びふたまたりベット	4.6%	無 税
8310.00	卑金属製のサインプレート、ネームプレート、アドレスプレート等	3.8%	無 税
8401.10ex	原子炉（炭酸ガス冷却型のもをを除く。）	5.2%	無 税
8401.30ex	核燃料要素（カートリッジ式で未使用のもので、炭酸ガス冷却型用のもをを除く。）	5.8%	無 税
8401.40ex	原子炉の部分品（炭酸ガス冷却型用のもをを除く。）	5.2%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
8403.10	セントラルヒーティング用ボイラー	3.9%	無 税
8403.90	セントラルヒーティング用ボイラーの部分品	3.9%	無 税
8405.10	発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機等の湿式ガス発生機	3.4%	無 税
8405.90	発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機等の湿式ガス発生機の部分品	3.4%	無 税
8407.10	ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関又はロータリーエンジンのもので、航空機用のもの）	4 %	無 税
8407.21	ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関又はロータリーエンジンのもので、船外機用のもの）	4 %	無 税
8407.29	ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関又はロータリーエンジンのもので、その他の船舶推進用エンジン）	3.9%	無 税
8407.90ex	その他のピストン式火花点火内燃機関（往復動機関又はロータリーエンジンのもの）	3.9%	無 税
8408.10	ピストン式圧縮点火内燃機関（船舶推進用エンジン）	3.9%	無 税
8408.90ex	その他のピストン式圧縮点火内燃機関	3.9%	無 税
8409.10	航空機用エンジンの部分品	4 %	無 税
8411.11	ターボジェット（推力が25キロニュートン以下のもの）	4 %	無 税
8411.12	ターボジェット（推力が25キロニュートン超のもの）	4 %	無 税
8411.21	ターボプロペラ（出力が1,100kW以下のもの）	4 %	無 税
8411.22	ターボプロペラ（出力が1,100kW超のもの）	4 %	無 税
8411.91	ターボジェット及びターボプロペラの部分品	4 %	無 税
8412.10	反動エンジン（ターボジェットを除く。）	3.8%	無 税
8412.31	気体原動機（直線運動式のもの）	3.8%	無 税
8412.39	その他の気体原動機	3.8%	無 税
8412.80	その他の原動機	3.8%	無 税
8412.90-[2]ex	84.12項の部分品（航空機用のもの）	4 %	無 税
8414.20	手押し式又は足踏み式の気体ポンプ	2.9%	無 税
8414.30ex	気体圧縮機（冷蔵用又は冷凍用の機器に使用するもの）（往復式のものを除くものにあつては重量 1t超のもの）	4.6%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
8414.40-[2]ex	その他の気体圧縮機（けん引用の車輪付きシャシを取り付けたもので、往復式のもの以外のものにあつては重量が1t超のもの）（税関空港以外で使用するもの）	4.6%	無 税
8414.59-[2]ex	その他のファン（ピストン式圧縮点火内燃機関用排気タービン過給機）	3.4%	無 税
8414.80-[1] [ i ]ex	その他の気体圧縮機（往復式のもので、重量が1t以下のもの）（税関空港以外で使用するもの）	4.6%	無 税
8414.80-[2]ex	その他の気体ポンプ、気体圧縮機等（税関空港以外で使用するもの）	2.9%	無 税
8415.82-[2] [ i ]ex	その他のエアコンディショナー（冷却ユニットを自蔵し、パッケージジ型のもので、コンプレッサー式のもの）（税関空港以外で使用するもの）	2.4%	無 税
8415.90ex	エアコンディショナーの部分品（税関空港以外で使用するもの）（自動車用のものを除く。）	3.2%	無 税
8416.10	液体燃料用の炉用バーナー	3.4%	無 税
8416.20	その他の炉用バーナー	3.4%	無 税
8416.30	メカニカルストーカー、機械式火格子、灰排出機等	3.4%	無 税
8416.90	炉用バーナーの部分品	3.4%	無 税
8417.10	炉（鉱石又は金属のばい焼用、溶解用等のもの）	3.4%	無 税
8417.20	ペーカリーオープン	3.4%	無 税
8417.80	その他の炉	3.4%	無 税
8417.90	炉の部分品	3.4%	無 税
8418.30-[2]	横置き型冷凍庫（容量が400ℓ超800ℓ以下のもの）	1.1%	無 税
8418.40-[2]	直立型冷凍庫（容量が400ℓ超900ℓ以下のもの）	1.1%	無 税
8418.50-[2]	展示用のカウンター、キャビネット、ショーケース等（冷蔵又は冷凍の機能を有するもので、冷凍専用のものにあつては容量が400ℓ超のもの、その他のものにあつては容量が800ℓ超のもの）	1.1%	無 税
8418.69-[2]	アイスクリームフリーザー及び製氷機（圧縮式のを除く。）	1.5%	無 税
8418.69-[3][ i ]	その他の冷蔵用又は冷凍用の機器（重量が100kg以下のもの）	1.5%	無 税
8418.91	冷蔵用又は冷凍用の装置の容器	2.9%	無 税
8418.99	冷蔵庫、冷凍庫等の部分品	2.9%	無 税
8419.11	瞬間ガス湯沸器	4.8%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
8419.19	その他の瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器 (電気式のを除く。)	4.8%	無 税
8420.10	カレンダーその他のロール機	3.4%	無 税
8420.91	カレンダーその他のロール機のシリン ダー	3.4%	無 税
8420.99	カレンダーその他のロール機の部分品	3.4%	無 税
8421.11	クリーム分離機	3.4%	無 税
8421.91	遠心分離機の部分品	3.4%	無 税
8422.11	家庭用の皿洗機	3.9%	無 税
8422.19	その他の皿洗機	3.9%	無 税
8422.20	瓶その他の容器の洗浄用、乾燥用の機械	3.9%	無 税
8422.30	瓶、缶、箱等の容器に使用する充てん用、 封口用等の機械及び飲料用の炭酸ガス注 入機	3.9%	無 税
8422.40	その他の包装機械	3.9%	無 税
8422.90	皿洗機、洗浄用機械、包装機械等の部分 品	3.9%	無 税
8423.10	体重測定機器及び家庭用はかり	3.4%	無 税
8423.20	コンベヤ上の物品を連続的に計量するは かり	3.4%	無 税
8423.30	定量はかり、ホッパースケール等のはかり	3.4%	無 税
8423.81	その他の重量測定機器 (最大ひょう量が 30kg以下のもの)	3.4%	無 税
8423.82	その他の重量測定機器 (最大ひょう量が 30kg超 5t以下のもの)	3.4%	無 税
8423.89	その他の重量測定機器	3.4%	無 税
8423.90	分銅及び重量測定機器の部分品	3.4%	無 税
8424.10	消火器	3.4%	無 税
8424.20	スプレーガン等の機器	3.4%	無 税
8424.30	蒸気又は砂の吹付け機等の噴射用機器	3.4%	無 税
8424.89ex	その他の噴射用等の機器 (ニューマチック マシン)	3.4%	無 税
8424.90	噴射用等の機器の部分品	3.4%	無 税
8425.11ex	電動機により作動するプーリータックル 及びホイスト (税関空港以外で使用する もの)	3.9%	無 税
8425.19ex	その他のプーリータックル及びホイスト (税関空港以外で使用するもの)	3.9%	無 税
8425.20	地下で使用するために設計したウインチ 及び坑口巻上装置	3.9%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
8425.31ex	その他の電動機により作動するウインチ及びキャプスタン（税関空港以外で使用するもの）	3.9%	無 税
8425.39ex	その他のウインチ及びキャプスタン（税関空港以外で使用するもの）	3.9%	無 税
8425.41	据付け式ジャッキ装置	3.9%	無 税
8425.42ex	その他の液圧式のジャッキ及びホイスト（税関空港以外で使用するもの）	3.9%	無 税
8425.49ex	その他のジャッキ及びホイスト（税関空港以外で使用するもの）	3.9%	無 税
8426.11	固定した支持物に取り付けた天井クレーン	3.9%	無 税
8426.12ex	タイヤ付き移動式リフティングフレーム及びストラッドルキャリア（税関空港以外で使用するもの）	3.9%	無 税
8426.19	トランスポートークレーン、ガントリークレーン等のクレーン	3.9%	無 税
8426.20	タワークレーン	3.9%	無 税
8426.30	門形ジブクレーン	3.9%	無 税
8426.41ex	自走式のクレーンを装備した作業トラック等（タイヤ付きのもので、税関空港以外で使用するもの）	3.9%	無 税
8426.49ex	その他の自走式のクレーンを装備した作業トラック等（税関空港以外で使用するもの）	3.9%	無 税
8426.91ex	その他のクレーン等（道路走行車両に装備するために設計したもので、税関空港以外で使用するもの）	3.9%	無 税
8426.99ex	その他のクレーン等（税関空港以外で使用するもの）	3.9%	無 税
8427.90ex	自走式以外のフォークリフトトラック及び持上げ用等の機器を装備したその他の作業トラック（税関空港以外で使用するもの）	3.9%	無 税
8428.10	昇降機及びスキップホイスト	3.9%	無 税
8428.20ex	ニューマチックエレベーター及びニューマチックコンベヤ（税関空港以外で使用するもの）	3.9%	無 税
8428.31	貨物用のその他の連続作動式の昇降機及びコンベヤで地下で使用するために特に設計したもの	3.9%	無 税
8428.32-[2]	貨物用のその他の連続作動式の昇降機及びコンベヤでバケット型のもの（税関空港以外で使用するもの）	2%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
8428.33ex	貨物用のその他の連続作動式の昇降機及びコンベヤでベルト型のもの（税関空港以外で使用するもの）	3.9%	無 税
8428.39ex	貨物用のその他の連続作動式の昇降機及びコンベヤ（税関空港以外で使用するもの）	3.9%	無 税
8428.40	エスカレーター及び移動式歩道	3.9%	無 税
8428.50	鉱山用貨車押し機、機関車又は貨車の選車台等の鉄道貨車取扱機器	2 %	無 税
8428.60	ロープウェー、いすりフト、スキーの引き鋼及びケーブルカー用けん引装置	2 %	無 税
8428.90-[2]	その他の持上げ用、荷扱い用等の機械（税関空港以外で使用するもの）	2 %	無 税
8429.911	無限軌道式のブルドーザー及びアングルドーザー	3.4%	無 税
8429.19	その他のブルドーザー及びアングルドーザー	3.4%	無 税
8429.20	自走式の地ならし機	3.4%	無 税
8429.30	自走式のスクレーパー	3.9%	無 税
8429.40ex	自走式のロードローラー	3.4%	無 税
8429.59	自走式のその他のメカニカルショベル、エキスカベーター及びショベルローダー	3.4%	無 税
8430.10	くい打ち機及びくい抜き機	3.4%	無 税
8430.20	除雪機	3.4%	無 税
8430.39	非自走式のコールドクター、削岩機及びトンネル掘削機	3 %	無 税
8430.49	非自走式のその他のせん孔用又は掘削用の機械	3.4%	無 税
8430.61	非自走式の突固め用機械	3.4%	無 税
8430.62	非自走式のスクレーパー	3.4%	無 税
8430.69	非自走式の地ならし用等の機械	3.4%	無 税
8431.10ex	第84.25項の機械の部分品（税関空港以外で使用する機械のもの）	3.9%	無 税
8431.20ex	第84.27項の機械の部分品（税関空港以外で使用する機械のもの）	3.8%	無 税
8431.31	昇降機、スキップホイスト又はエスカレーターの部分品	3.9%	無 税
8431.39ex	その他の第84.28項の機械の部分品（税関空港以外で使用する機械のもの）	3.9%	無 税
8431.49-[1]ex	第84.26項の機械の部分品（税関空港以外で使用する機械のもの）	3.9%	無 税
8432.10	プラウ	3.4%	無 税
8432.21	ディスクハロー	3.4%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
8432.29	ハロー、スカリファイヤー、カルチベーター、除草機及びホー（ディスクハローを除く。）	3.4%	無 税
8432.30	播種機、植付け機及び移植機	3.4%	無 税
8432.40	肥料散布機	3.4%	無 税
8432.80	その他の農業用、園芸用等の機械	3.4%	無 税
8432.90	農業用、園芸用等の機械の部分品	3.4%	無 税
8433.11	動力駆動式の芝生用、公園用又は運動場用の草刈機（水平面上を回転して刈り込むもの）	4.8%	無 税
8433.19	その他の芝生用、公園用又は運動場用の草刈機	4.8%	無 税
8434.10	搾乳機	3.4%	無 税
8434.90	搾乳機及び酪農機械の部分品	3.4%	無 税
8435.10	ぶどう酒、果汁等の飲料の製造に使用されるプレス、破砕機等の機械	3.4%	無 税
8435.90	ぶどう酒、果汁等の飲料の製造に使用されるプレス、破砕機等の機械の部分品	3.4%	無 税
8436.21	家きんのふ卵器及び育すう器	3.4%	無 税
8436.29	家きんの飼育器	3.4%	無 税
8436.91	家きんの飼育器、ふ卵器又は育すう器の部分品	3.4%	無 税
8437.10	種、穀物又は乾燥した豆の洗浄用、分類用又は格付け用の機械	4.6%	無 税
8437.80	製粉業用の機械及び穀物等の加工機械	3.9%	無 税
8437.90	種、穀物等の洗浄用、分類用又は格付け用の機械、製粉業用並びに穀物等の加工用の機械等の部分品	4.5%	無 税
8438.10	ベーカリー機械及びマカロニ、スパゲッティ等の製造機械	4.4%	無 税
8438.20	菓子、ココア又はチョコレートの製造機械	4.4%	無 税
8438.30	砂糖製造機械	4.4%	無 税
8438.40	醸造用機械	4.4%	無 税
8438.50	肉又は家きんの調製用機械	4.4%	無 税
8438.60	果実、ナット又は野菜の調製用機械	4.4%	無 税
8438.80	その他の飲食料品の製造業用等の機械	4.4%	無 税
8438.90	飲食料品の製造業用等の機械の部分品	4.4%	無 税
8439.10	繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械	3.4%	無 税
8439.20	紙又は板紙の製造機械	3.9%	無 税
8439.30	紙又は板紙の仕上げ用機械	3.4%	無 税
8440.10	製本用機械	4.8%	無 税

税番	品名	現行税率	改正案
8440.90	製本用機械の部分品	2.4%	無 税
8441.90	その他の製紙用パルプ、紙又は板紙の加工機械の部分品	3.4%	無 税
8442.10	写真植字機	3.4%	無 税
8442.20	その他の植字用機器	3.4%	無 税
8442.30	活字鑄造用等の機器	3.4%	無 税
8442.40	植字用及び活字鑄造用等の機器の部分品	3.4%	無 税
8442.50ex	活字、ブロック、プレート等の印刷用コンポーネント等	3.4%	無 税
8443.11	巻紙式オフセット印刷機	3.4%	無 税
8443.12	枚葉式で事務所用のオフセット印刷機	4.8%	無 税
8443.19-[1]	その他の自動枚葉式オフセット印刷機	4.8%	無 税
8443.19-[2]	その他のオフセット印刷機	3.4%	無 税
8443.21	巻紙式の凸版印刷機	3.4%	無 税
8443.29	その他の凸版印刷機	3.4%	無 税
8443.30	フレキソ印刷機	3.4%	無 税
8443.40	グラビア印刷機	3.4%	無 税
8443.50	その他の印刷機	3.4%	無 税
8443.60	印刷用補助機械	4.8%	無 税
8443.90	印刷機及び印刷用補助機械の部分品	3.4%	無 税
8444.00	人造繊維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機及び切断機	3.4%	無 税
8445.11	カード	3.9%	無 税
8445.12	コーマ	3.9%	無 税
8445.13	練糸機及び粗紡機	3.9%	無 税
8445.19	その他の紡績準備機械	3.9%	無 税
8445.20	精紡機	3.9%	無 税
8445.30	合糸機及びねん糸機	3.9%	無 税
8445.40	糸巻機及びかせ機	3.9%	無 税
8445.90	その他の紡織用繊維の糸の製造用機械等	3.9%	無 税
8446.10	織機（織幅が30cm以下のもの）	3.9%	無 税
8446.21	シャトル式の力織機（織幅が30cm超のもの）	3.9%	無 税
8446.29	その他のシャトル式の織機（織幅が30cm超のもの）	3.9%	無 税
8446.30	その他の織機（織幅が30cm超のもの）	3.9%	無 税
8447.11	丸編機（シリンダーの直径が165mm以下のもの）	3.9%	無 税
8447.12	丸編機（シリンダーの直径が165mm超のもの）	3.9%	無 税
8447.20	平型編機及びステッチボンディングマシン	3.9%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
8447.90	レース、組ひも、網等の製造機械	3.9%	無 税
8448.11	ドビー及びジャカード並びに紋紙裁断機、写彫機等	3.9%	無 税
8448.19	その他の第84.44項から第84.47項までの機械の補助機械	3.9%	無 税
8448.20	第84.44項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品	3.9%	無 税
8448.31	針布（第84.45項の機械及び補助機械に使用するもの）	3.9%	無 税
8448.32	紡績準備機械の部分品及び附属品	3.9%	無 税
8448.33	スピンドル、スピンドルフライヤー、リング等（第84.45項の機械及び補助機械に使用するもの）	3.9%	無 税
8448.39	その他の第84.45項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品	3.9%	無 税
8448.41	シャトル	3.9%	無 税
8448.42	織機用おさ、ヘルド及びヘルドフレーム	3.9%	無 税
8448.49	その他の織機又はその補助機械の部分品及び附属品	3.9%	無 税
8448.51-[1]	メリヤス針（第84.47項の機械及び補助機械に使用するもの）	4.6%	無 税
8448.51-[2]	その他の針、シンカー等（第84.47項の機械及び補助機械に使用するもの）	3.9%	無 税
8448.59	その他の第84.47項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品	3.9%	無 税
8449.00	フェルト又は不織布の製造用又は仕上げ用機械及び帽子の製造用の型	2%	無 税
8450.19	洗濯機（洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で10kg以下のもの）（全自動のもの及び遠心式脱水機を自蔵するものを除く。）	3.9%	無 税
8450.20	洗濯機（洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で10kg超のもの）	3.9%	無 税
8450.90	洗濯機の部分品	3.9%	無 税
8451.10	ドライクリーニング機	4.8%	無 税
8451.21ex	乾燥機（硬貨を挿入することにより作動するもので、乾燥容量が乾燥した繊維製品の重量で10kg以下のもの）	4.8%	無 税
8451.29	その他の乾燥機	4.8%	無 税
8451.30	アイロンがけ用機械及びプレス	4.8%	無 税
8451.40	洗浄用、漂白用又は染色用の機械	4.8%	無 税
8451.50	紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用等の機械	3.9%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
8451.80-[1]	清浄用、絞り用、仕上げ用等の機械	4.8%	無 税
8451.80-[2]	リノリウム等の床用敷物の製造用機械等	3.9%	無 税
8451.90-[1]	洗浄用、清浄用、絞り用、仕上げ用等の機械の部分品	4.8%	無 税
8451.90-[2]	リノリウム等の床用敷物の製造用機械等の部分品	3.9%	無 税
8452.10	家庭用ミシン	3.9%	無 税
8452.21-[1]	自動式の業務用ミシン（単針直線縫いのもの）	3.9%	無 税
8452.21-[2]	自動式の業務用ミシン（単針直線縫いのものを除く。）	4.8%	無 税
8452.29-[1]	業務用ミシン（単針直線縫いのもので、自動式のを除く。）	3.9%	無 税
8452.29-[2]	業務用ミシン（単針直線縫いのもの及び自動式のを除く。）	4.8%	無 税
8452.30	ミシン針	3%	無 税
8452.40	ミシン用の家具、台及びカバー並びにこれらの部分品	3.9%	無 税
8452.90	ミシンのその他の部分品	3.9%	無 税
8453.10	原皮、毛皮又は革の前処理用機械等	4.8%	無 税
8453.20	毛皮製及び革製の履物の製造機械及び修理機械	4.8%	無 税
8453.80	毛皮製及び革製のその他の製品の製造機械及び修理機械	4.8%	無 税
8453.90	原皮、毛皮、革の前処理用機械、なめし用機械、加工機械等の部分品	4.8%	無 税
8454.10	転炉	3.4%	無 税
8454.20	インゴット用鑄型及び取鍋	3.4%	無 税
8454.30	鑄造機	3.4%	無 税
8454.90	転炉、取鍋、鑄造機等の部分品	3.4%	無 税
8455.10	管圧延機	3.4%	無 税
8455.21	熱間圧延のもの及び熱間圧延と冷間圧延とを組み合わせた金属圧延機	3.4%	無 税
8455.22	冷間圧延の金属圧延機	3.4%	無 税
8455.30	金属圧延機用ロール	3.4%	無 税
8455.90	その他の金属圧延機の部分品	3.4%	無 税
8456.20	超音波を使用する加工機械	4.8%	無 税
8464.10	のこ盤（石、陶磁器等の鉱物製材料用のもの）	3.4%	無 税
8464.20	研削盤及び研磨盤（石、陶磁器等の鉱物製材料用のもの）	3.4%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
8464.90	その他の加工機械（石、陶磁器等の鉱物製材料用のもの）及びガラスの冷間加工機械	3.4%	無 税
8465.10	木材、コルク、骨、硬質ゴム等の硬質物の加工用のもので、二以上の加工機能を有する機械	4.8%	無 税
8465.91	のこ盤（木材、コルク、骨、硬質ゴム等の硬質物の加工用のもの）	4.8%	無 税
8465.92	平削り盤及びフライス盤並びにモルター（木材、コルク、骨、硬質ゴム等の硬質物の加工用のもの）	4.8%	無 税
8465.93	研削盤及び研磨盤（木材、コルク、骨、硬質ゴム等の硬質物の加工用のもの）	4.8%	無 税
8465.94	ベンディングマシン及び組立て用機械（木材、コルク、骨、硬質ゴム等の硬質物の加工用のもの）	4.8%	無 税
8465.95	ボール盤及びほぞ穴盤（木材、コルク、骨、硬質ゴム等の硬質物の加工用のもの）	4.8%	無 税
8465.96	ひき割り機、薄切り機及び削り機（木材、コルク、骨、硬質ゴム等の硬質物の加工用のもの）	4.8%	無 税
8465.99	その他の加工機械（木材、コルク、骨、硬質ゴム等の硬質物の加工用のもの）	4.8%	無 税
8467.11	回転工具（ニューマチックツール）	3.4%	無 税
8467.19	その他のニューマチックツール	3.4%	無 税
8467.81	チェーンソー	2.9%	無 税
8467.89	その他の手持工具	2.9%	無 税
8467.91	チェーンソーの部分品	2.9%	無 税
8467.92	ニューマチックツールの部分品	3.4%	無 税
8467.99	その他の手持工具の部分品	2.9%	無 税
8468.10	手持ち式トーチ	3.4%	無 税
8468.20	その他のガス式のはんだ付け用、表面熱処理用等の機器	3.4%	無 税
8468.80	その他ののはんだ付け用等の機器	3.8%	無 税
8468.90	はんだ付け用、表面熱処理用等の機器の部分品	3.4%	無 税
8469.10	自動タイプライター及びワードプロセッサ	2%	無 税
8469.21	その他の電動式タイプライター（重量が12kg以下のもの）	2%	無 税
8469.29	その他の電動式タイプライター（重量が12kg超のもの）	2%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
8469.31	その他のタイプライター（重量が <sup>3</sup> 12kg以下のもの）	1.7%	無 税
8469.39	その他のタイプライター（重量が <sup>3</sup> 12kg超のもの）	1.7%	無 税
8470.30	その他の計算機（電子式のものを除く。）	2.9%	無 税
8470.90	その他の計算機構を有する機械	3.9%	無 税
8472.10	謄写機	3.4%	無 税
8473.10	タイプライター及びワードプロセッサの部分品及び附属品	3.4%	無 税
8473.40	第8472項の機械の部分品及び附属品	3.4%	無 税
8474.10	選別機、ふるい分け機、分離機及び洗浄機（土壌、石、鉱石等の鉱物性物質用のもの）	3.4%	無 税
8474.20	破碎機及び粉碎機（土壌、石、鉱石等の鉱物性物質用のもの）	3.4%	無 税
8474.31	コンクリート又はモルタルの混合機	3.4%	無 税
8474.32	鉱物性物質とピチューメンとの混合機	3.4%	無 税
8474.39	その他の混合機及び捏和機	3.4%	無 税
8474.80	凝結機及び成形機並びに鋳物用砂型の造型機	3.4%	無 税
8474.90	選別機、ふるい分け機、分離機等の部分品	3.4%	無 税
8475.10	電球、電子管等のガラス封入管の組立て用機械	3.4%	無 税
8475.20	ガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械	3.4%	無 税
8475.90	ガラス封入管の組立て用機械又はガラス若しくはその製品の製造用若しくは熱間加工用の機械の部分品	3.4%	無 税
8477.10	射出成形機（ゴム又はプラスチック用のもの）	3.4%	無 税
8477.20	押出成形機（ゴム又はプラスチック用のもの）	3.4%	無 税
8477.30	吹込み成形機（ゴム又はプラスチック用のもの）	3.4%	無 税
8477.40	真空成形機及びその他の熱成形機（ゴム又はプラスチック用のもの）	3.4%	無 税
8477.51	空気タイヤの更生用又は型を使用する成形用の機械及びインナーチューブの成形用の機械	3.4%	無 税
8477.59	その他の成形用機械（ゴム又はプラスチック用のもの）	3.4%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
8477.80	その他のゴム又はプラスチックの加工機械等	3.8%	無 税
8477.90ex	第8477.10号から第8477.59号までの機械の部分品及び第8477.80号の捏和機の部分品	3.4%	無 税
8478.10	たばこの調製用又は製造用の機械	4.8%	無 税
8479.10	土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械	3.4%	無 税
8479.20	動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械	3.4%	無 税
8479.30	プレス（建築用繊維板の製造用のもの等）その他の木材又はコルクの処理用機械	3.6%	無 税
8479.40	綱又はケーブルの製造機械	3.4%	無 税
8479.81	金属の処理用の機械	1.7%	無 税
8480.10	金属鑄造用鑄型枠	3.4%	無 税
8480.20	鑄型ベース	3.4%	無 税
8480.30	鑄造用パターン	(協定) 5.8% (暫定) 10%	無 税
8480.41	射出式又は圧縮式の金属等の成形用の型	3.4%	無 税
8480.49	その他の金属等の成形用の型	3.4%	無 税
8480.50	ガラスの成形用の型	3.4%	無 税
8480.60	鉍物性材料の成形用の型	3.4%	無 税
8480.71	射出式又は圧縮式のゴム等の成形用の型	3.4%	無 税
8480.79	その他のゴム等の成形用の型	3.4%	無 税
8482.10	玉軸受	4.8%	無 税
8482.20	円すいころ軸受	4.8%	無 税
8482.30	球面ころ軸受	4.8%	無 税
8482.40	針状ころ軸受	4.8%	無 税
8482.50	その他の円筒ころ軸受	4.8%	無 税
8482.80	その他の軸受	4.8%	無 税
8482.91	玉、針状ころ及びころ	4.8%	無 税
8482.99	その他の軸受の部分品	4.8%	無 税
8483.10-[2]ex	クランクシャフト（自動車用のものを除く。）	3.4%	無 税
8483.40ex	船舶用の減速機及び逆転機並びに無段変速機	3.4%	無 税
8483.50ex	はずみ車及びプーリー（自動車用のものを除く。）	3.4%	無 税
8483.90-[3]ex	無段変速機、クランクシャフト等の部分品（自動車用のもの及び船舶用の減速機のものを除く。）	3.4%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
8484.90ex	材質が異なるガスケット等のジョイントをセットにし又は取りそろえて小袋入り等の包装にしたもの（自動車のものを除く。）	3.8%	無 税
8485.10ex	船舶のプロペラ（羽根の長さが幅の最大寸法の5倍以下のもの）及びその羽根	3.9%	無 税
8485.90ex	その他の機械類の部分品	3.9%	無 税
8505.11	金属製の永久磁石等	3.4%	無 税
8505.19	その他の永久磁石等	3.4%	無 税
8505.20	電磁式のカップリング、クラッチ及びブレーキ	3.4%	無 税
8505.30	電磁式のリフティングヘッド	3.4%	無 税
8505.90ex	電磁石式等の保持具及び電磁式のカップリング等の部分品	3.4%	無 税
8506.11	二酸化マンガンを使用した一次電池（外容積が300cm <sup>3</sup> 以下のもの）	3.9%	無 税
8506.12	酸化水銀を使用した一次電池（外容積が300cm <sup>3</sup> 以下のもの）	3.9%	無 税
8506.13	酸化銀を使用した一次電池（外容積が300cm <sup>3</sup> 以下のもの）	3.9%	無 税
8506.19	その他の一次電池（外容積が300cm <sup>3</sup> 以下のもの）	3.9%	無 税
8506.20	外容積が300cm <sup>3</sup> 超の一次電池	3.9%	無 税
8506.90	一次電池の部分品	3.9%	無 税
8507.10-[2]	ピストンエンジンの始動に使用する鉛蓄電池（公称電圧が6V又は12Vのものを除く。）	4.6%	無 税
8507.20-[2]	その他の鉛蓄電池（公称電圧が6V又は12Vのものを除く。）	4.6%	無 税
8507.30	ニッケル・カドミウム蓄電池	4.6%	無 税
8507.40	ニッケル・鉄蓄電池	4.6%	無 税
8507.80	その他の蓄電池	4.6%	無 税
8507.90	蓄電池の部分品	4.6%	無 税
8510.10	電気かみそり	1.6%	無 税
8510.20	電気バリカン	3.2%	無 税
8510.90	電気かみそり又は電気バリカンの部分品	3.8%	無 税
8513.10	携帯用電気ランプ	3.8%	無 税
8513.90	携帯用電気ランプの部分品	3.8%	無 税
8515.11	はんだごて及びはんだ付けガン	3.4%	無 税
8515.19	その他のろう付け用又ははんだ付け用の機器	3.4%	無 税
8515.21	全自動式又は半自動式の金属用抵抗溶接機器	3.4%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
8515.29	その他の金属用抵抗溶接機器	3.4%	無 税
8515.31	金属用の全自動式又は半自動式のアーク溶接機器	3.4%	無 税
8515.39	金属用のその他のアーク溶接機器	3.4%	無 税
8515.80ex	その他の溶接用の機器等（超音波式機器を除く。）	3.4%	無 税
8515.90ex	はんだ付け用機器、溶接用機器等の部分品（超音波式機器のものを除く。）	3.4%	無 税
8522.10	ピックアップカートリッジ	1.9%	無 税
8522.90	レコードデッキ、磁気式テープレコーダー等の部分品	3.4%	無 税
8523.90-[1]	蓄音機用レコード製造用のレコードブランク	1.7%	無 税
8524.10-[1]	蓄音機用レコード（回転数が1分間につき40回以下、直径が20cm超のもの）	15.60円/枚	無 税
8524.10-[2]	その他の蓄音機用レコード	6.40円/枚	無 税
8524.21	磁気テープ（幅が4mm以下のもので、記録済のもの）	1.7%	無 税
8525.30	テレビジョンカメラ	2.1%	無 税
8526.10ex	船舶用のレーダー	4.8%	無 税
8526.10ex	航空機用のレーダー	5.2%	無 税
8526.91ex	航行用無線機器（航空機用のものを除く。）	4.1%	無 税
8526.92ex	無線遠隔制御機器（航空機用のものを除く。）	4.1%	無 税
8530.10	鉄道用又は軌道用の信号機等	3.4%	無 税
8530.80	道路用等の信号機等	3.4%	無 税
8530.90	鉄道用、軌道用、道路用等の信号機等の部分品	3.4%	無 税
8533.10	固定式炭素抵抗器	1.5%	無 税
8533.21	その他の固定式抵抗器（容量が20W以下のもの）	1.5%	無 税
8533.29	その他の固定式抵抗器（容量が20W超のもの）	1.5%	無 税
8533.31	巻線形可変抵抗器（容量が20W以下のもの）	1.5%	無 税
8533.39	巻線形可変抵抗器（容量が20W超のもの）	1.5%	無 税
8533.40	その他の可変抵抗器	1.5%	無 税
8536.50ex	電磁開閉器及びマイクロスイッチ	2.9%	無 税
8537.10	電気制御盤、配電用盤等（使用電圧が1,000V以下のもの）	1.5%	無 税
8537.20	電気制御盤、配電用盤等（使用電圧が1,000V超のもの）	1.5%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
8539.31	熱陰極蛍光放電管（紫外線ランプを除く。）	3.8%	無 税
8539.39	その他の放電管（紫外線ランプを除く。）	3.8%	無 税
8539.40ex	赤外線ランプ	3.4%	無 税
8539.40ex	紫外線ランプ及びアーク灯	3.8%	無 税
8539.90ex	フィラメント電球、放電管等の部分品（自動車用シールドビームランプのものを除く。）	3.8%	無 税
8540.20ex	イメージ変換管、イメージ増倍管等の光電管	3.4%	無 税
8541.40-[1]	発光ダイオード	2.6%	無 税
8541.60	圧電結晶素子	3.4%	無 税
8542.80	超小形組立	3.4%	無 税
8543.10	粒子加速器	2.9%	無 税
8544.70ex	ガラス製の光ファイバーケーブル	2.9%	無 税
8546.10	ガラス製のがい子	3.4%	無 税
8546.20	陶磁製のがい子	3.4%	無 税
8546.90	その他のがい子	3.4%	無 税
8547.10	陶磁製の電気絶縁用物品	3.4%	無 税
8547.20	プラスチック製の電気絶縁用物品	3.4%	無 税
8547.90	その他の電気絶縁用物品並びに電線用導管及びその継手	3.4%	無 税
8548.00	機器の電気式部分品	3.4%	無 税
8601.10	鉄道用機関車（外部電源により走行するもの）	3.9%	無 税
8601.20	鉄道用機関車（蓄電池により走行するもの）	3.9%	無 税
8602.10	電気式ディーゼル機関車	3.9%	無 税
8602.90	その他の鉄道用機関車及び炭水車	3.9%	無 税
8603.10	鉄道用又は軌道用の客車及び貨車（外部電源により走行するもの）	3.9%	無 税
8603.90	その他の鉄道又は軌道の客車及び貨車（自走式のもの）	3.9%	無 税
8604.00	鉄道又は軌道の保守用又は作業用の車両	3.9%	無 税
8605.00	鉄道用又は軌道用の客車及び鉄道用又は軌道用の特殊用途車（自走式のものを除く。）	3.9%	無 税
8606.10	タンク車等の貨車（自走式のものを除く。）	3.9%	無 税
8606.20	断熱貨車、冷蔵貨車及び冷凍貨車（自走式のものを除く。）	3.9%	無 税
8606.30	荷卸機構付きの貨車（自走式のものを除く。）	3.9%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
8606.91	有がい貨車（自走式のを除く。）	3.9%	無 税
8606.92	無がい貨車（高さが60cmを超える側壁を有するもの）（自走式のを除く。）	3.9%	無 税
8606.99	その他の貨車（自走式のを除く。）	3.9%	無 税
8607.11	駆動ボギー台車及び駆動ビッセル台車	3.9%	無 税
8607.12	その他のボギー台車及びビッセル台車	3.9%	無 税
8607.19	車軸及び車輪並びにボギー台車等の部分品	3.9%	無 税
8607.21	鉄道用車両等のエアブレーキ及びその部分品	3.9%	無 税
8607.29	鉄道用車両等のその他のブレーキ及びその部分品	3.9%	無 税
8607.30	鉄道用車両等の連結器及び緩衝器並びにこれらの部分品	3.9%	無 税
8607.91	機関車のその他の部分品	3.9%	無 税
8607.99	鉄道用車両等のその他の部分品	3.9%	無 税
8608.00	信号用、安全用又は交通管制用の機械式機器及び線路用装備品並びにこれらの部分品	3.4%	無 税
8609.00ex	コンテナ（一以上の輸送方式による運送を行うために特に設計し、かつ、装備したもの）（解体用のものを除く。）	3.9%	無 税
8701.10ex	歩行操縦式トラクター（農業用のものを除く。）	3.4%	無 税
8701.20ex	セミトレーラー用の道路走行用トラクター（税関空港で使用するものを除く。）	4%	無 税
8701.90-[2]ex	その他のトラクター（農業用のもの及び税関空港で使用するものを除く。）	3.4%	無 税
8706.00ex	トラクター用の原動機付きシャシ	4.6%	無 税
8709.11ex	電気式の自走式作業トラック等（税関空港で使用するものを除く。）	3.8%	無 税
8709.19ex	その他の自走式作業トラック等（税関空港で使用するものを除く。）	3.8%	無 税
8709.90ex	自走式作業トラック等の部分品（税関空港で使用するものを除く。）	3.8%	無 税
8712.00	自転車	3.8%	無 税
8713.10	身体障害者用又は病人用の機械式駆動機構を有しない車両	2.6%	無 税
8713.90	身体障害者用又は病人用のその他の車両	2.6%	無 税
8714.20	身体障害者用又は病人用の車両の部分品及び附属品	2.6%	無 税
8714.91	自転車等のフレーム体及び前ホーク並びにこれらの部分品	3.8%	無 税

税番	品名	現行税率	改正案
8714.92	自転車等のリム及びスポーク	3.8%	無税
8714.93	自転車等のハブ及びフリーホイール	3.8%	無税
8714.94	自転車等のブレーキ及びその部分品	3.8%	無税
8714.95	自転車等のサドル	3.8%	無税
8714.96	自転車等のペダル、ギヤクランク並びに部分品	3.8%	無税
8714.99ex	自転車等のその他の部分品	3.8%	無税
8715.00	乳母車及びその部分品	2.6%	無税
8716.10	トレーラー及びセミトレーラー（住居用又はキャンプ用のキャラバン型のもの）	4.6%	無税
8716.20	農業用のトレーラー及びセミトレーラー（積込機構等を有するもの）	4.6%	無税
8716.31ex	タンクトレーラー及びタンクセミトレーラー（税関空港で使用するものを除く。）	4.6%	無税
8716.39ex	貨物運送用のその他のトレーラー及びセミトレーラー（税関空港で使用するものを除く。）	4.6%	無税
8716.40ex	その他のトレーラー及びセミトレーラー（税関空港で使用するものを除く。）	4.6%	無税
8716.80	その他の車両	3.4%	無税
8716.90ex	トレーラー等の部分品（税関空港で使用するものを除く。）	3.4%	無税
8801.10	グライダー及びハンググライダー	5.2%	無税
8801.90	気球、飛行船等	5.8%	無税
8802.11	ヘリコプター（自重が2,000kg以下のもの）	4%	無税
8802.12	ヘリコプター（自重が2,000kg超のもの）	4%	無税
8802.20	航空機（自重が2,000kg以下のもの）	4%	無税
8802.30	航空機（自重が2,000kg超15,000kg以下のもの）	4%	無税
8802.40	航空機（自重が15,000kg超のもの）	4%	無税
8802.50	宇宙飛行体及びその打上げ用ロケット	5.2%	無税
8803.10ex	ヘリコプター用の回転翼及び回転翼のブレード	5.8%	無税
8803.10ex	プロペラ又は回転翼の部分品	4%	無税
8803.20	着陸装置及びその部分品	4%	無税
8803.30	飛行機又はヘリコプターのその他の部分品	4%	無税
8803.90	宇宙飛行体等の部分品	4%	無税
8804.00	落下傘及びロートシュート並びにこれらの部分品及び附属品	6.6%	無税
8805.10	航空機射出装置、着艦拘束制動装置等及びこれらの部分品	5.8%	無税

税 番	品 名	現行税率	改正案
8805.20	航空用地上訓練装置及びその部分品	5.8%	無 税
8903.10	娯楽用又はスポーツ用の膨張式の船舶、 櫓権船及びカヌー	2.4%	無 税
8903.91	セールボート	2.4%	無 税
8903.92	モーターボート（船外機付きのものを除く。）	2.4%	無 税
8903.99	娯楽用又はスポーツ用のその他の船舶、 櫓権船及びカヌー	2.4%	無 税
8906.00-1	その他の船舶（総トン数が100t未満のもの）	2.4%	無 税
8907.10	膨張式いかだ	2.4%	無 税
8907.90	その他の浮き構造物	2.4%	無 税
9001.10ex	ガラス製の光ファイバー及び光ファイバーケーブル	2.9%	無 税
9005.10	双眼鏡	3.4%	無 税
9005.80	隻眼鏡その他の光学望遠鏡等	3.4%	無 税
9005.90	双眼鏡、隻眼鏡等の部分品及び附属品	3.4%	無 税
9006.10	製版に使用する種類の写真機	4.6%	無 税
9006.20	文書記録に使用する種類の写真機	4.6%	無 税
9006.30-[1]	内臓の医学的検診用の写真機（エックス線用のものを除く。）	2.3%	無 税
9006.30-[2]ex	航空測量用の写真機	3.4%	無 税
9006.61	写真用のせん光器具（電子式の放電管を使用したもの）	4.6%	無 税
9006.62	写真用のせん光電球、フラッシュキューブ等	3.8%	無 税
9006.69	写真用のその他のせん光器具	4.6%	無 税
9006.99	写真用のせん光器具及びせん光電球の部分品及び附属品	4.6%	無 税
9007.11	映画用の撮影機（幅が16mm未満のフィルム又はダブル8mmフィルム用のもの）	4.6%	無 税
9007.19	映画用のその他の撮影機	3.2%	無 税
9007.21	映画用の映写機（幅が16mm未満のフィルム用のもの）	3.2%	無 税
9007.29	映画用のその他の映写機	3.2%	無 税
9007.91	映画用の撮影機の部分品及び附属品	4.6%	無 税
9007.92	映画用の映写機の部分品及び附属品	4.6%	無 税
9008.10	スライド映写機	1.6%	無 税
9008.20	マイクロフィルム等のマイクロフォームのリーダー	3.2%	無 税
9008.30	その他の投影機	3.2%	無 税
9008.90ex	投影機の部分品及び附属品	3.2%	無 税

税番	品名	現行税率	改正案
9009.22	密着式の感光式複写機	3.2%	無 税
9010.30	映写用又は投影用のスクリーン	3.2%	無 税
9011.10	双眼実体顕微鏡	3.4%	無 税
9011.20	その他の光学顕微鏡（顕微鏡写真用等のもの）	3.4%	無 税
9011.80	その他の光学顕微鏡	3.4%	無 税
9011.90	光学顕微鏡の部分品及び附属品	3.4%	無 税
9012.10	顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器	3.8%	無 税
9012.90	顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）又は回折機器の部分品及び附属品	3.8%	無 税
9014.10	羅針盤	3.4%	無 税
9014.20ex	空中又は宇宙の航行用の機器（電気式のものを除く。）	3.8%	無 税
9014.90-[2]	航行用機器（電気式のものを除く。）の部分品及び附属品	3.8%	無 税
9015.20	経緯儀及び視距儀	3.8%	無 税
9015.30	水準器	3.8%	無 税
9015.40	写真測量用機器	3.8%	無 税
9015.90ex	土地測量用、水路測量用等の機器（電気式のものを除く。）の部分品及び附属品	3.8%	無 税
9016.00ex	はかり（電気式のものを除く。）並びにその部分品及び附属品	3.4%	無 税
9017.10	写図台及び写図機械	3.4%	無 税
9017.20	その他の製図機器、けがき用具及び計算用具	3.4%	無 税
9017.30ex	マイクロメーター、パス及びゲージ（電気式のものを除く。）	3.4%	無 税
9017.80ex	その他の手持ち式の測長用具（電気式のものを除く。）	3.4%	無 税
9017.90ex	製図機器等（電気式のものを除く。）の部分品及び附属品	3.4%	無 税
9018.11	心電計	4.6%	無 税
9018.19ex	超音波診断装置	4.6%	無 税
9018.19ex	その他の診断用電気機器（獣医用のもの）	3.9%	無 税
9018.19ex	その他の診断用電気機器（獣医用のものを除く。）	4.6%	無 税
9018.20	紫外線又は赤外線を使用する医療用及び獣医用の機器	3.9%	無 税
9018.49ex	歯科用のいす	3.8%	無 税
9018.49ex	その他の歯科用の電気機器並びにその部分品及び附属品	3.6%	無 税
9018.50	その他の眼科用の機器	3.9%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
9018.90-[2]	その他の医療用又は獣医用の機器	3.9%	無 税
9019.10	機械療法用、マッサージ用又は心理学的 適性検査用の機器	3.9%	無 税
9020.00	その他の呼吸用機器及びガスマスク	3.9%	無 税
9021.21	義歯	3.2%	無 税
9021.40	補聴器	3.2%	無 税
9022.11-[2]ex	医療用のエックス線を使用する機器（コ ンピュータ断層撮影装置を除く。）	4.6%	無 税
9022.11-[2]ex	獣医用のエックス線を使用する機器（コ ンピュータ断層撮影装置を除く。）	3.4%	無 税
9022.19	その他用のエックス線を使用する機器	3.4%	無 税
9022.21	医療用又は獣医用のアルファ線、ベータ 線又はガンマ線を使用する機器	4.6%	無 税
9022.29	その他用のアルファ線、ベータ線又はガ ンマ線を使用する機器	4.6%	無 税
9022.30ex	医療用のエックス線管	4.6%	無 税
9022.30ex	その他用のエックス線管	3.4%	無 税
9022.90-[1]	アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使 用する機器の部分品及び附属品	4.6%	無 税
9022.90-[2]ex	医療用のエックス線を使用する機器の部 分品、附属品等	4.6%	無 税
9022.90-[2]ex	その他用のエックス線を使用する機器の 部分品、附属品等	3.4%	無 税
9023.00	教育用、展示用その他の実物説明用のみ に適する機器及び模型	3.4%	無 税
9024.10ex	金属材料試験機（電気式のものを除く。）	3.4%	無 税
9024.80ex	その他の材料試験機（電気式のものを除 く。）	3.4%	無 税
9025.11	温度計（液体を封入したもので、直読式 のもの）	3.4%	無 税
9025.19ex	その他の温度計（電気式のものを除く。）	3.4%	無 税
9026.10ex	液体の流量又は液位の測定用又は検査用 の機器（電気式のものを除く。）	3.9%	無 税
9026.80ex	液体又は気体のその他の変量の測定用又 は検査用の機器（電気式のものを除く。）	3.9%	無 税
9027.30ex	分光計、分光光度計及び分光写真器（電 気式のものを除く。）	3.4%	無 税
9027.80ex	その他の物理分析用又は化学分析用の機 器等（電気式のものを除く。）	3.4%	無 税
9027.90ex	マイクローム並びに物理分析用又は化学 分析用の機器等の部分品及び附属品（電 気式機器用のものを除く。）	3.4%	無 税
9028.10	ガス用計器	3.4%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
9028.20	液体用計器	3.4%	無 税
9028.30	電気用計器	3.4%	無 税
9029.10-[2]ex	積算回転計、生産量計、タクシメーター、走行距離計等（電気式のもの及び自動車用ものを除く。）	3.4%	無 税
9030.39ex	電圧計及び電流計	3.9%	無 税
9031.30	輪郭投影機	3.8%	無 税
9031.40	その他の光学式の測定用又は検査用の機器	3.4%	無 税
9031.80ex	その他の測定用又は検査用の機器	3.4%	無 税
9031.90ex	測定用又は検査用の機器等の部分品及び附属品	3.4%	無 税
9104.00	計器盤用の時計等（車両用、航空機用、船舶用又は宇宙飛行体用のもの）	4.5%	無 税
9106.10	タイムレジスター及びタイムレコーダー	3.8%	無 税
9106.20	パーキングメーター	3.8%	無 税
9106.90	その他の時刻の記録用又は時間の測定用等の機器	3.8%	無 税
9107.00	タイムスイッチ	3.8%	無 税
9110.11	携帯用時計のムーブメント	4.7%	無 税
9110.12	未完成の携帯用時計のムーブメントで組み立てたもの	4.7%	無 税
9110.19	携帯用時計のラフムーブメント	4.7%	無 税
9110.90	その他の時計のムーブメント等	4.3%	無 税
9111.10	携帯用時計のケース（貴金属製又は貴金属を張つた金属製のもの）	4.6%	無 税
9111.20	携帯用時計のケース（卑金属製のもの）	4.6%	無 税
9111.80	その他の携帯用時計のケース	4.6%	無 税
9111.90	携帯用時計のケースの部分品	4.6%	無 税
9112.10	時計（携帯用時計を除く。）の金属製のケース	5.8%	無 税
9112.80	時計（携帯用時計を除く。）のその他のケース	5.8%	無 税
9112.90	時計（携帯用時計を除く。）のケースの部分品等	5.8%	無 税
9114.10	時計用のばね	2.6%	無 税
9114.30	時計用の文字板	4.3%	無 税
9114.40	時計用の地板及び受け	4.7%	無 税
9114.90	その他の時計の部分品	4.3%	無 税
9201.10	アップライトピアノ	3.8%	無 税
9201.20	グランドピアノ	3.8%	無 税
9201.90	ハーブシコードその他鍵盤のある弦楽器	3.4%	無 税

税 番	品 名	現行税率	改正案
9202.10	その他の弦楽器（弓で弾くもの）	3.4%	無 税
9202.90	その他の弦楽器	3.4%	無 税
9203.00	鍵盤のあるパイプオルガン、フリーメタルリード付きのハーモニウム等の鍵盤楽器	3.8%	無 税
9204.10	アコーディオンその他これに類する楽器	3.8%	無 税
9204.20	ハーモニカ	3.8%	無 税
9205.10	金管楽器	3.8%	無 税
9205.90	その他の吹奏楽器	3.8%	無 税
9206.00	打楽器	2.9%	無 税
9207.10	鍵盤楽器（電氣的に音を発生し又は増幅するもの）（アコーディオンを除く。）	3.3%	無 税
9207.90	その他の楽器（電氣的に音を発生し又は増幅するもの）	2.9%	無 税
9208.10	オルゴール	3.8%	無 税
9208.90	オーケストリオン、バーバリアオルガン、おとり笛、ホイッスル等	3.8%	無 税
9209.10	メトロノーム、音さ及び調子笛	3.4%	無 税
9209.20	オルゴールの機構	3.4%	無 税
9209.30	楽器用の弦	3.4%	無 税
9209.91	ピアノの部分品及び附属品	3.4%	無 税
9209.92	第92.02項の楽器の部分品及び附属品	3.4%	無 税
9209.93	第92.03項の楽器の部分品及び附属品	3.4%	無 税
9209.94	第92.07項の楽器の部分品及び附属品	3.4%	無 税
9209.99	その他の楽器の部分品及び附属品	3.4%	無 税
9401.10	航空機に使用する腰掛け	3.8%	無 税
9401.30-[2]	とう製の回転腰掛け	4.6%	無 税
9401.30-[3]	回転腰掛け（革張りのもの及びとう製のものを除く。）	3.8%	無 税
9401.40ex	寝台兼用の腰掛け（革張りのものを除く。）	3.8%	無 税
9401.50-[2]	オーガ製等の腰掛け	2.4%	無 税
9401.71ex	金属製フレームの腰掛け（アップホルスターのもの）（革張りのものを除く。）	3.8%	無 税
9401.79ex	金属製フレームの腰掛け（アップホルスターのもの及び革張りのものを除く。）	3.8%	無 税
9401.80ex	大理石製の腰掛け	（協定）無税 （暫定）2%	無 税
9401.80ex	その他の腰掛け（大理石製のもの及び革張りのものを除く。）	3.8%	無 税
9402.10	歯科用、理髪用等のいす及びこれらの部分品	3.8%	無 税

税番	品名	現行税率	改正案
9402.90	手術台、検査台等の医療用又は獣医用の備付品及びこれらの部分品	3.8%	無税
9403.10	事務所用の金属製家具	3.8%	無税
9403.20	その他の金属製家具	3.8%	無税
9403.30	事務所用の木製家具	2.4%	無税
9403.40	台所用の木製家具	2.4%	無税
9403.50	寝室用の木製家具	2.4%	無税
9403.60-[2]	その他の木製家具（棚付き家具を除く。）	2.4%	無税
9403.70	プラスチック製家具	3.4%	無税
9403.80-2[1]	大理石製の家具	(協定) 無税 (暫定) 2%	無税
9403.80-2[2]	オーゾ製等の家具	2.1%	無税
9403.90ex	家具の部分品（金属製のもの）	3.8%	無税
9405.10ex	天井用又は壁掛け用の電気式照明器具（大理石製のもの）	(協定) 無税 (暫定) 2%	無税
9405.10ex	天井用又は壁掛け用の電気式照明器具（大理石製のものを除く。）	3.8%	無税
9405.20ex	卓上用、床置き用等の電気式ランプ（木製のもの）	3.2%	無税
9405.20ex	卓上用、床置き用等の電気式ランプ（大理石製のもの）	(協定) 無税 (暫定) 2%	無税
9405.20ex	卓上用、床置き用等の電気式ランプ（木製のもの及び大理石製のものを除く。）	3.8%	無税
9405.30	クリスマスツリー用の照明セット	3.8%	無税
9405.40-[2]ex	その他の電気式照明器具（木製のもの）	3.2%	無税
9405.40-[2]ex	その他の電気式照明器具（大理石製のもの）	(協定) 無税 (暫定) 2%	無税
9405.40-[2]ex	その他の電気式照明器具（木製のもの及び大理石製のものを除く。）	3.8%	無税
9405.50ex	大理石製の非電気式照明器具	(協定) 無税 (暫定) 2%	無税
9405.50ex	非電気式照明器具（大理石製のものを除く。）	3.8%	無税
9405.60-[1]	イルミネーションサイン、発光ネームプレート等（ガラス製のもの）	4.4%	無税
9405.60-[2]	イルミネーションサイン、発光ネームプレート等（木製のもの）	3.2%	無税
9405.60-[3]	イルミネーションサイン、発光ネームプレート等（腸製のもの）	3.9%	無税
9405.91	照明器具の部分品（ガラス製のもの）	4.6%	無税
9405.99ex	照明器具の部分品（大理石製のもの）	(協定) 無税 (暫定) 2%	無税
9405.99ex	照明器具の部分品（木製のもの）	3.2%	無税

税 番	品 名	現行税率	改正案
9405.99ex	卑金属製の照明器具の部分品	3.8%	無 税
9506.11	スキー	1.2%	無 税
9506.12	スキーの締め具	1.2%	無 税
9506.19	その他のスキー用具	1.2%	無 税
9506.40	卓球用具	3.8%	無 税
9506.59	バドミントンラケットその他これらに類するラケット（テニスラケットを除く。）	3.8%	無 税
9506.70	アイススケート及びローラースケート	3.8%	無 税
9506.91	体操用具及び競技用具	3.8%	無 税
9508.00	回転木馬等の興行用設備及び巡回サーカス等の設備	3.8%	無 税
9608.91	ペン先及びニブポイント	3.4%	無 税
9609.10	鉛筆及びクレヨン（硬いさやの中にしんを入れたもの）	3.8%	無 税
9609.20	鉛筆のしん	3.8%	無 税
9609.90	パステル、図画用木炭等	3.8%	無 税
9610.00	石盤、黒板等の板	3.8%	無 税
9611.00	日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプ等	3.4%	無 税
9612.10	タイプライターリボン等	3.4%	無 税
9612.20	インキパッド	3.8%	無 税
9618.00	マネキン人形、ショーウィンドー用の自動人形等	3.8%	無 税

- (注) 1. 現行税率で特記がないものはすべて暫定税率である。  
 2. 改正案で特記がないものはすべて関税暫定措置法別表第1 (A) に定めるものとし、その適用期限はすべて平成3年3月31日とする。

(参考) 平成元年1月18日付関税率審議会答申において平成2年度に関税改正を行うべきものとして盛り込まれている品目は以下のとおりである。

税 率	品 目	現行税率	改正案
0403.10ex	ヨーグルト（冷凍、無糖）	(暫定) 25%	(暫定) 廃止
1602.50-2ex	その他の調整をし又は保存に適する処理をした牛の肉及びくず肉のうち、牛の臓器及び舌のもの以外のもので、牛の肉及びくず肉（臓器及び舌を除く。）の含有量の合計が30%以上のものうち、気密容器入りのもの（冷蔵及び冷凍のいずれもしてないものに限るものとし、単に水煮した後に乾燥したもの、調味した後に乾燥したもの、コンビーフ及び野菜を含むものを除く。）（牛肉缶詰）	(基本) 25%	(基本) 45%

税 率	品 目	現行税率	改正案
1702.30-2	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量20%未満）（香味料又は着色料を加えたものを除く。）		（基本） 〔平成2年度〕 50%又は25円／ kgのうちい ずれか高い税率
(1)	砂糖を加えたもの	（基本） 35%	
(2)ex	その他のもの（精製したものを除く。）	（基本） 25%	（暫定） 〔平成2年度〕 70%又は30円／ kgのうちい ずれか高い税率
1702.40-2	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量20%以上50%未満）（香味料又は着色料を加えたものを除く。）		
(1)	砂糖を加えたもの	（基本） 35%	〔3年度〕 60%又は27.5円 ／kgのうちい ずれか高い税率
(2)	その他のもの	（基本） 25%	
1702.60-2	その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量50%超）（香味料又は着色料を加えたものを除く。）		〔4年度〕 廃止
(1)	砂糖を加えたもの	（基本） 35%	
(2)	その他のもの	（基本） 25%	
1702.90-2ex	砂糖水	（基本） 35%	（基本） 35%又は27円／ kgのうちい ずれか高い税率
1702.90-2ex	人造はちみつ	（基本） 35%	（基本） 〔平成2年度〕 50%又は25円／ kgのうちい ずれか高い税率
1702.90-3	カラメル	（基本） 35%	
1702.90-5(2)	その他の糖類及び糖水（香味料又は着色料を加えたものを除く。）		（暫定） 〔平成2年度〕 70%又は30円／ kgのうちい ずれか高い税率
A	砂糖を加えたもの	（基本） 35%	
Bex	その他のもの（ソルボース及び麦芽糖を除く。）	（基本） 25%	
2008.20-1ex	その他の調整をし又は保存に適する処理をしたパイナップル（加糖）のうち、気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10kg以下のもの）（パルプ状のもの、破碎したものと及び細片にしたものを除く。）	（協定） 30%	（暫定） TQ 1次 無税 2次 30%

税 率	品 目	現行税率	改正案
2008.20-2	その他の調整をし又は保存に適する処理をしたパイナップル（無糖）のうち、気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10kg以下のもの）（パルプ状のもの、破碎したものと及び細片にしたものを除く。） その他のもの	（暫定）55%	（暫定） TQ1次 無税 2次 30%
2009.70-1ex	りんごジュース（しょ糖の含有量10%超、加糖）	（暫定）55% （基本） 35%又は27円/kgのうちいずれか高い税率	（暫定）30% （暫定） 40%又は27円/kgのうちいずれか高い税率
2009.70-2ex	りんごジュース（しょ糖の含有量10%超、無糖）	（基本）30%	（暫定）35%
2106.90-4(1)ex	その他の調製食料品（加糖）（おたねにんじん又はそのエキスを含む飲料のもと及びビタミンをもととした栄養補助食品を除く。）のうち、しょ糖の含有量が50%以上で、小売容器入りにしたもの（容器ともの1個の重量が500g以下）	35% （基本） （協定）	30% （協定）
2106.90-4(1)ex	その他の調製食料品（加糖）（おたねにんじん又はそのエキスを含む飲料のもと及びビタミンをもととした栄養補助食品を除く。）のうち、しょ糖の含有量が85%以上のもの（小売容器入りにしたもの（容器ともの1個の重量が500g以下）、成分の再調製を行わず、小売容器入り（容器ともの1個の重量が500g以下）にすることが政令で定めるところにより証明されるものと及び課税価格が257円/kg超のものを除く。）	35% （基本） （協定）	90円/kg （暫定） （協定）

(注) 改正案の暫定税率はすべて関税暫定措置法別表第1(A)に定めるものとし、その適用期限は特記あるものを除き平成3年3月31日とする。

2. その他次の改正を行うものとする。
  - (1) 32円/kgの軽減税率が適用される揮発油の用途から「アンモニアの製造に使用するもの」を削除する。
  - (2) 平成2年度の皮革・革靴の関税割当数量を算定するに当たって基準とする数量は、牛馬革（染着色等したもの）503,000m<sup>2</sup>、牛馬革（その他のもの）88,600m<sup>2</sup>、羊革・やぎ革（染着色等したもの）470,000m<sup>2</sup>、革靴4,120,000足とする。
3. 平成2年3月31日に適用期限の到来す

る関税暫定措置法別表第1(A)及び(B)に定める暫定税率のうちで、第1の1の表（参考の表を含む）に掲げるもの以外のものについては、その適用期限を平成3年3月31日まで延長するものとする。ただし、プラスチック製スキー靴（税番6401.10ex、6401.92ex及び6402.11）については、平成7年3月31日まで延長するものとする。

第2. 再輸出貨物に係る戻税制度の創設  
関税を納付して輸入された貨物が、その輸入時の性質及び形状に変更が加えられて

いない状態で、その輸入の許可の日から1年以内（やむを得ない理由がある場合には、延長することができる。）に再輸出される

場合には、輸入時に納付された関税を払い戻すことができる制度を関税定率法に設けるものとする。

### 第3. 関税の減免税・還付制度の改正

制度名	根拠規定	現行適用期限	改正案
給食用脱脂粉乳の免税	関税暫定措置法第3条	平成2年3月31日	平成5年3月31日まで適用期限を延長する。
原子力研究用物品等の免税	同法第4条	平成2年3月31日	平成5年3月31日まで適用期限を延長する。
航空機及びその部分品等の免税	同法第5条	平成2年3月31日	平成5年3月31日まで適用期限を延長する。
宇宙開発用物品等の免税	同法第6条	平成2年3月31日	平成5年3月31日まで適用期限を延長する。
アンモニア製造用揮発油等に係る関税の還付	同法第7条	平成2年3月31日	石油化学製品製造用揮発油等に係る関税の還付制度に統合した上で、平成3年3月31日まで適用期限を延長する。
ガス製造用揮発油に係る関税の還付	同法第7条の2	平成2年3月31日	還付率をガス製造用揮発油の負担する原油関税の2分の1相当額とした上で、平成3年3月31日まで適用期限を延長する。
石油化学製品製造用原油の免税及び石油化学製品製造用揮発油等に係る関税の還付	同法第7条の3	平成2年3月31日	平成3年3月31日まで適用期限を延長する。
中間留分石油製品等の増産に係る関税の還付	同法第7条の4	平成2年3月31日	平成3年3月31日まで適用期限を延長する。
製造用原料品の減税又は免税	同法第7条の5	平成2年3月31日	β-ラクタム系抗生物質の中間物（ペニシリン系、セファマイシン系及びオキサセフェム系のもの）の製造用の砂糖を免税対象物品に追加し、平成5年3月31日まで適用期限を延長する。
加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税	同法第8条	平成2年3月31日	平成5年3月31日まで適用期限を延長する。

(出所) 大蔵省、平成元年度関税率審議会総会宛提出資料（平成元年12月20日）

11-108 ウルグアイ・ラウンド合意による関税率改正案（関税率審議会答申）

1994（平成6）年9月22日  
関税率審議会

大蔵大臣 武村正義 殿

関税率審議会会長  
竹内道雄

答申書

平成6年9月6日付蔵関第837号をもって諮問のあった関税率等の改正について、本審議会の意見を下記のとおり答申する。

記

ウルグアイ・ラウンド交渉の終結等に対応した関税率等の改正について、別紙のとおり行うことが適当である。

（別紙）

ウルグアイ・ラウンド交渉の結果合意された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が受諾されること等に対応するため、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を次のとおり改正することとする。

1. 農産物の輸入制限品目等の関税化措置

ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、新たに制定された農業に関する協定等の内容に沿って、農産物のうち現在輸入数量制限等を行っている麦類、乳製品、でん粉、雑豆、落花生、こんにゃく芋、繭、生糸及び豚肉について、次のとおり措置する。

- (1) 現行の輸入数量制限等を、基準期間における内外価格差から算出した関税相当量（TE）に置き換え、別表1(1)のとおり、現行の関税率を一定の水準まで引き上げた上でこれを基本税率とし、また、基準期間における輸入実績及び輸入割当枠に基づいて設定された現行アクセスの確保のため、別表1(1)のとおり、新たに関税割当制度を導入する。
- (2) いわゆる国家貿易品目（麦類、乳製品及び生糸）については、上記(1)の基本税

率とともに別表1(2)のとおり新たに暫定税率を設定し、また、現行アクセスの維持等のため、政府又は事業団等による輸入に係る関税率については、別表1(1)のとおり現行の水準とする。

- (3) 輸入数量の一定率以上の増加または輸入価格の一定率以上の下落があった場合、一定の関税率の引き上げを行うことを内容とする特別緊急関税を導入する。
2. その他の個別品目の関税率の引下げ
- (1) 牛肉及び豚肉について、ウルグアイ・ラウンド交渉の過程での関係国との協議の結果に基づき、別表2(1)及び(2)のとおり、暫定税率によって6年間にわたり漸次関税率を引き下げるとともに、輸入数量の一定率以上の増加があった場合、一定の関税率の引き上げを行うことを内容とする緊急措置を導入する。また、水産物4品目についても、ウルグアイ・ラウンド交渉の過程での関係国との協議の結果に基づき、別表2(3)のとおり暫定税率によって5年間にわたり漸次関税率を引き下げる。なお、ウルグアイ・ラウンド交渉の結果に基づき別表2(4)のとおり所要の改正を行い、漸次関税率を引き下げる。
  - (2) 特惠関税についても、ウルグアイ・ラウンド交渉の過程での関係国からの要望を受けた我が国の意図表明に基づき、熱帯産品12品目について別表3(1)のとおり特惠税率の引下げ等を行う。また、ウルグアイ・ラウンド合意の実施期間中に協定税率が特惠税率を下回ることとなる品目について、別表3(2)のとおり特惠税率が協定税率と等しくなるよう初年度に一括して特惠税率を引き下げるとともに、その他について別表3(3)のとおり所要の改正を行う。
3. 関税率体系の見直し
- (1) ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、協定税率が大幅に引き下げられること等から、我が国の税率水準として定着してきている現行の実行税率を基本税率とすることを原則として我が国の関税率体系を整理、簡素化する。
  - (2) ただし、このような整理により難い一

部品目については、上記別表1及び2のほか別表4のとおりとする。

- (3) これに伴い、暫定税率は、現行の関税割当品目を始め、農産物の関税化品目、牛肉、豚肉及び水産物など特例的な場合に限定して設定されることとなる。

4. 特殊関税に関する制度改正

- (1) ウルグアイ・ラウンド交渉の結果改正された補助金・相殺措置協定、ダンピング防止協定及び新たに制定されたセーフガード協定の内容に沿って、次のとおり措置する。

(イ) 相殺関税

相殺関税の対象となる補助金の範囲を定めること、課税期間は原則として5年以内とすること、暫定措置は調査開始の日から60日以内とはならないこと、調査期間は最大限18カ月以内とすること等の規定を置く。

(ロ) 不当廉売関税

課税期間は原則として5年以内とすること、暫定措置は調査開始の日から60日以内とはならないこと、調

査期間は最大限18カ月以内とすること等の規定を置く。

(ハ) 緊急関税

調査に関する規定を設けること、課税期間は原則として4年以内とすること、課税期間が1年を超える場合には、措置の内容が漸進的に緩和するものでなければならないこと、一定の場合暫定措置をとることができること等の規定を置く。

- (2) ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、世界貿易機関(WTO)を設立するマラケシュ協定の各分野に統一的に適用される紛争解決手続が制定されたことから、報復関税制度について、同協定に基づいて報復関税を課することができるのは、WTOの紛争解決機関の承認が得られた場合であること等の所要の規定を置く。なお、WTOの紛争解決手続の対象とならない場合に備え、現行規定はそのまま維持する。

- (3) 複関税制度を廃止する。

別表1(1)  
新たに関税化措置を導入する品目(別表2(2)を除く)

税番	品名	現行実行税率	改正案	
			一次税率 (暫定税率)	二次税率 (基本税率)
0401.10ex	ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く) 脂肪分が全重量の1%以下のもの 滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの	25%	25% (TQ)	25%及び 63円/kg
0401.20ex	脂肪分が全重量の1%を超え6%以下のもの 滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの	25%	25% (TQ)	25%及び 134円/kg
0401.30ex	脂肪分が全重量の6%を超えるもの			

税番	品名	現行実行税率	改正案	
			一次税率 (暫定税率)	二次税率 (基本税率)
	滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの及び脂肪分が全重量の13%以上のクリーム（滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたものを除く。）			
	脂肪分が全重量の45%以下のもの	25%	25% (TQ)	25%及び 747円/kg
	その他のもの	25%	25% (TQ)	25%及び 1,411円/kg
	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）			
0402.10	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の1.5%以下のものに限る。）			
-1	砂糖を加えたもの	35%	35% (TQ、国貨)	35%及び 466円/kg*
-2	その他のもの			
	学校等給食用のもの及び飼料用のもの	免税、25%	無税 (TQ)	466円/kg*
	その他のもの	25%	25% (TQ、国貨)	25%及び 466円/kg*
	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の1.5%を超えるものに限る。）			
0402.21	砂糖その他の甘味料を加えてないもの			
-1	脂肪分が全重量の5%を超えるもの			
	脂肪分が全重量の30%以下のもの	30%	30% (国貨)	30%及び 720円/kg*
	その他のもの	30%	30% (国貨)	30%及び 1,204円/kg*
-2	その他のもの			
	学校等給食用のもの及び飼料用のもの	免税、25%	無税 (TQ)	500円/kg*
	その他のもの	25%	25% (TQ、国貨)	25%及び 500円/kg*
0402.29	その他のもの			
-1	脂肪分が全重量の5%を超えるもの			

税番	品名	現行実行税率	改正案	
			一次税率 (暫定税率)	二次税率 (基本税率)
-2	脂肪分が全重量の30%以下のもの	30%	30%	30%及び 720円/kg*
	その他のもの	30%	30%	30%及び 1,204円/kg*
	その他のもの	35%	35%	35%及び 500円/kg*
0402.91ex	その他のもの 砂糖その他の甘味料を加えてないもの			
	脂肪分が全重量の7.5%を超えるもの			
	その他のもの	30%	30%	30%及び 599円/kg
	その他のもの	25%	25%	25%及び 299円/kg
0402.99ex	その他のもの			
	脂肪分が全重量の8%を超えるもの			
	その他のもの	30%	30%	30%及び 599円/kg*
	その他のもの	30%	30%	30%及び 299円/kg*
0403.10ex	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム			
	ヨーグルト			
	冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの(フローズンヨーグルトを除く。)			
	砂糖を加えたもの	35%	35%	35%及び 1,076円/kg
	その他のもの	25%	25%	35%及び 1,076円/kg
0403.90ex	その他のもの			
	滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの			
	脂肪分が全重量の1.5%以下のもの			

税番	品名	現行実行税率	改正案	
			一次税率 (暫定税率)	二次税率 (基本税率)
0404.10ex	発酵させたミルクその他の物品等			
	砂糖を加えたもの	35%	35% (TQ、国貨)	35%及び 466円/kg*
	その他のもの	25%	25% (TQ、国貨)	35%及び 466円/kg*
	脂肪分が全重量の1.5%を超え 26%以下のもの			
	発酵させたミルクその他の物品等			
	砂糖を加えたもの	35%	35% (TQ、国貨)	35%及び 685円/kg*
	その他のもの	25%	25% (TQ、国貨)	35%及び 685円/kg*
	脂肪分が全重量の26%を超えるもの			
	発酵させたミルクその他の物品等			
	砂糖を加えたもの	35%	35% (TQ、国貨)	35%及び 1,204円/kg*
	その他のもの	25%	25% (TQ、国貨)	35%及び 1,204円/kg*
	ホエイ及びミルクの天然の組成分から 成る物品			
	ホエイ及び調製ホエイ			
	滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの			
	脂肪分が全重量の5%以下のもの			
	飼料用のもの	10%、25% 35%	無税 (TQ)	35%及び 500円/kg*
	育児食用のもの	10%	10% (TQ)	35%及び 500円/kg*
無機質を濃縮したホエイ				
砂糖を加えたもの	35%	35% (TQ、国貨)	35%及び 500円/kg*	
その他のもの	25%	25% (TQ、国貨)	35%及び 500円/kg*	
その他のもの				

税番	品名	現行実行税率	改正案	
			一次税率 (暫定税率)	二次税率 (基本税率)
0404.90ex	砂糖を加えたもの	25%、35%	35% (国貨)	35%及び 500円/kg*
	その他のもの	25%、35%	25% (国貨)	35%及び 500円/kg*
	その他のもの 飼料用のもの	10%、25% 35%	無税 (TQ)	35%及び 808円/kg*
	育児食用のもの	10%	10% (TQ)	35%及び 808円/kg*
	無機質を濃縮したホエイ 砂糖を加えたもの	35%	35% (TQ、国貨)	35%及び 808円/kg*
	その他のもの	25%	25% (TQ、国貨)	35%及び 808円/kg*
	その他のもの 砂糖を加えたもの	25%、35%	35% (国貨)	35%及び 808円/kg*
	その他のもの	25%、35%	25% (国貨)	35%及び 808円/kg*
	その他のもの 滅菌し、冷凍し、保存に適する処 理をし、濃縮若しくは乾燥をし又 は砂糖その他の甘味料を加えたも の			
	脂肪分が全重量の1.5%以下の もの 育児食用のもの	10%	10% (TQ)	35%及び 470円/kg
	ミルクの天然の組成分から成 る物品 砂糖を加えたもの	35%	35% (TQ)	35%及び 470円/kg
	その他のもの	25%	25% (TQ)	35%及び 470円/kg
	脂肪分が全重量の1.5%を超え 30%以下のもの 育児食用のもの	10%	10% (TQ)	35%及び 799円/kg
	ミルクの天然の組成分から成 る物品			

税番	品名	現行実行税率	改正案	
			一次税率 (暫定税率)	二次税率 (基本税率)
	砂糖を加えたもの	35%	35% (TQ)	35%及び 799円/kg
	その他のもの	25%	25% (TQ)	35%及び 799円/kg
	脂肪分が全重量の30%を超えるもの			
	育児食用のもの	10%	10% (TQ)	35%及び 1,204円/kg
	ミルクの天然の組成分から成る物品			
	砂糖を加えたもの	35%	35% (TQ)	35%及び 1,204円/kg
	その他のもの	25%	25% (TQ)	35%及び 1,204円/kg
0405.00ex	ミルクから得たバターその他の油脂			
	脂肪分が全重量の85%以下のもの	35%	35% (TQ、国貿)	35%及び 1,159円/kg*
	その他のもの	35%	35% (TQ、国貿)	35%及び 1,363円/kg*
0713.10ex	えんどう			
	その他のもの			
	その他のもの(野菜栽培用の種子以外のもの)	10%	10% (TQ)	417円/kg
0713.32	ささげ属又はいんげんまめ属の豆			
	小豆	10%	10% (TQ)	417円/kg
0713.33ex	いんげん豆			
	その他のもの			
	その他のもの(野菜栽培用の種子以外のもの)	10%	10% (TQ)	417円/kg
0713.39ex	その他のもの			
	その他のもの			
	その他のもの(野菜栽培用の種子以外のもの)	10%	10% (TQ)	417円/kg
0713.50ex	そら豆			
	その他のもの			
	その他のもの(野菜栽培用の種子以外のもの)	10%	10% (TQ)	417円/kg
0713.90ex	その他のもの			
	その他のもの			

税番	品名	現行実行税率	改正案	
			一次税率 (暫定税率)	二次税率 (基本税率)
	その他のもの（野菜栽培用の種子以外のもの）	10%	10% (TQ)	417円/kg
1001.10	小麦及びメスリン デュラム小麦	無税	無税 (国貨)	65円/kg*
1001.90	その他のもの	無税、20%	無税 (国貨)	65円/kg*
1003.00	大麦及び裸麦	無税	無税 (国貨)	46円/kg*
1008.90ex	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物 その他の穀物 その他のもの ライ小麦	無税	無税 (国貨)	65円/kg*
1101.00	小麦粉及びメスリン粉 グルタミン酸モノナトリウム製造用のもの その他のもの	12.5%  25%	12.5% (国貨) 25% (国貨)	106円/kg*  106円/kg*
1102.90ex	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。） その他のもの 大麦粉及び裸麦粉  ライ小麦粉	  25%  25%	  25% (国貨) 25% (国貨)	  98円/kg*  106円/kg*
1103.11	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット ひき割り穀物及び穀物のミール 小麦のもの	  25%	  25% (国貨)	  106円/kg*
1103.19ex	その他の穀物のもの 大麦又は裸麦のもの  ライ小麦のもの	 20%  20%	 20% (国貨) 20% (国貨)	 98円/kg*  106円/kg*
1103.21	ペレット 小麦のもの	25%	25% (国貨)	106円/kg*
1103.29ex	その他の穀物のもの			

税番	品名	現行実行税率	改正案	
			一次税率 (暫定税率)	二次税率 (基本税率)
	大麦又は裸麦のもの	20%	20% (国貨)	98円/kg*
	ライ小麦のもの	20%	20% (国貨)	106円/kg*
1104.11	その他の加工穀物及び穀物の胚芽 ロールにかけ又はフレーク状にした 穀物 大麦又は裸麦のもの	20%	20% (国貨)	107円/kg*
1104.19ex	その他の穀物のもの 小麦又はライ小麦のもの 小麦のもの	25%	25% (国貨)	132円/kg*
	ライ小麦のもの	20%	20% (国貨)	132円/kg*
1104.21	その他の加工穀物 大麦又は裸麦のもの	20%	20% (国貨)	130円/kg*
1104.29ex	その他の穀物のもの 小麦又はライ小麦のもの 小麦のもの	25%	25% (国貨)	106円/kg*
	ライ小麦のもの	20%	20% (国貨)	106円/kg*
1108.11	でん粉 小麦でん粉	25%	25% (国貨)	158円/kg*
1108.12	とうもろこしでん粉（コーン スターチ）	25%	無税、25% (TQ)	140円/kg
1108.13	ばれいしよでん粉	25%	無税、25% (TQ)	140円/kg
1108.14	マニオカ（カッサバ）でん粉	25%	無税、25% (TQ)	140円/kg
1108.19	その他のでん粉	25%	無税、25% (TQ)	140円/kg
1108.20	イヌリン	25%	25% (TQ)	140円/kg
1202.10ex	落花生 殻付きのもの その他のもの	10%	10% (TQ)	726円/kg

税番	品名	現行実行税率	改正案	
			一次税率 (暫定税率)	二次税率 (基本税率)
1202.20ex	穀を除いたもの その他のもの	10%	10% (TQ)	726円/kg
1212.99-1	その他のもの こんにやく芋	40%	40% (TQ)	3,289円/kg
1901.10ex	麦芽エキス並びに穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品及び第04・01項から第04・04項までの物品の調製食料品 育児食用の調製品（小売用にしたものに限る。） 第04・01項から第04・04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限る。） 乳脂肪分が全重量の30%以下のもの その他のもの	25%、28%  25%、28%	25% (TQ)  25% (TQ)	28%及び 799円/kg  28%及び 1,363円/kg
1901.20ex	第19・05項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地 穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品、米菓生地及び第04・01項から第04・04項までの物品の調製食料品 第04・01項から第04・04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限る。） 乳脂肪分が全重量の30%以下のもの その他のもの	25%、28%  25%、28%	25% (TQ)  25% (TQ)	28%及び 799円/kg  28%及び 1,363円/kg

税番	品名	現行実行税率	改正案	
			一次税率 (暫定税率)	二次税率 (基本税率)
1901.90ex	米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるもの（ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）			
	小麦産品（ライ小麦産品を含む。）の含有量が最大の重量を占めるもの	16%、24%	25% (国貨)	106円/kg*
	大麦産品（裸麦産品を含む。）の含有量が最大の重量を占めるもの	16%、24%	25% (国貨)	98円/kg*
	でん粉が最大の重量を占めるもの			
	小麦でん粉を含有するもの	16%、24%	25% (国貨)	158円/kg*
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの	24%	25% (TQ)	140円/kg
	その他のもの	16%	16% (TQ)	140円/kg
	その他のもの			
	穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品、第04・01項から第04・04項までの物品の調製食料品及びもち、だんごその他これらに類する米産品			
第04・01項から第04・04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）				
乳脂肪分が全重量の30%以下のもの	25%、28% 35%	21% (TQ)	35%及び 799円/kg	
その他のもの	25%、28% 35%	21% (TQ)	35%及び 1,363円/kg	

税番	品名	現行実行税率	改正案	
			一次税率 (暫定税率)	二次税率 (基本税率)
1904.10ex	米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるもの（ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）			
	小麦産品（ライ小麦産品を含む。）の含有量が最大の重量を占めるもの	16%、24%	25% (国賃)	106円/kg*
	大麦産品（裸麦産品を含む。）の含有量が最大の重量を占めるもの	16%、24%	25% (国賃)	98円/kg*
	でん粉が最大の重量を占めるもの			
	小麦でん粉を含有するもの	16%、24%	25% (国賃)	158円/kg*
	その他のもの 砂糖を加えたもの	24%	25% (TQ)	140円/kg
	その他のもの	16%	16% (TQ)	140円/kg
1904.90ex	穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製食料品			
	米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかを単に膨張させて又はいつて得た物品が全重量の50%以上の調製食料品			
	小麦（ライ小麦を含む。）のもの	19.2%	19.2% (国賃)	100円/kg*
	大麦（裸麦を含む。）のもの	19.2%	19.2% (国賃)	75円/kg*
1904.90ex	その他のもの 小麦（ライ小麦を含む。）のもの	25%	25% (国賃)	100円/kg*
	大麦（裸麦を含む。）のもの	25%	25% (国賃)	75円/kg*

税番	品名	現行実行税率	改正案	
			一次税率 (暫定税率)	二次税率 (基本税率)
2101.10	コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品			
-2ex	<p>コーヒーをもととした調製品</p> <p>ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの</p> <p>乳脂肪分が全重量の30%以下のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>25%、28%</p> <p>35%</p> <p>25%、28%</p> <p>35%</p>	<p>25%</p> <p>(TQ)</p> <p>25%</p> <p>(TQ)</p>	<p>35%及び</p> <p>799円/kg</p> <p>35%及び</p> <p>1,363円/kg</p>
2101.20	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品			
-2ex	<p>茶又はマテをもととした調製品</p> <p>ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの</p> <p>乳脂肪分が全重量の30%以下のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>調製食料品（他の項に該当するものを除く。）</p>	<p>25%、28%</p> <p>35%</p> <p>25%、28%</p> <p>35%</p>	<p>25%</p> <p>(TQ)</p> <p>25%</p> <p>(TQ)</p>	<p>35%及び</p> <p>799円/kg</p> <p>35%及び</p> <p>1,363円/kg</p>
2106.10ex	<p>たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質</p> <p>たんぱく質濃縮物及びミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上の調製品</p> <p>たんぱく質（植物性たんぱくを除く。）の濃縮物のもの</p> <p>植物性たんぱく</p>	<p>25%、28%</p> <p>35%</p> <p>12.5%</p>	<p>25%</p> <p>(TQ)</p> <p>12.5%</p> <p>(TQ)</p>	<p>35%及び</p> <p>1,359円/kg</p> <p>35%及び</p> <p>1,359円/kg</p>
2106.90ex	<p>その他のもの</p> <p>ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上の調製品</p> <p>乳脂肪分が全重量の30%以下のものうち</p>			

税番	品名	現行実行税率	改正案	
			一次税率 (暫定税率)	二次税率 (基本税率)
	アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの その他の調製品	12%、12.5% 22%	12% (TQ)	35%及び 799円/kg
	その他のもの アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの 調製食用脂	12%、12.5% 22%	21% (TQ)	35%及び 799円/kg
	ニューージーランド原産のもの その他のもの	25%	25% (TQ)	35%及び 1,363円/kg
	その他の調製品	12%、12.5% 22%、25% 28%、30%	25% (TQ)	35%及び 1,363円/kg
	米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の30%を超える調製食料品 その他のもの	12%、12.5% 22%	21% (TQ)	35%及び 1,363円/kg
	小麦（ライ小麦を含む。）の含有量が全重量の30%を超えるもの	25%、30%	25% (国貿)	100円/kg*
	大麦（裸麦を含む。）の含有量が全重量の30%を超えるもの	25%、30%	25% (国貿)	75円/kg*
5001.00	繭（繰糸に適するものに限る。）	140円/kg	140円/kg (TQ)	2,968円/kg
5002.00-2	生糸（よつてないものに限る。）（野蚕のもの以外のもの）	7.5%	7.5% (国貿)	8,209円/kg*

- (注) 1. (TQ) 印は、関税割当品目を意味する。  
2. (国貿) 印は、いわゆる国家貿易品目を意味する。  
3. \*印のうち、いわゆる国家貿易品目については、政府又は事業団等が輸入するもの以外のもの（二次税率が課される輸入）に関し、別表1(2)のとおり別途暫定税率を設定する。

## 別表1(2)

いわゆる国家貿易品目であって暫定税率でステージングを行う品目

税番	品名	現行 実行税率	改正案 〔政府又は事業団等が輸入 するもの以外のもの〕	
			平成7年度 暫定税率	最終(平成12) 年度暫定税率
0402.10	ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。)	35%	34.1%及び 105円33銭/kg	29.8%及び 92円/kg
	粉状、粒状その他の固形状のもの(脂肪分が全重量の1.5%以下のものに限る。)			
	砂糖を加えたもの			
-1	砂糖を加えたもの	35%	34.1%及び 105円33銭/kg	29.8%及び 92円/kg
-2	その他のもの 学校等給食用のもの及び飼料用のもの その他のもの	免税、25%	105円33銭/kg	92円/kg
0402.21	粉状、粒状その他の固形状のもの(脂肪分が全重量の1.5%を超えるものに限る。)	25%	24.4%及び 105円33銭/kg	21.3%及び 92円/kg
	砂糖その他の甘味料を加えていないもの			
	脂肪分が全重量の5%を超えるもの			
-1	脂肪分が全重量の5%を超えるもの 脂肪分が全重量の30%以下のもの その他のもの	30%	29.3%及び 143円/kg	25.5%及び 123円/kg
-2	その他のもの 学校等給食用のもの及び飼料用のもの その他のもの	免税、25%	111円50銭/kg	99円/kg
0402.29	脂肪分が全重量の5%を超えるもの	25%	24.4%及び 111円50銭/kg	21.3%及び 99円/kg
	脂肪分が全重量の30%以下のもの			
	その他のもの			
-1	脂肪分が全重量の5%を超えるもの 脂肪分が全重量の30%以下のもの その他のもの	30%	29.3%及び 143円/kg	25.5%及び 123円/kg
	その他のもの	30%	29.3%及び 214円83銭/kg	25.5%及び 189円/kg

税番	品名	現行 実行税率	改正案 〔政府又は事業団等が輸入 するもの以外のもの〕	
			平成7年度 暫定税率	最終(平成12) 年度暫定税率
-2	その他のもの	35%	34.1%及び 111円50銭/kg	29.8%及び 99円/kg
0402.99ex	その他のもの 脂肪分が全重量の8%を超えるもの その他のもの	30%	29.3%及び 119円/kg	25.5%及び 104円/kg
	その他のもの	30%	29.3%及び 62円50銭/kg	25.5%及び 55円/kg
0403.90ex	バターミルク、凝固したミルク及びク リーム、ヨーグルト、ケフィアその他 発酵させ又は酸性化したミルク及びク リーム その他のもの 滅菌し、冷凍し、保存に適する処 理をし、濃縮若しくは乾燥をし又 は砂糖その他の甘味料、香味料、 果実若しくはナットを加えたもの 脂肪分が全重量の1.5%以下の もの 脂肪分が全重量の1.5%を超え 26%以下のもの 脂肪分が全重量の26%を超える もの その他のもの 脂肪分が全重量の1.5%以下の もの 脂肪分が全重量の1.5%を超え 26%以下のもの 脂肪分が全重量の26%を超える もの	35% 35% 35% 25% 25% 25%	34.1%及び 105円33銭/kg 34.1%及び 138円83銭/kg 34.1%及び 214円83銭/kg 34.1%及び 105円33銭/kg 34.1%及び 138円83銭/kg 34.1%及び 214円83銭/kg	29.8%及び 92円/kg 29.8%及び 123円/kg 29.8%及び 189円/kg 29.8%及び 92円/kg 29.8%及び 123円/kg 29.8%及び 189円/kg
0404.10ex	ホエイ及びミルクの天然の組成分から 成る物品 ホエイ及び調製ホエイ 滅菌し、冷凍し、保存に適する処 理をし、濃縮若しくは乾燥をし又 は砂糖その他の甘味料を加えたも の 脂肪分が全重量の5%以下のも の	10%、25% 35%	34.1%及び 111円50銭/kg	29.8%及び 99円/kg

税番	品名	現行 実行税率	改正案 〔政府又は事業団等が輸入 するもの以外のもの〕	
			平成7年度 暫定税率	最終(平成12) 年度暫定税率
	その他のもの	10%、25% 35%	34.1%及び 155円83銭/kg	29.8%及び 135円/kg
	その他のもの 脂肪分が全重量の5%以下のもの	10%、25% 35%	34.1%及び 111円50銭/kg	29.8%及び 99円/kg
	その他のもの	10%、25% 35%	34.1%及び 155円83銭/kg	29.8%及び 135円/kg
0405.00ex	ミルクから得たバターその他の油脂 脂肪分が全重量の85%以下のもの	35%	34.1%及び 204円/kg	29.8%及び 179円/kg
	その他のもの	35%	34.1%及び 240円/kg	29.8%及び 210円/kg
1001.10ex	小麦及びメスリン デュラム小麦	無税	11円63銭/kg	9円80銭/kg
1001.90ex	その他のもの	無税、20%	11円63銭/kg	9円80銭/kg
1003.00ex	大麦及び裸麦	無税	11円73銭/kg	10円40銭/kg
	そば、ミレット及びカナリーシード並 びにその他の穀物			
1008.90ex	その他の穀物 その他のもの ライ小麦	無税	11円63銭/kg	9円80銭/kg
1101.00ex	小麦粉及びメスリン粉 穀粉(小麦粉及びメスリン粉を除く。)	12.5%、25%	31円23銭/kg	27円40銭/kg
1102.90ex	その他のもの 大麦粉及び裸麦粉 ライ小麦粉	25% 25%	36円/kg 31円23銭/kg	31円/kg 27円40銭/kg
	ひき割り穀物、穀物のミール及びベ レット			
	ひき割り穀物及び穀物のミール			
1103.11ex	小麦のもの	25%	31円23銭/kg	27円40銭/kg
1103.19ex	その他の穀物のもの 大麦又は裸麦のもの ライ小麦のもの	20% 20%	36円/kg 31円23銭/kg	31円/kg 27円40銭/kg
	ペレット			
1103.21ex	小麦のもの	25%	31円23銭/kg	27円40銭/kg
1103.29ex	その他の穀物のもの 大麦又は裸麦のもの ライ小麦のもの	20% 20%	36円/kg 31円23銭/kg	31円/kg 27円40銭/kg

税番	品名	現行 実行税率	改正案 〔政府又は事業団等が輸入 するもの以外のもの〕	
			平成7年度 暫定税率	最終(平成12) 年度暫定税率
1104.11ex	その他の加工穀物及び穀物の胚芽 ロールにかけ又はフレーク状にした 穀物 大麦又は裸麦のもの	20%	38円3銭/kg	33円20銭/kg
1104.19ex	その他の穀物 小麦又はライ小麦のもの	20%、25%	36円7銭/kg	31円40銭/kg
1104.21ex	その他の加工穀物 大麦又は裸麦のもの	20%	43円93銭/kg	38円60銭/kg
1104.29ex	その他の穀物 小麦又はライ小麦のもの	20%、25%	31円23銭/kg	27円40銭/kg
1108.11ex	小麦でん粉	25%	39円90銭/kg	34円40銭/kg
1901.20ex	麦芽エキス並びに穀粉、ミール、でん 粉又は麦芽エキスの調製食料品及び第 04.01項から第04.04項までの物品の調 製食料品 第19.05項のベーカリー製品製造用 の混合物及び練り生地 穀粉、ミール又はでん粉の調製食 料品、米菓生地及び第04.01項か ら第04.04項までの物品の調製食 料品 米、小麦、ライ小麦、大麦若し くは裸麦の粉、ひき割りしたも の、ミール若しくはペレット又 はでん粉の一以上を含有する調 製食料品で、これらの物品の含 有量の合計が全重量の85%を超 えるもの(ケーキミックス及び 育児食用又は食餌療法用のもの を除く。) 小麦産品(ライ小麦産品を含 む。)の含有量が最大の重量 を占めるもの 大麦産品(裸麦産品を含む。) の含有量が最大の重量を占め るもの でん粉が最大の重量を占める もの 小麦でん粉を含有するもの	16%、24%	31円23銭/kg	27円40銭/kg
1901.90ex	その他のもの	16%、24%	36円/kg	31円/kg
		16%、24%	39円90銭/kg	34円40銭/kg

税番	品名	現行 実行税率	改正案 〔政府又は事業団等が入 入するもの以外のもの〕	
			平成7年度 暫定税率	最終（平成12） 年度暫定税率
1904.10ex	穀粉、ミール又はでん粉の調製食 料品、第04.01項から第04.05項ま での物品の調製食料品及びもち、 だんごその他これらに類する米産 品 米、小麦、ライ小麦、大麦若し くは裸麦の粉、ひき割りしたも の、ミール若しくはペレット又 はでん粉の一以上を含有する調 製食料品で、これらの物品の含 有量の合計が全重量の85%を超 えるもの（ケーキミックス及び 育児食用又は食餌療法用のもの を除く。）			
	小麦産品（ライ小麦産品を含 む。）の含有量が最大の重量 を占めるもの	16%、24%	31円23銭/kg	27円40銭/kg
	大麦産品（裸麦産品を含む。） の含有量が最大の重量を占め るもの	16%、24%	36円/kg	31円/kg
	でん粉が最大の重量を占める もの			
1904.90ex	小麦でん粉を含有するもの 穀物又は穀物産品を膨張させて又はい つて得た調製食料品及び粒状の穀物で あらかじめ加熱による調理その他の調 製をしたもの	16%、24%	39円90銭/kg	34円40銭/kg
	穀物又は穀物産品を膨張させて又 はいつて得た調製食料品			
	米、小麦（ライ小麦を含む。）又 は大麦（裸麦を含む。）のいづれ かを単に膨張させて又はいつて得 た物品が全重量の50%以上の調製 食料品			
	小麦（ライ小麦を含む。）のも の	19.2%	30円20銭/kg	26円20銭/kg
1904.90ex	大麦（裸麦を含む。）のもの その他のもの	19.2%	30円27銭/kg	26円60銭/kg
	小麦（ライ小麦を含む。）のもの 大麦（裸麦を含む。）のもの	25%	30円20銭/kg	26円20銭/kg
		25%	30円27銭/kg	26円60銭/kg

税番	品名	現行 実行税率	改正案 〔政府又は事業団等が輸入 するもの以外のもの〕	
			平成7年度 暫定税率	最終（平成12） 年度暫定税率
2106.90ex	調製食料品（他の項に該当するものを除く。） その他のもの 米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の30%を超えるもの その他のもの 小麦（ライ小麦を含む。）の含有量が全重量の30%を超えるもの	25%、30%	30円20銭/kg	26円20銭/kg
	大麦（裸麦を含む。）の含有量が全重量の30%を超えるもの	25%、30%	30円27銭/kg	26円60銭/kg
5002.00-2	生糸（よつてないものに限る。）（野蚕のもの以外のもの）	7.5%	4,093円 83銭/kg	3,068円/kg

（注）ステージング期間中の引下げは、均等に行う。

## 別表2

暫定税率でステージングを行う品目（別表1(2)を除く）

### (1) 牛肉

税番	品名	現行実行税率	改正案	
			平成7年度 暫定税率	最終（平成12） 年度暫定税率
0201.10	牛肉（生鮮のもの、冷蔵したもの） 枝肉及び半丸枝肉	50%	48.1%	38.5%
0201.20	その他の骨付き肉	50%	48.1%	38.5%
0201.30	骨付きでない肉	50%	48.1%	38.5%
0202.10	牛肉（冷凍したもの） 枝肉及び半丸枝肉	50%	48.1%	38.5%
0202.20	その他の骨付き肉	50%	48.1%	38.5%
0202.30	骨付きでない肉	50%	48.1%	38.5%

（注）ステージング期間中の引下げは、均等に行う。

## (2) 豚肉

税番	品名	現行実行税率	改正案	
			平成7年度 暫定税率	最終(平成12) 年度暫定税率
0103.92	豚(生きているもの)(1頭の重量が50kg以上のもの)			
	従量税部分	—	22,376円 33銭/頭	19,508円/頭
	差額関税部分(基準輸入価格)	25,380円/頭	24,840円 54銭/頭	22,134円 60銭/頭
	従価税部分	10%	9.8%	8.5%
0203.11ex	豚肉(生鮮のもの、冷蔵したもの)			
	枝肉及び半丸枝肉			
	従量税部分	—	414円33銭/kg	361円/kg
	差額関税部分(基準輸入価格)	470円/kg	460円1銭/kg	409円90銭/kg
	従価税部分	5%	4.9%	4.3%
0203.12ex	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの(骨付きのもの)			
	従量税部分	—	552円83銭/kg	482円/kg
	差額関税部分(基準輸入価格)	626円67銭/kg	613円34銭/kg	546円53銭/kg
	従価税部分	5%	4.9%	4.3%
0203.19ex	その他のもの			
	従量税部分	—	552円83銭/kg	482円/kg
	差額関税部分(基準輸入価格)	626円67銭/kg	613円34銭/kg	546円53銭/kg
	従価税部分	5%	4.9%	4.3%
0203.21ex	豚肉(冷凍したもの)			
	枝肉及び半丸枝肉			
	従量税部分	—	414円33銭/kg	361円/kg
	差額関税部分(基準輸入価格)	470円/kg	460円1銭/kg	409円90銭/kg
	従価税部分	5%	4.9%	4.3%
0203.22ex	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの(骨付きのもの)			
	従量税部分	—	552円83銭/kg	482円/kg
	差額関税部分(基準輸入価格)	626円67銭/kg	613円34銭/kg	546円53銭/kg
	従価税部分	5%	4.9%	4.3%
0203.29ex	その他のもの			
	従量税部分	—	552円83銭/kg	482円/kg
	差額関税部分(基準輸入価格)	626円67銭/kg	613円34銭/kg	546円53銭/kg
	従価税部分	5%	4.9%	4.3%
0206.30ex	食用のくず肉(豚のもの)(生鮮のもの、冷蔵したもの)			
	従量税部分	—	552円83銭/kg	482円/kg
	差額関税部分(基準輸入価格)	626円67銭/kg	613円34銭/kg	546円53銭/kg

税番	品名	現行実行税率	改正案	
			平成7年度 暫定税率	最終(平成12) 年度暫定税率
0206.49ex	従価税部分	5%	4.9%	4.3%
	食用のくず肉(豚のもの)(冷凍したもの)(肝臓を除く。)			
	従量税部分	—	552円83銭/kg	482円/kg
0210.11	差額関税部分(基準輸入価格)	626円67銭/kg	613円34銭/kg	546円53銭/kg
	従価税部分	5%	4.9%	4.3%
	肉及び食用のくず肉並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール			
0210.12	骨付きのもの肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの(骨付きのもの)(豚肉)			
	差額関税部分(基準輸入価格)	470円/kg	460円1銭/kg	409円90銭/kg
	従価税部分	10%	9.8%	8.5%
0210.19	ばら肉及びこれを分割したもの(豚肉)			
	差額関税部分(基準輸入価格)	470円/kg	460円1銭/kg	409円90銭/kg
	従価税部分	10%	9.8%	8.5%
0210.90ex	その他のもの(豚肉)			
	差額関税部分(基準輸入価格)	470円/kg	460円1銭/kg	409円90銭/kg
	従価税部分	10%	9.8%	8.5%
1602.41ex	その他のもの(肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。)(豚のもの)			
	差額関税部分(基準輸入価格)	470円/kg	460円1銭/kg	409円90銭/kg
	従価税部分	10%	9.8%	8.5%
1602.42ex	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血			
	豚のもの(もも肉及びこれを分割したもの)(ハム及びベーコン等)			
	差額関税部分(基準輸入価格)	470円/kg	460円1銭/kg	409円90銭/kg
1602.49ex	従価税部分	10%	9.8%	8.5%
	豚のもの(肩肉及びこれを分割したもの)(ハム及びベーコン等)			
	差額関税部分(基準輸入価格)	470円/kg	460円1銭/kg	409円90銭/kg
1602.49ex	その他のもの(混合物を含む。)(ハム及びベーコン等)			
	差額関税部分(基準輸入価格)	470円/kg	460円1銭/kg	409円90銭/kg
	従価税部分	10%	9.8%	8.5%

(注) ステージング期間中の引下げは、均等に行う。

## (3) 水産物

税番	品名	現行 実行税率	改正案	
			平成7年度 暫定税率	最終(平成 12)年度 暫定税率
0303.74	さば(冷凍したもの)	10%	9.4%	7%
0303.80ex	たらの卵(冷凍したもの)	6%	5.6%	4.2%
0304.90ex	たらのすり身(冷凍したもの)	6%	5.6%	4.2%
0307.49-1ex	いか(冷凍したもの)(もんごういかを除く。)	5%	4.7%	3.5%

(注) ステージング期間中の引下げは、均等に行う。

## (4) その他

税番	品名	現行 実行税率	改正案	
			平成7年度 暫定税率	最終(平成 12)年度 暫定税率
1701.91	香料又は着色料を加えた甘しゅ糖、てん菜糖等	63円50銭/kg	61円91銭/kg	53円98銭/kg
1701.99-1	水砂糖、角砂糖、棒砂糖等	63円50銭/kg	61円91銭/kg	83円98銭/kg
1702.90-1	砂糖(分みつ糖)	35%	34.1%	29.8%
1702.90-2	砂糖水(分みつ糖のもの)	35%又は27円/kgの 高い方	34.1%又は 26円33銭/kgの 高い方	29.8%又は 23円/kgの 高い方
2106.90ex	糖水(着色料又は香料を加えたもの) (分みつ糖のもの)	35%又は 27円/kg の高い方	34.1%又は 26円33銭/kg の高い方	29.8%又は 23円/kgの 高い方

税番	品名	現行 実行税率	改正案	
			平成7年 暫定税率	最終(平成 14)年 暫定税率
4104.10-1[2]ex	全形の牛革(面積が2.6m <sup>2</sup> 以下のもの)(なめしたもの及び再なめしたもの)(クロムなめし以外のもの)(TQ1次)	15%	14.6%	12%
4104.10-3(1)[1]ex	全形の牛革(面積が2.6m <sup>2</sup> 以下のもの)(染着色し又は模様付けしたもの)(染着色したもの)(TQ1次)	20%	19.5%	16%
4104.10-3(1)[2]ex	全形の牛革(面積が2.6m <sup>2</sup> 以下のもの)(染着色し又は模様付けしたもの)(その他のもの)(TQ1次)	20%	19.5%	16%

税番	品名	現行 実行税率	改正案	
			平成7年 暫定税率	最終(平成 14)年 暫定税率
4104.10-3(2)ex	全形の牛革(面積が2.6m <sup>2</sup> 以下のもの)(その他のもの)(TQ1次)	15%	14.6%	12%
4104.21ex	その他の牛革(植物性前なめしをしたもの)(TQ1次)	15%	14.6%	12%
4104.22-[2]ex	その他の牛革(その他の前なめしをしたもの)(クロムなめし以外のもの)(TQ1次)	15%	14.6%	12%
4104.29-[2]ex	その他の牛馬革(その他のなめしをしたもの)(クロムなめし以外のもの)(TQ1次)	15%	14.6%	12%
4104.31-2(1)[1]ex	その他の牛馬革(フルグレン及びグレンスプリット)(染着色し又は模様付けしたもの)(染着色したもの)(TQ1次)	20%	19.2%	13.3%
4104.31-2(1)[2]ex	その他の牛馬革(フルグレン及びグレンスプリット)(染着色し又は模様付けしたもの)(その他のもの)(TQ1次)	20%	19.5%	16%
4104.31-2(2)ex	その他の牛馬革(フルグレン及びグレンスプリット)(その他のもの)(TQ1次)	15%	14.6%	12%
4104.39-2(1)[1]ex	その他の牛馬革(その他のもの)(染着色し又は模様付けしたもの)(染着色したもの)(TQ1次)	20%	19.5%	16%
4104.39-2(1)[2]ex	その他の牛馬革(その他のもの)(染着色し又は模様付けしたもの)(その他のもの)(TQ1次)	20%	19.5%	16%
4104.39-2(2)ex	その他の牛馬革(その他のもの)(その他のもの)(TQ1次)	15%	14.6%	12%
4105.20-2(1)ex	羊革(染着色し又は模様付けしたもの)(TQ1次)	20%	19.5%	16%
4106.20-2(1)ex	やぎ革(染着色し又は模様付けしたもの)(TQ1次)	20%	19.5%	16%
6403.20-[1]ex	甲が革製の履物(本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の周りにかかるもの)(室内用履物)(TQ1次)	30%	29.3%	24%
6403.20-[2]ex	甲が革製の履物(本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるもの)(室内用履物以外のもの)(TQ1次)	27%	26.3%	21.6%
6403.30-[1]ex	甲が革製の履物(ベース又はプラットホームが木製で、中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有しないもの)(本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの(室内用履物を除く。))(TQ1次)	27%	26.3%	21.6%

税番	品名	現行 実行税率	改正案	
			平成7年 暫定税率	最終(平成 14)年 暫定税率
6403.30-[2]ex	甲が革製の履物(ベース又はプラットホームが木製で、中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有しないもの)(その他のもの)(スリッパ以外のもの)(TQ1次)	30%	29.3%	24%
6403.40-[1]ex	その他の甲が革製の履物(保護用の金属製トーキャップを有するもの)(本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの)(TQ1次)	27%	26.3%	21.6%
6403.40-[2]ex	その他の甲が革製の履物(保護用の金属製トーキャップを有するもの)(本底がプラスチック製のもの)(TQ1次)	30%	29.3%	24%
6403.51-[1]ex	その他の甲が革製の履物(本底が革製でくるぶしを覆うもの)(室内用履物)(TQ1次)	30%	29.3%	24%
6403.51-[2][ii]ex	その他の甲が革製の履物(本底が革製でくるぶしを覆うもの)(室内用履物以外のもの(体操用・競技用履物等を除く。))(TQ1次)	27%	26.3%	21.6%
6403.59-[1]ex	その他の甲が革製の履物(本底が革製でくるぶしを覆わないもの)(スリッパ以外の室内用履物)(TQ1次)	30%	29.3%	24%
6403.59-[2][ii]ex	その他の甲が革製の履物(本底が革製でくるぶしを覆わないもの)(室内用履物以外のもの(体操用・競技用履物等を除く。))(TQ1次)	27%	26.3%	21.6%
6403.91-[1][ii]ex	その他の甲が革製の履物(本底がゴム製又はコンポジションレザー製でくるぶしを覆うもの(室内用履物を除く。))(体操用・競技用履物等を除く。)(TQ1次)	27%	26.3%	21.6%
6403.91-[2]ex	その他の甲が革製の履物(その他のくるぶしを覆うもの)(体操用・競技用履物等以外のもの)(TQ1次)	30%	29.3%	24%
6403.99-[1][ii]ex	その他の甲が革製の履物(本底がゴム製又はコンポジションレザー製でくるぶしを覆わないもの(室内用履物を除く。))(体操用・競技用履物等以外のもの)(TQ1次)	27%	26.3%	21.6%
6403.99-[2]ex	その他の甲が革製の履物(その他のくるぶしを覆わないもの)(スリッパ及び体操用・競技用履物等以外のもの)(TQ1次)	30%	29.3%	24%

税番	品名	現行 実行税率	改正案	
			平成7年 暫定税率	最終(平成 14)年 暫定税率
6404.19-1ex	甲が紡織用繊維製の履物(本底がゴム製又はプラスチック製でスポーツ用の履物等以外のもの)(甲に毛皮及び一部革を使用したもの(スリッパを除く。))(TQ1次)	30%	29.3%	24%
6404.20-1ex	甲が紡織用繊維製の履物(本底が革製又はコンポジションレザー製のもの)(甲に毛皮及び一部革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用・競技用履物等及びスリッパを除く。))(TQ1次)	30%	29.3%	24%
6404.20-2[1]ex	甲が紡織用繊維製の履物(本底が革製(甲に毛皮を使用したものを除く。))のキャンパスシューズ(甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物及び体操用・競技用履物等を除く。))(TQ1次)	21.6%	21.1%	17.3%
6404.20-2[2]ex	甲が紡織用繊維製の履物(本底が革製(甲に毛皮を使用したものを除く。))のものでキャンパスシューズ以外のもの(甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用・競技用履物等及びスリッパを除く。))(TQ1次)	30%	29.3%	24%
6405.10-1ex	その他の履物(本底が革製で、甲がコンポジションレザー製のもの)(甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用・競技用履物等及びスリッパを除く。))(TQ1次)	30%	29.3%	24%
6405.90-1[1]ex	その他の履物(甲が革製、コンポジションレザー製又は紡織用繊維製以外で、本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のもの)(甲に毛皮及び一部革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用・競技用履物等及びスリッパを除く。))(TQ1次)	30%	29.3%	24%
6405.90-1[2][i] ex	その他の履物(甲が革製、コンポジションレザー製又は紡織用繊維製以外で、本底が革製のもの)(甲に毛皮を使用していないもので一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用・競技用履物等及びスリッパを除く。))(TQ1次)	30%	29.3%	24%

(注) 1. ステージング期間中の引下げは、均等に行う。

2. 41類及び64類の皮革・革靴については、平成7年1月1日から引下げを開始し、平成14年1月1日から最終税率。

なお、基本税率は、現行のTQ2次税率とする。

## 別表3

## 特惠関税改正品目

## (1) 熱帯産品に係る特惠税率の引下げ

税番	品名	現行特惠税率	改正案
0804.50ex	グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの）	4%	無税
0810.90ex	ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし（生鮮のもの）	—	2.5%
0811.90-2ex	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンベダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ（冷凍のもの）（無糖のもの）	10%	3.6%
2001.90-2ex	マンゴー及びマンゴスチン（食酢調製等をしたもの）（無糖のもの）	5.6%	3%
2008.19-2ex	ココヤシの実、ブラジルナット、パラダイスナット及びヘーゼルナット（調製等をしたもの）（無糖のもの）（パルプ状以外のもの）	8%	4%
2008.92-1-(2)ex	ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル（無糖のもの）	9.6%	4.8%
2008.99-2-(1)ex	バナナ及びアボカドー（加糖のもの）（パルプ状のもの）	—	16.8%
2008.99-2-(1)ex	ベリー及びブルーベリー（加糖のもの）（パルプ状以外のもの）	—	8.8%
2008.99-2-(1)ex	バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン（加糖のもの）（パルプ状以外のもの）（気密容器入りのもの）	12%	5.5%
2008.99-2-(1)ex	バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン（加糖のもの）（パルプ状以外のもの）（気密容器入り以外のもの）	—	5.5%
2008.99-2-(1)ex	ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし（加糖のもの）（パルプ状以外のもの）	—	7%

## (2) ウルグアイ・ラウンド合意の実施に伴う特惠税率の引下げ

税番	品名	現行特惠税率	改正案	(参考) UR合意実施後の協定税率
0307.91-4ex	赤貝（生きているもの）及びくらげ	8%	7%	7%
0307.91-4ex	うに（生きているもの、生鮮のもの、冷蔵のもの）	7.5%	7%	7%
0307.99-1-(3)ex	うに（冷凍したもの）	7.5%	7%	7%
0307.99-1-(3)ex	くらげ（冷凍したもの）	8%	7%	7%
0307.99-2-(3)ex	うに（その他のもの）	7.5%	7%	7%
0307.99-2-(3)ex	くらげ（その他のもの）	8%	7%	7%
0508.00-1	さんご	5%	無税	無税
0712.30ex	きのこ及びトリフ（乾燥したもの）（しいたけ以外のもの）	10%	9%	9%

税番	品名	現行特 恵税率	改正案	(参考) UR合意実 施後の協定 税率
0712.90ex	その他の野菜及び野菜を混合したもの(乾燥したもの)(たけのこ、ぜんまい、スイートコーン以外のもの)	10%	9%	9%
0802.11-2	スイートアーモンド(殻付きのもの)	3%	2.4%	2.4%
0802.12-2	スイートアーモンド(殻を除いたもの)	3%	2.4%	2.4%
0804.30ex	パイナップル(乾燥したもの)	10%	7.2%	7.2%
0804.40ex	アボカド(生鮮のもの)	4%	3%	3%
0807.20	パパイヤ(生鮮のもの)	3%	2%	2%
0902.30ex	紅茶	14%	12%	12%
1521.90ex	昆虫ろう(みつろうを除く。)	7.5%	4.5%	4.5%
1602.20ex	動物の肝臓(調製等をしたもの)(牛又は豚のもの以外のもの)	8%	6%	6%
1602.31-2ex	七面鳥の肉等(調製等をしたもの)(その他のもの)(牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの以外のもの)	8%	6%	6%
1802.39-2ex	家きんの肉等(七面鳥のものを除く。)(調製等をしたもの)(その他のもの)(牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの以外のもの)	8%	6%	6%
1602.90-2ex	その他の肉等(調製等をしたもの)(その他のもの)(牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの以外のもの)	8%	6%	6%
1604.20ex	たらの卵(調製等をしたもの)(気密容器入りのもの)	9.6%	9%	9%
1605.10ex	かに(気密容器入りのもの)(くん製したものを除く。)	6.5%	5%	5%
1605.20ex	シュリンプ及びブロン(くん製したものと及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したものの以外のもの)	6%	5.3%	5.3%
1605.30ex	ロブスター(くん製したものと及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したものの以外のもの)	6%	5%	5%
1605.40ex	えび(その他のもの)(くん製したものと及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したものの以外のもの)	6%	5%	5%
1905.10	クリスプブレッド	9.5%	9%	9%
1905.40	ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品	9.5%	9%	9%
1905.90-1	パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品(砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。)	9.5%	9%	9%

税番	品名	現行特 恵税率	改正案	(参考) UR合意実 施後の協定 税率
2002.90-1	トマト（その他のもの）（加糖のもの）	14%	13.4%	13.4%
2003.10-1	きのこ（加糖のもの）	14%	13.4%	13.4%
2005.30-1	サワークラウト（加糖のもの）	14%	13.4%	13.4%
2005.40-1ex	えんどう（加糖のもの）（さや付きのもの）	14%	13.4%	13.4%
2005.59-1	ささげ属又はいんげんまめ属の豆（その他のもの） （加糖のもの）	14%	13.4%	13.4%
2005.70ex-1	オリーブ（気密容器入りのもの）（容器ともの1個 の重量が10kg以下のもの）	5.6%	5.4%	5.4%
2005.90-1ex	その他の野菜及び野菜を混合したもの（加糖のも の）（豆（さや付きのものを除く。）以外のもの）	14%	13.4%	13.4%
2005.90-2ex	にんにくの粉（調製等をしたもの）（気密容器入 りのもの）（容器ともの1個の重量が10kg以下のもの）	12%	9.6%	9.6%
2006.00ex	マロングラッセ	12.8%	12.6%	12.6%
2008.19-1ex	カシューナット（加糖のもの）（パルプ状以外のも の）	12%	11%	11%
2008.19-1ex	くり（気密容器入りのもの）（容器ともの1個の重 量が10kg以下のもの）（加糖のもの）（パルプ状以 外のもの）	25%	16.8%	16.8%
2008.19-2ex	マカダミアナット（無糖のもの）（いったもの以外 のもの）（パルプ状以外のもの）	6.4%	5%	5%
2008.40-2ex	なし（無糖のもの）（パルプ状以外のもの）（気密容 器入りのもの）	9.6%	9%	9%
2008.70-2ex	桃（無糖のもの）（パルプ状以外のもの）（気密容器 入りのもの）	9.6%	6.7%	6.7%
2008.91	パームハート	20%	15%	15%
2008.99-2-(2)ex	バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴ スチン（無糖のもの）（パルプ状以外のもの）（気密 容器入りのもの）	12%	9.6%	9.6%
2009.80-2-(1)	野菜ジュース（加糖のもの）	9.6%	8.1%	8.1%
2009.80-2-(2)ex	野菜ジュース（無糖のもの）（気密容器入りのもの）	8.0%	7.2%	7.2%
2009.90-2-(1)	混合野菜ジュース（加糖のもの）	9.6%	8.1%	8.1%
2009.90-2-(2)	混合野菜ジュース（無糖のもの）	5.6%	5.4%	5.4%
2102.20-1	酵母	4%	3.8%	3.8%

## (3) その他

税番	品名	現行特惠税率	改正案
0603.10	切花及び花芽（生鮮のもの）	無税	削除
0603.90	切花及び花芽（その他のもの）	無税	削除
0801.30	カシューナット	無税	削除
0802.50	ピスタチオナット	無税	削除
0904.12-2	ペッパー（破碎し又は粉碎したもの）（小売用の容器入り以外のもの）	無税	削除
0904.20-2-(2)	とうがらし属又はピメント属の果実（乾燥し、粉碎し又は粉碎したもの）（小売用の容器入り以外のもの）（破碎し又は粉碎したもの）	無税	削除
0907.00-2-(2)	丁字（果実、花及び花便）（小売用の容器入り以外のもの）（破碎し又は粉碎したもの）	無税	削除
0908.10-2-(2)	肉づく（小売用の容器入り以外のもの）（破碎し又は粉碎したもの）	無税	削除
0908.20-2-(2)	肉づく花（小売用の容器入り以外のもの）（破碎し又は粉碎したもの）	無税	削除
0908.30-2-(2)	カルダモン類（小売用の容器入り以外のもの）（破碎し又は粉碎したもの）	無税	削除
0910.20-2-(2)	サフラン（小売用の容器入り以外のもの）（破碎し又は粉碎したもの）	無税	削除
0910.30-2-(2)	うこん（小売用の容器入り以外のもの）（破碎し又は粉碎したもの）	無税	削除
0910.40-2-(2)	月けい樹の葉及びタイム（小売用の容器入り以外のもの）（破碎し又は粉碎したもの）	無税	削除
0910.91-2	その他の香辛料（この類の注1(b)の混合物）（小売用の容器入り以外のもの）	無税	削除
0910.99-2-(2)	その他の香辛料（小売用の容器入り以外のもの）（破碎し又は粉碎したもの）	無税	削除
1301.10-2	シードラック	無税	削除
1403.10	ほうきもろこし	無税	削除
1521.10	植物性ろう	無税	削除
1804.00	カカオ脂	無税	削除
5001-00	繭（繰糸に適するもの）	70円/kg	TQ 1次 70円/kg 2次 特惠例外

## 別表4

現行の実行税率を基本税率とする整理により難い品目

## (1) 現行の国定税率を維持する品目

税番	品名	税番	品名
0207.39ex	鶏(ガルルス・ドメスティクス)の骨付きのもも(生鮮のもの、冷蔵したもの)	0703.10ex	たまねぎ(課税価格67円/kg超73円70銭/kg以下のもの)
0207.41ex	鶏(ガルルス・ドメスティクス)の骨付きのもも(冷凍したもの)	0703.10ex	たまねぎ(課税価格73円70銭/kg超のもの)
0207.50	家きんの肝臓(冷凍したもの)	0714.10-1ex	カッサバ芋(粉又はミールのベレット)(飼料用のもの)
0302.70ex	にしんの卵(生鮮のもの、冷蔵したもの)	0714.10-2ex	カッサバ芋(その他のもの)(飼料用のもの)
0303.50	にしん(冷凍したもの)	1004.00ex	オート(TQ1次)
0303.60	コッド(冷凍したもの)	1006.10	もみ
0303.78ex	ヘイク(メルルシウス属のもの)(冷凍したもの)	1006.20	玄米
0303.79ex	にしん及びたら(冷凍したもの)	1006.30	精米
0304.90ex	にしん及びたらの魚肉(冷凍したもの)(たらのすり身を除く。)	1006.40	碎米
0305.20ex	たらの卵(塩蔵したもの)	1007.00ex	グリーンソルガム(その他のもの)(飼料用のもの)
0307.41	いか(生きているもの、生鮮のもの、冷蔵したもの)	1106.20-1ex	カッサバ芋の粉及びミール(飼料用のもの)
0307.49-1ex	もんごういか(冷凍したもの)	1106.30-1ex	バナナの粉及びミール(飼料用のもの)
0307.91-3	いか(その他のもの)(生きているもの、生鮮のもの、冷蔵したもの)	1504.10	魚の肝油及びその分別物
0307.99-1(2)	いか(その他のもの)(冷凍したもの)	1504.30ex	海棲哺乳動物の油脂及びその分別物(その他のもの)
0406.10ex	フレッシュチーズ及びカード(プロセスチーズ原料用のもの)(TQ1次)	1521.90ex	鯨ろう
0406.40ex	ブルーベインドチーズ(プロセスチーズ原料用のもの)(TQ1次)	1702.90-4ex	ハイ・テスト・モラセス(その他のもの)(アルコール製造用のもの)(TQ1次)
0406.90ex	その他のチーズ(プロセスチーズ原料用のもの)(TQ1次)	1703.10ex	甘しや糖みつ(飼料用のもの)
0509.00ex	動物性の海綿(課税価格3,600円/kg以上のもの)	1703.10ex	甘しや糖みつ(アルコール製造用のもの)(TQ1次)
0509.00ex	動物性の海綿(課税価格3,600円/kg未満のもの)	1703.90ex	その他糖みつ(飼料用のもの)
		1703.90ex	その他糖みつ(アルコール製造用のもの)(TQ1次)
		1806.20-2ex	チョコレート製造用ココア調製食料品(TQ1次)
		1901.20-3(1)ex	ベーカリー製品製造用混合物及び練り生地(米粉調製品)(加糖のもの)(しよ糖の含有量が15%以下のもの)

税番	品名	税番	品名
1901.20-3-(1)ex	ベーカリー製品製造用混合物及び練り生地（米粉調製品）（加糖のもの）（その他のもの）	2710.00-1(4)B	硫黄分が0.3%超のもの 重油及び粗油（比重が0.9037超のもの）
1901.20-3-(2)ex	ベーカリー製品製造用混合物及び練り生地（米粉調製品）（無糖のもの）（その他のもの）	[1]	製油用のもの
1901.90-3-(1)ex	その他調製品（米粉調製品）（加糖のもの）（しよ糖の含有量が全重量の15%以下のもの）	[2]	製油用以外のもののうち
1901.90-3-(1)ex	その他調製品（米粉調製品）（加糖のもの）（各成分のうち砂糖の重量が最大のもの）	[i]	硫黄分が0.3%以下のもの
1901.90-3-(1)ex	その他調製品（米粉調製品）（加糖のもの）（その他のもの）	[ii]	硫黄分が0.3%超のもの
1901.90-3-(1)ex	その他調製品（米粉調製品）（加糖のもの）（その他のもの）	3503.00ex	ゼラチン（写真用のものを除く。）及びにかわ（魚膠及びアイシングラスを除く。）
1901.90-3-(2)ex	その他調製品（米粉調製品）（無糖のもの）（その他のもの）	4104.10-2	全形の牛革（面積が2.6㎡以下のもの）（パーチメント仕上げをしたもの）
1904.10ex	穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製食料品（その他のもの）	4104.31-1	その他の牛馬革（フルグレイン及びグレインスプリット）（パーチメント仕上げをしたもの）
2709.00	原油	4104.39-1	その他の牛馬革（その他のもの）（パーチメント仕上げをしたもの）
2710.00-1(1)C	その他の揮発油	4105.20-1	羊革（パーチメント仕上げをしたもの）
(a)	航空機用のもの	4106.20-1	やぎ革（パーチメント仕上げをしたもの）
[1]	比重が0.8017以下のもの	4107.10-1	豚革（パーチメント仕上げをしたもの）
[2]	比重が0.8017超のもの	4107.29-1	昆虫類の革（パーチメント仕上げをしたもの）
(b)	その他のもの	4107.90-1	その他の動物革（パーチメント仕上げをしたもの）
[1]	石油化学製品及びガス製造用のもの	4110.00	革又はコンポジションレザーのくず及び革の粉
[2]	燃料用のもの	4111.00	コンポジションレザー
[3]	その他のもの	4203.10-1	革又はコンポジションレザー製の衣類（毛皮付き又は貴金属等を使用したもの）
2710.00-1(2)B	その他の灯油	4203.21-1	革又はコンポジションレザー製の手袋、ミトン及びミット（特に運動用に製造したもの）（毛皮付き又は貴金属等を使用したもの）
[1]	ノルマルパラフィン		
[2]	その他のもの		
2710.00-1(3)	軽油		
2710.00-1(4)A	重油及び粗油（比重が0.9037以下のもの）		
[1]	製油用のもの		
[2]	製油用以外のものうち		
[i]	農林漁業用のもの		
[ii]	農林漁業用以外のものうち		
	硫黄分が0.3%以下のもの		

税番	品名	税番	品名
4203.29-1ex	革製の手袋、ミトン及びミット（その他のもの）（毛皮付き又は貴金属等を使用したもの）	6401.91	防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製で保護用の金属製トーキャップを有しないもの）（ひざを覆うもの）
4203.29-1ex	コンポジションレザー製の手袋、ミトン及びミット（その他のもの）（毛皮付き又は貴金属等を使用したもの）	6401.92ex	防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製で保護用の金属製トーキャップを有しないもの）（くるぶしを覆うもの（スキー靴を除く。））
4203.30-1	革又はコンポジションレザー製のベルト及び負い革（毛皮付き又は貴金属等を使用したもの）	6401.99	防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製で保護用の金属製トーキャップを有しないもの）（くるぶしを覆わないもの）
4203.40-1	その他の革又はコンポジションレザー製の衣類附属品（毛皮付き又は貴金属等を使用したもの）	6402.19	その他の本底及び甲がゴム製又はプラスチック製の履物（スポーツ用の履物（スキー靴を除く。））
4204.00-1	革又はコンポジションレザー製の機械用等のベルト、バルチング等	6402.20	その他の本底及び甲がゴム製又はプラスチック製の履物（甲の部分のストラップ又はひもを本底にプラグ止めしたもの）
5007.20ex	絹ノイル織物以外の絹織物（絹又はそのくずの重量が85%以上のもの）（経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの）	6402.30	その他の本底及び甲がゴム製又はプラスチック製の履物（保護用の金属製トーキャップを有するもの）
5007.20ex	絹ノイル織物以外の絹織物（絹又はそのくずの重量が85%以上のもの）（その他のもの）	6402.91	その他の本底及び甲がゴム製又はプラスチック製の履物（その他のもの）（くるぶしを覆うもの）
5007.90ex	絹ノイル織物以外の絹織物（絹又はそのくずの重量が85%未満のもの）（経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの）	6402.99	その他の本底及び甲がゴム製又はプラスチック製の履物（その他のもの）（くるぶしを覆わないもの）
5007.90ex	絹ノイル織物以外の絹織物（絹又はそのくずの重量が85%未満のもの）（その他のもの）	9113.90-1ex	革製又はコンポジションレザー製の携帯用時計バンド等（毛皮付き又は貴金属等を使用したもの）
6401.10ex	防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製で保護用の金属製トーキャップを有するもの（スキー靴を除く。））		

(2) 以下の関税割当対象品目等については、一次税率等について現行の暫定税率を維持し、基本税率は二次税率等とする。

税番	品名	税番	品名
0102.90ex	牛(生きているもの)(純粋種の繁殖用のもの以外のもの)(水牛以外のもの)(300kg/頭以下のもの)(TQ1次)	2826.20ex	フルオロけい酸ナトリウム(人造クリオライト製造用のもの)
1005.90ex	とうもろこし(コーンスターチ製造用)(TQ1次)	7402.00-[2]	粗銅及び電解精製用陽極銅(課税価格が475円/kg超490円/kg以下のもの)
1005.90ex	とうもろこし(単体飼料用)(TQ1次)	7402.00-[3]	粗銅及び電解精製用陽極銅(課税価格が490円/kg超のもの)
1005.90ex	とうもろこし(コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒製造用)(TQ1次)	7403.11-[2]	精製銅(陰極銅及びその切断片)(課税価格が485円/kg超500円/kg以下のもの)
1005.90ex	とうもろこし(その他のもの)(TQ1次)	7403.11-[3]	精製銅(陰極銅及びその切断片)(課税価格が500円/kg超のもの)
1107.10ex	麦芽(いつてないもの)(TQ1次)	7403.12-[2]	精製銅(ワイヤバー)(課税価格が485円/kg超500円/kg以下のもの)
1107.20ex	麦芽(いつたもの)(TQ1次)	7403.12-[3]	精製銅(ワイヤバー)(課税価格が500円/kg超のもの)
2002.90-2ex	トマトピューレー及びトマトペースト(気密容器入りのもの)(トマトケチャップその他のトマトソース製造用)(TQ1次)	7403.13-[2]	精製銅(ビレット)(課税価格が485円/kg超500円/kg以下のもの)
2002.90-2ex	トマトピューレー及びトマトペースト(気密容器入り以外のもの)(トマトケチャップその他のトマトソース製造用)(TQ1次)	7403.13-[3]	精製銅(ビレット)(課税価格が500円/kg超のもの)
2207.10-2ex	エチルアルコール(アルコール分80度以上90度未満)(アルコール飲料原料アルコール製造用)(TQ1次)	7403.19-[2]	その他の精製銅(課税価格が485円/kg超500円/kg以下のもの)
2208.40ex	ラム及びタフィア(アルコール飲料原料アルコール製造用)(TQ1次)	7403.19-[3]	その他の精製銅(課税価格が500円/kg超のもの)
2208.90-1-(2)ex	エチルアルコール(アルコール分80度未満)(アルコール飲料原料アルコール製造用)(TQ1次)	7403.22-[2]	銅・すず合金(青銅)(課税価格が485円/kg超500円/kg以下のもの)
2208.90-1-(2)ex	その他アルコール(アルコール分80度未満)(アルコール飲料原料アルコール製造用)(TQ1次)	7403.22-[3]	銅・すず合金(青銅)(課税価格が500円/kg超のもの)
		7403.23-[2]	銅・ニッケル合金及び銅・ニッケル・亜鉛合金(課税価格が485円/kg超500円/kg以下のもの)
		7403.23-[3]	銅・ニッケル合金及び銅・ニッケル・亜鉛合金(課税価格が500円/kg超のもの)

税番	品名	税番	品名
7403.29-[2]	その他の銅合金（課税価格が485円/kg超 500円/kg以下のもの）	7901.12-[2]	亜鉛の塊（亜鉛の含有量が99.99%未満のもの）（課税価格が242円/kg超 250円/kg以下のもの）
7403.29-[3]	その他の銅合金（課税価格が500円/kg超のもの）	7901.12-[3]	亜鉛の塊（亜鉛の含有量が99.99%未満のもの）（課税価格が250円/kg超のもの）
7801.10-[2]	精製鉛（課税価格が172円/kg超 180円/kg以下のもの）	8104.11ex	マグネシウムの塊（マグネシウムの含有量が99.8%以上のもの）（課税価格が636.88円/kg超 670円/kg以下のもの）
7801.10-[3]	精製鉛（課税価格が180円/kg超のもの）	8104.11ex	マグネシウムの塊（マグネシウムの含有量が99.8%以上のもの）（課税価格が670円/kg以下のもの）
7801.91ex	その他の鉛の塊（主にアンチモンを含有するもの）（鉛の含有量が95%超で電解精製用のもの）（課税価格が165.37円/kg超 170円/kg以下のもの）	8104.19ex	マグネシウムの塊（マグネシウムの含有量が99.8%未満のもの）（課税価格が636.88円/kg超 670円/kg以下のもの）
7801.91ex	その他の鉛の塊（主にアンチモンを含有するもの）（鉛の含有量が95%超で電解精製用のもの）（課税価格が170円/kg超のもの）	8104.19ex	マグネシウムの塊（マグネシウムの含有量が99.8%未満のもの）（課税価格が670円/kg以下のもの）
7801.99-2(1)ex	その他の鉛の塊（その他のもの）（鉛の含有量が95%超で電解精製用のもの）（課税価格が165.37円/kg超 170円/kg以下のもの）		
7801.99-2(1)ex	その他の鉛の塊（その他のもの）（鉛の含有量が95%超で電解精製用のもの）（課税価格が170円/kg超のもの）		
7801.99-2(2)[2]	その他の鉛の塊（その他のもの）（鉛の含有量が95%超で電解精製用以外のもの）（課税価格が172円/kg超 180円/kg以下のもの）		
7801.99-2(2)[3]	その他の鉛の塊（その他のもの）（鉛の含有量が95%超で電解精製用以外のもの）（課税価格が180円/kg超のもの）		
7901.11-[2]	亜鉛の塊（亜鉛の含有量が99.99%以上のもの）（課税価格が242円/kg超 250円/kg以下のもの）		
7901.11-[3]	亜鉛の塊（亜鉛の含有量が99.99%以上のもの）（課税価格が250円/kg超のもの）		

## (3) その他

税番	品名	現行税率			改正案	
		基本税率	暫定税率	(参考) 協定税率	基本税率	暫定税率
0302.65	さめ(生鮮のもの、冷蔵したもの)	10%	5%	3.5%	5%	—
0302.69ex	バラクタータ、キングクリップ及びたい(生鮮のもの、冷蔵したもの)	10%	5%	3%	5%	—
0303.75	さめ(冷凍したもの)	10%	5%	3.5%	5%	—
0303.79ex	バラクタータ、キングクリップ及びたい(冷凍したもの)	10%	5%	3%	5%	—
0303.79ex	ししやも(冷凍したもの)	10%	5%	4%	5%	—
0304.10-2ex	バラクタータ、キングクリップ及びたいの魚肉(生鮮のもの、冷蔵したもの)	10%	5%	3%	5%	—
0304.10-2ex	さめの魚肉(生鮮のもの、冷蔵したもの)	10%	5%	3.5%	5%	—
0304.90ex	バラクタータ、キングクリップ又はたいの魚肉(冷凍したもの)	10%	5%	3%	5%	—
0304.90ex	さめの魚肉(冷凍したもの)	10%	5%	3.5%	5%	—
0304.90ex	ししやもの魚肉(冷凍したもの)	10%	5%	4%	5%	—
0306.11	いせえび科のえび(冷凍したもの)	10%	4%	3%	4%	—
0306.12	ロブスター(冷凍したもの)	10%	4%	3%	4%	—
0306.13	シュリンプ及びプローン(冷凍したもの)	10%	4%	3%	4%	—
0306.19ex	その他のえび(冷凍したもの)	10%	4%	3%	4%	—
0306.21-1	いせえび科のえび(生きているもの、生鮮のもの、冷蔵したもの)	10%	4%	3%	4%	—
0306.22-1	ロブスター(生きているもの、生鮮のもの、冷蔵したもの)	10%	4%	3%	4%	—
0306.23-1	シュリンプ及びプローン(生きているもの、生鮮のもの、冷蔵したもの)	10%	4%	3%	4%	—
0306.29-1ex	その他のえび(生きているもの、生鮮のもの、冷蔵したもの)	10%	4%	3%	4%	—
1202.10ex	落花生(殻付きのもの)(採油用)	20%又は14円/kgの高い方	10%	無税	10%	—
1202.20ex	落花生(殻を除いたもの)(採油用)	20%又は14円/kgの高い方	10%	無税	10%	—
1512.21ex	綿実油及びその分別物(粗油)(輸出用の魚又は貝類の缶詰製造用)	20円/kg	17円/kg	免税	17円/kg	—

税番	品名	現行税率			改正案	
		基本税率	暫定税率	(参考) 協定税率	基本税率	暫定税率
1512.29ex	綿実油及びその分別物（その他のもの）（輸出用の魚又は貝類の缶詰製造用）	20円/kg	17円/kg	免税	17円/kg	—
2008.20-1ex	バイナップル調整品（加糖のもの）（気密容器入りのもの）（細片等にしたものを除く。）	45%	TQ 1次 無税 TQ 2次 30%	30%	39円/kg	TQ 1次 無税
2008.20-2ex	バイナップル調整品（無糖のもの）（気密容器入りのもの）（細片等にしたものを除く。）	45%	TQ 1次 無税 TQ 2次 30%	—	39円/kg	TQ 1次 無税
2402.20	紙巻たばこ（たばこを含有するもの）	90%	無税	—	8.5%及び 290円70銭 /千本	無税
2825.80-[1]	三酸化アンチモン（課税価格が199円/kg未満のもの）	20%	12.8%又は 16.8円/kg のうちいずれか低い税率	21円/kg	5.8%	8.5%
2936.10	プロビタミン	20%	4.6%	5.8%	無税	—
2936.21	ビタミンA及びその誘導体	20%	3.9%	4.9%	無税	—
2936.22	ビタミンB <sub>1</sub> 及びその誘導体	20%	3.9%	4.9%	無税	—
2936.23	ビタミンB <sub>2</sub> 及びその誘導体	20%	3.9%	4.9%	無税	—
2936.24	D-パントテン酸及びDL-パントテン酸（ビタミンB <sub>3</sub> 又はビタミンB <sub>5</sub> ）並びにこれらの誘導体	20%	3.9%	4.9%	無税	—
2936.25	ビタミンB <sub>6</sub> 及びその誘導体	20%	3.9%	4.9%	無税	—
2936.26	ビタミンB <sub>12</sub> 及びその誘導体	20%	3.9%	4.9%	無税	—
2936.27	ビタミンC及びその誘導体	20%	3.2%	4%	無税	—
2936.28	ビタミンE及びその誘導体	20%	3.9%	4.9%	無税	—
2936.29	その他のビタミン及びその誘導体	20%	3.9%	4.9%	無税	—
2936.90	その他のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）	20%	3.9%	4.9%	無税	—
2937.10	脳下垂体前葉ホルモンその他これに類するホルモン及びこれらの誘導体	20%	4.6%	5.8%	無税	—
2937.21	コルチゾン、ヒドロコルチゾン、プレドニゾン（デヒドロコルチゾン）及びプレドニゾン（デヒドロヒドロコルチゾン）	20%	4.6%	5.8%	無税	—
2937.22	副腎皮質ホルモンのハロゲン化誘導体	20%	4.6%	5.8%	無税	—
2937.29	その他の副腎皮質ホルモン及びその誘導体	20%	4.6%	5.8%	無税	—
2937.91	インスリン及びその塩	25%	4.8%	6.6%	無税	—

税番	品名	現行税率			改正案	
		基本税率	暫定税率	(参考) 協定税率	基本税率	暫定税率
2937.92	エストロゲン及びプロゲステゲン	20%	4.6%	5.8%	無税	—
2937.99	その他のホルモン及びその誘導体等	20%	4.6%	5.8%	無税	—
2939.10	あへんアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	10%	4.6%	5.8%	無税	—
2939.30-2	カフェイン及びその塩（カフェイン無水物の含有量が98.5%未満のカフェインを除く。）	25%	6.6%	8.2%	無税	—
2939.40	エフェドリン類及びその塩	20%	6.4%	8.2%	無税	—
2939.70	ニコチン及びその塩	20%	6.2%	7.7%	無税	—
2939.90-2[1]	コカ葉アルカロイド、1-フェニル-1-テトラヒドロ-2-メチルアミノプロパン等	20%	6.4%	8.2%	無税	—
[2]	ベラドンナ葉の左旋性アルカロイド	20%	3.9%	4.9%	無税	—
[3]	植物アルカロイド及びその塩並びにその誘導体（その他のもの）	20%	4.6%	5.8%	無税	—
2941.10	ペニシリン及びその誘導体（ペニシラン酸構造を有するものに限る。）並びにこれらの塩	20%	3%	5.8%	無税	—
3001.10-2	腺その他の器官（熊胆以外のもの）	10%	3%	3.7%	無税	—
3001.20	腺その他の器官又はその分泌物の抽出物	10%	3%	3.7%	無税	—
3001.90-2	ヘパリン及びその塩	20%	3%	5.1%	無税	—
3001.90-3	その他の治療用又は予防用に調整した動物の物質	10%	3%	3.7%	無税	—
3002.10-2	ヘモグロビン、血液グロブリン及び血清グロブリン	20%	6.8%	8.5%	無税	—
3002.10-4ex	その他の血液分画物（その他のもの）	10%	3%	3.7%	無税	—
3002.90-2	その他の人血、治療用、予防用又は診断用に調整した動物の血等に類する物品	10%	3%	3.7%	無税	—
3003.10-[1]	ペニシリン又はその誘導体を含有する医薬品（治療等に混合した二以上の成分から成るもので、投与量にしていないもの及び小売用にしていないもの。以下この項において同じ。）	25%	3%	5.8%	無税	—
3003.31	インスリンを含有する医薬品	20%	4.8%	7.2%	無税	—
3003.39	ホルモンその他の物質を含有する医薬品（その他のもの）	20%	4.6%	5.8%	無税	—

税番	品名	現行税率			改正案	
		基本税率	暫定税率	(参考) 協定税率	基本税率	暫定税率
3003.40	アルカロイド又はその誘導体を含有する医薬品	20%	4.6%	5.8%	無税	—
3003.90-〔1〕	ビタミン製剤	20%	3.9%	4.9%	無税	—
-〔2〕	その他の医薬品	20%	4.6%	5.8%	無税	—
3004.10-〔1〕	ペニシリン又はその誘導体を含有する医薬品（治療用等のもので、投与量にし又は小売用にしたもの。以下この項において同じ。）	25%	3%	5.8%	無税	—
3004.31	インスリンを含有する医薬品	20%	4.8%	7.2%	無税	—
3004.32	副腎皮質ホルモンを含有する医薬品	20%	4.6%	5.8%	無税	—
3004.39	ホルモンその他の物質を含有する医薬品（その他のもの）	20%	4.6%	5.8%	無税	—
3004.40	アルカロイド又はその誘導体を含有する医薬品	20%	4.6%	5.8%	無税	—
3004.50	ビタミンその他の物質を含有する医薬品	20%	3.9%	4.9%	無税	—
3004.90-〔1〕	麻薬、大麻又は覚せいアミンの医薬品	25%	6.4%	10%	無税	—
-〔2〕〔i〕	その他の医薬品（小売用のもの）	25%	5.3%	6.6%	無税	—
-〔2〕〔ii〕	その他の医薬品（小売用以外のもの）	25%	4.6%	5.8%	無税	—
3605.00-1	マッチ（70本以下入りのもの）	40銭／個	8銭／個	10銭／個	5.3%	—

（出所）大蔵省関税率審議会（平成6年9月22日）答申

### 11-109 不当廉売関税の課税について

1994（平成6）年9月22日  
関税率審議会総会

最近の関税を巡る諸問題

（4）パキスタン産綿糸のダンピング調査の状況  
イ. 経緯

（i）昨年12月20日、日本紡績協会（柴田稔会長：当時）から、パキスタン産の20番手カード糸等綿糸について不当廉売関税（いわゆるアンチ・ダンピング関税）の課税を求める申請書が、大蔵省に提出された。

（ii）本年2月18日、政府は、上記の申請書が①ダンピングの事実及び②それによる我が国産業の損害の事実について十分な証拠を備えていると判断し、政府による調査を開始した。なお、本年3月には、

大蔵・通産両省職員からなる調査担当者団を設置した。

（iii）その後、調査担当者団は、本年4月にパキスタン及び我が国の利害関係者に対して質問状を送付し、パキスタンの生産者・輸出者17社、我が国の生産者24社、輸入者25社から回答を得た。

また、全パキスタン繊維工業者組合からの申し出に基づき、調査担当者団は、本年10月に対質及び証言の聴取を実施する予定である。

#### ロ. 暫定措置の取扱い

不当廉売関税制度においては、調査終了前であっても、①ダンピングの事実が認められ、②それによる我が国産業の損害の事実が推定でき、かつ、③調査中の損害を防止するため必要があるときには、暫定的な関税の課税等の措置（暫定措置）をとるこ

とができることとされている（調査開始後6カ月以内を目途に決定）。

本件については、本年8月29日、現時点においては不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入による本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を確定できる状況になく、また、最近においては輸入が減少していることから、今後大幅な事情の変化が生じない限り、暫定措置はとらないことを決定し、その旨を公表した（翌30日）。

#### ハ、今後の取扱い

- (i) ダンピング及び損害の事実については、引き続き透明かつ公平・厳正に調査を行うこととし、調査開始から1年を経過する来年2月半ば頃を目途として調査を終了し、最終決定を行う予定である。
  - (ii) まず、重要なステップとして、11月にパキスタンの生産者・輸出者の現地調査を行い既に提出されている質問状の回答の内容を伝票、帳簿によって検証するとともに、正常価格について具体的なデータを収集することとしている。
  - (iii) 調査の結果、ダンピング及び損害の事実等が認められる場合には、関税率審議会に諮った上で、不当廉売関税が課税されることになる。
- (注) ただし、
- ① 輸出者から価格の修正等の約束の申出があり、政府が受諾した場合
  - ② 申請者が申請を取り下げた場合
- には、原則として調査を取りやめることとなる。

(出所) 大蔵省関税率審議会総会（平成6年9月22日）資料6「最近の関税をめぐる諸問題について」、「3. 我が国の関税政策」11ページ

#### 11-110 不当廉売関税の課税について

1995（平成7）年7月28日  
関税率審議会総会

パキスタン産綿糸への不当廉売関税（アンチ・ダンピング関税）の課税について

#### 1. これまでの経緯

- (1) 平成5年12月20日、日本紡績協会から、

パキスタン産綿糸に対する不当廉売関税の課税申請があり、平成6年2月18日、ダンピング調査を開始した。

- (注) 本事案は、平成5年の「中国産フェロシリコ・マンガン事案」に次いで、2度目の不当廉売関税課税事案。
- (2) 調査の結果、ダンピングの事実及び本邦産業の損害等の事実が判明し、本件については、不当廉売関税の課税要件を満たしていることが認められた。
- (注) 調査期間は原則1年間とされているが、利害関係者からの証拠の提出が遅れたこと等から、6カ月延長され、本年8月17日が最終期限となっている。
- (3) 調査結果を踏まえ、本年5月12日、調査担当者団（大蔵省、通商産業省）は、利害関係者に対し、事前に調査結果を開示するとともに、外交上の配慮から、パキスタン政府に対してもこの結果を伝えた。
- (4) 本年7月7日、パキスタン政府からの要請により、ガット協定に基づく二国間協議を開催したが具体的な進展はなく、同日協議を終了した。

#### 2. 今後の予定

- (1) 以上の調査結果を踏まえ、本日、関税率審議会特殊関税部会において、以下のパキスタン産綿糸への不当廉売関税の課税についてお諮りしたところ、ご了承が得られた。
  - ① パキスタンの生産者については、政府が送付した質問状に対し、回答のあった17社のうち8社には、ダンピングの事実が認められなかったが、残りの9社にはダンピングの事実が認められたことから、これらの生産者からの輸入に対し、2.1%から7.9%の税率で不当廉売関税を課すること
  - ② また、未回答の生産者については、回答した生産者が不利にならないようダンピングマージンを推計し、9.9%の税率で不当廉売関税を課すること
- (2) 本件に関しては、8月1日に閣議で決定し、8月4日に政令を公布・施行の予定である。

## (参考1) パキスタン産綿糸に係るダンピング調査結果の概要

調査回答の有無	ダンピングの有無	アンチ・ダンピング 関税課税の必要性	損害等の事実
有 (17社) (注1)	無 (8社)	課税の必要なし (無税)	<u>損害の事実あり</u> 平成3年から平成5年にかけて本邦産業の ①売上高は半減 ②経常損益は依然赤字状態で推移
	有 (9社)	課税の必要有り 2.1%~7.9%	
無 (259社)  (計276社)	有 (259社)	課税の必要有り (9.9%) (注2)	<u>ダンピングと損害の因果関係あり</u> ①ダンピングされたパキスタン産綿糸の ・国内シェアは 60%→64%に4%増加 (平成3年度→平成5年度) ・国内販売価格と国産糸の販売価格との差は6,000円程度(平成5年度)存在 ②その他の要因として、為替の変動、内需の減少等を考慮したが、ダンピングの事実が更に損害を悪化させていると認められた。

(注) 1. パキスタンからの全輸入量に占める回答企業の割合は約40%。

2. 回答のなかった社のダンピング率は、回答のあった社からのデータをもとに回答した社が不利にならないように、平成5年に調査を終了した中国のフェロシリコ・マンガン事案の例にならって推計。

## (参考2) 日本の不当廉売関税の課税申請事例と米国、EU等主要国の発動状況等

## 1. 日本の不当廉売関税の課税申請事例

	事 例	調査の概要
1	大韓民国産綿糸	・1982.12 日本紡績協会 課税申請 ・1983.7 日本紡績協会 輸出者側の自主規制措置を評価し、 <u>申請取り下げ</u>
2	ノールウェイ産及びフランス産フェロシリコン	・1984.3 日本フェロアロイ協会 課税申請 ・1984.6 日本フェロアロイ協会 輸出者側の自主規制措置の発表及び市況の回復を理由に <u>申請取り下げ</u>
3	大韓民国産ニット製セーター類	・1988.10 日本ニット工業組合連合会 課税申請 ・1989.3 日本ニット工業組合連合会 輸出者側の自主規制措置を評価し、 <u>申請取り下げ</u>
4	中国、南アフリカ及びノールウェイ産フェロシリコ・マンガン	・1991.10 日本フェロアロイ協会 課税申請 ・1991.11 調査開始 ・1993.1 中国2社と価格約束 ・1993.2 中国産フェロシリコ・マンガンに対する不当廉売措置に関する政令公布

	事 例	調査の概要
5	パキスタン産綿糸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1993.12 日本紡績協会 課税申請</li> <li>・1994. 2 調査開始</li> <li>・1995. 8 <u>パキスタン産綿糸に対する不当廉売措置に関する政令公布</u></li> </ul> <p style="text-align: right;">(予定)</p>

## 2. 米国、EU等主要国の不当廉売関税の発動状況（1994年6月現在）

発動国	対象国	賦課件数	主要対象品目
米 国	日 本	54	移動電話、テレビ、フォークリフト、ベアリング、漁網、鉄鋼等
	中 国	26	フェロシリコン、タングステン塊、料理器具、プリント布等
	台 湾	19	ガラス、テレビ、鉄鋼、セーター、電話機等
	ドイツ	18	ベアリング、レーヨン糸、鉄鋼、砂糖等
	韓 国	17	セーター、鉄鋼、テレビ、アルバム、フィルム等
E U	中 国	23	自転車、酸化マグネシウム、ポリエステル、タングステン等
	日 本	16	ボールベアリング、コピー用紙、プリンター、オーディオカセットテープ等
	韓 国	8	カーラジオ、ポケットライター、カセットテープ、ポリエステル等
	台 湾	6	グルタミン酸、ポリエステル、繊維
	トルコ	4	綿糸、ポリエステル等
カナダ	米 国	12	ジャガイモ、レタス、ビール、タマネギ等
	韓 国	8	鉄鋼、アルバム、ロープ、靴等
	台 湾	7	自転車、アルバム、鉄鋼、女性用履物等
	中 国	6	アルバム、女性用履物、ペイント用ブラシ、自転車等
	ブラジル	5	鉄鋼、女性用履物、紙等
豪 州	韓 国	7	バッテリー、ポリスチレン、ポリエチレン等
	中 国	6	ピーチ缶詰、トマト缶詰、塩化ビニル、ガラス等
	シンガポール	6	ポリエチレン、ポリスチレン、サンフラワー油等
	ドイツ	5	ガラス、トリエタノールアミン、ジオクチルフタレート等
	マレーシア	5	バッテリー、サンフラワー油等
	米 国	5	塩化ビニル、トリエタノールアミン等

(資料) ガット・アンチ・ダンピング委員会報告書より作成。

(出所) 大蔵省関税率審議会総会（平成7年7月28日）資料3「パキスタン産綿糸への不当廉売関税（アンチ・ダンピング関税）の課税について」1-5ページ

## 2 関税行政

### 11-111 日米構造問題協議最終報告（抄）

1990（平成2）年6月28日

The Final Report on the U.S. -Japanese Working Group on the Structural Impediments Initiatives (6/28/1990)

#### 日米構造問題協議最終報告

平成2年6月28日

アメリカ合衆国大統領  
ジョージ・ブッシュ閣下

日本国総理大臣  
海部 俊樹 閣下

1989年7月の経済サミットでの日米両政府首脳による決定を受け、日米の構造問題協議作業グループは、別添の構造問題協議共同報告書を提出致します。

私達は、別添の報告書が、対外不均衡の一層の削減に貢献する日米双方の重要かつ広範な努力及び措置を含むものと信じております。これらの措置はまた、日・米双方において、より効率的、開放的、かつ競争力のある市場をもたらし、持続的経済成長を促し、生活の質的向上を導くものと思われま。

報告書はまた、進捗振りをレビューし、問題分野に関連する事項及びこれらの事項に対処するための行動の必要性につき議論するために、フォローアップ・メカニズムを設けることとしました。このメカニズムの下で、作業グループは定期的に会合を行い、それぞれの国において構造問題の解決へ向けてなされた国際収支不均衡の削減に貢献する前進についてそれぞれ年次報告書を作成することとしています。

リチャード・T・マコーマック 国務次官  
チャールズ・H・ダラーラ 財務次官補  
S・リン・ウィリアムズ 通商次席代表  
J・マイケル・ファーレン 商務次官  
ジョン・B・テラー 経済諮問委員会委員  
シェームズ・F・リル 司法省反トラスト局長

渡辺 幸治 外務審議官  
内海 孚 財務官  
鈴木 直道 通商産業審議官  
海野 恒男 経済企画庁審議官

#### 構造問題協議

日米構造問題協議の作業グループは、構造問題協議に関する別添の最終報告を発表することとした。同作業グループは、本報告が日米双方の重要かつ広範な努力及び措置を含む歴史的な文書であると信ずる。これらの措置は、多数国間協議の場を通して採られた政策協調努力を補完し、国際収支不均衡の削減に寄与すべきものである。この観点から、両国の大幅な国際収支不均衡には近年顕著な削減が見られた中で、両国政府はそれぞれの国の国際収支不均衡の更なる削減に努めることに強くコミットしている。上述の措置はまた、日・米双方において、より効

率的、開放的、かつ競争力のある市場をもたらし、持続的経済成長を促し、生活の質的向上を導くものと思われる。両国政府は、これらの目標を達成するとの固い決意を有している。

日米構造問題協議は、貿易収支の不均衡の削減に資することを目的として、両国で貿易と国際収支の調整の上で障壁となっている構造問題を識別し、解決するため、1989年7月にブッシュ大統領と宇野前総理により打ち出されたものである。1989年9月より1990年6月の間に5回の作業グループの全体会合を開催した。進捗状況に関する中間報告は、1990年4月5日に発表された。

日・米両政府は既に初期の措置を講じており、国際収支不均衡の調整を阻害する構造問題の解決のためのモメンタムの維持を確保する更なる措置に関する計画を作成した。両国政府は、最終報告が構造問題に対処するための大幅な前進であると信じる。

同作業グループは、貿易と国際収支の調整の障壁となっている両国の構造問題を解決するとのコミットメントを引き続き有することを強く再確認する。

一年間にわたる構造問題協議の作業を共同でフォローアップするために、構造問題協議の作業グループは、その会合を本件協議の特色である柔軟で、開放的で、時とともに変化するやり方で、両国の多省庁間協議方式の下で継続し、1年目に3回、その後は年2回、恐らくは、春秋及び双方が合意する他の時期に、日本側は次官級レベル、米側は次官及至次官補レベルで会合し、次のことを行うことに合意した。

——最終報告に特定された課題に関する進捗振りをレビューする。

——構造問題協議において既に識別された問題分野に関連する事項及びこれらの事項に対処するための行動の必要性につき議論する。

——毎年春に、それぞれの国において構造問題の解決へ向けてなされた国際収支不均衡の削減に貢献する前進についてそれぞれが書面による報告書を作成し、両報告書を共にレビューし、また、両報告書とともに共同プレス発表を发出する。

最終報告にある措置で3年以上にわたるものを考慮し、構造問題協議作業グループはフォローアップのプロセスを3年後にレビューする。

これらの協議は、米国通商法第301条の枠外で行われてきたところであり、今後も行われる。

同作業グループは、構造問題協議のプロセスは、米国及び日本の経済への好影響に加え、他の諸国及び世界経済全般にも利益を与えると確信している。

## 日本側措置 貯蓄・投資パターン

### I. 基本認識

#### 1. 経常収支黒字の縮小

内需主導型の力強い成長に向けての適切な政策努力の結果、我が国の経常収支黒字は着実に縮小しており、86年度の対GNP比4.5%から89年度には1.9%と半分以下となり、90年度においてもこの傾向が続くものと見込まれる。この好ましい傾向には、我が国の輸入の著しい伸びのほか、我が国民の余暇の充実による海外旅行支出増も寄与している。特に米国の対日輸出は、米国の我が国以外の全世界向けの輸出を上回るペースで伸びている。

この好ましい傾向を確かなものとするため、今後とも、インフレなき内需主導型の持続的成長を目指す政策運営を行う。

経常収支黒字を引き続き縮小させることの必要性を認識し、その目的に向けて積極的に努力することを再認識する。政府は、東欧を含む諸外国のために貯蓄を活用しようようにすることの意義を認めるとともに、同時に長期資本の輸出を継続することと経常黒字の一層の削減を図ることとは矛盾しないと考える。政府は、他の先進国の努力と相まって、世界の成長と金融市場の安定の観点から、引き続き経常黒字の着実な縮小を重視していく。また、国内の貯蓄と投資の不均衡の縮小がそのプロセスにとって重要であることを認識する。このことは、経常収支

黒字の縮小に一層資するものとなろう。

## 2. 社会資本整備の必要性、重要性の確認

社会資本整備については、それが歴史的に遅れて始まったこともあり、我が国は、毎年、対GNP比で米国の約4倍に上る公共投資(Ig)を行い、社会資本の整備水準を高いペースで上昇させてきたが、依然欧米主要国より遅れている分野があることは否めない。

このような状況にかんがみ、我が国は、社会資本整備の必要性、重要性を強く認識し、今後とも、社会資本整備の着実な推進を図ることとする。

また、これは、インフレなき内需の持続的拡大を通じて、経常収支黒字の一層の縮小に資することにもなろう。

## II. 対応策

### 1. 平成2年度予算における積極的取り組み

- (1) 平成2年度予算は6月7日に成立を見た。同予算においては、同年度の景気が極めて好調であり財政刺激の必要性が乏しいと見込まれること、他方、NTT株式の売却収入を見込めない厳しい原資事情であることという二つの背景にもかかわらず、国の一般会計予算において引き続き高水準の公共事業関係費総額(7兆4,447億円)を確保している。また、地方公共団体の単独事業費(地方財政計画ベース)及び財政投融资における公共事業実施機関の事業規模は、それぞれ7%ずつ増加した結果、Igベースでは、総計約26.3兆円に上る。
- (2) 平成2年度末に期限の来る8分野の長期計画については、同年度予算の結果、7分野までが目標を超過達成することが見込まれている。

### 2. 今後の積極的な取り組み

- (1) 今後の中長期的な公共投資の在り方については、本格的な高齢化社会が到来する21世紀を見据え、着実に社会資本整備の充実を図っていく。このため、
  - ① 21世紀に向けて、着実に社会資本整備の充実を図っていくための指針として、新たに「公共投資基本計画」を策定したところである。この計画は、1991~2000年度の10年間を対象期間とし、今後の公共投資について、その基本的方向を総合的に示すものである。この計画に基づき、経済全体のバランスに配慮しつつ、今後、中期的に公共投資を着実に推進することは、我が国の内需を中心としたインフレなき持続的成長に資することとなると期待され、これは、他の手段と相まって、経常収支黒字の一層の縮小に資することとなろう。

.....

- (2) 公共投資の配分に当たっては、国民生活の質の向上に重点を置いた分野に、できる限り配慮していく。
- (3) 上記の計画を含む公共投資の執行に当たっては、憲法の規定する単年度予算制度の下で、公共投資の執行の円滑化を最大限確保するため、国庫債務負担行為を有効に活用していく。
- (4) 都市再開発等の日本開発銀行を通ずる社会資本整備を含め、財政投融资資金を社会資本整備に更に活用していく。この観点から、財政投融资資金の配分に当たっては、住宅等、国民生活の質の向上に重点をおいた分野に、できる限り配慮していくとともに、住宅、道路、空港等の社会資本整備長期計画の着実な達成のために、財政投融资資金をできる限り効率的、重点的に配分していく。
- (5) 関西国際空港、東京臨海部開発等の大規模複合開発プロジェクトについて、関係省庁間で緊密な連絡調整を行うための体制を整備するなど、プロジェクト全体としての効率に十分配慮していく。
- (6) 土地利用・規制緩和等
  - ① 公共事業の円滑な実施のために、大都市地域における国公有地の都市施設、都市再開発及び公共的住宅プロジェクト用地としての活用等に十分配慮する。

.....

- (7) 今後とも、建設市場に係る制度について内外無差別の原則を維持するとともに、引き続き米国政府と日米合意の誠実な実施及びそのレビューを行っていく。

.....

## 流 通

### I. 基本認識

日本政府としては、日本の流通につき、一層の効率化、アクセスの確保、物理的基盤の整備等を推進していくことを通じ、国民の消費生活の充実を図っていくことが重要と考えており、かかる基本認識に基づき各般の施策を推進することとしている。

1. 空港、港湾等の輸入インフラの整備を通じ、輸入貨物の流通の迅速化、低廉価を図る。
2. 適正・公平な税負担の実現、国民の健康、安全の確保等の機能を維持しつつ、貿易量の増大に対応した通関手続、輸入手続の一層の迅速化等を図る。
3. 流通に係る規制緩和等を来店法をはじめとする各種の法令において促進し、もって、国民の消費生活の充実を図る。
4. 流通に係る商慣行について、競争の促進、市場の開放性確保等の観点から環境整備を図る。
5. 我が国の輸入拡大に関して、永続的、構造的な効果を持ち得る各般の措置を実施し、流通等我が国市場構造の効率化を図る。

### II. 対応策

#### 1. 輸入関係インフラの整備

##### (1) 空港整備

.....

##### (2) 港湾整備

.....

#### 2. 輸入関係手続きの迅速化・適正化

通常の輸入貨物の日本の流通システムへの迅速な引き取りを確保するため、日本政府は1991年までに輸入手続きを24時間（輸入申告書の提出から輸入許可まで）で終了することを目標とする。日本政府はこの目標を達成するために十分な予算措置と所要の規則改正を行うものとする。

##### (1) 通関手続

1991年から92年に海上貨物を対象とした通関手続電算処理システムの導入を図る。また、日米双方の専門家により会合における検討の結果提出された報告書に基づき、航空貨物通関情報処理システム（NACCS）のグレードアップ、搬入前予備審査制の拡充及び手続の簡素化、データベースを利用したリスク判定システムの導入等を、ここ2～3年のうちに実施に移せるよう努力するとともに、通関手続の一層の改善、合理化を行う。

##### (2) その他の輸入手続

輸入手続の一層の迅速化、適正化を図るため設置された関係省庁よりなる日米専門家会合における検討の結果提出された報告書に基づき、以下の諸措置を検討し、可能なものから順次着手し、3年のうちに実施に移せるよう努力する。

- (イ) 輸入手続関連省庁よりなる連絡会議の設置、税関手続とその他の輸入関連法令手続との同時並行的処理、輸入手続関連省庁間での情報伝達の効率化等を通じた税関とその他の輸入手続関連省庁との協力の下の統合的処理システムの構築。
- (ロ) 事前届出・申請制の導入、海外検査データの受入れ促進を含む出荷前検査制の整備、包括的取扱い制度の拡充等による貨物到着前処理の促進。
- (ハ) 執務時間の延長を含む処理体制の物理的整備拡充。

(出所) 細谷千博・有賀貞・石井修・佐々木卓也編『日米関係資料集1945-97』、1999年、東京大学出版会、1186-1191ページ

## 11-112 予備審査制について(大蔵省関税局長通達)

### 予備審査制について

蔵関第261号

1991(平成3)年4月10日

予備審査制(関税法(昭和29年法律第61号。以下「法」という。)第67条の2《輸出申告又は輸入申告の時期》又は法第70条《証明又は確認》の規定に基づき輸入申告ができる時期以前に、予告申告書を提出すること(以下「予告申告」という。)を認め、輸入申告がなされるまでの間に当該予備申告書を予備的に審査する制度)について下記のとおり定め、平成3年4月20日から実施することとしたので、了知されたい。

なお、この通達の実施に伴い、「搬入前予備審査制について」(昭和63年3月2日蔵関第192号)は廃止する。  
(改正趣旨)

昭和63年4月1日から実施されている、搬入前予備審査制について、輸入貨物の国内流通システムのより一層の迅速な引取りを確保し、かつ、税関事務の効率化を図る観点から、対象貨物の拡大、提出書類の簡素化等、同制度の拡充及び手続の簡素化を図るとともに、税関手続とその他の輸入関連法令手続との同時並行的処理を実施するため、本邦に到着後の貨物であって他法令手続が終了していないものについても本制度の対象とすることを明確にし、より迅速な引取りに資することとする。

### 記

#### 1 対象貨物

全ての輸入貨物とする。ただし、特惠関税の適用を受けようとする貨物で日別管理品目に該当するものは当分の間除外する。

#### 2 予備申告

##### (1) 提出書類

予備申告は、予備申告書(輸入(納税)申告書(税関様式C第5020号))をもってこれにあてる。)並びに関税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第100号)7-5(輸入申告書の添付書類)及び67-3-4(輸入申告書の添付書類)に規定する書類を下記(2)に定める提出官署の輸入申告受理部門に提出す

ることにより行わせる。

ただし、法第70条に規定する他法令の許可、承認等を証する書類又は税関長が予備申告の際に提出の必要がないと認めた書類及び予備申告書の記載事項のうち、税関長が予備申告の際に記載する必要がないと認めた事項については、後記4の輸入(納税)申告(以下、単に「輸入申告」という。)の時までに提出させ又は記載させることとして差支えない。

なお、予備申告書の申告年月日欄及び入港年月日欄には原則としてその予定日を記入させることとし、予備申告書(原本用)の「許可・承認印、許可・承認年月日」欄並びに「輸入通関進行管理制度の実施について」(昭和57年3月25日蔵関第325号)の記5(実施範囲)に定める官署にあっては、同通達別紙1の輸入進行管理カード第1片及び第3片の各上部右側余白に予備申告である旨の記号(例えば、「予」)をそれぞれ朱書させる。

##### (2) 提出官署

予備申告書の提出官署は、貨物の蔵置予定場所を管轄する官署とする。ただし、貨物の蔵置予定場所を管轄する官署以外の官署に予備申告書を提出させることが適当と税関長が認めた場合には、本省とりん議の上、他の方法をとることができる。

##### (3) 提出時期

輸入申告予定日における外国為替相場が公示され、かつ、予備申告に係る貨物の船荷証券(航空貨物にあってはAir Way Bill)が発行された日以降の日から、予備申告を行うことができるものとする。

#### 3 予備申告の事務処理要領

##### (1) 予備申告書の受理

受理担当職員は、予備申告書を受理したときは、予備申告書並びに輸入進行管理カード第1片及び第3片に朱書きされた記号(例えば、「予」)の横余白に受理印を押す。

なお、予備申告書の必要事項に記載漏れがある場合又は添付書類に不備がある場合には、その旨を輸入者又は通関業者(以下「輸入者等」という。)に通知し、所要の訂正等を行わせううえで受理するものとする。

## (2) 予備審査

予備申告書を受理した場合には、審査担当職員は、当該予備申告書について、申告年月日欄に記入された輸入申告予定日までに「輸入通関事務処理体制について」(昭和57年3月25日蔵関第324号)の記第1Ⅱ2(1)(引取りに関する事項の審査)及び(2)(納税に関する事項の審査)に規定する審査を終了させておくことを原則とする。

なお、後記4の輸入申告における申告年月日、外国為替相場、数量等が予備申告書の記載事項と異なることとなる場合又は添付書類の不備が発見された場合には、輸入申告の時までに当該記載事項等の訂正等を行わせることとして差し支えない。

## (3) 税関検査

予備申告された貨物に対する税関検査の要否(検査扱い及び検査省略扱い)の通知に当たっては、貨物の種類等を勘案し検査の要否を事前に通知しても差し支えないと認められる場合には、原則として申告年月日欄に記入された輸入申告予定日までのできる限り早い時期に、輸入申告管理カード第1片又は検査指定票(税関様式C第5270号)により輸入者等に行うものとするが、検査要否の事前通知を行った後であっても、必要があると認められる場合には、事前通知の内容を変更することができるものとする。

なお、予備申告された貨物に対する税関検査は、貨物搬入後速やかに実施するものとするが、他法令手続が終了する前に、税関検査を実施することに危険が伴うと認められる貨物については、当該他法令手続が終了するまで税関検査を保留して差し支えない。

## 4 輸入申告

予備申告に係る貨物の輸入申告は、法第67条の2又は法第70条の規定に基づき輸入申告を行うことができることとなった時期以降に、

予備申告書を提出した官署の輸入申告受理部門に申し出て、原則として予備申告書の申告年月日欄の右横余白に押なつすることにより輸入申告の意思表示をさせることにより行い、当該予備申告書を輸入(納税)申告書(以下、単に「輸入申告書」という。)として取り扱うものとする。

なお、前記2(1)ただし書の規定により予備申告の際に書類の提出又は予備申告書の記載事項の記載の省略を認めた場合にあっては、当該書類が提出されていること又は当該記載事項が記載されていることを確認し、また、特惠関税の適用を受けようとする貨物にあっては、特惠関税の適用停止の有無の確認を行った後、当該予備申告書を輸入申告書として取り扱うものとする。

## 5 蔵置場所が変更された場合の取扱い

予備申告に係る貨物の蔵置場所が変更され、輸入申告すべき官署が異なることとなった場合には、当該予備申告書の提出はなかったものとし、受理印を抹消のうえ当該予備申告書及び添付書類は輸入者等に返却するものとする。

ただし、同一税関内における輸入申告官署の変更の場合で輸入者等の希望があるときには、当該予備申告書の審査担当職員は、当該予備申告書に所要の訂正をさせた後、当該予備申告書及び添付書類を密封の上、輸入申告をした者を介して輸入申告官署に回付させる。

## 6 輸入許可前引取り承認申請に係る貨物等の取扱い

輸入許可前引取り承認申請に係る貨物、倉入承認申請に係る貨物、移入承認申請に係る貨物の予備申告の取扱いについては、前記1から5までに規定する取扱いに準じて処理するものとする。

(出所) 日本関税協会『関税関係個別通達集 平成3年度版』、137-139ページ

## 11-113 我が国の税関手続きの簡素化措置等

1995（平成7）年9月25日  
関税率審議会総会

年 月	経済対策等	規制緩和措置等
平成5年9月	緊急経済対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品・動植物を含む輸入（検査）手続のコンピューター処理・インターフェイス化の推進によりペーパーレス化・簡素化・迅速化</li> <li>・小口急送貨物等の時間外通関手数料の見直しによる負担の軽減</li> <li>・総合保税地域の許可の弾力化</li> <li>・保税上屋・保税倉庫の許可の統合</li> <li>・関税無税品及び従量税品に係る評価申告書の提出の廃止</li> <li>・NACCS（通関情報処理システム）を利用した荷主に対する延納額等情報の提供</li> <li>・繊維製品の特恵関税に係る原産地認定基準（2工程ルール）の見直し</li> <li>・生活関連商品の輸入通関価格の消費者への情報提供</li> </ul>
平成6年2月	経済対策及び今後における行政改革の推進方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予備審査制の改善</li> <li>・通関手続と輸入関係他法令手続の一体処理の簡素化</li> <li>・通関手続等の一層の迅速化</li> <li>・輸入者の事務負担の軽減等</li> <li>・個人輸入手続の円滑化・迅速化</li> </ul>
平成6年6月	今後における規制緩和の推進等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生、動植物検疫手続の電算システム化、及び当該システムと通関手続の電算システムとの電子的インターフェイス化の推進による輸入手続全体の簡素化・迅速化</li> <li>・輸入通関時における同時並行処理が可能となる他法令の範囲の拡大</li> <li>・事前教示回答書の有効期間延長</li> <li>・成田空港到着貨物に係る仕分基準の解消及び保税蔵置場の許可の弾力化</li> <li>・関税等の包括納期限延長に係る担保について海上NACCS導入官署を対象に全国共通化</li> <li>・評価申告書の提出を不要とする範囲の拡大</li> </ul>
平成7年3月	規制緩和推進計画	以下（参考）参照

(参考)「規制緩和推進計画」(平成7年3月)における税関手続の簡素化措置等

## 1. 輸入手続等の簡素化

項 目	措置内容	実施時期
小額輸入貨物に係る簡易な通関制度	貨物の事前情報（貨物情報を記載した社内帳票等）により予備申告及び本申告を行うことを認める等により、申告の早期化を可能とするとともに、申告事務の軽減を図る。	平成7年度
加工再輸入減税制度に係る手続	通関を一層迅速に行うため、運用面での手続の簡素化（減税額の計算方法の簡略化、提出書類の削減等）を行う。	平成7年4月

## 2. 通関業務取扱い時間の延長等

項 目	措置内容	実施時期
主要空港等における執務時間外の業務処理体制	成田、関西空港以外の主要空港等についても、執務時間外における行政需要の増加が見込まれることから、これに適切に対応できるように執務時間外の業務処理体制を拡充する。	平成7年4月
執務時間外の予備申告の取扱い	執務時間外においても、システムを通じて予備申告を受理するとともに、受理に伴う審査区分の通知を即時に行う。	平成7年4月
臨時開庁の承認	あらかじめ予備申告において検査不要とされた貨物などの輸入申告に係る臨時開庁承認申請につき、その承認をシステムにより自動的に行う。	平成8年度

## 3. 迅速化

項目	措置内容	実施時期
航空貨物に係る輸入通関制度	一定の航空貨物について、更なる迅速通関の観点から「到着即時輸入許可制度」（輸入貨物を保税地域へ搬入することなく貨物の到着と同時に輸入許可を行うことができる制度）を導入する。	平成8年度早期
食品、動植物の輸入手続	食品衛生、動植物検疫手続の電算システム化及び当該システムと通関手続の電算システムとの電子的インターフェイスマの推進により、輸入手続全体の簡素化・迅速化を図る。	厚生：平成8年度以降 農水：平成9年度以降

## 4. 利便性の向上

項目	措置内容	実施時期
成田空港に到着する輸入貨物の通関場所	成田空港に到着する外国貨物の輸入通関に係る仕分基準について、成田空港内に建設予定の第4貨物ビルの供用開始時（平成7年末予定）に解消し、通関場所選択の自由化を図る。	平成7年末
関税等の包括納期限延長に係る担保制度	海上貨物通関情報処理システム（Sea-NACCS）及び航空貨物通関情報処理システム（Air-NACCS）について、関税等の包括納期限延長制度を利用する際の担保を、全国共通して利用できるようなシステムを変更する。	Sea-NACCS：平成7年4月 Air-NACCS：平成7年中
通関情報処理システム（NACCS）で処理した輸入申告・許可情報	NACCSを利用して輸入した貨物について、輸入者（荷主）に自社の輸入申告・許可情報を電子データにより有償で提供する。	平成7年4月
関税品目分類事例の公開	既公開分類事例の編集・出版を時期HS改正（平成8年1月）を踏まえて実施するとともに、分類事例の閲覧制度の導入やデータベース化を図る。	平成8年度早期
包括保税運送の承認	保税運送を行う場合の包括承認について、現行の承認期間である3カ月を1年に延長する。	平成7年度
特惠関税枠等に関する情報提供	利用者の利便を考慮し、税関間のオンライン・システムを構築して特惠関税枠等の集計を行い、税関において詳細な情報提供を可能とする。	平成7年度

上記の主要な措置のほか、

- ・ 税関における積荷目録の処理に係るEDI化の促進
- ・ 車上通関扱い貨物の範囲の拡大
- ・ ワイン用グレープジュースの通関の際のしよ糖に関する検査証明書の提出不要化
- ・ 保税工場の許可期間の延長
- ・ 輸出手続の包括事前審査手続の拡充

等、計31項目について簡素化措置等を講ずることとしている。

（出所）大蔵省関税率審議会総会（平成7年9月25日）資料58-59ページ、資料7「最近の関税をめぐる諸問題」

## 11-114 関税法特例申告（関税法改正後関連条文）（抄）

## （申告の特例）

第7条の2 貨物を輸入しようとする者であらかじめいずれかの税関長の承認を受けた者（以下「特例輸入者」という。）は、当該承認を受けた日の属する月の翌月以後、税関長の指定を受けた貨物（以下「指定貨物」という。）であつて申告納税方式が適用される貨物について、前条第2項の規定にかかわらず、当該貨物に係る課税標準、税額その他必要な事項を記載した申告書（以下「特例申告書」という。）を税関長に提出することによつて、同条第1項の申告を行うことができる。

- 2 特例申告（特例申告書の提出によつて行う前条第1項の申告をいう。以下同じ。）を行う場合は、特例申告に係る指定貨物で輸入の許可を受けたものについて、当該許可ごとに特例申告書を作成し、当該許可の日の属する月の翌月末日までに当該指定貨物の輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により提出する特例申告書は、期限内特例申告書という。
- 4 第1項の規定は、関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第一の六に掲げる物品その他政令で定める貨物については、適用しない。
- 5 関税定率法第10条第1項（変質又は損傷の場合の減税）の規定その他政令で定める規定は、特例申告に係る指定貨物については、適用しない。
- 6 第1項の承認を受けようとする者は、同項の指定を受けようとする貨物の品名その他必要な事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。
- 7 特例申告書の記載事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特例申告を選択したものとみなす場合）

第7条の3 指定貨物の輸入申告に併せて第7条第2項（申告）の規定による申告を行っていない特例輸入者は、当該指定貨物については、特例申告を行うことを選択した

ものとみなす。

（期限後特例申告）

第7条の4 期限内特例申告書を提出すべきであつた者（特例輸入者でその特例申告に係る特例申告書をその提出期限までに提出していない者をいい、その者の相続人又はその者が法人であつて合併により消滅した場合には合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人を含む。）は、その提出期限後においても、第7条の16第2項（決定）の規定による決定があるまでは、その期限内特例申告書に記載すべきものとされている事項を記載した特例申告書を第7条の2第2項（申告の特例）の税関長に提出することができる。

- 2 前項の規定により提出する特例申告書は、期限後特例申告書という。

（承認の要件）

第7条の5 税関長は、第7条の2第6項（申告の特例）の規定による申請書の提出があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第1項の承認をしないことができる。

- 一 承認を受けようとする者が次のいずれかに該当するとき。

イ この法律その他の国税に関する法律の規定に違反して刑に処せられ、又はこの法律（他の関税に関する法律において準用する場合を含む。）若しくは国税犯則取締法（明治33年法律第67号）の規定により通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過していない者であるとき。

ロ その業務についてイに該当する者を役員とする法人であるとき、又はその者を代理人、使用人その他の従業者として使用する者であるとき。

ハ 承認の申請の日前3年間において関税又は輸入貨物に係る内国消費税（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和30年法律第37号）第2条第1号（定義）に規定する内国消費税をいう。以下同じ。）若しくは地方消費税を滞納したことがある者である

とき。

二 第7条の12第1項第2号口若しくはハ又は同項第3号（承認の取消し）の規定により第7条の2第1項の承認を取り消された日から1年を経過していない者であるとき。

二 次条第1項後段の規定により提出された同項に規定する貨物指定申請書に記載された貨物で当該貨物指定申請書の提出があつた日前1年間に輸入したものに係る帳簿の備付け、記載若しくは当該帳簿及び当該貨物に係る取引に関して作成し若しくは受領した書類その他の書類で第7条の9第1項（帳簿の備付け等）に規定する政令で定めるもの（以下この号において「帳簿等」という。）の保存が同項に規定する政令で定めるところに従って行われていないとき、又は帳簿等に不実の記載があるとき。

三 次条第1項後段の規定により提出された同項に規定する貨物指定申請書に記載された貨物の全部について第7条の2第1項の指定をしないとき。

（指定の申請）

第7条の6 第7条の2第1項（申告の特例）の指定を受けようとする者は、当該指定を受けようとする貨物ごとに、その品名その他必要な事項を記載した申請書（以下この条において「貨物指定申請書」という。）を、同項の承認を受けようとする税関長（特例輸入者にあつては、当該承認をした税関長）に提出しなければならない。この場合において、貨物指定申請書は、特例輸入者が提出する場合を除き、第7条の2第6項の規定による申請書の提出に併せて提出しなければならない。

2 第7条の2第6項の規定による申請書の提出に併せて貨物指定申請書の提出があつた場合において、同条第1項の承認をしない旨の処分があつたときは、当該貨物指定申請書の提出はなかつたものとみなす。

3 税関長は、貨物指定申請書の提出があつた場合において、当該貨物指定申請書に記載された貨物について、申告納税方式が適用され継続的に輸入されている場合として政令で定める場合に該当しないときは、第

7条の2第1項の指定をしないものとする。

4 税関長は、貨物指定申請書の提出があつた場合において、当該貨物指定申請書に記載された貨物でその提出の日前1年間に輸入されたものに係る関税、内国消費税又は地方消費税についての第7条の14第1項（修正申告）若しくは国税通則法第19条第1項若しくは第2項（修正申告）の規定による修正申告、第7条の16第1項若しくは第3項（更正）若しくは同法第24条（更正）若しくは第26条（再更正）の規定による更正又は第7条の16第2項（決定）若しくは同法第25条（決定）の規定による決定（以下この項及び次条第2項において「修正申告等」という。）があつたとき（当該修正申告等により第12条の2第1項若しくは第2項（過少申告加算税）若しくは同法第65条第1項若しくは第2項（過少申告加算税）の規定による過少申告加算税又は第12条の3第1項（無申告加算税）若しくは同法第66条第1項（無申告加算税）の規定による無申告加算税を課されたときに限る。次条第2項において同じ。）は、当該貨物について第7条の2第1項の指定をしないことができる。

5 貨物指定申請書の記載事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（指定の取消し等）

第7条の7 特例輸入者は、指定貨物について特例申告書を提出する必要がなくなつたときは、その旨を第7条の2第1項（申告の特例）の指定をした税関長に届け出ることができる。

2 税関長は、特例輸入者が過去1年間にした又はすべきであつた第7条第1項（申告）の申告に係る指定貨物について修正申告等があつたときは、当該指定貨物に係る第7条の2第1項の指定を取り消すことができる。

3 第1項の規定による届出又は前項の規定による取消しがあつた場合には、当該届出又は取消しに係る指定貨物についての第7条の2第1項の指定は、その効力を失う。第7条の11第1項（承認の失効）の規定により第7条の2第1項の承認が失効した場

合における当該承認を受けていた者に係る指定貨物の全部についても、また、同様とする。

- 4 第1項の規定による届出の手続その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(担保の提供)

第7条の8 特例申告を行おうとする特例輸入者は、その月（以下この条において「特定月」という。）において輸入しようとする指定貨物（申告納税方式が適用されるものに限る。以下この項において同じ。）に課されるべき関税、内国消費税及び地方消費税（以下この条及び第7条の11第2項（承認の失効）において「関税等」という。）でその輸入の予定地において納付する見込みの額の合計額と特定月の属する年の前年において当該輸入の予定地において輸入した指定貨物について納付した又は納付すべきことが確定した関税等の額の合計額の12分の1に相当する額とのいずれが多い額に相当する額の担保を、特定月の前月末日までに、当該輸入の予定地を所轄する税関長に提供しなければならない。

- 2 税関長は、特例輸入者が特定月に輸入した特例申告に係る指定貨物につき納付すべき関税等の額の合計額が前項の規定により提供した担保の額を超えた場合には、政令で定めるところにより、その差額に相当する額を限度として、当該特例輸入者に対し、同項の規定により特定月の翌月末日までに提供された担保に係る増担保の提供を命ずることができる。

(帳簿の備付け等)

第7条の9 特例輸入者は、政令で定めるところにより、特例申告に係る指定貨物の品名、数量及び価格その他の必要な事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿及び当該指定貨物に係る取引に関して作成し又は受領した書類その他の書類で政令で定めるもの（第7条の11第2項（承認の失効）及び第7条の12第1項第3号（承認の取消し）において「帳簿書類」という。）を保存しなければならない。

- 2 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律

（平成10年法律第25号）第4条（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第5条（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）、第6条第1項から第5項まで（電磁的記録による保存等の承認の申請等）、第7条第1項及び第2項（電磁的記録による保存等の承認に係る変更）並びに第8条から第11条まで（電磁的記録による保存等の承認の取消し・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存・他の国税に関する法律の規定の適用）の規定は、特例輸入者について準用する。この場合において、同法第4条第1項中「国税関係帳簿の全部又は一部」とあるのは「関税法第7条の9第1項（帳簿の備付け等）の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿（以下「国税関係帳簿」という。）」と、「納税地等の所轄税務署長（財務省令で定める場合にあっては、納税地等の所轄税関長。以下「所轄税務署長等」という。）」とあるのは「同法第7条の2第1項（申告の特例）の承認をした税関長（以下「承認税関長」という。）」と、同条第2項中「国税関係書類の全部」とあるのは「関税法第7条の9第1項の規定により保存をしなければならないこととされている書類（以下「国税関係書類」という。）の全部」と、同法第5条第1項中「国税関係帳簿の全部又は一部」とあるのは「関税関係帳簿」と、同条第3項中「国税関係帳簿書類（以下「電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類」とあるのは「関税関係帳簿書類（関税関係帳簿又は関税関係書類をいう。以下同じ。）（以下「電磁的記録に係る承認済関税関係帳簿書類」と、同法第6条第1項中「国税関係帳簿の備付けを開始する日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その備付けを開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日。第5項第1号において同じ。）」とあるのは「関税関係帳簿の備付けを開始する日」と、「国税関係帳簿の種類、当該国税関係帳簿」とあるのは「関税関係帳簿」と、「国税関係帳簿の全部又は一部」

とあるのは「関税関係帳簿」と、同法第9条中「代える日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第5項第1号において同じ。）」とあるのは「代える日」と、「同条第6項中「第4条第1項又は第2項」とあるのは「前条各項のいずれか」と、第7条第1項」とあるのは、「第7条第1項」と、同法第10条中「所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者」とあるのは「特例輸入者」と、同法第11条第3項中「所得税法第150条第1項第1号（青色申告の承認の取消し）（同法第166条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）及び法人税法第127条第1項第1号（青色申告の承認の取消し）（同法第146条第1項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）」とあるのは「関税法第7条の12第1項第3号（承認の取消し）」と、「所得税法第150条第1項第1号及び法人税法第127条第1項第1号」とあるのは「同号」と、「財務省令で定めるところ」とあるのは「政令で定めるところ」と、「財務省令で定めるところ又は」とあるのは「政令で定めるところ又は関税法第7条の9第2項（帳簿の備付け等についての規定の準用）において準用する」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（申告の特例の適用をやめる旨の届出）

第7条の10 特例輸入者は、第7条の2第1項（申告の特例）の規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を同項の承認をした税関長に届け出ることができる。

（承認の失効）

第7条の11 第7条の2第1項（申告の特例）の承認は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その効力を失う。

- 一 前条の規定による届出があつたとき。
- 二 特例輸入者が死亡した場合で、第7条の13（許可の承継についての規定の準用）において準用する第48条の2第2項（許可の承継）の規定による申請が同項に規定する期間内にされなかつたとき、

又は同項の承認をしない旨の処分があつたとき。

三 特例輸入者が解散したとき。

四 特例輸入者が破産の宣告を受けたとき。

五 税関長が承認を取り消したとき。

- 2 第7条の2第1項の承認が失効した場合において、当該承認を受けていた者又はその相続人（承認を受けていた法人が合併により消滅した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人）は、その失効前に輸入の許可を受けた指定貨物に係る特例申告の義務、当該特例申告に係る指定貨物について課されるべき又は納付すべき関税等の納付の義務並びに当該指定貨物に係る第7条の9第1項（帳簿の備付け等）の規定による帳簿の備付け及び記載並びに帳簿書類の保存の義務を免れることができない。

（承認の取消し）

第7条の12 税関長は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、第7条の2第1項（申告の特例）の承認を取り消すことができる。

一 指定貨物の全部について、第7条の7第3項前段（指定の取消し等）の規定により第7条の2第1項の指定が失効したとき、又は第7条の6第3項（指定の申請）に規定する政令で定める場合でなくなつたとき。

二 特例輸入者が次のいずれかに該当するとき。

イ 関税又は輸入貨物に係る内国消費税若しくは地方消費税を滞納したとき。

ロ 特例申告書又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第6条第2項（引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例）に規定する特例納税申告書をその提出期限までに提出しなかつたとき。

ハ 第7条の8第2項（担保の提供）の規定による命令に従わなかつたとき。

ニ 第7条の5第1号イ又はロ（承認の要件）のいずれかに該当するとき。

三 第7条の9第1項（帳簿の備付け等）の規定による帳簿の備付け若しくは記載若しくは帳簿書類の保存が同項に規定す

る政令で定めるところに従って行われていないとき、又は帳簿書類に不実の記載があるとき。

- 2 前項の規定による承認の取消しの手続その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(許可の承継についての規定の準用)

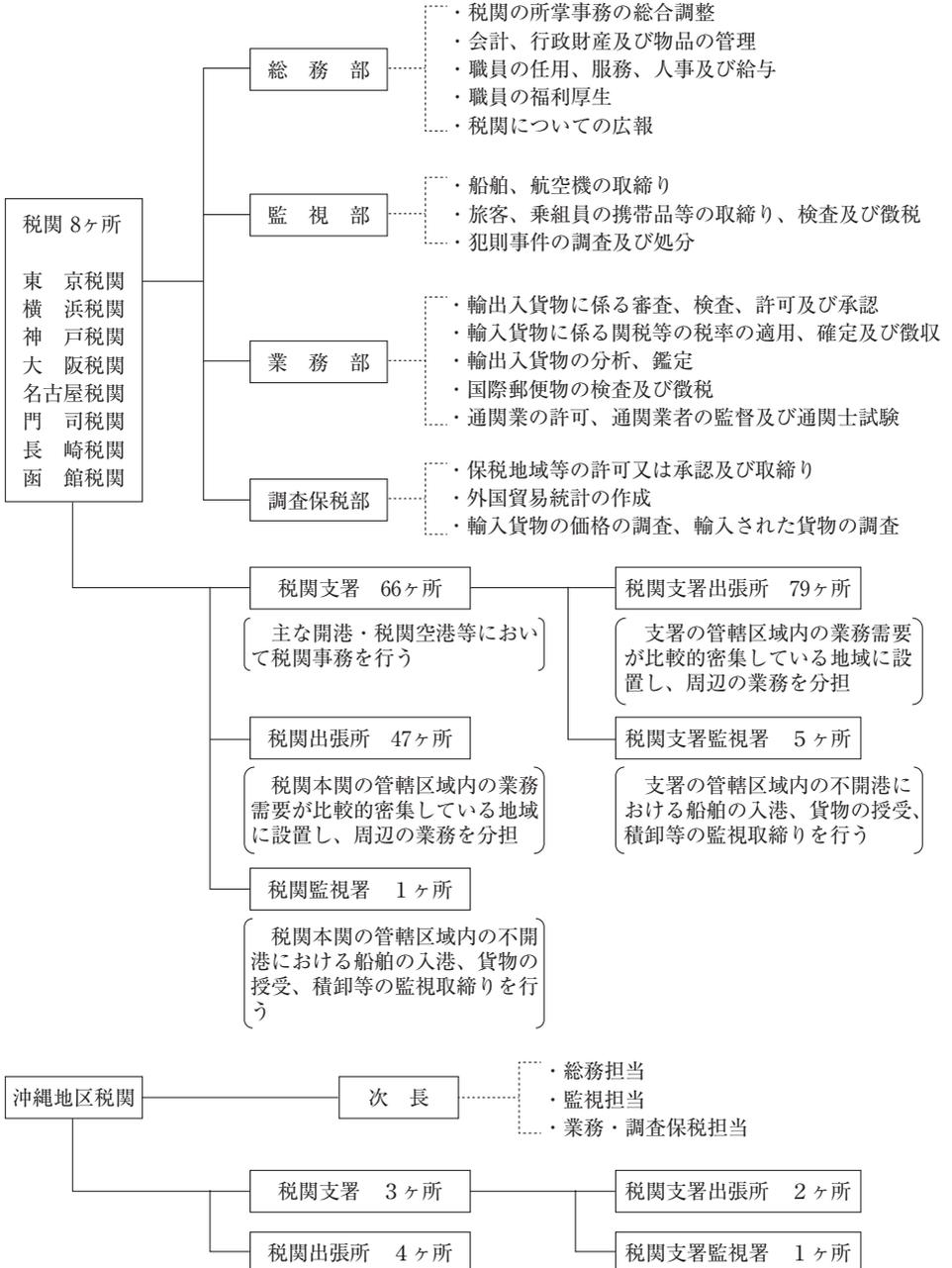
第7条の13 第48条の2第1項から第5項まで(許可の承継)の規定は、特例輸入者に

ついて準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

(出所) 国立国会図書館「日本法令索引」ウェブ・ページ、法令沿革一覧、関税法(昭和29年4月2日法律第61号)、改正：平成12年3月31日号外法律第26号〔関税定率法等の一部を改正する法律3条による改正〕、第7条の2～第7条の13

11-115 税関の組織・機構

1997（平成9）年9月24日  
関税率審議会総会



## 税関の管轄区域

税関名	管轄区域
東京税関	東京都、千葉県のうち成田市、市川市原木、香取郡大栄町及び多古町並びに山武郡芝山町、埼玉県、群馬県、山梨県、新潟県、山形県
横浜税関	神奈川県、茨城県、栃木県、千葉県（東京税関の管轄に属する地域を除く。）、福島県、宮城県
神戸税関	兵庫県、岡山県、鳥取県、島根県、広島県、香川県、徳島県、高知県、愛媛県
大阪税関	大阪府、京都府、和歌山県、奈良県、滋賀県、福井県、石川県、富山県
名古屋税関	愛知県、三重県、岐阜県、長野県、静岡県
門司税関	福岡県（長崎税関の管轄に属する地域を除く。）、山口県、佐賀県のうち唐津市、伊万里市、東松浦郡及び西松浦郡、長崎県のうち壱岐郡、下県郡及び上県郡、大分県、宮崎県
長崎税関	長崎県（門司税関の管轄に属する地域を除く。）、佐賀県（門司税関の管轄に属する地域を除く。）、福岡県のうち久留米市、大牟田市、柳川市、筑後市、八女市、大川市、小郡市、浮羽郡、三井郡、三潞郡、八女郡、山門郡及び三池郡、熊本県、鹿児島県
函館税関	北海道、秋田県、岩手県、青森県
沖縄地区税関	沖縄県

◎印は、各税関の本関所在地



(出所) 大蔵省関税率審議会総会（平成9年9月24日）資料7「最近の税関行政をめぐる諸問題」3-4 ページ

## 11-116 麻薬特例法（関税法の特例部分） （平成3年10月5日法律第94号）（抄）

◎国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律

### 第一章 総則

（趣旨）

第1条 この法律は、薬物犯罪による不法収益等をはく奪すること等により、規制薬物に係る不正行為が行われる主要な要因を国際的な協力の下に除去することの重要性にかんがみ、並びに規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図り、及びこれに関する国際約束等の適確な実施を確保するため、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）、大麻取締法（昭和23年法律第124号）、あへん法（昭和29年法律第71号）及び覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）に定めるもののほか、これらの法律その他の関係法律の特例その他必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この法律において「規制薬物」とは、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬及び向精神薬、大麻取締法に規定する大麻、あへん法に規定するあへん及びけしがら並びに覚せい剤取締法に規定する覚せい剤をいう。

2 この法律において「薬物犯罪」とは、次に掲げる罪（当該罪と他の罪とが刑法（明治40年法律第45号）第54条第1項に規定する関係にある場合においては、当該他の罪を含む。）をいう。

- 一 第8条、第11条又は第12条の罪
- 二 麻薬及び向精神薬取締法第64条、第64条の2、第65条、第66条、第66条の3、第66条の4、第68条の2又は第69条の5の罪
- 三 大麻取締法第24条、第24条の2又は第24条の7の罪
- 四 あへん法第51条、第52条又は第54条の3の罪
- 五 覚せい剤取締法第41条、第41条の2又は第41条の11の罪

六 麻薬及び向精神薬取締法第67条若しくは第69条の2、大麻取締法第24条の4、あへん法第53条又は覚せい剤取締法第41条の6の罪

七 麻薬及び向精神薬取締法第68条若しくは第69条の4、大麻取締法第24条の6、あへん法第54条の2又は覚せい剤取締法第41条の9の罪

3 この法律において「不法収益」とは、薬物犯罪の犯罪行為により得た財産若しくは当該犯罪行為の報酬として得た財産又は前項第7号に掲げる罪に係る資金をいう。

4 この法律において「不法収益に由来する財産」とは、不法収益の果実として得た財産、不法収益の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他不法収益の保有又は処分に基づき得た財産をいう。

5 この法律において「不法収益等」とは、不法収益、不法収益に由来する財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産をいう。

### 第二章 上陸の手續の特例等

（税関手續の特例）

第4条 税関長は、関税法（昭和29年法律第61号）第67条（同法第75条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による貨物の検査により、当該検査に係る貨物に規制薬物が隠匿されていることが判明した場合において、薬物犯罪の捜査に関し、当該規制薬物が外国に向けて送り出され、又は本邦に引き取られることが必要である旨の検察官又は司法警察職員からの要請があり、かつ、当該規制薬物の散逸を防止するための十分な監視体制が確保されていると認めるときは、当該要請に応ずるために次に掲げる措置をとることができる。ただし、当該措置をとることが関税法の目的に照らし相当でないと認められるときは、この限りでない。

一 当該貨物（当該貨物に隠匿されている規制薬物を除く。）について関税法第67条の規定により申告されたところに従って同条の許可を行うこと。

二 その他当該要請に応ずるために必要な措置

2 前項（第1号を除く。）の規定は、関税法第76条第1項ただし書の規定による郵便物中にある信書以外の物の検査により、当該信書以外の物に規制薬物が隠匿されることが判明した場合について準用する。この場合において、当該規制薬物については、同法第74条の規定は、適用しない。

### 第三章 罰則

（規制薬物としての物品の輸入等）

第11条 薬物犯罪（規制薬物の輸入又は輸出に係るものに限る。）を犯す意思をもって、規制薬物として交付を受け、又は取得した薬物その他の物品を輸入し、又は輸出した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 薬物犯罪（規制薬物の譲渡し、譲受け又は所持に係るものに限る。）を犯す意思をもって、薬物その他の物品を規制薬物として譲り渡し、若しくは譲り受け、又は規制薬物として交付を受け、若しくは取得した薬物その他の物品を所持した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

（出所）国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法の特例に関する法律（麻薬特例法）（平成3年10月5日法律第94号）

## 11-117 過少申告加算税及び無申告加算税の導入について

1997（平成9）年9月24日  
関税率審議会総会

過少申告加算税及び無申告加算税の導入について

### 《加算税の概要》

今回導入することとしている過少申告加算税及び無申告加算税の具体的内容は、次のとおりである。

#### (1) 過少申告加算税

納税申告があった後、税関の調査により、納税申告が適正でないとして修正申告又は更正が行われたときは、原則として、当該修正申告等により増加した税額の10%（注参照）に相当する過少申告加算税を課す。

なお、修正申告が税関の調査を予知して

されたものでない自主的な修正申告である場合、又は過少申告であったことが正当な理由によるものであると認められる場合には、過少申告加算税は課さない。

（注）修正申告等により増加した税額のうち、当初申告税額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分については、当該部分の15%に相当する額の過少申告加算税を課す。

#### (2) 無申告加算税

納税申告が必要な貨物であって、当該納税申告が行われずに輸入された貨物について、税関長の決定があった場合、又は当該決定後に更正があった場合には、当該決定等により増加した税額の15%に相当する無申告加算税を課す。

なお、無申告であったことが正当な理由によるものであると認められる場合には、無申告加算税は課さない。

（参考）輸入品に係る内国消費税及び地方消費税の取扱い

輸入品に係る内国消費税については、関税との取扱いの平仄を考慮し、従来加算税を課さないこととしてきたところ、今回の関税への加算税導入と併せて、内国消費税についても加算税を導入することとした。

また、平成9年4月から導入される地方消費税についても、内国消費税と同様に加算税を導入することとした。

### 加算税の取扱いについて

大蔵省関税局・税関

加算税制度は、平成9年10月1日以降に輸入申告が行われた貨物（無申告加算税については、同日以降に輸入された貨物）に係る関税等に対して適用されます。この加算税制度の円滑な適用を図るため、以下にその基本的な取扱いについて明らかにします。

## I. 取扱いの概要

### 1. 過少申告加算税

#### (1) 基本的な考え方

納税申告（輸入申告）が行われた後、税関の調査により、納税申告が適正でないとして

の指摘を受けるなどして修正申告（当初申告を補正する方法によるものを含む。）を行った場合、又は、更正が行われた場合、こうした修正申告又は更正によって納付すべき税額（増加する税額）を基礎として10%（一定の場合には15%）の過少申告加算税が課されます。

ただし、

- イ. 修正申告又は更正により納付すべきこととなる税額のうちに、過少申告であったことについて「正当な理由」があると認められる部分がある場合には、この部分に対しては過少申告加算税は課されません。また、
  - ロ. 修正申告が「税関の調査により更正があるべきことを予知してされたものでない」場合には、過少申告加算税は課されません。
- (2) 正当な理由

加算税が課されない「正当な理由」とは、当初の納税申告が過少であったことについて、真にやむを得ない事由があると認められ、加算税を課することが不当又は酷になる場合のことをいいます。したがって、法令の不知や適用の誤り、また、貨物の内容を誤解していたような場合は「正当な理由」に当たりません。

具体的には以下のような場合が「正当な理由」に該当することとなります。

- イ. 納税申告を行う際に、申告に必要な資料や情報が輸入者等から十分に提供されていたにもかかわらず、税関職員が輸入者等に対して誤った教示等を行い、その教示等に従って申告を行ったために過少申告となった場合など、輸入者等が税関職員の教示等を信じて過少申告を行ったことについて、やむを得ないと認められる事情がある場合
- ロ. 輸入した貨物の価格など課税標準が確定するまでに日時を要する事情があり、関税法第73条第1項（輸入の許可前における貨物の引取り）に規定する税関長の承認を受けて貨物が引き取られた場合で、輸入の許可前に輸入者からの申し出に基づいて決められた課税標準が事後的に修正された場合

ハ. 上記イ又はロに掲げる場合のほか、例えば、

- (イ) 新規商品等でその分類を確定し、適用税率を決めることに多大の困難を伴う場合
  - (ロ) 輸入許可後にやむを得ない事情により課税標準に異動があり、速やかに修正申告が行われた場合  
など、過少申告となっていたことについて真にやむを得ない理由があると認められる場合
- (3) 自主的な修正（更正を予知しない修正）  
税関の調査により更正があるべきことを予知してされたものでない修正申告については、加算税が課されないこととされています。したがって、輸入者に対する税関の調査が始まる前で、自主的に修正が行われたことが明らかな場合には、こうした取扱いが認められます。

## 2. 無申告加算税

納税申告（輸入申告）が必要とされる貨物について、輸入の時までに当該申告が行われずに決定が行われた場合及び決定後に更正が行われた場合、これらの決定又は決定後の更正により納付すべき税額を基礎として15%の無申告加算税が課されます。

ただし、無申告であったことについて「正当な理由」があると認められる場合には、無申告加算税は課されません。無申告加算税が課されない「正当な理由」とは、例えば、保税蔵置場に災害が生じ、輸入申告前の貨物を緊急に搬出した場合のようなことをいいます。

## II. 納付手続

加算税の税額の決定は、税関が賦課決定通知書を送付することによって行われます。

通知書の発せられた日の翌日から原則1月以内に、通知書と一緒に送付される納付書により加算税を納付してください。

なお、納期限までに納付されない場合には、通常の関税と同様に滞納処分が行われますので注意してください。

## III. 不服申立ての手続

加算税の賦課決定に関する不服申立ての手続は、本税に関する不服申立ての手続と同様です。

すなわち、税関長が行った加算税の賦課決

定（処分）について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して2月以内に税関長に対して異議を申立てることができます。更に、税関長の行った異議の申立てに対する決定について不服があるときは、大蔵大臣に対して審査請求を行うことができます。

なお、消費税については、税関（本関）の所在地を管轄する国税不服審判所長に対して、審査請求を行うことができます。

#### IV. 相談窓口

加算税制度を導入するに当たり、税関では品目分類や課税価格に係る事前教示制度を更に拡充し、利便性の向上を図っています。

加算税についての相談・質問については、税関相談窓口で受け付けておりますので、ご不明な点はお問い合わせください。

（出所）大蔵省関税率審議会平成9年度第1回総会（平成9年9月24日）資料7「最近の税関行政をめぐる諸問題」8-11ページ

### 11-118 加算税制度について

1998（平成10）年9月25日  
関税率審議会総会

平成9年度の関税法等の改正により、輸入品に課される関税及び内国消費税（地方消費税を含む。）について、加算税制度（過少申告加算税及び無申告加算税）が導入され、平成9年10月1日から施行された。

#### 【加算税制度が導入された理由】

税関では、納税申告が正しく行われているかを確認するために輸入者に対する実地調査（事後調査）を実施しているが、ここ数年、この事後調査によって発見される申告漏れが急増している。こうした申告漏れは、一部の輸入者の一部の申告から発見されているものではあるが、正しい申告をしている輸入者との間での公平という点からは好ましいものではない。

そこで、適正な納税申告を確保し、課税の公平を図るといった観点から、輸入貨物に課される関税及び内国消費税についても、所得税や法人税などの内国税と同様に過少申告加算税及び無申告加算税が導入された。

### 【加算税制度の概要】

#### [過少申告加算税]

納税申告（輸入申告）がされた後、税関の調査により、納税申告が適正でないとの指摘を受けるなどして修正申告を行った場合、又は、更正が行われた場合、こうした修正申告又は更正によって納付すべき税額（増加する税額）を基礎として10%（増加する税額が、当初申告に係る納付すべき税額と50万円とのいずれか多い額を超える場合には、その超える部分について15%）の過少申告加算税が課される。

#### [無申告加算税]

納税申告（輸入申告）が必要とされる貨物について、輸入の時までに当該申告が行われずに決定が行われた場合及び決定後に更正が行われた場合、これらの決定又は決定後の更正により納付すべき税額を基礎として15%の無申告加算税が課される。

（出所）大蔵省関税率審議会総会（平成10年9月25日）資料43ページ、資料7「最近の税関行政をめぐる諸問題」

### 11-119 日米税関相互支援協定について

1997（平成9）年9月24日  
関税率審議会総会

#### (5) 日米税関相互支援協定について

##### 1. 税関相互支援協定

税関相互支援協定とは、関税法令の適正な適用及び関税法令違反の効率的な取締りのために、税関当局間で情報交換を行う際のルール等を定めた二国間での行政取極である。協定締結により、その支援する範囲・手続が明確化する一方、相手国に提供する情報の秘密保持・用途外使用制限等を明確に担保できることなどから、各国で締結されている。

##### 2. 日米税関相互支援協定

我が国は、本年6月、初めての協定を米国との間で締結した。その主な内容は以下のとおりである。

#### （支援・協力の内容）

- 要請により又は自らの判断により、関税法令の適正な適用並びに関税法令違反の防止、調査及び処置のために必要な情報を互いに提供しあう。
- 税関手続の調和・簡素化についての協力

に努める。

(支援・協力の条件)

- 全ての支援及び協力は、それを提供する締約国の国内法令に従い、その税関当局の利用可能な資源の範囲内で行われる。
  - 提供される情報は、原則として税関当局のみで使用され、また、刑事の捜査等における証拠として使用されない。
  - 主権等重大な利益を侵害する場合には、支援を拒否・延期することができる。
3. 今後について

我が国に対しては、多くの国から税関相互支援協定の締結希望が表明されているが、まずは先般締結された日米税関相互支援協定の実施状況をみつつ、それを踏まえて各国との対応を検討していくこととしている。

(出所) 大蔵省関税率審議会第1回総会(平成9年9月24日)資料6-1「最近の関税をめぐる諸問題」14ページ

#### 11-120 「関税定率法等の一部を改正する法律」(平成10年法律第26号)(抄)

(関税定率法の一部改正)

第1条 関税定率法(明治43年法律第54号)の一部を(略)改正する。  
(略)

(関税法の一部改正)

第2条 関税法(昭和29年法律第61号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百八条」を「第百八条の三」に改める。

(略)

第九章中第108条の次に次の2条を加える。  
(情報提供)

第108条の2 大蔵大臣は、この法律、関税

定率法その他の関税に関する法律(以下この条及び次条において「関税法令」という。)に相当する外国の法令を執行する当局(以下この条及び次条において「外国税関当局」という。)に対し、その職務(関税法令に規定する税関の職務に相当するものに限る。以下この条及び次条において同じ。)の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができる。ただし、当該情報の提供を行うことが、関税法令の適正な執行に支障を及ぼし、その他我が国の利益を侵害するおそれがあると認められる場合は、この限りでない。

2 大蔵大臣は、外国税関当局に対し前項に規定する情報の提供を行うに際し、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 当該外国税関当局が、我が国の税関当局に対し、前項に規定する情報の提供に相当する情報の提供を行うことができること。

二 当該外国において、前項の規定により提供する情報のうち秘密として提供するものについて、当該外国の法令により、我が国と同じ程度の秘密の保持が担保されていること。

三 当該外国税関当局において、前項の規定により提供する情報が、その職務の遂行に資する目的以外の目的で使用されないこと。

3 第1項の規定により提供される情報については、外国における裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

(以下 略)

(出所) 関税定率法等の一部を改正する法律 法律第26号(平成10年3月31日)

### 3 ウルグアイ・ラウンド

#### 11-121 1988年12月の中間レビュー会合における交渉成果の概要

##### 1. 合意が達成された分野（熱帯産品、関税、ガット機能の強化、サービス、紛争処理）

交渉分野	概 要
熱帯産品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各国のオファーが出揃い、包括的な熱帯産品に係る市場アクセス改善案を作成。</li> <li>・日本は、関税引き下げを中心に、バナナ、熱帯産植物油脂、ジュート製品等約180品目に係るオファーを提示。</li> </ul>
関 税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関税引下げ方式については、一律カット方式を支持する国が大勢を占めたが、米 国がこれに反対したため、その方式での合意の可能性を残しつつ、引き続き検討 することとされた。</li> <li>・少なくとも、東京ラウンドで一律カット方式を採用した国により達成された引下 げ（33%）並みの関税引下げ率を目標とすることで合意。</li> <li>・バインド率（関税率の上限をガット上約束した品目の割合）を実質的に引き上げ ることについて合意。</li> </ul>
ガット機能 の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガット締約国の貿易政策及び貿易慣行が多角的貿易体制に与える影響を評価する ため、ガットが貿易政策レビューを実施することで合意。</li> <li>・閣僚レベル総会を少なくとも2年に1回開催することで合意。</li> <li>・IMF・世界銀行との関係強化を図るため、第1段階として、ガット事務局長が IMF専務理事、世界銀行総裁と協議し、1989年9月1日までに報告書を作成する こととされた。</li> </ul>
サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス貿易を律する原則・ルールについては、①透明性、②内国民待遇、③最 恵国待遇といった概念が重要であることにつき合意。</li> <li>・ECは、段階的自由化との関連で「結果における相互主義」を強く主張し、これ に対し日本及び米国は、相互主義的表現を極力抑制。</li> <li>・対象セクターの特定を含む今後の交渉スケジュール（①事務局による第1次セク ター・リストの作成、②各国のリスト提出、③ルール・原則のセクターへの適用 テスト等）について合意。</li> </ul>
紛争処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のパネル手続き改善策を1989年から試行することに合意。 ①理事会でパネルの設置要求が行われた場合、原則として次回理事会までに設置 を決定。 二国間協議開始から理事会におけるパネル報告の取扱い決定までの期間は、 当事者が合意した場合を除き、15カ月を超えない。</li> <li>②一定の場合、仲裁制度を利用し得ることとする。</li> <li>・以下については検討を継続。 ①パネル報告の選択……コンセンサス・マイナス2方式（紛争当事国を除く全会 一致）を導入するか否か。 ②ガットに適合しない一方的対抗措置をとらないとの約束を明文化するか否か。</li> </ul>

##### 2. 中間レビュー会合以前の交渉で、今後の取り進め方等を内容とする合意が成立していた分 野（ただし、実質的成果の達成は今後の交渉に委ねられている。）……非関税措置、天然資源、 ガット条文、東京ラウンド協定類、補助金・相殺措置、貿易関連投資措置

## 3. 合意ができなかった交渉分野（農業、知的財産権、セーフガード、繊維）

交渉分野	概 要
農 業	・農業保護の撤廃を長期目標として主張する米国と、撤廃ではなく削減を目指すべしとするECとの対立が最後まで続き、合意に至らず。
知的財産権	・ガットの場合で知的財産権の保護基準についても交渉の対象とすることを明確にすべしとする先進国に対し、開発途上国の一部は理解を示したが、インド等の一部開発途上国が保護基準に関する作業はガットになじまないとして反対したため合意できず。
セーフガード	・ガットのセーフガード規定に基づかない灰色措置の禁止及びセーフガード措置の無差別適用の原則を合意事項に盛り込むべしとするインドの主張に対し、先進国がこれらは今後検討すべき問題であるとして反対したため、何ら合意できず。
織 維	・MFA（多角的繊維取極）をガットに統合する具体的スケジュールの設定及びMFAに基づく制限的措置の凍結等を開発途上国が主張したのに対し、先進国側はこれに強く反対し、合意できず。

(出所) 筑紫勝磨『ウルグアイ・ラウンド GATTからWTOへ』（平成6年、日本関税協会）28-30ページ

11-122 ドラフト・ファイナル・アクト（“DRAFT FINAL ACT”）（通称「ダンケル・テキスト」）  
〔冒頭及び目次のみ〕

MULTILATERAL TRADE  
NEGOTIATIONS  
THE URUGUAY ROUND

RESTRICTED  
MTN.TNC/W/FA  
20 December 1991  
Special Distribution

Trade Negotiations Committee

DRAFT FINAL ACT EMBODYING THE RESULTS OF THE  
URUGUAY ROUND OF MULTILATERAL TRADE NEGOTIATIONS

This document is being tabled by the Chairman of the Trade Negotiations Committee at Official Level with the following understanding:

- (a) It offers a concrete and comprehensive representation of the final global package of the results of the Uruguay Round;
- (b) No single element of the Draft Final Act can be considered as agreed till the total package is agreed;
- (c) Final agreement on the attached Draft Final Act will depend on substantial and meaningful results for all parties being achieved in the ongoing market access negotiations, including those related to tariffs and non-tariff measures: this applies to areas such as natural resource-based products, tropical products, agriculture and textiles and clothing.

- (d) Final agreement similarly applies to the ongoing negotiations pertaining to initial liberalization commitments in the area of services.

TABLE OF CONTENTS

<u>Section</u>	<u>Text</u>	<u>Page(s)</u>
A	Final Act embodying the results of the Uruguay Round of Multilateral Trade Negotiations	A.1-2
B	Measures in favour of Least-Developed Countries Trade in Goods (Annex I)	B.1
C	The Uruguay Round (1992) Protocol to the General Agreement on Tariffs and Trade	C.1-5
D	Rules of Origin	D.1-14
E	Preshipment Inspection	E.1-12
F	Anti-Dumping	F.1-34
G	Technical Barriers to Trade	G.1-27
H	Import Licensing Procedures	H.1-10
I	Subsidies and Countervailing Duties	I.1-49
J	Customs Valuation	J.1-2
K	Government Procurement	K.1
L	Agriculture Sanitary and Phytosanitary Measures	L.1-74
M	Safeguards	M.1-11
N	Trade-Related Aspects of Investment Measures	N.1-4
O	Textiles and Clothing	O.1-36
P	Article II:1 (b) of the General Agreement on Tariffs and Trade	P.1-2
Q	Article XXVII of the General Agreement on Tariffs and Trade	Q.1-2
R	Balance-of-Payments Provisions of the General Agreement on Tariffs and Trade	R.1-4
S	Understanding on Rules and Procedures on Dispute Settlement	S.1-23
T	Elements of an Integrated Dispute Settlement System Suspension of Concessions	T.1-6
U	Article XXIV of the General Agreement on Tariffs and Trade	U.1-4
V	Article XXV of the General Agreement on Tariffs and Trade	V.1
W	Article XXVIII of the General Agreement on Tariffs and Trade	W.1-2
X	Article XXXV of the General Agreement on Tariffs and Trade	X.1
Y	Functioning of the GATT System Trade in Services (Annex II)	Y.1-6 1-56

Section	Text	Page(s)
	Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights, including Trade in Counterfeit Goods (Annex III)	57-90
	Agreement establishing the Multilateral Trade Organization (Annex IV)	91-101
	Annotations	102-103
	Signatures	104-108
	(出所) World Trade Organization (WTO) ウェブ・ページ	

11-123 ダンケル・テキストに対する主要国の反応

米国	最終合意に向けて重要な貢献をなすもの。農業については、受入れ可能。サービス（フリー・ライダーの防止の問題）、アンチ・ダンピング（迂回防止の問題）、TRIP（法人著作権、開発途上国の移行期間の問題）等については、不満あり。
EC	いくつかの積極的要素を含むものの、全体としてバランスを欠いており、交渉が必要。農業について、①CAP改革に伴い導入された農家への直接所得補償を国内支持の削減対象から除外すること、②輸出補助金の削減に関し、補助金付き輸出数量ベースでの削減を廃止又は縮小すること、③飼料穀物代替品（コーングルテン・フィード）の代償なしの関税引き上げを行うこと、④バナナについて包括的関税化の例外扱いとすること等を求める。
日本	成功裡の終結に導くための弾みをつける重要なステップと認識。一方、我が国として困難な問題が含まれており、今後とも交渉が必要。農業では、輸出補助金に比べて、国境措置の取扱いにバランスを欠いており、特に例外なしの包括的関税化は受入れ困難。

(出所) 筑紫勝麿『ウルグアイ・ラウンド GATTからWTOへ』（平成6年、日本関税協会）38ページ

11-124 ブレアハウス合意の主な内容

- ① 国内補助金の削減を個別品目ごとではなく全体で20%削減
  - ② ECのCAP改革に伴う農家への直接所得補償を、国内補助金の削減対象から除外
  - ③ 輸出補助金の削減率を補助金付き輸出数量ベースで24%から21%に緩和
  - ④ ラウンド合意の実施機関（6年間）は、ガット上の対抗措置の発動を自制（いわゆる平和条項）
  - ⑤ ECの米国からのコーングルテン・フィードの輸入が急増した場合には米国・EC間で協議
- (出所) 筑紫勝麿『ウルグアイ・ラウンド GATTからWTOへ』（平成6年、日本関税協会）74ページ

11-125 東京サミット経済宣言（仮訳）（抄）  
1993（平成5）年7月9日

貿易

7. 多角的貿易システムの維持及び拡大は、世界の成長にとり不可欠である。我々は、あらゆる形態の保護主義を抑制する決意であり、いかなることがあっても多角的で開放的な貿易システムを損なう虞れのあるイニシアティブ及び取決めに頼るべきではないことに合意する。我々はまた、いかなる地域統合もこのシステムを補完し支えるものであるべきことを確認する。

我々の最優先事項は、ウルグアイ・ラウンドの成功裡の妥結である。我々は、モノ及びサービスの市場アクセスの大きなパッケージに向けた最近の重要な進展をジュ

ネーヴにおける多国間交渉の即時再開への大きな一歩として歓迎する。これらの進展に対しては、他の交渉参加国は、同等の市場開放措置をもって対応しなければならない。我々は、万事につき合意が得られるまでは何も合意されたとはいえないことを認識しつつ、我々の全ての貿易パートナーに対し、あらゆる事項につき建設的に交渉するよう求める。いくつかの重要な問題が未解決のまま残っている。我々は、それらを解決し、我々の全てのパートナーとともに本年末までに包括的かつ均衡のとれた合意を達成するとの決意を新たにしている。

(出所) 外務省ウェブ・ページ

#### 11-126 プレアハウス合意とCAP改革との整合性に関する問題点として外相・農相合同理事会において検討され、それを基に再交渉によって米国・ECが合意した具体的な点

1993(平成5)年12月

- ① 輸出補助金の削減(補助金付き輸出数量ベース)に関して、削減を平準化できるよう削減の基準となる期間を変更することを認めること
- ② 平和条項の適用期間を6年間から9年間に延長すること
- ③ コーングルテン・フィードの輸入抑制の問題については、同物品の輸入量が1990年～1992年の平均を上回る場合に相互に満足いく解決のための協議を開催すること
- ④ 米国関心品目についての市場アクセスを拡大すること  
(米国・EC合意は、大まかには、EC側の主張を踏まえる形でプレア・ハウス合意を修正し、その代償として米国によるECの農産物市場へのアクセスの改善を図ったものとなっている。)

(出所) 筑紫勝磨『ウルグアイ・ラウンド GATTからWTOへ』(平成6年、日本関税協会) 75-76ページ

#### 11-127 実質的妥結時の内閣総理大臣、大蔵大臣談話

##### 1. 細川内閣総理大臣談話

(1993年12月16日)

本日ガットウルグアイ・ラウンド交渉全体が実質的に妥結したことを評価いたします。

ウルグアイ・ラウンド交渉は、工業品の関税の引下げのみならず、今までガット体制の下で必ずしも十分な貿易ルールがなかった農業、あるいは新しい分野である特許権や商標権などの知的所有権、貿易関連投資措置、さらには、金融、運輸などのサービス分野を含む交渉であり、118の国や地域が7年にわたり交渉を行ったかつてない包括的かつ歴史的な一大事業でありました。

この交渉が今回実質妥結したことは、各国がそれぞれの抱える困難を乗り越え、多角的自由貿易体制の維持・強化についての強い意思を示したものであり、国際経済秩序に対する信頼を確保する上で極めて重要なことでもあります。

我々は1930年代の保護主義の台頭が世界貿易、そして世界経済の低迷を招いた苦い経験をもっております。このような経験に照らせば、今回の交渉の成否が今後の世界の自由貿易体制、ひいては世界経済の拡大と活性化にとりいかに重要な意味をもつものであったかは明らかであります。

貿易立国として、我が国政府は世界経済の拡大と繁栄なくして我が国経済の繁栄もないという強い信念の下にウルグアイ・ラウンド交渉を成功に導くため一貫して強い意思をもって交渉に臨んでまいりました。特に農業交渉ではコメなどの困難な問題を抱えておりましたが、将来にわたる国益を考えて厳しい決断を行い、農業合意案を受け入れたことは、ウルグアイ・ラウンド交渉全体の妥結に寄与したものと考えます。また工業品の関税引き下げ、サービス、貿易関連投資措置等の分野では、終始積極的な交渉姿勢を示し、多大の成果を得ることができました。

私は今回政府が交渉をまとめるため尽力するに当たり、国内各方面より得た御理解と御協力に深く感謝するものであります。

我が国は、今後の課題として、交渉の結果

でき上がった国際的ルールを遵守、活用する必要があり、また、新しいルールに順応していくために農業分野などで多くの国内努力をしていかなければなりません。そのためにも国内経済面における規制緩和を一層促進し、日本経済の一層の活性化を実現していきたいと考えます。

## 2. 藤井大蔵大臣談話

(1993年12月16日)

1. 本日、ガット・ウルグアイ・ラウンドの実質合意が達成され、7年間にわたる交渉が事実上終了した。今回の合意は、多角的自由貿易体制の一層の強化を図るものであり、極めて有意義なことであると考えます。
2. ウルグアイ・ラウンドは、鉱工業品の関税引き下げを主とする従来のラウンドとは異なり、農業貿易の規律やサービス貿易、知的財産権等15分野にわたる広範な事項を対象としてきた。それだけに我が国をはじめ各国とも困難な問題を抱え、苦しい選択を行い、ウルグアイ・ラウンドの成功裡終結のために努力を重ねてきた。このような各国の努力の結果、関税の大幅な引下げ、農業補助金の削減、金融等のサービスについて多国間の自由化ルールの策定、アンチ・ダンピング課税に関する規律の強化及び紛争処理手続等の制度の整備などウルグアイ・ラウンドには大きな成果が盛り込まれている。
3. 今回、118にものぼる国、地域等が参加した、広範な分野にわたる困難な交渉が成功裡に終結したことは、何よりも国際経済秩序に対する信認が確保されたことを示すものである。

今後ウルグアイ・ラウンドの成果が実施されることによって、世界貿易が大幅に拡大し、世策経済の成長、所得の増加につながるるとともに、国際的に競争が促進され、価格の低下や資源のより効率的な活用につながるが見込まれる。また、国際貿易に関するルール及び制度の整備は、保護主義を抑制し、サービス貿易等の新たな分野での取引を活性化させる上で効果的なものとなる。

これらのことは、我が国経済及び世界経

済のインフレなき持続的成長に資するとともに、物価の低下や選択の幅の拡大等を通じて、国民生活の豊かさの向上につながるものと確信する。

4. 大蔵省としては、今後とも多角的自由貿易体制の維持、強化を図り、我が国経済及び世界経済の発展に努めてまいりたい。
- (出所) 筑紫勝磨『ウルグアイ・ラウンド GATTからWTOへ』(平成6年、日本関税協会) 295-296ページ

## 11-128 マラケシュ宣言

1994(平成6)年4月15日

ウルグアイ・ラウンド多角的貿易交渉に参加した124の政府及び欧州共同体を代表する閣僚は、1994年4月12日から15日までモロッコのマラケシュで閣僚級で開催された貿易交渉委員会の最終会合の機会に、

1986年9月20日にウルグアイのプンタ・デル・エステで、ウルグアイ・ラウンド多角的貿易交渉を開始するために採択された閣僚宣言を想起し、

1988年にカナダのモントリオール、1990年にベルギーのブラッセルでそれぞれ行われた閣僚会議で達成された進捗を想起し、

交渉が1993年12月15日に実質的に妥結したことに留意し、

開放的かつ市場指向的な政策、並びにウルグアイ・ラウンドの諸協定及び決定に盛り込まれた約束に基づいて自国の経済が世界の貿易体制に参加することを通じ、ウルグアイ・ラウンドの成功を更に進展させるよう決意して、

本日次のとおり採択した。

### 宣 言

- 1 閣僚は、ラウンドの終結に代表される歴史的業績に敬意を表し、これが世界経済を強化し、全世界的な貿易、投資、雇用及び所得の増加につながることを確信する。特に、閣僚は、以下を歓迎する。
  - 一 閣僚が採択した、国際貿易のより強力かつ明確な法的枠組み(より効果的かつ信頼のできる紛争解決のメカニズムを含む)。
  - 一 世界的規模での物品の関税の40%引下げ、

及び物品の市場をより広く開放するとの諸協定、並びに関税譲許の範囲の大幅な拡大に代表される予見可能性及び確実性の向上

一サービスの貿易、及び、貿易に関連する知的財産権の保護のための規律の多角的枠組みの設立、並びに農業及び繊維・衣類についての多角的貿易条項の強化

- 2 閣僚は、世界貿易機関（WTO）の設立が、自国の国民の利益と福祉のためにより公正かつ開かれた多角的貿易体制の中で活動したいとの広範な希望を反映しており、世界的規模での経済協調の新たな時代の幕開けとなることを確認する。閣僚は、あらゆる種類の保護主義圧力に抵抗するとの決意を表明する。閣僚はウルグアイ・ラウンドで達成された貿易の自由化及びルール強化が、漸進的に世界の貿易環境の一層の開放につながることを確信する。閣僚は、今後直ちにかつWTOの発効まで、ウルグアイ・ラウンド交渉の結果又はその実施を損ない、又はそれらに悪影響を与えるようないかなる貿易上の措置もとらないことを約束する。
- 3 閣僚は、貿易、金融及び財政の各分野における世界的な政策の整合性の一層の向上（WTO、IMF、世界銀行の間のこの目的のための協力を含む。）に向けて努力するとの決意を確認する。
- 4 閣僚は、ウルグアイ・ラウンドへの参加国の範囲が従来の多角的貿易交渉に比べて相当広がったこと、特に、開発途上国が注目すべき積極的な役割を果たしたことを歓迎する。これは、よりバランスのとれた、かつ、統合された世界的な貿易パートナーシップに向けた歴史的な一歩である。閣僚は、これらの交渉が行われていた間、多くの開発途上国及び旧中央統制経済国家において、経済改革及び貿易の自主的な自由化の重要な措置が実施されたことに留意する。
- 5 閣僚は、交渉の結果が、開発途上国に対して異なった、かつ、より好意的な取扱い（後発開発途上国の特定の状況に対して特別の注意を払うことを含む。）を与えると、いう条件を含んでいることを想起する。閣僚は、後発開発途上国にとってのこれらの

条項の実施の重要性を認識し、後発開発途上国の貿易と投資の機会の拡大を引き続き支援し、かつ、促進するとの意図を宣言する。閣僚は、後発開発途上国及び食糧純輸入開発途上国の開発目的の達成を可能とするような積極的な措置を助長する観点から、ラウンドの結果がこれらの国に対してもたらす影響を、WTOの閣僚会議及び適当な機関によって定期的に検討することに同意する。閣僚は、ガット及びWTOがそれぞれ能力を有する分野で技術的支援を増加する能力、特に後発開発途上国に対する技術的支援を実質的に増大させる能力を強化する必要性を認識する。

- 6 閣僚は、「ウルグアイ・ラウンド多角的貿易交渉の結果を取録する最終文書」の署名及び関連閣僚決定の採択によって、ガットからWTOへの移行が開始されることを宣言する。閣僚は、特に、WTO協定の発効のための基礎を築くために準備委員会を設立した。閣僚は、また、同協定が1995年1月1日までに、又はその後できる限り早い時期に効力を発生することができるよう、同協定の批准のために必要なすべての措置を完了するよう努めることを約束する。閣僚は、さらに、貿易と環境に関する決定を採択した。
- 7 閣僚は、ハッサン二世国王陛下が今次閣僚会合の成功のために行った個人的な貢献、並びにモロッコ政府及び国民が示した温かいもてなし及び素晴らしい会議運営に対して深甚なる謝意を表明する。ウルグアイ・ラウンドのこの最終閣僚会議がマラケシュで開催されたという事実は、開かれた世界貿易体制及びモロッコの世界経済への完全な統合に向けたモロッコの決意を改めて示すものである。
- 8 閣僚は、最終文書の採択及び署名、WTO協定の受諾のための開放によって、貿易交渉委員会の作業が完結し、ウルグアイ・ラウンドが正式に終了することを宣言する。

（出所）筑紫勝磨『ウルグアイ・ラウンド GATTからWTOへ』（平成6年、日本関税協会）275-277ページ

## 11-129 ウルグアイ・ラウンド各種協定の概要

ウルグアイ・ラウンド各種協定の概要
<p>1. <u>世界貿易機関 (WTO)</u></p> <p>(1) ガット1994、ウルグアイ・ラウンド諸合意等を実施するための制度的な枠組みを提供するために世界貿易機関 (WTO) を設立する。WTOの加盟国はすべての多角的貿易協定を受諾しなければならない。</p> <p>(2) WTOの機能：上記の各種協定を実施する他、貿易交渉の場の提供、統一紛争処理手続及び貿易政策レビュー・メカニズムの管理、グローバルな経済政策の一貫性を高める見地からのIMF、世界銀行等との協力等を行う。</p> <p>(3) WTOの組織：閣僚会議を2年毎に開催する。その他各理事会、事務局等について規定。</p>
<p>2. <u>ウルグアイ・ラウンド議定書 (鉱工業品、林産物及び水産物)</u></p> <p>関税率の引下げは、原則としてWTO設立協定が発効した日から、5回に均等に分割して実施し、WTO発効の日から4年後の日までに完了させる。</p>
<p>3. <u>農業</u></p> <p>農産品の市場アクセスの改善 (関税化を含む)、国内支持及び輸出補助金の削減を規定。</p> <p>(1) <u>市場アクセス</u></p> <p>① (i) 一般関税のみが課されている農産品については、譲許品目は譲許税率、非譲許品目は1986年9月に適用されている関税率を、</p> <p>(ii) 一般関税以外の国境措置が課されている農産品については、それらの国境措置を関税化して得られる関税率 (関税相当量) を6年間に単純平均で36%削減 (最低15%以上削減) することを約束する。</p> <p>② 関税化された品目について、1986年から1988年の平均アクセス機会と同等以上のアクセス機会を維持・拡大する。更に、輸入量の消費量に対する比率が3%未満のものについては、初年度3%となるように関税割当により低税率による輸入を認める (ミニマム・アクセス)。ミニマム・アクセスは6年間に5%まで拡大する。</p> <p>③ 農産品のうち、</p> <p>(i) 1986年 - 1988年の輸入量が国内消費量の3%未満であり、</p> <p>(ii) 輸出補助金が付与されておらず、</p> <p>(iii) 効果的な生産制限措置がとられているものについては、ミニマム・アクセスを初年度4%から最終年度8%に拡大させることを条件とし、6年間関税化を実施しないことができるという特例措置が認められる。</p> <p>(注) 7年目以降も特例措置を継続するかどうかについては、実施期間終了1年前に交渉を行うこととなる。</p> <p>④ 関税化品目に関しては、改革期間内においては、一定以上の輸入数量の増大又は輸入価格の低下があった場合には、代償なしで追加的に関税を課することができる (特別セーフガード)。</p> <p>⑤ 全ての関税率 (一般関税及び関税相当量) を譲許する。</p> <p>(2) <u>国内支持</u></p> <p>① 貿易に対する歪曲効果又は生産に対する影響が全くない又は最小限であるという要件を満たす政策は、削減対象から除外される。</p> <p>② 削減の対象となる国内支持について、1986年から1988年を基準年として、農業全体の総合AMS (保護、支持の総合的計量手段) を計算し、6年間に20%削減を約束する。</p> <p>(3) <u>輸出競争</u></p> <p>輸出補助金を、86年から90年を基準年として、6年間に予算支出額ベース及び補助金付輸出数量ベースで、それぞれ36%及び21%の削減を約束する。</p>

(4) 実施期間の終わる一年前に、改革プロセスの継続等のための交渉を開始する。

#### 4. 繊維・衣類

- (1) 従来ガットの一般原則とは異なる特別な規律を定める多国間繊維取極（MFA）の下で行われてきた繊維貿易を10年間の経過期間を設けて完全にガットに統合する。
- (2) MFA規則及びその他の繊維製品に対する規制は段階的に撤廃する。

#### 5. ルール及び貿易関連投資措置（TRIM）

##### (1) アンチ・ダンピング

- ① ダンピング認定、損害認定につき一定の基準や手続を示すことによりアンチ・ダンピング課税に際しての規律を強化。
- ② アンチ・ダンピングに関する紛争処理パネルの審査基準等新たな規定を策定。

##### (2) 補助金・相殺関税

貿易歪曲効果の大きな補助金に対する基準の強化を図るため、補助金を以下の3つに分類し、それぞれに応じたルールを定める。

- ① 禁止される（レッド）補助金：輸出補助金及び国産品優遇補助金
- ② 相殺関税発動の対象とならない（グリーン）補助金：一般的利用可能性のある補助金、及び、特定性のある補助金のうち一定の条件を満たす研究補助金、地域開発補助金、環境補助金
- ③ 上記のどちらでもなく相殺関税の対象となりうる（イエロー）補助金

##### (3) セーフガード（緊急輸入制限措置）

- ① セーフガード措置（関税の引上げ、輸入制限の導入）は、全ての輸出国に対し無差別に適用される（選択適用の禁止）。但し、セーフガード委員会での協議を経て、輸入割当の輸出国別シェアの調整（クォータ・モジュレーション）を認める。
- ② 締約国は、輸出自主規制措置等の灰色措置を行うことも、また、求めることも認められない。既存の灰色措置は、この合意の発効の日から原則として4年以内にフェーズアウトするか、又はこの合意に合致するものとしなければならない。

##### (4) 貿易関連投資措置（TRIM）

現行ガット規定（内国民待遇の供与、数量制限の禁止）違反となる、ローカルコンテンツ要求、輸出入均衡要求、国内販売要求、為替規制を通じた輸入制限等の措置と明示的に禁止している。

##### (5) 原産地規則

- ① 各国の原産地規則（ある製品がどの国で生産されたかを決定する規則）が貿易に対し障害とならないよう明確なルールを策定する。
- ② ガットは、関税協力理事会（CCC）の協力を得て、3年以内に原産地認定基準の国際的調和を達成するとの作業計画に合意する。

#### 6. サービス貿易

##### (1) 最恵国待遇

最恵国待遇は一般的義務と位置付けられているが、各国は協定加入時に、一定の条件の下に例外措置を登録することが可能である。

##### (2) 市場アクセス及び内国民待遇

譲許表にオファーしたサービス分野においては、市場アクセス（外国のサービス供給者による我が国市場への参入等を制限しない）及び内国民待遇（外国のサービス供給者に対して内外無差別な待遇を与える）の義務を負う。但し、オファーの際に留保を付すことが可能である。

##### (3) 金融附則

- ① 信用秩序維持のための規則は原則として許される。
- ② 金融に係る紛争処理パネルには金融の専門能力が必要とされる。

### 7. 貿易関連知的財産権 (TRIP)

- (1) モノについてのガットの基本原則 (内国民待遇、最恵国待遇) をヒトの権利である知的財産権についても規定している。
- (2) 知的財産権保護に関する基準を規定している。
  - ① 多種多様な知的財産権の保護を包括的に規定している。
    - ・本協定がとりあげている権利…著作権、著作隣接権、商標権、地理的表示、意匠権、特許権、半導体集積回路配置図、非公開情報
  - ② 既存の知的財産権条約の保護水準の遵守を規定するとともに、当該保護水準に上乘せしより強化された保護を課する規定を導入している。
  - ③ 保護水準は遵守すべき最低水準を定めたものであり、本協定よりも高い保護水準を定めることが可能とされている。
- (3) 従来の知的財産権条約が各国の国内法制に委ねていた司法・行政手続 (エンフォースメント) について詳細な規律を規定している。
  - ・著作権、商標権侵害物品については輸入差止申立て制度の導入を義務づけ

### 8. 制度的問題

- (1) 統一紛争処理手続
  - ① WTO協定及び同協定に附属するモノ、サービス及びTRIPに関する協定等を対象とする統一紛争処理手続を規定している。
  - ② 本紛争処理手続きによらずに個別協定の違反や利益の無効化、侵害の有無を判断し、対抗措置をとってはならない旨規定している。
  - ③ DSB (紛争処理機関) 及びパネルにおける手続の明確化・迅速化、常設の再審機関の設置等を規定している。
  - ④ 対抗措置は、原則として同一分野でとられるものとしているが、一定の条件の下でクロス・セクター・リタリエーション (分野を超えた対抗措置) の発動を認めている。
- (2) 貿易政策レビュー制度  
 中間レビュー合意に基づき既に行われている貿易政策レビュー・メカニズムが再確認された。

(出所) 筑紫勝磨『ウルグアイ・ラウンド GATTからWTOへ』(平成6年、日本関税協会) 278-283ページ

## 4 WTO

### 11-130 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（抄）

1994（平成6）年12月28日  
（条約第15号）

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をここに公布する。

#### 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定

この協定の締約国は、

貿易及び経済の分野における締約国間の関係が、生活水準を高め、完全雇用並びに高水準の実質所得及び有効需要並びにこれらの着実な増加を確保し並びに物品及びサービスの生産及び貿易を拡大する方向に向けられるべきであることを認め、他方において、経済開発の水準が異なるそれぞれの締約国のニーズ及び関心に沿って環境を保護し及び保全し並びにそのための手段を拡充することに努めつつ、持続可能な開発の目的に従って世界の資源を最も適当な形で利用することを考慮し、

更に、成長する国際貿易において開発途上国特に後発開発途上国がその経済開発のニーズに応じた貿易量を確保することを保証するため、積極的に努力する必要があることを認め、

関税その他の貿易障害を実質的に軽減し及び国際貿易関係における差別待遇を廃止するための相互的かつ互恵的な取極を締結することにより、前記の目的の達成に寄与することを希望し、

よって、関税及び貿易に関する一般協定、過去の貿易自由化の努力の結果及びウルグアイ・ラウンドの多角的貿易交渉のすべての結果に立脚する統合された一層永続性のある多角的貿易体制を発展させることを決意し、

この多角的貿易体制の基礎を成す基本原則を維持し及び同体制の基本目的を達成することを決意して、

次のとおり協定する。

#### 第1条 機関の設立

この協定により世界貿易機関（WTO）を設立する。

（出所）経済産業省ウェブ・ページ

### 11-131 第1回世界貿易機関（WTO）閣僚会議 シンガポール閣僚宣言（仮訳）（抄）

1996（平成8）年12月9-13日  
シンガポール

#### 目的

1. 我々閣僚は、世界貿易機関（WTO）を設立する協定の第4条に定められているとおり、最初の通常の二年毎のWTO閣僚会議のために1996年12月9日から13日までシンガポールにおいて会合した。本会合の目的は、交渉、ルールに基づいた体制の中での貿易の継続的な自由化並びに貿易政策の多数国間での検討及び評価のためのフォーラムとしてのWTOを更に強化すること、特に、

- ・WTO協定及び決定の下での我々のコミットメントの実施を評価すること、
- ・継続交渉及び作業計画を見直すこと、
- ・世界貿易の進展を検討すること、及び、
- ・発展しつつある世界経済の課題に対処すること

であった。

#### 貿易と経済の成長

2. 50年近くにわたり、WTO加盟国は、最初はガットにおいて、そして現在はWTOにおいて、貿易関係が世界的に生活水準を高める方向に向けられるべきであるとのWTO協定の前文に反映されている目的の

達成を追求してきた。ルールに基づいた体制の下で貿易自由化によって促進された世界貿易の増大は、多くの国においてより多くの、より高い賃金の雇用を生み出してきた。最初の二年間のWTOの業績は、多角的体制が国際関係において安定的で安全な環境づくりに貢献し、持続可能な成長及び開発を促進する可能性を最大限に活用するために協力したいとの我々の希望を物語るものである。

### 各国経済の統合、機会と課題

3. 我々は、サービス貿易及び直接投資の成長を含む国際経済の変化の範囲及び速度並びに各国経済の一層の統合は、成長の向上、雇用創出及び発展のための未曾有の機会を提供するものと信ずる。これらの進展は、各国の経済及び社会における調整を必要とする。これらは、貿易体制に対する課題も提示する。我々は、これらの課題に取り組む決意である。

[4. ~ 5. 略]

### WTOの役割

6. 共通の利益となる持続可能な成長及び開発という目的を追求して、我々は、貿易が自由に行われる世界を思い描く。このために、我々は、以下に対する決意を新たにする。

- ・ 公正、衡平かつより開かれた、ルールに基づく体制、
- ・ 物品の貿易に対する関税及び非関税障壁の漸進的な自由化及び撤廃、
- ・ サービス貿易の漸進的な自由化、
- ・ あらゆる形態の保護主義の拒否、
- ・ 国際貿易関係における差別的待遇の撤廃、
- ・ 開発途上国、後発開発途上国及び移行経済国の多角的体制への統合、及び、
- ・ 可能な限り最も高い水準の透明性。

### 地域協定

7. 我々は、WTO加盟国の貿易関係が、その数、対象分野及び範囲が大きく拡大している地域貿易協定によって益々影響を受けていることに留意する。これらのイニシアティブは、一層の自由化の促進を可能にするものであり、後発開発途上国、開発途上国及び移行経済国の国際貿易体制への統合に資するかもしれない。この関連で、我々

は、開発途上国及び後発開発途上国を含む既存の地域取極の重要性に留意する。地域貿易協定の範囲及びその拡大は、地域貿易協定に関連するWTOの権利及び義務の制度を更に明確化する必要があるか否かについての分析を重要なものとする。我々は、地域貿易協定の発展のための枠組みを含む多角的貿易体制の優位性を再確認し、地域貿易協定が多角的貿易体制に補完的であり、かつ、そのルールに整合的であることを確保する決意を新たにする。この関係で、我々は、地域貿易協定に関する委員会が新たに設置されたことを歓迎し、その活動を支持する。我々は、マラケシュで採択されたWTO協定及び決定においてコミットしているとおおり、WTOにおける漸進的な自由化を通じ引き続き努力し、そうすることにより、世界及び地域の貿易自由化の相互補完的なプロセスを促進する。

[8. ~ 17. 略]

### ITA (情報技術合意) と医薬品

18. 情報技術製品の貿易に関するシンガポール閣僚宣言に留意し、我々は、最恵国待遇での関税撤廃に合意した多くのWTO加盟国及びWTOへの加盟を申請した国又は独立の関税地域がとったイニシアティブ並びに多くの加盟国が無税となる医薬品のリストに400以上の産品を追加したことを歓迎する。

### 作業計画と既に組み込まれている作業課題 (ビルトイン・アジェンダ)

19. WTOの活動の重要な側面の一つは、諸協定の実施を継続的につかさどることであることに留意し、WTOの作業計画の定期的な検討及び更新は、WTOがその目的を達成することを可能にする上での一つの鍵である。この関連で、我々は、WTOの諸機関の報告書を是認する。作業計画の大半は、マラケシュで採択されたWTO協定及び決定に由来する。WTOの協定及び決定の一部として、我々は、農業、サービス及び一部のTRIPsについて将来の交渉を求める多くの規定に合意し、ダンピング防止、関税評価、紛争解決了解、輸入許可手続、船積み前検査、原産地規則、衛生植物検疫措置、セーフガード、補助金及び相殺措置、

貿易の技術的障害、繊維製品等、貿易政策検討制度、知的所有権の貿易に関する側面、貿易に関連する投資措置に関する見直し並びにその他の作業を求める多くの規定に合意した。我々は、合意された交渉及び見直しを行う前に加盟国が内在する問題をより良く理解し、自らの利害を特定することができるようビルトイン・アジェンダの分野について、WTOの関連機関の結論及び勧告に規定されている場合には、分析及び情報交換のプロセスに合意する。我々は、以下に合意する。

- ・ WTO協定において設定された時間的枠組みは、それぞれの場合において尊重されること、
- ・ 将来の交渉が定められている場合には、行われる作業はかかる将来の交渉の範囲を予断しないこと、及び、
- ・ 行われる作業は、合意された活動（すなわち、交渉又は見直し）の性質を損なわないこと。

#### 投資と競争

20. 投資及び競争政策に関する問題についての現行のWTO協定の規定並びにこれらの分野での、特に貿易に関連する投資措置に関する協定の下でのビルトイン・アジェンダに考慮し、また、行われる作業が交渉が将来開始されるか否かを予断してはならないとの理解の下で、我々は、また、以下に合意する。

- ・ 貿易と投資の関係を検討する作業部会を設置すること、及び、
- ・ WTOの枠組みにおいて一段の検討に値し得る分野を特定するため、反競争的慣行を含め、貿易と競争政策の間の相互作用について加盟国が提起する問題を検討するための作業部会を設置すること。

これらの作業部会は、必要な場合には互いの作業を参考とし、また、UNCTAD及び他の適当な政府間のフォーラムにおける作業を参考とし、それらフォーラムの作業に影響を及ぼさない。UNCTADに関しては、ミッドランド宣言に述べられた作業、及びこの作業が問題の理解に対しなし得る貢献を歓迎する。作業部会の作業を行うに際して、我々は、利用可

能な資源を最大限有効に活用し開発の側面が十分に考慮されることを確保するため、上記の機関との協力を奨励する。一般理事会は、各作業部会の作業を検討し、二年後に各作業部会の作業をどのように進めるかを決定する。この分野における多数国間の規律に関する交渉を将来行うとしても、交渉についての明示的なコンセンサスによる決定がWTO加盟国間でなされて初めて行うことを明確に理解する。

#### 政府調達の透明性、貿易の円滑化

21. 我々は、また、以下に合意する。

- ・ 国内の政策を考慮に入れて政府調達慣行の透明性について検討を行い、この検討に基づいて適当な合意に含めるべき要素を作成するための作業部会を設置すること、及び、
- ・ 貿易の円滑化の分野におけるWTOのルールの範囲を評価するため、貿易の手續の簡素化について、他の関連する国際機関の作業を参考にして調査及び分析の作業を行うよう物品の貿易に関する理事会に指示すること。

22. パラ20及び21で言及された作業の計画にあたっては、各代表団、特に資源がより限られた代表団に対する負担を最小化し、UNCTADの関連機関の会合とWTOの会合との調整を行うことに十分な注意が払われる。開発途上加盟国、特に後発開発途上加盟国のこれらの作業への参加を促進するために、事務局の技術協力計画が利用に供される。

23. 1998年初めに多角的貿易体制が50周年を迎えることに留意し、我々は、この歴史的行事をどのように記念するのが最善であるかにつき検討するよう一般理事会に指示する。

[略]

(出所) 外務省ウェブ・ページ

## 11-132 第2回世界貿易機関(WTO)閣僚会議 閣僚宣言(仮訳)

1998(平成10)年5月20日採択  
ジュネーブ

1. 今次第2回WTO閣僚会議は、多角的貿易体制の設立50周年記念式が開催されているという同体制にとって特に意義深い時期に開催されている。我々は、この機会に、貿易及び関税に関する一般協定及び世界貿易機関協定の前文に具現化された目的に従って、多角的貿易体制が、貿易の自由化及び拡大を促進し、国際貿易関係の実施のための枠組みを提供することにより、過去半世紀に亘り成長、雇用及び安定に重要な貢献を行ってきたことに敬意を表する。しかしながら、これらの成果を全世界の人々が十分かつ平等に共有できるようになるために、更に為すべきことがあることにつき我々の意見は一致している。
2. 我々は、多角的な規則に基づく貿易体制が極めて重要であることを確認する。我々は、我々がシンガポールで行ったコミットメント及び評価を再確認し、また同会議以来、既存の協定及び決定に基づく作業が重要かつ新たな進展をもたらしていることに留意する。特に、我々は、基本電気通信及び金融サービス交渉が成功裡に終了したことを歓迎し、情報技術合意が実施されたことに留意する。我々は、モノとサービスの貿易の漸進的な自由化を達成するための我々のコミットメントを新たにする。
3. この50周年は、多くのWTO加盟国の経済が金融市場の混乱がもたらした困難を経験している時期に到来している。我々は、この機会に、全ての市場を開放的に維持することが、これらの困難に対する持続的な解決策の重要な要素の1つでなければならないことを強調する。右を念頭に、我々は、如何なる保護主義的措置の使用も拒否し、IMF及び世界銀行におけると同様に、WTOにおいても、開放的で規則に基づく貿易体制が、あらゆる開発段階の経済において安定した成長をもたらすための貢献を最大限にするという観点から、国際的な経済政策立案の一貫性を高めるために共に作業を行うことに合意する。
4. 我々は、多角的貿易体制に対する支持を高めるために、多角的貿易体制の恩恵についての一般の理解を高めることの重要性を認識し、この目的に向けて努力することに合意する。この関連で、我々は、WTOの活動の透明性の向上の方途につき検討する。我々は、更に、持続的経済成長及び持続可能な開発の目的に向けて努力の強化を継続する。
5. 我々は、多角的貿易体制の恩恵が可能な限り広範に行きわたることを確保するとのコミットメントを新たにする。我々は、多角的貿易体制が開発途上国加盟国の特定の貿易関連の関心及び開発のニーズに応じた貢献を行う必要があることを認識する。我々は、多角的貿易協定及び関連の閣僚決定における開発途上国加盟国、とりわけ後発開発途上国を優遇するための特別規定の適用を見直すため、貿易と開発に関する委員会において既に進行中の作業を歓迎する。
6. 我々は、後発開発途上国及び経済規模の小さいいくつかの国の疎外化を引き続き深く懸念しており、これらの国の多くが直面している慢性的な対外債務問題により複雑化されているこの問題に迅速に取り組む必要性があることを認識する。この関連で、我々は、シンガポールで合意した、後発開発途上国のための行動計画を包括的に実施するために、WTOが他の国際機関と協力してとったイニシアチブ、特に1997年10月にジュネーブにて開催された後発開発途上国に関するハイレベル会合を通じたイニシアチブを歓迎する。我々は、また、右イニシアチブを極めて重視しており、そのフォローアップに関する事務局長の報告を歓迎する。我々は、後発開発途上国が輸出する産品に対する市場アクセス条件を、可能な限り広範かつ自由化された形で引き続き改善することを約束する。我々は、加盟国に対し、各国がハイレベル会合で約束した市場アクセスに関するコミットメントを実施するよう求める。
7. 我々は、また、シンガポール閣僚会議以降に加入したWTO加盟国、すなわち、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、モン

ゴル、ニジュール及びパナマを歓迎する。我々は、現在加入交渉中の31の申請国・地域についての進展を歓迎し、加入手続きが可能な限り迅速に進展することを確保する決意を新たにす。我々は、WTOへの加入に当たっては、加入申請国・地域側において、WTOの諸規則及び諸原則を十分に尊重すること、並びに意味のある市場アクセスについてのコミットメントが必要であることを想起する。

8. WTO協定及び閣僚決定の完全かつ誠実な実施は、多角的貿易体制の信頼性のために絶対必要であり、また世界のあらゆる地域においてグローバルな世界貿易の拡大、雇用創出の促進及び生活基準の向上のモメンタムを維持するため不可欠である。我々が第3回閣僚会議を開催する際、我々は、個別の協定の実施と協定の目的の実現についての評価を更に追求する。その評価においては、特に、実施に当たって生じた問題及びその結果として加盟国の貿易及び開発の見通しに及ぼす影響がその対象となろう。我々は、我々が既に合意した、見直し、交渉及びその他の作業のための既存のスケジュールを尊重するコミットメントを再確認する。

9. 我々は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定は、WTOは同協定の付属書に含まれている協定で取り扱われる事項に係る多角的貿易関係に関する加盟国間の交渉のための場を提供する旨、及びWTOは、また、閣僚会議の決定するところに従い、多角的貿易関係に関する加盟国間の追加的な交渉のための場及びこれらの交渉の結果を実施するための枠組みを提供することができる旨規定していることを想起する。上記第1項から第8項に鑑み、我々は、既存の協定の完全かつ誠実な実施を確保し、第3回閣僚会議への準備を行うため、一般理事会の指示の下、1つの過程が開始されることを決定した。この過程は、我々が第3回閣僚会議において決定を行えるように、一般理事会がWTOの作業計画（全加盟国の様々な関心及び懸念に応えるために十分広範で、WTOの枠組みの下で行われる更なる自由化を含む）に関する勧告を提供することを

可能とする。この観点から、一般理事会は、コンセンサスによる意思決定の原則を十分に尊重しつつ、一般理事会の作業が完全かつ時宜を得た形で完了することを確保するため、1998年9月に特別会合を開催し、さらにその後は定期的に会合する。一般理事会の作業計画は、以下を含むものとする。

(a) 次の事項に関する勧告

(i) 加盟国によって提起されるものを含む、既存の協定及び決定の実施に関する問題

(ii) 既にマラケシュにおいてマンデートが与えられた交渉の予定通りの開始を確保すること

(iii) その他の既存の協定及びマラケシュにおいて採択された決定で既に規定されている将来の作業

(b) シンガポールにおいて開始された作業計画に基づくその他のあり得べき将来の作業に関する勧告

(c) 後発開発途上国に関するハイレベル会合のフォローアップに関する勧告

(d) 加盟国間の多角的貿易関係に関して加盟国から提案され、合意されるその他の事項の検討の結果による勧告

10. 一般理事会は、また、上記の勧告から生じる更なる作業計画の組織及び運営（作業の範囲、構成及び時間的枠組みを含む）に関する決定のための勧告をコンセンサスに基づき第3回閣僚会議に提出する。右勧告はその作業計画が速やかに開始され、終了することを確保するものである。

11. 以上の作業計画は、全ての加盟国間の利益の全体的な均衡の達成を目指すものとする。

(出所)「第2回WTO閣僚会議とガット／WTO 50周年行事」、『貿易と関税』1998年7月号、12-13ページ

11-133 第2回世界貿易機関(WTO)閣僚会議 グローバルな電子商取引に関する宣言(仮訳)

1998(平成10)年5月20日採択  
ジュネーブ

関係は、

グローバルな電子商取引が増大しつつあり、貿易の新たな機会を創出しつつあることを認識し、以下の通り宣言する。

一般理事会は、次回特別会合までに、加盟国によって特定された問題を含む、グローバルな電子商取引に関する全ての貿易関連事項を検討する包括的な作業計画を設定する。作業計画は、関連する世界貿易機関（WTO）の委員会を関与させ、開発途上国の経済、財政及び開発に関するニーズを考慮し、及び作業が他の国際的な場においてもまた行われていることを認識する。一般理事会は第3回閣僚会議に提出すべく作業計画の進展に関する

報告書及び行動のための何らかの勧告を作成すべきである。我々は、また、作業計画の結果又はWTO諸協定に基づく加盟国の権利義務に影響を及ぼすことなく、加盟国が電子送信に関税を賦課しないという現在の慣行を継続することを宣言する。一般理事会は、第3回閣僚会議に報告を行う際、この宣言を見直す。宣言の延長については、作業計画の進展を踏まえつつ、コンセンサスにより決定される。

（出所）「第2回WTO閣僚会議とガット／WTO 50周年行事」、『貿易と関税』1998年7月号、22ページ

11-134 第3回世界貿易機関（WTO）閣僚会議 バーシェフスキー-USTR議長のリマークス  
1999（平成11）年12月3日 シアトル

Let me begin by offering my sincere thanks to Director-General Moore, to our Working Group Chairs and Co-Chairs, the WTO Secretariat, and to each of the delegations representing their governments here at this Ministerial, for their very hard and productive work over the past week. I would also like to thank our hosts in the Seattle community for their hospitality and patience during a sometimes very difficult week.

Over the past four days, we engaged in intense discussion and negotiations on one of the core questions facing the world today: the creation of a global trading economy for the next century. The delegates have taken up some of the most profound and important issues and policy decisions imaginable, including issues that previous Rounds could not resolve, and matters that have not come before the trading system in the past. They took up these issues with good will and mutual respect, and made progress on many of them.

However, the issues before us are diverse, complex and often novel. And together with this, we found that the WTO has outgrown the processes appropriate to an earlier time. An increasing and necessary view, generally shared among the members, was that we needed a process which had a greater degree of internal transparency and inclusion to accommodate a larger and more diverse membership.

This is a very difficult combination to manage. It stretched both the substantive and procedural capacity of the Ministerial, and we found as time passed that divergences of opinion remained that would not be overcome rapidly. Our collective judgment, shared by the Director-General, the Working Group Chairs and Co-Chairs, and the membership generally, was that it would be best to take a time out, consult with one another and find creative means to finish job.

Therefore, Ministers have agreed to suspend the work of the Ministerial. During this time, the Director-General can consult with delegations and discuss creative ways in which we might bridge the remaining areas in which consensus does not yet exist, develop an

improved process which is both efficient and fully inclusive, and prepare the way for successful conclusion. The Ministerial will then resume its work.

Again, I wish to thank Director-General Moore, the Seattle community, and all our delegations for their hard work and their participation in these talks. Our work together has been an honor and a privilege for me, and I look forward to its continuation in the weeks and months ahead.

(出所)「WTO第3回閣僚会議について」、『貿易と関税』2000年2月号、15ページ

### 11-135 第3回世界貿易機関(WTO)閣僚会議 河野外務大臣演説

1999(平成11)年12月2日 シアトル

議長、ムーア事務局長、各国閣僚並びに代表団、御列席の皆様、

私は、日本政府を代表して、この会議に臨む我が国の決意について述べたいと思います。まず、閣僚会議開催にあたって、多大なる努力を払って来られた、米国政府、WTO事務局、シアトル市、シアトル・ホスト委員会他、関係者の方々に、厚く御礼申し上げます。

#### (多角的自由貿易体制へのコミットメント)

議長、

我々は、今世紀前半の二つの大戦と世界大不況からの教訓を得て、その後50年余りにわたり、自由と民主主義を基礎とする平和と繁栄を追求してきました。多角的自由貿易体制は、そのような我々の努力の重要な礎石でありました。

ガットは、誕生以来、国際貿易のルールの強化や自由化の推進を通じ、多角的自由貿易体制の守護神としての役割を果たしてきました。ガット発足以来今日までの間、世界の貿易量は20倍近くにも拡大してきております。さらに、1995年初めのWTO発足により、サービス貿易や知的所有権といった新しい分野にも取り組むこととなり、また、紛争処理機能が改善される等、多角的貿易体制は、一層強化されることとなりました。

21世紀を目前に控え、我々は、ガット、

WTOが果たしてきた多大なる役割を再認識し、激しく変動する国際経済の中で、WTOに、より効果的な機能を与えるよう、不断の努力を重ねる必要があります。そのためには、今回の閣僚会議により、WTOとして初めてのラウンド交渉の開始を宣言することが、何よりも重要です。

自由貿易の恩恵を受け、経済発展を遂げた我が国は、多角的自由貿易体制の維持、強化に、深くコミットしております。今回の閣僚会議には、私だけでなく、農林水産大臣及び通商産業大臣も出席しており、三閣僚が力を合わせ、今回会議の成功に全力で貢献したいと思います。

#### (WTOが直面する課題)

議長、

発足して五年になるWTOは、現在早急に取り組まなければならない二つの課題に直面しています。

WTO加盟国のうち4分の3を占める途上国の中には、WTO協定の義務履行に困難を抱えている国もあります。WTOの第一の課題は、このような途上国の関与の問題であり、いわゆる「実施」問題であります。次期ラウンド開始にあたり、この課題に正面から取り組む必要があります。そして、途上国がWTOから十分な利益を受けるためにも、既存のルールの必要な見直しが行われることが重要です。この関連で我が国は、次期交渉で、特にダンピング防止措置に対する規律の見直しを重視しています。さらに、後発途上国に対してはとりわけ配慮が必要です。我が国としても、これらの諸国からの実質的に全ての

産品について関税を無税化すべく真剣に取り組むたいと思います。

また、一方で、人々は、貿易の更なる自由化が、環境の保護、食品の安全、農村社会の維持、文化・伝統の保全等にどのような影響を与えるかについて懸念を表明しています。

WTOは、これらの問題提起に答えていかなければなりません。これが、WTOに課せられた第二の課題です。特に、持続可能な開発を含めた環境問題、GMO（遺伝子組換え体）、林産物・水産物等の有限天然資源の保存管理等に適切に対処すべきです。また、農業については、食料安全保障、輸出入国間の権利義務のバランスの回復に加え、農業の多面的機能への配慮が重要です。我が国は、来年以降、農業協定第20条に基づき、他の国と協力して交渉する用意があります。しかし、これから交渉に入ろうとする時に、交渉のスタートラインを変更したり交渉結果の先取りをせんとする一部の国々の主張は、建設的とは思われません。

さらに、我々は、21世紀を見据えてWTOのあるべき姿を追い求めていかなければなりません。そのためにも、次期ラウンドでは、これまで述べた点に加え、投資、電子商取引等、新たな課題への対応も重要です。また、WTOが真に普遍的な国際機関となるため、現在加盟作業中の31カ国の早期加盟の実現を期待し、引き続き努力していきたいと思ます。

(おわりに)

議長、

我々は、今まで以上に、解決の道筋をつけないく数々の問題に取り組むことが必要となっています。今回の会議に出席している閣僚は、多角的自由貿易体制の大義に強くコミットし、この会議の成功に積極的なイニシアティブを発揮していかなければなりません。それぞれの抱える問題、関心事項は異なるかもしれませんが、各国、各国民が新しいラウンドを開始することの歴史的重要性を認識し、

協力と協調の精神をもって、努力することが重要であります。今回の会議が、WTOの輝かしい一ページとなるよう、我が国としても全力を尽くすことを約束したいと思います。

御清聴有り難うございました。

(出所) 外務省ウェブ・ページ

#### 11-136 沖縄サミット G8 コミュニケ・沖縄2000 (仮訳) (抄)

2000 (平成12) 年 7 月 23 日 沖縄

#### 貿易

35. WTOによって具現された多角的貿易体制は、ルールに基づく自由貿易を実現するための国際社会による半世紀にわたる不屈の努力の成果の表われであり、先進国及び開発途上国双方の加盟国に対し、経済成長を刺激し社会発展を推進しつつ、多大な貿易の機会を提供してきた。これらの利益をより目に見える方法でより多くの諸国に拡大するために、体制は、開発途上加盟国、特に後発開発途上国の正当な関心により良く取り組む必要がある。ウルグアイ・ラウンド合意の実施、後発開発途上国に対する市場アクセスの改善、キャパシティ・ビルディングの強化のための技術支援、及びWTOの透明性の向上に関するジュネーブにおける短期的パッケージの採択は、この方向に向けた重要な第一歩であり、迅速に追求されなければならない。我々は、この分野において一層の緊急性をもって更に前進する必要性を認識する。そして、我々はそのように行動する。特に、開発途上国の発展における貿易の決定的な重要性の観点から、貿易関連のキャパシティ・ビルディングは大幅に拡大されるべきであり、そのことが、開発途上国による体制へのより効果的な参加と、特に、これら諸国の利益となる市場アクセスの改善のより十分な活用につながり得る。我々は、また、この関連の二国間及び地域的なイニシアティブを賞賛する。我々は、開発途上加盟国に対して個々のニーズに沿ったキャパシティ・ビルディングのための支援を強化することにより、主導的な役割を果たすことにコミットする。我々は、また、WTO、世界銀行、

IMF、国際連合開発計画（UNDP）、UNCTADを含む国際機関に対し、この目的のために我々とともに共同して行動をとるよう要請する。

36. 我々は、多角的貿易体制が強化され、世界経済において極めて重要な役割を果たし続けることを確保しなければならない。我々は、この責任を認識しつつ、すべてのWTO加盟国の関心を反映する、野心的で均衡がとれかつ幅広いアジェンダによるWTO貿易交渉の新たなラウンドについて強力にコミットしている。我々は、このような交渉の目的が、市場アクセスを促進し、WTOのルール及び規律を発展させかつ強化し、開発途上国が経済成長と世界的な貿易体制への統合を達成することを支援し、貿易政策と社会政策とが、また、貿易政策と環境政策とが両立し相互に支援的であることを確保するものであるべきということに合意する。我々は、今年中にそのようなラウンドを立ち上げるよう、他のWTO加盟国と共に努力するため、我々の間の緊密で実り多い協力を強化することに合意する。
37. 我々は、グローバル化に関する課題への取組を助けるためにより包括的なパートナーシップが築かれなければならないことを認識する。この点に関し、国際的及び国内的な政策の一貫性を向上しなければならず、また、国際機関の間の協力を改善しなければならない。我々は、また、貿易自由化の利益及び課題に関する建設的な対話を築くために一般国民との関わりを持つことの重要性を強調する。
38. すべての経済を多角的貿易体制に統合することは、我々に共通の利益である。従って、我々は、中国のWTOへの加盟に関する進展を歓迎し、他の申請国の早期加盟に向けた努力を支持する。

(出所) 外務省ウェブ・ページ

## 11-137 APEC2000首脳宣言（仮訳）（抄）

2000（平成12）年11月15日  
ブルネイ・ダルサラーム国、  
バンドル・スリ・ブガワン

### 多角的貿易体制の強化

22. グローバル化のこの時代においては、公正かつルールに基づいた多角的貿易体制は、我々の成功と繁栄のために、これまでも増して決定的な重要性を持つ。この体制は21世紀の課題に 대응するべきである。
23. 我々は、全てのWTO加盟国、特に、後発途上メンバー及び途上メンバーの利益となるように、WTOの新ラウンドを迅速に立ち上げる必要があることを再度表明する。我々は、全てのWTO加盟国の関心及び懸念に 対応するよう、バランスが取れ、かつ十分に広範なアジェンダを2001年の出来るだけ早い時期に策定し、かつ決定して、2001年にラウンドを立ち上げることで意見が一致する。オークランドで我々が合意した要素及び目的は、現在においても適切なものである。
24. 我々は、閣僚に対し、現在行われている農業及びサービス交渉において意味のある進展をとげるよう指示する。我々は、また、閣僚に対し、交渉のアジェンダ全体を予測することなく、新ラウンド準備の一環として鉱工業品関税や他の関連分野についての準備作業を継続するよう指示する。我々は、次回WTO閣僚会議までの間の電子商取引への関税賦課に関するモトリアムに対するコミットメントを再確認し、電子商取引の利用及び開発を制限するような不必要な措置を回避することの重要性を認識する。我々は、電子商取引の進化に対してWTOのルールがどれほど適切であるかを検討する特別の分析タスク・フォースをWTO内に設立することを求める閣僚の要請を承認する。
25. 我々は、後発途上メンバーのための市場アクセスに関する措置やWTO協定の実施の側面に関する懸念に対処する措置を含め、WTOにおいて採択された信頼醸成措置を賞賛する。我々は、後発途上メンバー向けの市場アクセス・イニシアティブが効果的

- に実施され、より多くのメンバーが同イニシアティブに参加するよう求める。
26. 新ラウンド立ち上げに向けた勢いを高めるため、我々は、WTO協定実施のためのキャパシティー・ビルディングに関する戦略的なAPEC計画の策定における進展を歓迎する。我々は、示された戦略計画を承認し、閣僚によるその早期実施の決定を支持する。
27. 我々は、この一年間に中国のWTO加盟交渉において達成された実質的進展を歓迎するとともに、中国が出来る限り早くWTOに加盟出来るようにするため、これらの交渉の迅速な妥結を求める。我々は、また、チャイニーズ・タイペイの速やかなWTO加盟、並びに、ロシア及びヴェト

- ナムの加盟プロセスの前進を支持する。
28. 我々は、アジア太平洋地域における地域貿易取極の最近の進展に留意する。我々は、地域貿易協定や二国間貿易協定がWTOにおける多角的自由化のための踏み台（ビルディング・ブロック）として役立つものであることで意見が一致する。したがって、我々は、既存の地域貿易協定及びこれから出来つつある地域貿易協定が、WTOのルール及び規律に整合的であるべきことを確認する。我々は、また、これらの地域貿易取極はAPECの構想に沿い、また、APECの目標及びその諸原則に資するものとする。

(出所) 外務省ウェブ・ページ

## 5 CCC・WCO

11-138 ロンドン・サミット経済宣言（仮訳）（抄）  
1991（平成3）年7月17日 ロンドン

### 麻 薬

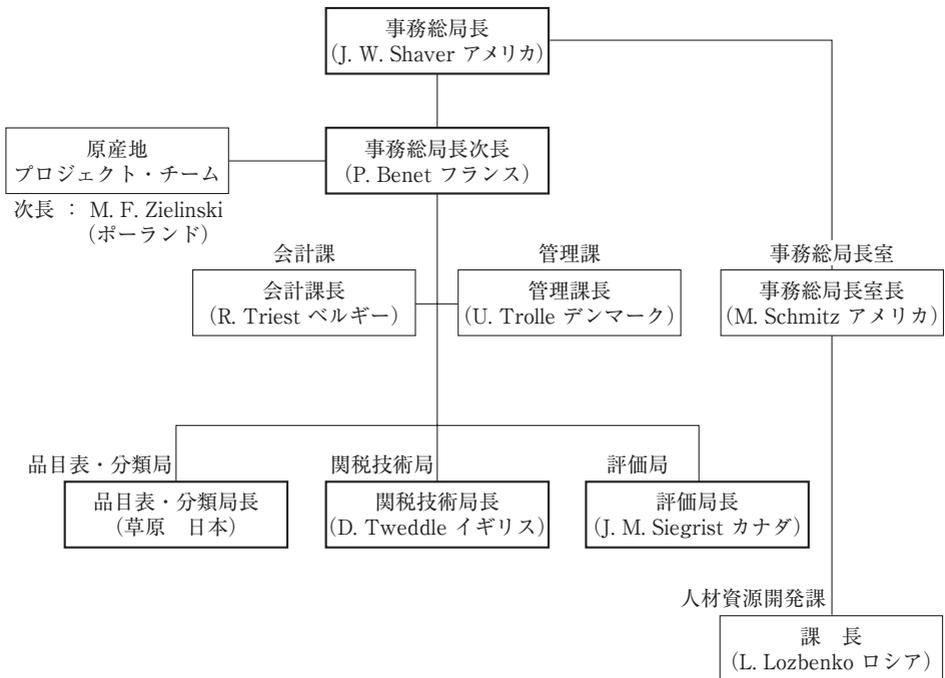
62. 我々は、人と物の合法的な移動を妨害することなく麻薬の不法な移送を取り締まる

法執行機関の能力の向上に関心を有している。我々は、関税協力理事会（CCC）に対し、この目的のために国際貿易・輸送業者の団体との協力を強化し、次回サミットまでに報告書を作成するよう懇請する。

（出所）外務省ウェブ・ページ

11-139 WCO事務局機構図（抄）

1996（平成8）年4月



（出所）『大蔵省関税局年報 平成8年版』（平成8年8月10日、日本関税協会）156ページ

## 6 APEC

## 11-140 APEC閣僚会議の概要

会議（年月・場所）	会議の主要成果
第1回閣僚会議 〔1989年11月〕 〔キャンベラ〕	○ 地域の多様性に基づく相互平等の尊重等APECの基本理念を確認。
第2回閣僚会議 〔1990年7月〕 〔シンガポール〕	○ 個別協力分野のワーキング・グループの設置に合意。
第3回閣僚会議 〔1991年11月〕 〔ソウル〕	① APECの目的等を定めたAPECソウル宣言を採択。 ② 中国、台湾（チャイニーズ・タイペイ）、香港の参加を承認。
第4回閣僚会議 〔1992年9月〕 〔バンコク〕	① 常設事務局の設置及び予算制度の発足を定めたAPECバンコク宣言を採択。 ② アジア太平洋地域の貿易自由化を促進していくためのアプローチ（賢人会議の設置等）について合意。
第5回閣僚会議 〔1993年11月〕 〔シアトル〕	① 域内の貿易投資自由化問題等について協議する場として貿易投資委員会（CTI）を設置。 ② 経済動向・問題アドホック・グループ（ETI）の経済委員会へ昇格の可能性を検討することに合意。 ③ メキシコ、パプア・ニューギニアのAPEC参加を承認するとともに、1994年の閣僚会議からのチリの参加を承認。
第6回閣僚会議 〔1994年11月〕 〔ジャカルタ〕	① 非拘束的な投資原則を策定するとともに、税関手続及び基準・認証の調和の検討のため小委員会を設置することに合意。 ② 域内の経済動向等を検討するため、経済動向・問題アドホック・グループ（ETI）を昇格させ、経済委員会（EC）を設置することに合意。 ③ 我が国より、人的資源等を活用し、域内の経済協力及び開発を促進するため「前進のためのパートナー（PFP）」を提案、具体的な検討を行うことに合意。
第7回閣僚会議 〔1995年11月〕 〔大阪〕	○ 各メンバー3人までの代表で構成される「APECビジネス諮問委員会」（ABAC）の設立に合意。
第8回閣僚会議 〔1996年11月〕 〔マニラ〕	① TILF特別勘定を通じてのプロジェクトの開始。 ② 経済協力・開発の強化に向けた枠組みに関する宣言の発出。 ③ APECビジネス諮問委員会やAPECビジネスフォーラム等の民間部門の参加。
第9回閣僚会議 〔1997年11月〕 〔ヴァンクーヴァー〕	① 早期自主的セクター別自由化につき、最優先9分野、優先6分野を特定。 ② 個別行動計画（IAP）の改訂及び着実な実施。 ③ 貿易・投資の円滑化の成果として、APEC税関ブループリントを特記。

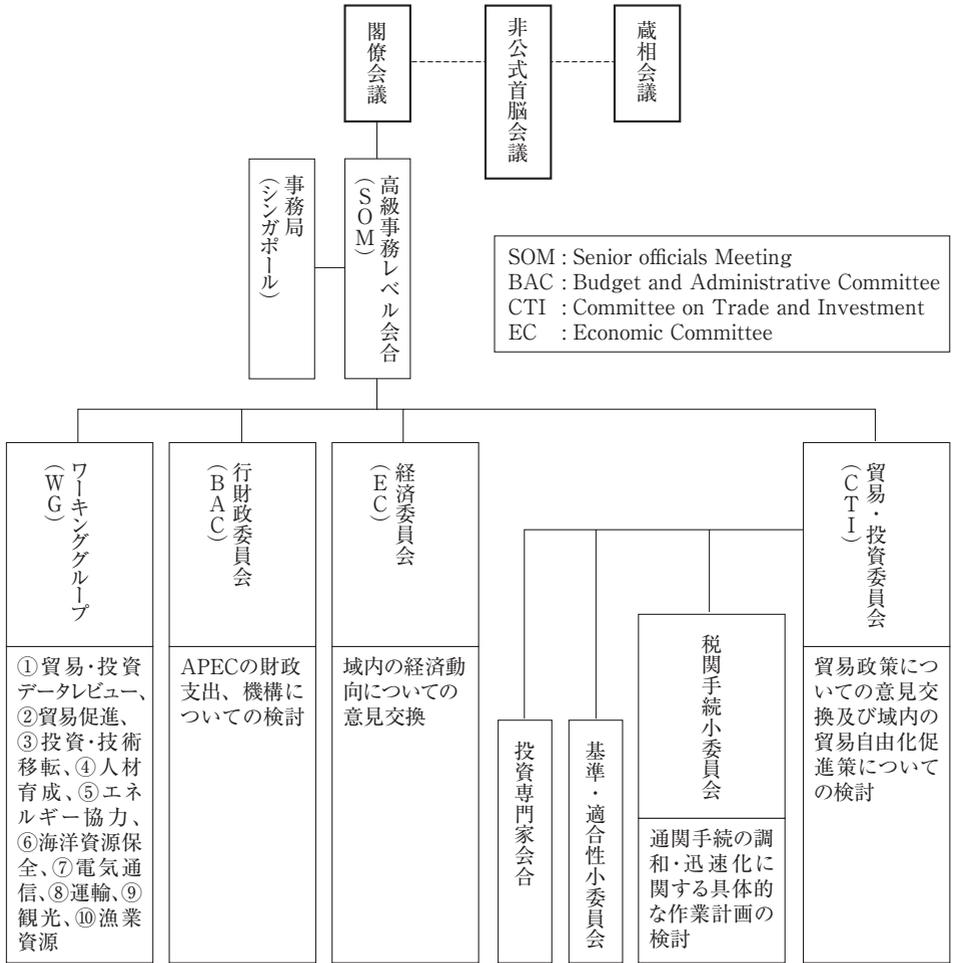
（出所）『関税年報 平成10年版』（平成10年6月30日、日本関税協会）115ページ

## 11-141 APEC首脳会議等の概要

年・議長国	首脳会議・閣僚会議	蔵相会議	その他
1997年 カナダ	<p>【第9回閣僚会議（ヴァンクーヴァー） 第5回首脳会議（ヴァンクーヴァー）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○アジア経済・金融市場について、APEC地域の、長期的な成長のためのファンダメンタルズが、力強いことを確認</li> <li>○マンニラで蔵相・中央銀行総裁代理会合により環状、水産品等の優先9分野及び油糧種子、食品等の6分野を特定</li> <li>○貿易、投資の円滑化の主要成果としてAPEC税関ブループリントを特記</li> <li>○中国等のWTOへの加盟交渉の加速を奨励し、WTO金融サービス交渉の期限内妥結に向けた決意を確認</li> <li>○官民協力によるインフラ整備のため、「インフラ整備官民協力増進のためのヴァンクーヴァー・フレームワーク」を首脳宣言に添付</li> <li>○電子商取引の作業計画の検討の開始、次回首脳会議での報告を指示</li> <li>○ベルモ、ヴィエトナム、ロシアの次回首脳会議からのAPECへの参加が決定</li> </ul>	<p>【第4回蔵相会議（セブ/4月）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○マクロ経済上の課題、自由な資本の流れるための政策協力の整備にインフラ、金融資本市場の整備についての自主的原則、各メンバーの専門知識等を交換する協同イニシアチブを採択、APEC・大蔵省間のコンピュータ・ネットワークの構築の始動につき合意</li> <li>○輸出金融機関間の協力の強化について合意</li> </ul>	<p>【第4回貿易大臣会合（モントリオール/5月）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○個別行動計画（TAP）の改訂についで議論</li> <li>○早期自主的分野別自由化セクター特定作業につき、97年度中の作業の進め方につき議論</li> <li>○WTO金融サービス交渉について、蔵相会合の結論を前段的に支持</li> </ul>
1998年 マレーシア	<p>【第10回閣僚会議（クアラルンプール）・第6回首脳会議（クアラルンプール）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○アジア経済の早期回復に向け、首脳から前向きなメッセージを発出</li> <li>○新習得弊害、日米共同イニシアチブ等のアジア支援策を評価すると共に、国際金融システム強化等の課題に対し具体的施策を呈示</li> <li>○早期自主的分野別自由化につき、自主性の原則に基づき実施することに合意（優先9分野の関税については、WTOでプロセスを開始するようAPECとして努力）</li> <li>○電子商取引推進の重要性及び民間主導の認識を基礎とする「電子商取引に関する行動のためのブループリント」を承認</li> <li>○各フォーラム毎にマネジメントプロセスを自己レビューし、その間はモラトリアム（新フォーラム設立原則禁止）とすることを決定</li> <li>○域内の人材育成のため、「クアラルンプール技能開発行動計画」を首脳宣言に添付</li> </ul> <p>★ ロシア、ヴィエトナム、ベルモが新規参加</p>	<p>【第5回蔵相会議（カナタスキス/5月）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国際金融システム及び各エコノミーの金融システムの強化、通貨・金融危機の社会的影響等につき議論</li> <li>○従来の協同イニシアチブのフォローアップに加え、新たにコーポレートガバナンス化、国内債券市場育成策の検討、資本自由化に関する各エコノミーの経験比較、資金フローのモニタリングに関する実証調査の5つの協同イニシアチブ実施に合意</li> </ul>	<p>【第2回WTO閣僚会議（ジュネーブ）開催（5月）】</p> <p>【第5回貿易大臣会合（クチン/6月）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○早期自主的分野別自由化(EVSL)の取り進め方につき議論</li> <li>○個別行動計画(IAP)の改訂につき議論、金融セクターも含まれることに合意</li> <li>○第2回WTO閣僚会議の成果を評価</li> </ul>
1999年 ニュージーランド	<p>【第11回閣僚会議（オークランド）・第7回首脳会議（オークランド）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○域内経済の早期回復からの回復基調を確認</li> <li>○今後の持続的成長の基盤として市場機能強化の重要性を認識し、「競争と規制改革を促進するためのAPEC原則」の承認</li> <li>○WTO新ラウンドに向けた力強いメッセージを発出</li> <li>○早期自主的分野別自由化(EVSL)のうち優先9分野の関税（ATL：加速化された関税自由化）についてのWTOでの協議を、2000年も続行</li> <li>○国際金融サービス交渉につき、蔵相からの報告を歓迎</li> <li>○「APEC貿易円滑化の成果」を閣僚宣言に添付</li> </ul>	<p>【第6回蔵相会議（ランカウイ/5月）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○構造改革をはじめとするAPEC域内経済・金融資本市場の安定・回復を図るための方策、及び国際金融サービス交渉について議論</li> <li>○新たに破産法についての協同イニシアチブに合意</li> </ul>	<p>【第6回貿易大臣会合（オークランド/6月）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○WTO新ラウンドの保有範囲について合意済課題（農業・サービス等）に加え鉱工業品関税を含めることとに合意</li> <li>○早期自主的分野別自由化(EVSL)と同様WTOに移管することで合意</li> </ul>

(出所) 『関税年報 平成12年版』(平成12年7月19日、日本関税協会) 119-120ページ

11-142 APEC組織図



(出所) 『大蔵省関税局年報 平成8年版』(平成8年8月10日、日本関税協会) 164ページ

11-143 第4回APEC閣僚会議共同声明(仮訳)(抄)

1992(平成4)年9月11日 バンコク

15. より近い時期において、閣僚は、非公式グループにより勧告された4つの提案の実施が作業に有意義な成果をもたらすものであることにつき一致した。閣僚は、高級実務者に対し、以下の4提案を実行するよう

指示した。

- (1) よりよい情報の流れを通じて地域貿易を容易にするためにAPECメンバーの関税に関する電算データ・ベースを、フィジビリティ・スタディーの結果に従って確立する。
- (2) 地域の関税協力理事会(CCC)の活動を考慮しつつ、税関の手続きと慣行を調和させ、容易ならしめるために計画された現

在の地域的活動を調査し、かつ、その作業を促進乃至補完するためにAPEC内で取り得る追加的な手段を勧告する。

(出所)『第36号 平成4年版外交青書』(平成5年)、I資料、4.(4)より抜粋(外務省ウェブ・ページ)

**11-144 APEC非公式首脳会議「APEC首脳の経済展望に関する声明」(仮訳)**  
(抄)

1993(平成5)年11月20日 シアトル

[略]

我々の経済成長は、多角的開放貿易体制を基礎としてきている。このため、我々は12月15日までにウルグアイ・ラウンドを成功裡に妥結するため最大限努力することを誓約する。アジア・太平洋地域は、ジュネーブにおいて可能な限り力強い成果をもたらすため、率先して具体的な措置をとっていく決意である。強化されたGATT体制にAPEC経済が一層参加していくことも、地域協力を更に促進する。  
[略]

我々は、アジア・太平洋において自由な貿易を実現し、世界貿易の自由化を進め、この長期的な目標に向けて進んでいくために具体的な計画を打ち出していくという、APEC賢人会議の報告で提示されている挑戦を歓迎する。我々は、APECが、ウルグアイ・ラウンドの成果をさらに深化・拡大し、域内の貿易と投資の自由化を強化し、基準などの分野を含む域内協力を促進することを目的とした作業にとりかかるよう求める。

[略]

(出所)『第37号 平成5年版外交青書1』(平成6年)、I資料、3.(10)より抜粋(外務省ウェブ・ページ)

**11-145 第5回APEC閣僚会議共同声明(仮訳)**  
(抄)

1993(平成5)年11月19日 シアトル

[略]

**貿易・投資問題**

17. 閣僚は貿易及び投資の自由化がAPECの性格及び活動の要であることを確認した。

従って、GATTと整合した形で多角的貿易体制を強化し、地域的又グローバルな貿易を拡大し、投資のルールと手続きを改善することが、APECの中心的な目的である。ウルグアイ・ラウンドは12月15日までに妥結せねばならない。今後、閣僚はこの目的を達成するために必要な政治的意思を行使することを決意した。このために、閣僚は、ウルグアイ・ラウンドの早期かつ成功裡の終結を求める断固たる声明に合意し、また、追加的かつ具体的な貿易自由化措置(別添1)を実施する用意があることを示すことで、この目的へのコミットメントを明らかにした。APECメンバーは、他のウルグアイ・ラウンド参加者に、同ラウンドの成功裡の終結のための一層の貢献を行うよう求める。

[18.、19.略]

20. 閣僚は、APECメンバーが市場指向的なこの地域のダイナミズムに効果的な支持を与えることが必要不可欠であることを強調した。この関連で、閣僚は関税データへのアクセス改善、貿易への行政的障壁の削減、税関手続きの合理化、基準認証問題への多様なアプローチの調和及び投資の流れの奨励を目的としたRTLグループの提言を支持した。閣僚は、通関の円滑化、APEC投資案内書の出版、地域内の投資に関する民間部門の意向の調査、APEC税関手引書の出版、APEC税関討論会の主催に関する大きな進展を歓迎した。APECのこの分野での重要な作業は、RTLグループに代わる新たな貿易投資委員会によって更に促進されるであろう。

[略]

(出所)『第37号 平成5年版外交青書1』(平成6年)、I資料、3.(9)より抜粋(外務省ウェブ・ページ)

**11-146 APEC非公式首脳会議「APEC経済首脳の共通の決意の宣言」(仮訳)**  
(抄)

1994(平成6)年11月15日 ポゴール

[略]

我々は、世界貿易機構(WTO)の成功裡

の発足を呼びかける。すべてのAPEC経済によるWTOへの全面的かつ積極的な参加及び支持は、我々が多角的貿易体制の強化に向けて主導していく能力に係わる鍵である。我々は、WTOの非APECメンバーに対し、更なる多角的自由化に向けてAPECメンバーと協力していくことすべてを要請する。

6. アジア太平洋において貿易及び投資を拡大するとの我々の目的に関し、我々は、アジア太平洋における自由で開かれた貿易及び投資という長期的な目標を採択することに意見の一致を見た。この目標は、貿易及び投資に対する障壁を更に削減し、我々の経済の間における財、サービスおよび資本の自由な流れを促進することによって迅速に追及される。我々は、この目標をGATTに整合的な方法によって達成するとともに、我々の行動は、我々が引き続き完全にコミットしている多角的レベルでの更なる自由化に向けた力強い弾みとなるものと考え

さらに、我々は、アジア太平洋における自由で開かれた貿易及び投資という目標の達成を遅くとも2020年までに完了するとコミットメントを発表することに意見の一致を見た。実施の速度については、APEC経済間の経済発展段階の違いを考慮に入れ、先進工業経済は遅くとも2010年までに、また、開発途上経済は遅くとも2020年までに自由で開かれた貿易及び投資という目標を達成する。

[略]

(出所)『第38号 平成7年版外交青書第I部』(平成7年)、I資料、3.(6)より抜粋(外務省ウェブ・ページ)

11-147 第6回APEC閣僚会議共同声明(仮訳)(抄)

1994(平成6)年11月12日 ジャカルタ

[略]

貿易及び投資の諸問題

[14. 略]

15. 閣僚は、CTIの下に二つの小委員会、即ち、基準・認証に関する小委員会及び税関手続に関する小委員会を設立することを支

持した。

(出所)『第38号 平成7年版外交青書第I部』(平成7年)、I資料、3.(5)より抜粋(外務省ウェブ・ページ)

11-148 APEC経済首脳の行動宣言(仮訳)(抄)

1995(平成7)年11月19日 大阪

[略]

4. われわれは、世界的な自由貿易を追求することから逸脱するような内向きの貿易ブロックに対し断固たる反対を強調するとともに、開かれた地域協力を堅持していくことにコミットする。われわれは、APECが開かれた多角的貿易体制を率先して強化していくとの決意を再確認する。われわれは、APECメンバーのWTOへのより多くの参加は、一層の地域協力を促進するものと確信する。われわれは、シンガポールにおけるWTO閣僚会議のための準備を含め、WTOの下で共同のイニシアティブを探求する。われわれは、APECが引き続きWTO協定と整合的であることを確保しつつ、貿易及び投資の自由化を着実にかつ漸進的に達成する。

APECメンバー間の貿易及び経済面での緊張が非対立的な方法により解決されることを希望し、貿易摩擦を改善する方法を探求することに強くコミットしている。われわれは、WTO協定及び他の国際協定に基づく権利及び義務に影響を及ぼすことなく、APECの紛争仲介サービスが望ましいことについて意見の一致をみた。

5. われわれは、行動指針の中で、自由化及び円滑化の達成を導く次の一連の基本原則につき意見の一致をみた。すなわち、包括性、WTO整合性、同等性、無差別、透明性、スタンスティル、同時開始、継続的過程及び異なるタイムテーブル、柔軟性並びに協力である。われわれは、閣僚及び事務当局に対し、直ちに具体的かつ実質的な行動計画の策定に着手し、1996年のフィリピンにおける閣僚会議に評価のために提出するよう指示する。行動計画の全体としての実施は、1997年1月より開始され、毎年レ

ビューされる。

この過程に資するため、われわれは、閣僚及び事務当局に対して、情報交換を促進し、透明性を確保し及びそれぞれの行動計画の同等性の達成に向けて貢献する信頼醸成的性質の共同努力たる協議を行うよう指示する。

行動指針は、変化する状況に応じて必要があれば改訂及び改善され得るものである。われわれは、メンバーによる自主性及び共同にイニシアティブに基づく協調的な自由化という独特のアプローチを行動指針の実施のための主要な手段として選択したが、その成功は、われわれ自身の継続的努力、強力な自制及び緊密な協議にかかっている。

6. 相互の尊敬及び平等、互恵及び相互支援、建設的で真のパートナーシップ並びにコンセンサスの形成という大阪行動指針の原則に従い、われわれは、広範な分野における行動指向の経済・技術協力を促進する。行動指針により、APECは、経済・技術協力のための新たなモメンタム及びより広い展望を得た。

前進のためのパートナー（PPF）を含む様々な方途を通じて実施される経済・技術協力は、貿易及び投資の自由化及び円滑化の促進、域内の格差の縮小並びに地域全体の成長及び繁栄の達成に資するものである。したがって、われわれは、政策対話及び共同行動を通じて、われわれが関心を有するあらゆる分野において、域内協力を拡大し、深化していくように努める。

マクロ経済、金融、為替及び資金の流れ、資本市場育成及びインフラ資金調達に関するその他の政策について閣僚レベルにおいて貴重な協議が行われてきた。われわれは、また、電気通信及び情報産業、運輸、中小企業並びに科学技術等の分野における閣僚レベルの貴重な貢献を賞賛する。われわれは、その良き努力が継続されることを希望する。

7. われわれは、自由化及び円滑化を達成するとの確固たるコミットメントを示す当初の措置のパッケージを、それぞれが持ち寄ったことを満足の意をもって発表する。これらの自主的な行動は、APECにおける

自由化に刺激を与え、鼓舞する。これらの行動は、また、例えば関税の引き下げの前倒し、WTO協定の早期実施及び規制緩和の追求を通じたウルグアイ・ラウンドのコミットメントの実施の前倒し並びにウルグアイ・ラウンドの成果の深化及び拡大のための最初の広範なイニシアティブである。これらの措置とあわせて、税関手続の調和及び効率性の向上、相互承認の促進並びに適合性評価能力の向上を含むわれわれの共同行動は、ビジネスに対し直ちに目に見える利益をもたらす。われわれは、非APECメンバーがその後につき、世界の貿易及び投資の自由化の進展を助長するよう求める。

〔略〕

〔出所〕『第39号 平成8年版外交青書第I部』  
I資料、3.(8)口243-246ページより抜粋

## 11-149 第7回APEC閣僚会議共同声明（仮訳・骨子）（抄）

1995（平成7）年11月17日 大阪

### I. 行動指針

- 本年のAPECの活動は、ボゴール宣言の目標を達成するため行動指針の策定に重点を置いた。
- 行動指針案は、経済首脳が定めた目標の達成に向けた各メンバーの自主的コミットメント及び政治的決意を反映。APECの協力の将来の道筋を描く長期的な枠組みを提供するという点で、行動指針が戦略的な意義を有することを強調。
- 行動指針はその第一部を構成する貿易及び投資の自由化並びに貿易及び投資の円滑化、並びにその第二部で取り扱われている経済・技術協力から成る。この3分野はAPECの活動の3つの柱を形成し、相互補完的かつ等しく重要。これら3つの柱の下の活動の重点的かつ統合された形での実施により、この地域の経済的福利が最大化されるとの信念を再確認。行動指針は、その実施過程中、一層の検討により、必要に応じて改訂及び改善され得る。
- 行動指針の第一部は一般原則、自由化及

び円滑化のための枠組み並びに個別分野の行動を含む。一般原則は、包括性、WTOとの整合性、同等性、無差別、透明性、スタンドスタイル、同時開始、継続的過程及び異なるタイムテーブル、柔軟性、並びに協力から成る。

- APECの貿易及び投資の自由化並びに円滑化のためのアプローチは独特のもの。右は経済改革及び自由化に向けたこの地域の際立った動向の上に築かれており、また、多数国間レベルにおける一層の自由化に対する強力な弾みとなることを強調。このアプローチは、協調的自主的行動、共同行動及び多角的行動の組合せから成る。明年のフィリピン共和国におけるAPEC閣僚会議までに、それぞれの行動計画を提出すると各メンバーの決意を確認。これら行動計画は、行動指針の一般原則及び枠組みに従い策定。行動計画は、関税、非関税措置、サービス、投資、基準及び適合性、税関手続等の15分野の個別行動それぞれで定めた目標の達成に向けてとられる措置から成る。(出所)『第39号 平成8年版外交青書』I資料、3.(8)イ240-243ページより抜粋

## 11-150 大阪行動指針 (仮訳) (抄)

1995 (平成7)年11月19日 大阪

### 第1部 自由化及び円滑化 (注1)

#### A節：一般原則

以下の一般原則は、先進工業メンバーについては遅くとも2010年までに、開発途上メンバーについては2020年までに、自由で開かれた貿易及び投資という長期的目標を達成するための行動指針に基づくAPECの自由化及び円滑化の過程全体に適用される。

#### 1. 包括性

APECの自由化及び円滑化の過程は、包括的であり、自由で開かれた貿易及び投資という長期的目標を達成するに当たってのすべての障壁を対象とする。

#### 2. WTO整合性

APECの行動指針に関連してとられる自由化及び円滑化の措置は、WTO整合的である。

#### 3. 同等性

APECメンバーは、それぞれのメンバーが

すでに達成した自由化及び円滑化の全般的な水準を勘案し、貿易及び投資の自由化及び円滑化の全体としての同等性を確保するよう努める。

#### 4. 無差別

APECメンバーは、貿易及び投資の自由化及び円滑化の過程において、無差別の原則を二国間及び多国間のメンバー間で適用し又は適用するよう努める。

アジア太平洋地域における貿易及び投資の自由化の成果は、APECメンバー間の障壁のみならず、APECメンバーと非APECメンバーとの間の障壁をも実際に削減することである。

#### 5. 透明性

各APECメンバーは、アジア太平洋地域における開かれた、かつ、予見可能な貿易及び投資環境を創出し維持するため、APECメンバー間の物品、サービス及び資本の流れに影響を与えるそれぞれの法律、規則及び行政手続の透明性を確保する。

#### 6. スタンドスタイル

各APECメンバーは、保護の水準を高める効果を持ち得る措置をとることを控えるよう努力することにより、着実かつ漸進的な貿易及び投資の自由化及び円滑化の過程を確保する。

#### 7. 同時開始、継続的過程及び異なるタイムテーブル

APECメンバーは、自由化、円滑化及び協力の過程を同時にかつ遅滞なく開始し、自由で開かれた貿易及び投資という長期的目標を達成するため、各メンバーが継続的かつ実質的に貢献する。

#### 8. 柔軟性

APECメンバー間の異なる経済発展段階及びそれぞれのAPECメンバーにおける多様な状況を考慮し、かかる状況より生ずる諸問題を取り扱うに当たり、自由化及び円滑化の過程において柔軟性が認められる。

#### 9. 協力

自由化及び円滑化に貢献する経済・技術協力は、積極的に追求される。

#### B節：自由化及び円滑化のための枠組み [略]

#### C節：個別分野の行動

APECメンバーは、一般原則に従って、個別分野において設定された目的を達成するた

め、個別分野において以下の行動をとる。自由化及び円滑化の過程において、前進のためのパートナー（PPF）を含む様々な手段を通じて、経済・技術協力が積極的に追求される。

## 1. 関税（注2）

### 目的

APECメンバーは、以下により、アジア太平洋地域における自由で開かれた貿易を達成する。

- a. 漸進的な関税を引下げること
- b. APECメンバーの各々の関税制度の透明性を確保すること。

### ガイドライン

各APECメンバーは、

- a. 上記の目的を達成する過程において、APEC域内の貿易動向、経済的関心、並びにこの過程がアジア太平洋地域の貿易及び経済成長に好影響を与え得る産業に関連する部門又は産品を考慮に入れる、
- b. 関税の漸進的引下げが、不当な措置の適用により損なわれないことを確保する、及び
- c. サブ・リージョナルな取決めの結果生じる関税の引き下げ及び撤廃による利益を、すべてのAPECメンバーに対し自主的に供与することを検討する。

### 共同行動

APECメンバーは、

- a. コンピュータ化された関税データベース（APEC関税データベース）を開発し、最新のデータを保持する。その際、この分野におけるWTOでの作業との重複を避け、むしろ右作業を支援する形で、データベース・ネットワークの構築に向けて作業を行う。
- b. 関税の漸進的な引下げがアジア太平洋地域における貿易及び経済成長に好影響を与え得る産業、又は早期の自由化に関し域内産業による支持が存在する産業を特定する。

[2.～5.略]

## 6. 税関手続

### 目的

APECメンバーは、税関手続を簡素化し及び調和させることにより、アジア太平洋地域における貿易を円滑化する。

### ガイドライン

各APECメンバーは、上記の目的の達成に向けた行動をとる。その際、

- a. 税関手続小委員会の行動プログラムの戦略的方向性に沿う。
- b. 上記の行動プログラムの指導原則（FACTS：円滑化、責任、一貫性、透明性、簡素化）を十分に考慮する。

### 共同行動

APECメンバーは、税関手続に関し、以下の分野において共同行動をとる。

### 関税分類の調和

APECメンバーは、1996年までに、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS条約）の原則を採用し又は遵守することにより、関税分類を調和させる。

### 情報の一般の入手可能性

APECメンバーは、1998年までに、税関に関する法令及び規則に加え、行政上のガイドライン、手続及び決定に関する情報を一般に入手可能とする。

### 京都規約に基づく簡素化及び調和

APECメンバーは、1998年を目途として、税関手続の簡素化及び調和に関する国際規約（京都規約）の原則を採用し又は遵守することにより、税関手続を簡素化し及び調和させる。併せて、関税協力理事会（WCO）で行われている京都規約の見直し作業に、同理事会の規則及び手続に従ってAPECメンバーが積極的に参加するよう奨励する。

### UN/EDIFACTを通じたコンピュータ化

APECメンバーは、1999年までに、行政、商業及び運輸のための電子データ交換（UN/EDIFACT）を採用しかつ支持することにより、税関手続のコンピュータ化を推進する。

### WTO協定との整合化

APECメンバーは、

- a. 1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定（WTO関税評価協定）の原則を2000年までに採用し又は遵守することにより関税評価制度を調和させるとともに、可能な場合には技術支援を通じ更なる前倒しを奨励する。
- b. 国境取締りに関し、知的所有権の貿易に関連する側面に関する協定（TRIPS協定）の原則を2000年までに採用し又は遵

守ることにより知的所有権を保護するとともに、可能な場合には、技術支援を通じ更なる前倒しを奨励する。

#### 不服申立規定

各APECメンバーは、2000年までに明確な不服申立規定を導入する。

#### 事前教示制度

APECメンバーは、2000年までに関税分類に関する事前教示制度を導入する。

#### 一時輸入

APECメンバーは、適切な場合には、物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）に加入する等の行動をとることにより、2000年までに貨物の一時輸入のための便宜を供与する。

#### リスクマネジメント手法及び電子商取引システム

APECメンバーは、貨物の通関を円滑化するため、リスクマネジメント手法の導入及び近代的電子商取引システムの適用の可能性を探求する。

#### 共通のデータ要素

APECメンバーは、国際貿易を円滑化するため、貨物の通関処理のための共通のデータ要素をAPECメンバー間で調和させることの実現可能性を探求する。

#### 共通の実地調査

APECメンバーは、共通の尺度の必要性を認識しつつ、貨物の通関の所要時間に関する共通の実地調査の実施に向けて作業する。

#### 実施、技術協力及び人材養成

APECメンバーは、上記の共同行動を支援するため、WTO関税評価協定及びTRIPS協定等の税関手続に関連する協定の実施に特に重点を置きつつ、実施計画並びに技術支援及び人材養成を調整するための枠組みを策定する。

#### ビジネス／民間部門との対話の促進

APECメンバーは、税関に関連する貿易慣行の改善を支援するため、各メンバー内のビジネス／民間部門（輸入業者、輸出業者、通関業者、運送業者等）との対話を促進する。

（注1）自由化及び円滑化は、アジア太平洋における自由で開かれた貿易及び投資という我々の目標を達成するに当たり不可分の性質を有することにより、この部では一体として取り扱われる。この部で取り扱われる経済・技術協力は、自由化及び円滑化を直接支援するものである。

（注2）ここにいう「関税」とは、輸出入関税及び関税割当を指す。

〔略〕

（出所）外務省ウェブ・ページ

#### 11-151 APEC蔵相会合議長声明（抄）

1997（平成9）年4月5日 セブ

#### OTHER ISSUES

23. On Customs Matters. We welcome the substantial achievements of the Sub-Committee on Customs Procedures towards trade facilitation, including technical assistance programs in harmonization and simplification of customs procedures. In this regard, we invite the Sub-Committee to begin exploring new areas of cooperation such as risk management, common data elements for cargo clearance, and express consignments. As many of us have responsibility for customs matters, we recognize the scope for enhancing mutual cooperation in the region not only in the area of trade facilitation and technical cooperation, but also in combating commercial fraud and the illicit trade of drugs and firearms. Trade facilitation and enforcement must be coordinated to establish and maintain a truly liberalized environment. We therefore encourage customs authorities in the region to explore ways of further strengthening cooperation in this field.

（出所）APECウェブ・ページ

[https://www.apec.org/Meeting-Papers/Sectoral-Ministerial-Meetings/Finance/1997\\_finance](https://www.apec.org/Meeting-Papers/Sectoral-Ministerial-Meetings/Finance/1997_finance)

11-152 第9回APEC閣僚会議共同声明別添  
「早期自主的分野別自由化」(仮訳)  
1997(平成9)年11月22日  
バンクーバー

モンテリオールにおいて、APECの貿易担当大臣は、貿易及び投資の自由化をグローバルに促進するための触媒としての活動をAPECが引き続き行っていくべきことを確認した。情報技術合意の成功裡の妥結を確保するに際してAPECが果たした主導的な役割を想起し、彼らはまた、大阪行動指針において掲げられた一般的な原則に従った貿易の自由化においてAPECのリーダーシップと信頼を維持していくとの決意を再確認した。

このため彼らは、「早期の自主的な自由化がそれぞれのAPECメンバー内及びこの地域の貿易、投資及び経済成長に建設的な影響をもたらすであろう分野を特定し、これがいかに達成され得るかについての提言を提出する」とのスーピックにおけるAPEC経済首脳により提示された課題に応じて、早期自主的自由化の可能性のある分野を1997年に特定することで意見の一致をみた。

彼らは、向上したインフラストラクチャー及び持続可能な開発を支援する分野を含むいくつかの分野の自由化の追求の利点を次の点を考慮しつつ、検討するよう実務者に指示した。

- ・円滑化の関税及び非関税の側面及び要素、並びに経済・技術協力を可能な限り包含すること。
- ・APECビジネス諮問委員会(ABAC)を通じたものを含め、可能な限り完全な民間部門からの貢献、協議及び支援
- ・APECメンバーの異なる経済発展段階及び多様な状況を考慮しつつ、APECメンバーの相当部分に支持され、適当な場合には、WTOへの組込みのためのイニシアティブの作成による実質的大勢(クリティカル・マス)

モンテリオールにおいて彼らの意見の一致を見たこのイニシアティブは、個別行動計画(IAP)を補完するものであり、APECの貿易及び投資の指針の実施の鍵である。この数年にわたるプロセスの開始は、この地域の貿

易自由化の実質的な計画に基づく経済成長を促進するとのAPECメンバーの明確なコミットメントを示している。閣僚は、このプロセスがより広範なかつ多角的な自由化と整合性を維持しつつ、またこれを促進するためにその他の行動がとられるべきことにつき意見の一致をみた。

貿易担当大臣の指示に応え、41分野がレビュー及び検討のために提案された。APECメンバーの参加の幅及び候補としてあげられている分野の多様な範囲は、この地域における一層の貿易自由化に対する支持の高さの現れである。われわれは、これらの提案の利点を慎重に吟味し、個別の提案に対する支持の程度、経済的重要性、及び個々の提言毎にこれまで形成されてきたバランスにつき、十分な検討を加えた。メンバー間で最大限の支持を享受している15の提案が特定された。

これらの提案は、以下のとおりである。

- 環境関連の製品及びサービス
- エネルギー部門
- 水産物及び水産加工品
- 食品部門
- 玩具
- 天然ゴム及び合成ゴム
- 林産物
- 肥料
- 貴金属及び宝石
- 自動車
- 油糧種子及び油糧種子製品
- 医療機器及び医療用具
- 化学品
- 民間航空機
- 電気通信端末機器認証手続相互承認取決め(MRA)

われわれは、これらの分野に関して現在実施されている自主的自由化プログラムを追求することにつき意見の一致をみた。われわれは、APECメンバー間で自由化イニシアティブを引き続き促進するとともに、われわれの地域を越えた参加の拡大のための及び、適当な場合には、WTOへの組込みのための基礎とするべく、これらの分野におけるAPECの早期自主的自由化を進展させるとのわれわれのコミットメントを確認した。

バランスのとれた互恵的なパッケージの必

要性を認識するとともに、早期自由化プロセスは、それぞれのメンバーがその参加する分野別イニシアティブの決定につき自由であり続けるとのAPECの自主性原則を基礎として実施されることを想起し、われわれは、そのため、以下の分野における既存の提言に基づき、市場開放及び円滑化のための適切な合意又は取決め並びに経済・技術協力のための措置の策定を要請する。

- 環境関連の製品及びサービス
- エネルギー部門
- 水産物及び水産加工品
- 玩具
- 林産物
- 貴金属及び宝石
- 医療機器及び医療用具
- 化学品
- 電気通信端末機器認証手続相互承認取決め (MRA)

われわれは、これらの各分野に関して、既存の提言をもとにした実施のための措置及び手段の選択を含む対象品目の範囲、柔軟な期間設定、対象となる措置及び実施スケジュールを最終的にまとめることを通じ、これらの提言についての作業を完了させることをメンバーが早急に開始することを経済首脳が承認することを提言する。われわれは、1999年において可能なところから実施を開始するために、1998年の前半にこれらの作業が完了することを望む。われわれは、進捗状況のレビューを継続し、1998年6月のマレーシアのクチンにおける貿易担当大臣会合を含め、1998年前半を通じた全ての適当な機会を活用する。

われわれは、残る6分野における自主的自由化に対し、APECメンバー内で広範な関心があることに留意する。これらの分野における自由化のイニシアティブもまた、メンバーに対し経済的利益を生み出し、バランスのとれた互恵的な結果に貢献するものであるが、これらは一層の準備作業を必要とする。したがって、われわれは、高級実務者に対し、これら残る候補から明年6月のわれわれの評価とレビューのための提案及び明年11月の経済首脳に対するあり得る提言を更に策定するよう指示する。われわれはまた、機会が生じれば早期自主的自由化のための他の分野を検討することにオープンである。

われわれは、いくつかのメンバーの、全ての関税を大幅に削減させ、あるいは「ニューサンス・タリフ」(2%に満たない関税)を撤廃するイニシアティブを歓迎する。われわれは、経済首脳に対し、メンバーが自らの個別行動計画において、そのようなイニシアティブに取り組む選択肢をレビューすることをコミットするよう奨励されるべきことを提言する。

われわれはまた、競争政策や政府調達、知的所有権及び投資といった多くの水平的又は分野横断的な問題に関する作業を進めることに対する多くのメンバーの多大な支持と関心に留意する。したがって、われわれは高級実務者に対し、これら提言を作業計画の中に出て来れば盛り込むことにつき議論を行うことを適当な既存のAPECのフォーラムに委ねるよう指示する。

(出所) 外務省ウェブ・ページ

## 7 ASEM

11-153 ASEM第1回首脳会合議長声明(仮訳)(抄)  
1996(平成8)年3月2日 バンコク

[1.~18.略]

V. ASEMの将来の方向性

19.

[略]

本会合では、また、以下につき検討することが合意された。

- 蔵相会合。
- 政治、経済、社会及びその他の分野での長期的なアジア欧州協力のための原則及びメカニズムを明記したアジア欧州協力の枠組み。
- 特に農業、環境保護、並びに企業の技術面での向上及び改善の分野で技術交流及び協力を促進する研究グループの設立。
- 関税手続き及び不法な麻薬取引防止の分野でのアジアと欧州の関税当局者間のより緊密な協力の形成。
- メコン河流域開発における協力。

[20.略]

(出所) 外務省ウェブ・ページ「ASEM第1回首脳会合」、「ASEM第1回首脳会合議長声明」より抜粋。

11-154 ASEM第2回首脳会合議長声明(仮訳)(抄)  
1998(平成10)年4月4日 ロンドン

[1.~20.略]

ASEMプロセスの前進

21. バンコクで開催されたASEM1の成果に基づき、首脳は、

—投資専門家会合(IEG)の設立を含め、貿易円滑化行動計画(TFAP)及び投資促進行動計画(IPAP)を採択した。

[22.~23.略]

(出所) 外務省ウェブ・ページ「ASEM第2回首脳会合」、「ASEM第2回首脳会合議長声明」より抜粋。

11-155 第2回ASEM蔵相会合議長声明(仮訳)(抄)

1999(平成11)年1月16日  
フランクフルト

[1.~23.略]

ASEM税関協力

24. 蔵相達は、税関協力に関する中間報告書に留意した。蔵相達は、EC及び25のASEM参加国の税関当局の取締権限に関する調査、並びに、民間部門及び税関当局の代表が参加する税関手続の簡素化・調和化に関するセミナー計画を歓迎した。蔵相達は、貿易円滑化行動計画(TFAP)の税関分野における取組みの進展を期待することを強調した。

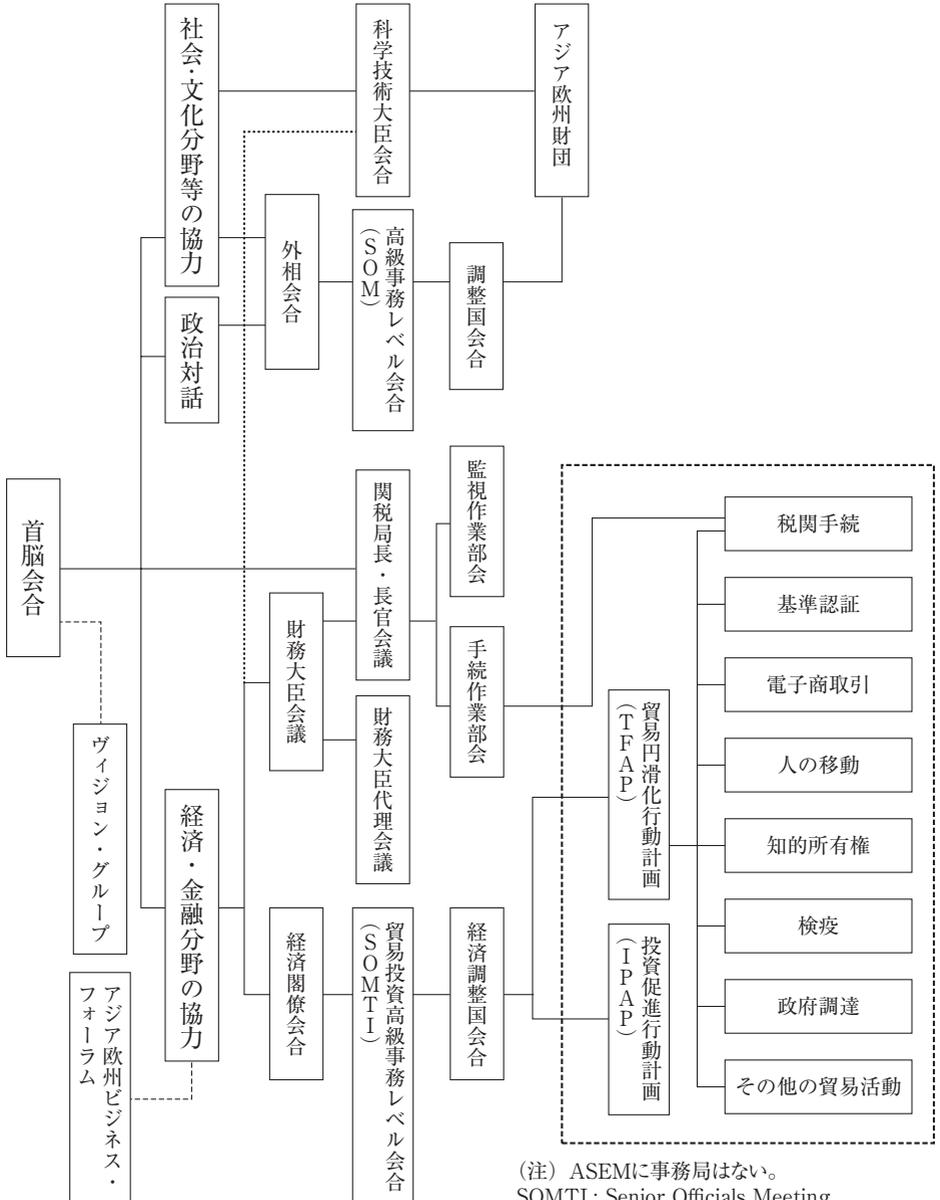
25. 蔵相達は、貿易円滑化及び税関当局による取締りは十分調和される必要があることを再確認しつつ、両分野における、アジア及び欧州の税関当局間の協力の一層の進展を慫慂する。従って、蔵相は第3回関税局長・長官会議の成果を切望する。

[26.~27.略]

(出所) 財務省ウェブ・ページ「ASEM財務大臣会合」、「第2回ASEM蔵相会合議長声明(仮訳)」より抜粋。

11-156 ASEMの枠組み

※ASEM：Asia-Europe Meeting(アジア欧州会合)

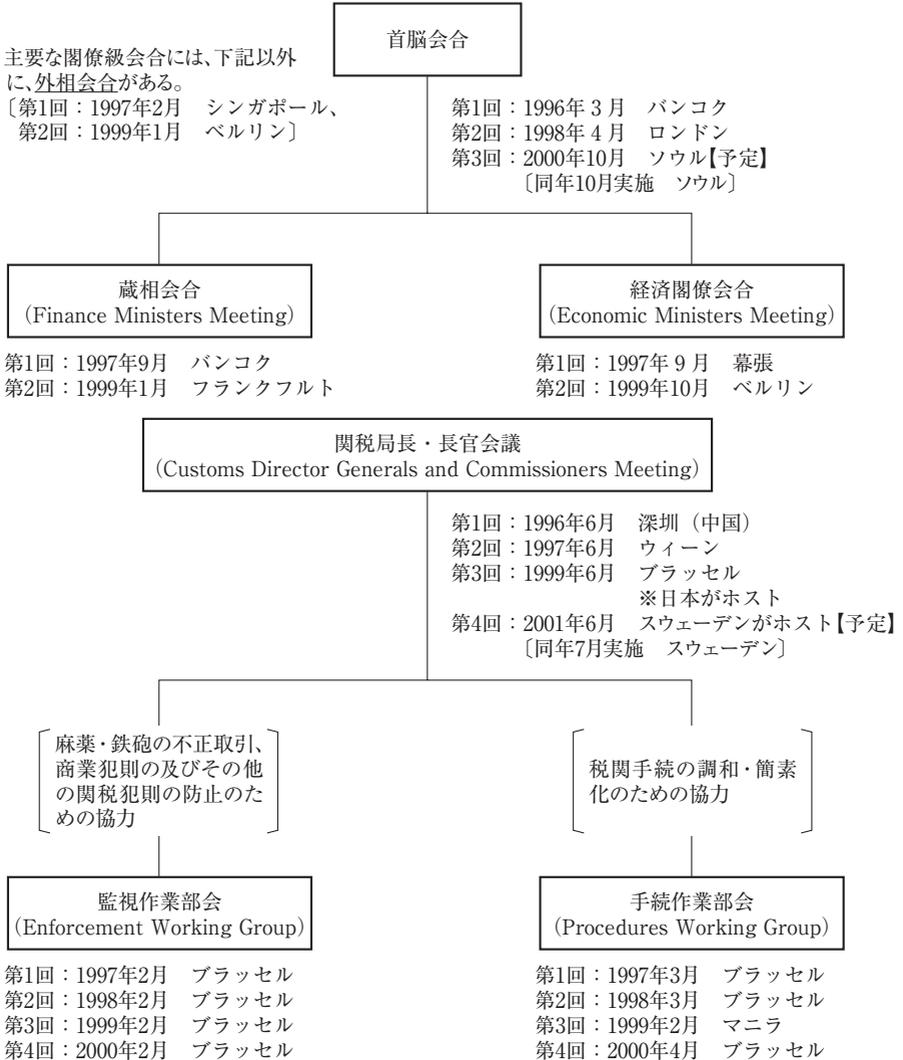


(注) ASEMに事務局はない。  
 SOMTI: Senior Officials Meeting on Trade and Investment  
 SOM : Senior Officials Meeting  
 IPAP : Investment Promotion Action Plan  
 TFAP : Trade Facilitation Action Plan

11-157 ASEMにおける税関協力の枠組み

(注) 主要な閣僚級会合には、下記以外に、外相会合がある。

[第1回：1997年2月 シンガポール、  
第2回：1999年1月 ベルリン]



(出所) 『関税年報 平成12年版』(平成12年7月19日、日本関税協会) 124ページ

## 11-158 ASEMとAPEC

	ASEM	APEC
1. 参加国	〔アジア側〕日本、中国、韓国、ASEAN（タイ、マレーシア、フィリピン、インドネシア、シンガポール、ブルネイ、ヴェトナム） 〔欧州側〕EU（フランス、ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、デンマーク、イギリス、アイルランド、スペイン、ポルトガル、ギリシア、オーストリア、フィンランド、スウェーデン）、欧州委員会 (計26メンバー)	日本、中国、韓国、チャイニーズ・タイペイ、香港、フィリピン、タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア、ブルネイ、ヴェトナム、パプア・ニューギニア、オーストラリア、ニュー・ジーランド、ロシア、カナダ、米国、メキシコ、チリ、ペルー (計21メンバー)
2. 対象	政治・安全保障、経済、その他の協力	経済
3. 組織	首脳会合 外相会合 経済閣僚会合 財務大臣会議 高級事務レベル会合（SOM） その他のフォローアップ （関税局長・長官会議 等）	首脳会議 閣僚会議 財務大臣会議 各種大臣会合 高級事務レベル会合（SOM） 各委員会、作業部会 等 （税関手続小委員会）
4. 略年表	1994.秋 ゴー・チョク・トン・シンガポール首相が提唱 1996.3 第1回首脳会合（バンコク） 1996.6 第1回関税局長・長官会議（深圳） 1997.2 第1回外相会合（シンガポール） 1997.6 第2回関税局長・長官会議（ウィーン） 1997.9 第1回財務大臣会議（バンコク） 1997.9 第1回経済閣僚会合（暮張） 1998.4 第2回首脳会合（ロンドン） 1999.1 第2回財務大臣会議（フランクフルト） 1999.3 第2回外相会合（ベルリン） 1999.6 第3回関税局長・長官会議（ブラッセル） 1999.10 第2回経済閣僚会合（ベルリン） 2000.10 第3回首脳会合（ソウル） 2001.1 第3回財務大臣会議（神戸）	1989.1 ホーク豪首相（当時）がアジア太平洋地域の協議システムの創設を提唱 1989.11 第1回閣僚会議（キャンベラ） 1993.11 第1回首脳会議（シアトル） 1994.3 第1回財務大臣会議（ホノルル） 1994.11 第6回閣僚会議・第2回首脳会議（ボゴール） 1995.11 第7回閣僚会議・第3回首脳会議（大阪） 1996.3 第3回財務大臣会議（京都） 1999.5 第6回財務大臣会議（ランカウイ） 1999.9 第11回閣僚会議・第7回首脳会議（オークランド） 2000.9 第7回財務大臣会議（ブルネイ） 2000.11 第12回閣僚会議・第8回首脳会議（ブルネイ）

(出所) 『関税年報 平成13年版』（平成13年7月31日、日本関税協会）133ページ

## 8 データモデル

11-159 リヨン・サミット経済コミュニケ  
(仮訳) (抄)  
1996 (平成8) 年6月28日 リヨン

[1. ~17. 略]

II. 貿易及び投資の強力な互恵的な拡大の促進  
[18. ~24. 略]

25. 貿易の自由な流れに資するために、我々は、我々の間で税関手続を一層標準化し簡素化するための努力を開始する。文書の画一化と電子的手段による送信の基準ができれば、企業と政府にとって経費は削減され、貿易と開発への障壁が除去されることによりWTOにおける努力が補完され、もって成長が促進されることとなろう。

[26. ~55. 略]

(出所) 外務省ウェブ・ページ「リヨンサミット」、「経済コミュニケ (全文仮訳)」より抜粋。

11-160 デンバー・サミット7カ国声明 (仮訳) (抄)  
1997 (平成9) 年6月21日 デンバー

[1. ~29. 略]

成長するグローバルな貿易及び投資への支持  
[30. ~33. 略]

34. リヨンにおいて、我々は、税関手続の標準化と簡素化への取組みを開始した。我々は、税関業務の専門家に対し、その作業を次の1年間で完了し、我々の次回会合の前に報告を行うよう求める。その報告は、税関及び関連する行政機関がその任務を遂行するに当たり必要なデータの標準化及びそれを電子的に報告する形式の標準化の双方に関する取組みと、税関業務の効果的遂行を阻害しない範囲での提出要求データの最小限化に関する取組みを内容とする。

[35. ~38. 略]

(出所) 外務省ウェブ・ページ「デンヴァーサミットインフォメーション」、「デン

ヴァー・サミット7カ国声明」より抜粋。

11-161 バーミンガム・サミット  
7カ国蔵相結論文書 (仮訳) (抄)  
1998 (平成10) 年5月8日 ロンドン

### 税関手続

19. リヨンにおいて、我々は、税関手続の標準化と簡素化への取組みを開始した。我々はデンバー・サミット以降行われてきた輸出入手続に使用されるデータの調和及び簡素化作業を歓迎し、税関業務の専門家に対し、年末までに税関業務の遂行を阻害しない範囲で当該データを削減し、最小限化するよう求める。我々は税関業務の専門家に対し、電子的な税関申告の標準化及び輸出入に関連して他の関連省庁で要求されるデータについても検討することを含む作業を完成することを求める。我々7カ国は、互いの経験を踏まえ、可能ならば2000年のサミットまでに、合意された輸出入申告データを使用する我々7カ国を含むプロトタイプ又はその他の税関手続を確立するようあらゆる手段を講じる。

20. 我々はまた、法執行当局と国際運送団体との間の協力を強化するために、関税協理理事会 (WCO) の麻薬流入阻止のための税関と貿易業界との協定に関するプログラムについてなされた大きな進展を歓迎する。我々はこの作業が更に進展することを期待する。

[高齢化 21. 略]

(出所) 国立国会図書館ウェブ・アーカイブ・ページ (財務省ウェブ・ページからリンク。)[「バーミンガムサミット」、「G7蔵相会合結論文書 (1998.5.8 ロンドン)』より抜粋。

[http://www.mof.go.jp/international\\_policy/convention/summit/cy1998/ko005.htm](http://www.mof.go.jp/international_policy/convention/summit/cy1998/ko005.htm)